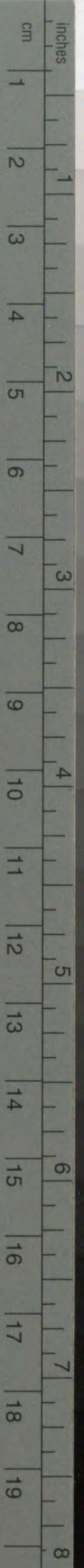


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

593
8

593-8
1200501526701

27. 4. 25

3300/1
March 1950
E



大日本地誌大系

三國地志下



蘆田伊人編

雄山閣版

593-8

大日本三國地志例言

一本卷には、三國地志百十二卷の中、卷之五十七より最終卷之百十二までを収めたり。

一本卷第九十二以後所收の古文書は、校訂上最も困難を極めしものにして、一校を故鈴木圓治氏に、二校を小島鉦作氏に依頼し、東京帝國大學史料編纂所所藏の東大寺文書其他を以て嚴校を施せり。而して活字の校正は雄山閣編輯局湊元克巳氏専ら之を擔當せられたり。茲に謝意を表す。

一本書を刊行するに當り東京帝國大學史料編纂所は架藏圖書の閱覽を許可せられ、伊賀の人村治圓次郎氏の多大の便宜を與へられしことは、洵に感謝に耐へざるどころなり。

昭和七年五月三日

蘆田伊人識

三國地志卷之五十七

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國

建置沿革

【舊事本紀】曰、以天日鷲命爲伊勢國造、即伊賀・伊勢國造
祖、伊賀國造志賀高穴穗朝御世皇子意知別命三世孫武伊
賀別命定賜國造、難波朝御世隸伊勢國、飛鳥朝代割置如
故、

按、成務御宇、武伊賀別命を以、伊賀國造と定めたま
ふものは、全國の任にあらず。大和葛城の國造・駿河
庵原の國造に同じ、一郡について定むるものなり。

○阿直敬 【續日本紀】曰、元明天皇和銅五年九月、伊賀
國司阿直敬、

按、和銅より天平勝寶三年に至る四拾年、任限闕如め
許なるをしらす、姑く史錄にあらはるゝものを選擧す。
下皆倣之。

○陽候瓊 【續日本紀】曰、廢帝天平寶字三年秋七月丁卯

外從五位下陽候史瓊爲伊賀守、

按、寶字三年より八年に至る其間六年。

○久米子虫 【續日本紀】曰、廢帝天平寶字八年冬十月己
丑、以從五位下久米朝臣子虫爲伊賀守、

按、寶字より景雲元年に至る其間十二年。

○葛井河守 【續日本紀】曰、稱徳天皇神護景雲元年八月
戊子、外從五位下葛井連河守爲伊賀守、

按、景雲元年より三年に至る其間三年。

○伊勢子老 【續日本紀】曰、稱徳天皇神護景雲三年六月
乙巳外從五位下伊勢朝臣子老爲伊賀守、

按、景雲三年より寶龜五年に至る其間六年。

○長尾金村 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜五年三月乙巳
以外從五位下長尾忌寸金村爲伊賀守、

按、五年より九年に至る其間五年。

○廣田王 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜九年二月辛巳、
從五位下廣田王爲伊賀守、

按、廣田王と志留志、同年月に除目ある事、其由をし
らす。

○利波志留志 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜九年二月甲
午、以從五位上利波臣志留志爲伊賀守、

按、寶龜九年より延暦二年に至る其間六年。

○尾張弓張【續日本紀】曰、桓武天皇延曆二年二月壬申外從五位下尾張宿禰弓張爲伊賀守、
 按、延曆二年より六年に至る其間五年。
 ○甘南備繼成【續日本紀】曰、桓武天皇延曆六年二月庚申、從五位下甘南備真人繼成爲伊賀守、
 按、延曆六年より十年に至る其間五年。
 ○賀茂大川【續日本紀】曰、桓武天皇延曆十年春正月癸未、以從五位上賀芝朝臣大川爲伊賀守、
 按、延曆十年より弘仁十一年に至る凡三十年。
 ○三原春上【日本後紀】曰、嵯峨天皇弘仁十一歲春正月甲申、任官從五位下藏人三原朝臣春上爲伊賀守、
 按、弘仁十一年より承和六年に至る其間二十年。
 ○島田清田【文德實錄】曰、齊衡二年八月甲子、散位從五位上島田朝臣清田卒、清田者、正六位上村作之子也、承和六年九月爲伊賀守、
 按、承和六年より仁壽二年に至る其間十四年。
 ○藤原關主【文德實錄】曰、仁壽二年春正月壬午、從五位上藤原朝臣關主爲伊賀守、
 按、仁壽二年より齊衡三年に至る其間五年。
 ○紀東人【文德實錄】曰、齊衡三年春正月丙辰、從五位下紀朝臣東人爲伊賀守、

按、齊衡三年より貞觀二年に至る其間五年。
 ○當麻清雄【清和實錄】曰、貞觀二年春正月十六日下卯岡書頭從五位上當麻真人清雄爲伊賀守、
 按、貞觀二年より七年に至る其間五年。
 ○栗田惟雄【清和實錄】曰、貞觀七年春正月廿七日己酉、從五位下行鼓吹正栗田朝臣惟雄爲伊賀守。
 ○兼田確雄【清和實錄】曰、貞觀八年二月十三日己未、伊賀守從五位下兼田朝臣確雄、
 按、惟雄・確雄同字形にして、任中も亦二年の間なれば、若くは同人なるや、其詳なるをしらす。
 ○上毛野綱主【清和實錄】曰、貞觀八年二月十三日己未、從五位下行鼓吹正上毛野朝臣綱主爲伊賀守、
 ○中臣益繼【清和實錄】曰、良觀九年春正月廿四日己酉、從四位上行神祇伯中臣朝臣逸志卒、逸志者左京人也、祖正五位下道成、父從五位下益繼官爲伊賀守、
 按、貞觀九年より十二年に至る其間三年。
 ○上毛野安守【清和實錄】曰、貞觀十二年春正月廿五日戊寅、大炊頭從五位上上毛野朝臣安守爲伊賀守、
 按、貞觀十二年より元慶二年に至る其間十年。
 ○藤原藤宗【陽成實錄】曰、元慶二年春正月十一日丁未、從五位下行大炊權助藤原朝臣藤宗爲伊賀守、

按、元慶二年より仁和二年に至る其間九年。
 ○八多清直【陽成實錄】曰、仁和二年春正月十六日丙申、從五位下八多朝臣清直爲伊賀守、
 按、仁和二年より天慶九年に至る凡六十二年。
 ○橘敏仲【作者部類】曰、中納言公賴男伊賀守、天慶九年十一月正五位下、天曆元年卒、
 按、天慶九年より長徳四年に至る凡五十三年。
 ○源扶義【倭論語】曰、源扶義公、宇多天皇第八皇子敦實親王男、天曆五年七月九日生云々、長徳四年七月廿五日薨云々、伊賀守守護、
 按、長徳四年より寛弘六年まで其間十二年。
 ○藤原長能【作者部類】曰、伊勢守倫寧男、寛弘六年任伊賀守、
 按、寛弘六年より八年に至る其間三年。
 ○源爲憲【作者部類】曰、筑前守憲輔男正五位伊賀守、寛弘八年八月卒、
 按、寛弘八年より長元三年に至る其間廿年。
 ○藤原信經【東大寺古文書】天養元年三月、國守從五位上藤原朝臣信經、
 按、天養元年より二年に至る。
 ○源清忠【台記】曰、天養二年正月廿二日除目、大和守

源清忠遷任石見守件石見攝政殿親吏務、本賜備前・伊賀、今又加賜之、前後相合三ヶ國、
 按、天養二年より久安五年に至る五年。
 ○藤原信經【台記】曰、久安五年十月御元服之事、伊賀守信經、
 按、久安五年より平治元年まで其間十一年。
 ○平經盛【源平盛衰記】第一清盛一族、平治元年十二月廿七日に經盛伊賀守、
 ○源光基【平治物語】源氏勢、伊賀のかみ見つもと、
 【武家大系圖】曰、清和天皇末葉出羽守光信男伊賀守光基、
 按、平治元年より承安二年まで其間十四年。
 ○源仲綱【百練抄】曰、高倉院承安二年七月八日、伊賀守源仲綱、
 按、承安二年より五年に至る。
 ○前司雅亮【玉海】曰、承安五年春、伊賀前司雅亮、雅職子、
 按、承安五年は安元元年なり、治承二年まで四年。
 ○平經俊【玉海】曰、治承二年正月廿六日、被勞帳任之儀、醫博士伊賀守從五位下平朝臣經俊、
 按、治承二年より四年に至る。
 ○小槻隆職【玉海】曰、治承四年春除目、大夫史伊賀守

正五位下小槻宿禰隆職、

按、治承四年は養和元年なり。

○平宗盛 【大日本史】曰、宗盛、養和元年正月、爲畿内及伊賀・伊勢・近江・丹波等總管、

按、養和元年より壽永三年に至る其間四年。

○源惟義 【東鑑】曰、壽永三年甲辰三月廿日己酉、去夜著御北條、今日大内冠者惟義可爲伊賀國守護之由、被仰付之云々、

按、壽永三年より元久三年に至る其間廿二年。

○源惟信 【大日本史】曰、大内惟信、修理大夫惟義子也、元久中、叔父朝雅見誅于京師、惟信代補伊賀・伊勢守護、

按、元久より承元四年に至る其間六年。

○藤原朝光 【東鑑】曰、從五位上行伊賀守藤原朝光、散位光卿男、承元四年三月十九日任伊賀守、

按、承元四年より建保二年に至る其間五年。

○佐藤名嗣 【東鑑】曰、建保二年九月十四日庚午、晴、亥時、佐藤伊賀前司頓滅、

按、建保二年より文曆元年に至る其間廿一年。

○新田義成 【大日本史】曰、屬平氏在京師、及賴朝起、來歸鎌倉、賴朝嘉之、特命近侍、爲伊賀守、叙從五位下、

按、文曆元年より建長五年まで其間廿年。

○藤原時家 【東鑑】曰、建長五年、小田伊賀前司時家、【諸家大系圖】曰、藤原知家小田筑前守、栗田關白道兼公末孫、男時家、號小田、法名道圓、十郎伊賀守、

按、時家より下に三代伊賀守あり。建長五年より文永二年まで其間十三年。

○平家政 【東大寺古文書】文永二年六月伊賀國守護代家政子息左衛門尉平政氏、

○八田時家 【大日本史】曰、時家別稱高野氏、除伊賀守、文永中爲評定衆、

按、文永二年より正安二年に至る凡三十六年。

○千葉介胤宗 按、正安二年、三田平等寺舊案にあり。亦樂音寺舊記に、元弘年中當守護殿下千葉介と云々自正安二年至元弘元年三十二年

○平入道名嗣 【樂音寺舊記】云、元弘後、又山田入道爲國司、亦云、山田禪門爲當國國司來時、供料寄附狀案、建武元年十二月九日、又云、禪門重國領寄附狀案、建武二年卯月三日、自元弘至建武四年

○仁木名嗣 【樂音寺舊記】云、建武四年七月十四日、仁木禪門爲當國守護、送當寺狀案、

按、建武四年は延元二年なり。

○里見時成 【大日本史】曰、後醍醐天皇延元二年丁丑春正月十一日癸丑、伊賀守里見時成、大平

按、延元二年より曆應三年まで其間五年。

○篠塚某 【大日本史】曰、篠塚某武藏人也、自稱島山重忠六世之孫、勇銳多力善射精擊劍、爲伊賀守、有女、稱伊賀局、勇壯有父風、

按、篠塚伊賀守は新田義貞の股肱なり、曆應三年義助に相從て處々忠を竭す、曆應三年より康永三年まで其間五年。

○大中臣爲實 【園大曆】曰、康永三年除目伊賀守大中臣爲實、

按、康永三年より貞和二年まで其間三年。

○源助盛 【園大曆】貞和二年除目伊賀守源助盛、

按、貞和二年より四年まで其間三年。

○藤原忠興 【園大曆】曰、貞和四年除目伊賀守藤原忠興、

按、貞和四年より觀應二年まで其間四年。

○千葉介貞胤 【東大寺古文書】云、觀應二年四月十九日、千葉介殿云々、

按、觀應二年より嘉吉二年まで凡九十二年。

○藤原雅兼 【康富記】曰、嘉吉二年十月、奉幣諸社使伊賀守藤原朝臣雅兼、

按、嘉吉二年より享祿二年まで凡八十八年。

○仁木義視或作了 按、享祿二年江州箕作より此に移る、享祿より天正七年まで凡五十六年。

○北畠信雄 按、天正七年より同十年に至り本國平定して、十年より伊勢半國と本國を領め、守護代として脇坂安治を長田の市場に居館させて國務を治めしむ。天正十年より十二年に至る其間三年。

○筒井定次 按、豐太閤治世の日、信雄の領地を除て定次を守とし羽柴伊賀守とす、十萬五百四十石を領。天正十二年より慶長十三年に至り凡廿五年。

再按、紀貫之・甲賀兼家・橘成忠等、本國の刺吏たりといへども未本據をしらず、故に其傳説を爰に記して後の考を俟つ。

○藤堂高虎 按、慶長十三年始て封せられ子孫奕世襲封。

○藤原御楯 天平寶字五年春正月壬寅、授刀督從四位上藤原朝臣御楯爲兼伊賀・近江・若狹按察使、

○良岑清風 【三代實錄】曰、貞觀四年、良岑朝臣清風拜伊賀介、

○韓人眞貞 【三代實錄】曰、貞觀八年夏四月、伊賀權目正六位下、

○鞠人眞貞 ○藤井助遠 【玉海】曰、安元三年除目伊賀目正

六位上藤井宿禰助遠、内堅天曆籍

○安部重久【玉海】曰、治承三年、伊賀大掾正六位上安部朝臣重久、大舍人番長

○田口武永【玉海】曰、治承四年、伊賀目正六位上田口宿禰武永、春除目

○藤原光秀【倭論語】曰、藤原光秀、秀卿十代從五位下伊賀守朝光男也、承久三年云々、號伊賀判官、

○大江米久【園大曆】曰、康永三年、大江米久權目伊賀、能登、右兵衛督藤原朝臣當年御給

○大江行爲【園大曆】曰、貞和五年、伊賀權掾大江行爲、新院當年御給

○藤井松久【園大曆】曰、貞和五年、伊賀少掾大井松久、春御給

○大江重時【園大曆】曰、貞和五年、伊賀小目大江重時、愛田春除目

○春秋富【親長記】曰、明應六年、伊賀掾春秋富、權中納言經當年給に合

○教高【體源鈔】曰、永正九年、伊賀判官代教高、原統秋撰

三國地志卷之五十七終

三國地志卷之五十八

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國

州名

【倭姬命世記】曰、伊賀國、天武天皇庚辰歲七月、割伊勢國四郡、立彼國、扶桑略記同

【延長風土記】曰、伊賀國者、往昔屬伊勢國、大日本根子彦太瓊天皇御宇癸酉年、分而爲伊賀國、本此號

者伊賀津姫所領之郡也、仍爲郡名、亦爲國名、西限高師川、東限家富唐岡、北限篠嶽、南限中山、土地中肥、而民用有山川足業樹木中材、出名石異禽異鳥等、

按、【延長風土記】、孝靈天皇の御宇、伊勢國を分て伊賀國とす、【世記】【略記】に書すところと同からず、【神功紀】に、本國阿波郷を伊勢淡郡とすれば、當時未だ本國と伊勢と分れざること明けし、世記の説實を得たり。

西限高師川とは、島ヶ原村の地界、今山州大河原に屬す。東限家富唐岡とは、家富唐は加太にして拓植村の

有此號、東限佐與川、西限樫淵、北限篠嶽、南限岸村、松竹藥草多出之、中田也、山數四十二、河數源派共十五里、郷庄保總六十三所、

按、佐與川、樫淵、岸村並に詳ならず、篠嶽のことは上に出す。

【總國風土記】曰、阿拜郡、中名山七、岡九ヶ、河七、川五、泉二、宮前十一、寺院九、墳墓五、東限加太山嶺、西限上野岡、南限大野木山、北限三田山、貢杉、樟、雌松、梅桃實、山菜、蕘、香薷、茯苓、松脂、鶴、雁、鴨、鶯、鷺、鮒、鮎、鱸等、亦貢鹿革及甲冑、弓矢等、

按、加太嶺は勢州の地界にして、拓植村にて奥山と云是歟。上野岡は今の上野府下の地是なり。大野木山は大野木村の山なり。三田山とは三郷山なり、今の三田村の山にはあらず。

○山田郡【風土記】曰、山田郡下郡也、東限爾保河、西限河野、南限葭塚、北限澤田、神日本磐余彦天皇御宇、葉史道守之所知也、其時屬伊勢國郷名也後爲郡昔日多出松竹、中古廢貢焉、

山數三十七、河數源派共七里、郷庄保總數五十三處也、按、爾保川は上阿波村の地、長野峠の西にあり。河野は今の野畑の地是ならん。葭塚詳ならず。澤田は甲野村にあり。

界、今一箇屋と云小邑、是勢州に屬す、北限篠嶽篠嶽は、今三郷山と稱して江州磯尾村と本國北曾河内村の界にあり。南限中山とは、名張郡北龍口村と和州南龍口村の界にある中山是なり。

○白鳥乃伊賀 按、年號祥瑞に由るもの、白雉・朱鳥・慶雲・靈龜の類、皆國史實錄に見はる、獨り白鳳の出ること史錄に載せず、竊惟、壬申の亂、兵を擧るの始、黒雲の祥を見るものは本國の横河にして當時駐驛を此處處に傳ふ、是時尙伊勢の分内なり、而して山田郡鳳凰寺村古名竹原郷と云、此地白鳳を出すと云へども、分

争の世、國瑞を奏するの時にあらず、史の文を闕くと宣なるか、定鼎の後九年に至て、勢、賀分割の時、白鳳の出るは西賀の地なるを以、爾後冠辭として此國を稱するなるべし。鳳の訓、止里にして戦功のたつ是國に始まり、時に此瑞あるを以、紀元となれるなるべし。

郡名

○阿拜郡【天平風土記】曰、阿盃郡、此郡始屬伊勢國云々阿波庄、天照大神自天下之阿波玉給、五穀長蔓、故名阿波、謂阿盃者音謬也、又云、阿拜謂阿倍者、此處爲國府、其府務之宅地謂阿倍、故今謂阿倍郡者、其此言謬也、【延長風土記】曰、阿拜郡中郡也、往昔阿辨忌寸死此、有墳、仍而

○上野大城 按、文祿年間、伊賀守筒井定次始て築き此にあり。慶長十三年奥州岩城に謫せられ、此年先君高山廟此に守として至今世襲。

風俗

【人國記】曰、伊賀、當國の風俗は伊勢の國に等し、下伊勢の國に詳也。されども、すこしは意地の善ところもあり。其風かざりを專として根の遂ることなきとなり。

按、南國四方皆山にして、川も亦おほし。寒暑中正なり。民俗本出の所説今もたがはず。

【續日本紀】曰、養老六年三月辛亥、伊賀國金作部東人中略等合七十一戸、雖姓涉雜工、而尋求本源元來不預雜戸之色、因除其號從公戸、

○伊賀專女 【源氏物語】東屋曰、ことさらにいがとうめ【岷江入楚】曰、伊賀・伊勢のことわざに、中とちをとらめといふ、といへり、又土佐日記には、おきなひとりと、うとめひとりある中に、あはちとめといはる人のよめる、とあり。

【新猿樂記】曰、伊賀專之男祭叩ハレクホ 匍若本舞、

按、刀自女度姥賣置目等老嫗の名なり。古語に、物の一むきなることをたうめといへば刀自・姥・專女、皆絶經の婦人を稱するなるべし。伊賀專女と稱する、其由縁は詳ならざれども、古よりいへる名目あるを以、風

赦天下云々、其伊賀國司目已上進位一階、出瑞郡免庸、獲瑞人戸給復三年、

【續日本紀】曰、和銅六年十一月辛酉、伊賀・伊勢・尾張・參河・出羽等國言、大風傷秋稼、調庸並免、但已輸者以稅給之、

養老二年三月壬申、行幸美濃國禮泉、己丑行所經至美濃・尾張・伊賀・伊勢等國、郡司及外散位已上授位賜祿、各有差、

天平九年秋七月壬午、賑給伊賀云々、三國疫飢之民、天平十三年九月乙卯、大養德國、伊賀・伊勢・美濃・近江・山背等國、供奉行官之郡、勿收今年之調、

天平寶字元年夏四月辛巳、伊賀云々、等國、兵士并防人・鎮兵・衛士・火頭・仕丁・鼓吹戸人・輸車戸頭並免今年田租、

同七年五月癸丑、伊賀國疫、賑給之、天平神護元年三月庚子、伊賀・出雲國飢、賑給之、寶龜四年五月己丑、伊賀國疫、遣醫療之、

【日本後紀】曰、延曆廿四歲十二月壬寅、伊勢・伊賀等國、殊免當年庸許之、

弘仁十四歲五月戊午日暮、賜祿賑給伊賀國飢民、【日本紀略】曰、康保丁卯四年五月廿日戊申、五畿内并伊

俗の次にあぐるのみ。

祥異

【風土記】曰、伊賀郡浮田山、昔日出白狼之地也、按、【延喜式】曰、白狼金精也、上端云々、

【風土記】曰、山田郡里山、譽田御宇、此山燒數月、越年不消、【延長風土記】曰、阿拜郡阿波山出松・竹・杉・檜、昔日觀松彦香殖稻天皇御宇、出六足猿、于今有其洞、號麻志野、

按、猿野村にあり、其洞今は廢してなし、地名を大森と云此處なりと云。其猿のすみし處を片股と云、今山神の社地なり。

【續日本紀】曰、大寶二年九月癸未、遣使於伊賀・伊勢・美濃・尾張・三河五國・營造行宮、十一月丁亥、至伊賀國・行所、經過尾張・美濃・伊勢・伊賀等國、郡司及百姓、叙位賜祿、各有差、同三年八月戊午、伊勢・伊賀二國、蝗、同十二月、是年夏、伊賀・伊豆二國、疫、並給醫藥・療之、

【續日本紀】曰、元明天皇和銅五年秋七月壬午、伊賀國獻玄狐、九月己巳、詔曰、朕聞舊者相傳云、子年者穀實不宜、而天地垂祐、今茲大稔、古賢王有言、祥瑞之義無以加豐年、況復、伊賀國司阿直敬等所獻黑狐、即合上瑞、其文云、三者治致太平、則見、思與衆庶共此歡慶、宜大

賀・伊勢國等廿六ヶ國、可立率都婆六千基之由、被下宣旨、高七尺徑八寸、依天皇御惱也、

租稅

【延喜神祇式】曰、凡諸國送納調庸、并請受京庫雜物、積貯寮庫支配雜用、庸米一千六百六十七石五斗、伊賀三百三十二石

又曰、凡大嘗會雜用料稻者、國別充正稅一萬束、又内藏寮曰、絲四千七百七十四約、調三千百八十約、白絲二千八百八十約、色絲三百三十八約、伊賀國所進

又民部曰、年料別納租穀、伊賀國石、右各別納租穀内、隨官府到、充位祿季祿衣服等料、年料別貢雜物、伊賀國^{紙麻五}、右別貢雜物並依前件、自餘雜藥見典藥式、其運送係夫、各給路粮、交易雜物、伊賀國^{白絹十二疋、鹿皮廿張、樟}、右以正稅交易進、其運功食並用正稅、

【續日本紀】曰、養老六年九月庚寅、令伊賀・尾張・近江・越前・丹波・播磨・紀伊等國、始輸錢調、

【延喜主計】曰、凡貢夏調絲者、伊賀三百約、七月三十日以前納訖、東海道伊賀國調、一窠綾三疋、二窠綾一疋、絹二百疋、數内輸白絹十疋、練絲二十約、練絲一百約、國以條夫練染夫三餘輸絹國皆准此、練絲二十約、練絲一百約、練染餘皆准此、三

百紬、夏夏調自餘輸絲・布、庸白木鞆櫃九合、自餘輸米・中男作物、紅花七斤八兩、紙・茜・胡麻油・蜀椒ナレハシカミ、伊賀國正稅公廩各十三萬五千束、國分寺料五千束、文殊會料一千束、修理溝池料一萬束、堰河坊料一千束、救急料三萬束、

凡五畿内、伊賀國等、地子混合正稅、

祿物價法、畿内、絹一疋、直稻卅束、絲一約六束、綿一屯三束、調布一端一五束、庸布一段九束、鉄一口三束、鐵一挺五束、伊賀・伊勢・志摩・相模四ヶ國、絹六十束、絲十束、綿六束、調布卅束、庸布廿束、鉄三束、鐵七束、驛馬直法、伊賀等十五國、上馬三百束、中馬二百五十束、下馬二百束、其傳馬直者各遞減五十束

驛馬死損、山城・河内・攝津・和泉・伊賀中略等五十國、十分許損二分、

凡驛馬不用直定別稻卅束死皮直張別五束、

諸國運漕雜物功賃、伊賀國、歌別稻六束、右運漕功賃、並依前件、其路粮者各准程給、上人日米二升鹽二勺、下人減半、又省、兵部曰、諸國健兒、伊賀國三十人、

諸國器械、伊賀國、甲一鎗、横日四口、弓二十張、征箭四十具、胡録四十具、右每年所造具依前件、其様仗者、色別一ヶ、附朝集使進之但、其伊

賀中略等國、不在進限、
又宮内曰、諸國所進御贄、伊賀中略等十一國、同三節雜給料付大膳職、右諸國御贄、並依前件、者即檢領、各付所司、又大膳曰、諸國貢進菓子、伊賀國甘葛煎一計、右依前件、其數臨時增減隨到檢收附内膳司、但甘葛煎直進藏人所、

三國地志卷之五十八終

三國地志卷之五十九

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國 阿拜郡

鄉名

○柘植 【總國風土記】曰、柘植、公穀七百二十六束三毛田、假粟五百九十六丸二字田、貢梅・桃・橘・柚・柴胡・黃芩、

按、【天武紀】積殖に作り、【倭姫世記】云都美惠是なり。

【風土記】植柘に作り、【盛衰記】植柘に作るものは顛倒或は誤字のみ。天平・勝寶・永保・永久等の年間、東大寺古文書、阿拜郡柘植郷に作る、植恐くは誤寫ならん。

【倭名鈔】柘の訓豆美、今柘植に作りて黃楊の訓とするものは古義にあらず。今上柘植、下柘植、野村・愛田・新堂・御代・楯岡・小杉・柏野・上村、是を呼で柘植郷と云。

○河合 【總國風土記】曰、阿拜郡河合郷、公穀六百七十二束三字田、假粟六百五十二丸、貢梅・樟・雌松・雉子・鷲等、

按、東大寺古文書、阿閉郡河合郷、今河合・馬田・千貝・田中・石川・圓徳院・波鋪野・馬場・西澤、是を河合郷と云。

○卯代今廢 【物國風土記】曰、阿拜郡卯代郷、公穀四百六十二束三毛田、假粟三百三十二丸、貢松・梅・竹・梨等、按、今村名に存す。

○服部 【總國風土記】曰、阿拜郡服部郷、公穀七百九十二束三字田、假粟七百九十六丸三字田、貢梅・竹・橘・柚・甲冑及諸武器等、

按、今服部・羽根・高島・寺田・荒木・西明寺、是を服部郷と云。

○三田 【總國風土記】曰、阿拜郡三田或箕、公穀五百七十二束三字田、假粟四百六十九丸二毛田、貢桑・麻・竹籠・棋磐等、

按、東大寺古文書、阿拜郡三田郷云々、今三田・大谷・音羽・比會河内、丸柱、是を三田郷と云。

○新居 按、【續日本紀】新家と云是也。今西山・西村・東村・夙野間、是を新居郷と云。

已上、【和名鈔】に出る所なり。

○長田 【總國風土記】曰、伊賀郡長田郷、公穀四百二十八束、假粟三百六十一丸、貢雌松・梅・櫻・松茸・黃茸・柴

胡・黄岑等

按、東大寺古文書、阿拜郡長田郷云々、舊伊賀郡に屬す。今更て本郡に移載す。長田・朝屋・木興・大野木・法華・大内庄是を長田郷と云。

○小田 按、今小田・上野町農人・久米・淺宇田・四十九、是を小田郷と云。

○府中舊作國府 按、西條村に存す。東條・西條・土橋・山神・卯代・坂下、是を府中郷と云。

○一宮 按、今一宮・千歳・佐那具・外山、是を一宮郷と云。

○北五箇 【准后伊賀記】曰、當家領地玉他義郷、五藤淵・中村・鞍川・山下・河田、

按、今玉瀧・内保・西湯舟・友田、上中下三村を一郷とす是を北五ヶ郷と云。

○島ヶ原 按、【准后伊賀記】島ヶ原郷云々。大道・奥村・中屋・河南・中村、是を島ヶ原郷と云。【風土記】伊賀郡に屬す、今更て本郡に移載す。

○壬生野 【東鑑】曰、壽永三年五月廿四日、左衛門尉藤朝綱、拜領伊賀國壬生野郷地頭職、

按、今川東・川西・山畑、是を壬生野郷と云。已上七郷に上の五郷を合して十二郷、今存する所なり。

○音羽今廢 【准后伊賀記】曰、音羽郷、按、今村名に存す。

村里

○上野 兼良公【美濃道の記】曰、廿八日、菩提寺を立て、上野小田などいふ所をとる。

按、【惣國風土記】上野岡と云。上野村里、今呼て農人町と云。

○小田 按、東大寺古文書、阿拜郡小田村云々、

○久米 ○淺宇田、東大寺古文書、作安作小田村、○四十九、按、僧行基、國別に一箇の精舎を造立し、兜率四十九院を擬す、これより邑名となる。

○長田附鬼子、射手、【延長風土記】曰、伊賀郡長田里、上田也、

【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡長田里、【國名類聚】に、民の戸のけふりぞ風になびきゆく、すえは長田の里の蚊遣火。

【延長風土記】曰、伊賀郡射手里、中肥也、【准后伊賀記】曰、當家領地射手村五保荒廢、

按、古伊賀郡に屬す、今更て本郡に移載す。

○朝屋 【延長風土記】曰、伊賀郡鳥屋里、中肥也。【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡朝野里、【類聚國寶抄】に、此郡のうちに、とや野の里といふ所あり、朝野・鳥野の音ちかければ、聲にてとなへきたるにや。

按、此里名區なり、山川部に載す。古伊賀郡に屬す、今更て本郡に移載す。

○木興 ○大野木 【延長風土記】曰、伊賀郡大野木里、下肥也、

按、【永閑伊賀名所記】大乃木村云々、舊伊賀郡に屬す、今更て本郡に移載す。

○法華 按、法華寺あり故に名く。

○大内下莊 ○西山 ○西村 ○東村

○夙 按、夙村民専はら藍染を業とす、故に他邑の平民賤惡して、交游をはゞかる、屠家に類す。

○島ヶ原附早 【延長風土記】曰、伊賀郡島ヶ原里、中肥也、

按、東大寺古文書、島原保と云是也。【准后伊賀記】云、早雄村は島ヶ原の川東に有と、今の川南の事ならん。

○三田 【惣國風土記】曰、阿拜郡三田岡、出薯預・橋柚、按、【准后伊賀記】に、淺子井村と云、是なり。

○大谷 ○音羽 ○比曾河内 ○丸柱

○服部 【延長風土記】曰、阿辨郡服部里、中肥也、【兼良公美濃の道の記】曰、服部川をわたりて、菩提寺に

とひら路もきのふもけふもくれはとり、あやにこひし

きならのふるさと。

○羽根 ○高島 ○寺田 ○荒木 【延長風土記】曰、阿辨郡荒木里、下肥也、

按、【古今著聞集】に、荒木里云々。

○西明寺 ○東條 ○西條東西二區今云國府

○土橋 【准后伊賀記】曰、當家領土橋、

○山神伊賀記作矢上 ○印代 【延長風土記】曰、阿辨郡印代里、下肥也、

○坂下 按、上寺山の麓にあり、故に名く。

○一宮 【准后伊賀記】曰、公田、分一宮村、千座村、佐那具村、靱尾村、此外三十八ヶ所有別帳云々、

○千歳舊作千座 【延長風土記】曰、阿辨郡千座里、中肥也、敢國明神之攝社、多居此里、故有此名、【准后伊賀記】曰、公田、分千座村、

按、【頓阿十樂菴記】千座村、神供などをと、のふる所云々。東大寺古文書、阿拜郡印代郷千歳院垣内、

○佐那具舊作實古 【延長風土記】曰、阿辨郡實古里、中肥也、【准后伊賀記】曰、公田、分佐那具村、

按、【頓阿十樂菴記】佐那具村云々、

○外山 ○河合 按、【頓阿十樂菴記】河合云々、

○馬田 ○千具 ○田中 ○石川 ○國徳院 ○波鋪野
舊石川 支郷 ○馬場 ○西之澤 ○上柘植附藏部天武紀作倉歷 ○中柘

植 ○下柘植 【延長風土記】曰、阿辨郡柘植里、中肥也、
【永閑伊賀名所記】曰、阿拜郡柘植【國名類聚】に、年の始、
わたくらのわさとて、伊勢よりの歸るさに、伊賀のつけ
と云所にて。
宮古にも抵らぬさきより鶯の、枕にすげの宿の明ぼの。

祭主 公長

【准后伊賀記】曰、當帝領藏部、

○野村 ○愛田 ○新堂 ○御代 ○楯岡 ○小杉

○柏野 按、東大寺古文書、柏野莊、此地古昔市あり。

○上村 按、東大寺古文書、玉瀧郷上毛田村と云、是
ならん。

○楯山或作眞木山 玉瀧 【延長風土記】曰、阿拜郡玉他儀里、
中止肥也、

【兼良公みの、道の記】曰、廿六日、けふは日の光りなを
れり、玉うきをたちて、河升といふ所をとる。

○内保 按、東大寺古文書、内保莊云々、

○西湯舟 ○東湯舟 按、東大寺古文書、湯船庄と云、
古温泉あり、今尙湯舟・湯谷の字あり。又東に、湯屋

坂、西に泉か原あり。

○上友田 ○中友田 ○下友田 【東鑑】曰、伊賀國鞆田、
出作云々、

按、東大寺古文書、鞆田庄又鞆田村と記す。

○川東 ○川西 ○山畑 按、右三村を壬生野と云、川
東・川西は、山畑の瀧川を狭むの名なり。

三國地志卷之五十九終

三國地志卷之六十

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國 阿拜郡

神祠

○陽夫多神社 【延長風土記】曰、阿辨郡河合山有神、號
藪田大明神、武小廣國押盾天皇御宇戊午、國造多賀連祭
之也、【清和實錄】曰、貞觀三年夏四月十日甲寅、授伊賀
國正六位上高松神從五位下、【惣國風土記】曰、阿拜郡川
合郷川合神社、圭田六十二束、持統天皇三年己丑、始奉
圭田加神禮、所奉祭素盞鳴尊也、【永閑伊賀名所記】曰、
阿拜郡河合里社松曰高松宮と申也 河合の社素盞鳴尊にてまします、
宣化天皇三年垂跡の御神也、【兼良公みの、道の記】文明五年
曰、玉たきを當ちて河井といふ所をとる、ひとつ橋有、
高松の宮は右のかたに有て見ゆる、牛頭天王にてましま
すとかや。
わたりえぬうき世の浪におほられて、河井の橋をふむそ
あやうき。

ゆふかけて猶こそきらめ郭公、手向のこゑのたか松の宮。

按、川合郷馬場村に坐す、祇園社はなり。馬場・川合・
田中・千貝・五村の惣社とす。祭神素盞鳴尊・八王子の
二座と云。風土記に、押盾天皇戊午とあるは宣化天皇
三年のこと也。藪田社・川合社・高松宮・皆同社號なり。
毎六月十四日、祇園會あり、前日、字番場と云處へ神
輿を座遷なして神事をなす。又正月十六日の夜、禮殿
にしてたゞおしと云ことをなす、五色の民、二列に分
てれ押合て勝負を以て、其年の吉凶を卜す。

○宇都可神社 【清和實錄】曰、貞觀十五年九月廿七日
己丑、授伊賀國正六位上宇豆賀之神從五位下、【惣國風土
記】曰、阿拜郡宇都賀神社、圭田三十七束三字田、所祭
顯國玉神也、天武天皇二年癸酉六月、始行祭禮加圭田、
食下虫

按、土木村堀山に坐す。其社地、邑を距ること十町餘、
羊腸迂回して山の半腹に社頭あり、土俗つたへ云ふ、
古昔此社地、松柏繁茂して白日を障ふ、後世伐り盡し
て只社砌の數株をのこすと。今三宮を以宇都賀の社と
し、其社地を稱してあたきの社と云、あたきは郎波多
岐の轉訛なり。今三宮神體一座にして、祭祀の神膳よ
り自餘供獻の具にいたるまで、ことごとく二前の設を

なし、祭主も二座の神位をつまびらかにせずといへども、宇都賀・波多岐の神を泛然と敬拜して、享祀の禮をつとむる是流例なりと云。是を以考ふるに、大堀大物主社は、古昔所謂宇都賀の社にして、其の神體も風土記にしるすところと合ふ。しかるに、其社地、難峻にして村里にとをさかるを以、里民且暮の詣拜に便ならざるにより、波多岐社にをいて、祭祀の供享を行ふ。爾來三宮に宇都賀の號を冒し、後混じて一社二名を稱するにいたる。故に本社は大物主社なることを知て、宇都賀神社なることをしるものなし。しかりといへども、祭式は今尙存すと云。

○波多岐神社 【延長風土記】曰、阿拜郡國府山有神、號波太岐社、所祭仁德天皇也、【准后伊賀記】曰、國府湊三宮神領、【永閑伊賀名所記】曰、河拜郡三宮、國府のあたりに傳るよし、宗祇の玉寶抄に傳る。是は仁德天皇のよし、ある記に傳る。

按、府中郷土橋村に坐す、三宮と稱す、山神・西條・東條・印代・土橋の惣社とす。今是を宇都賀明神と稱して名額を掲ぐ。説宇都賀社の下に辯す、

○須智荒木神社 【延長風土記】曰、阿拜郡荒木山有神、號須智明神、所祭猿田彦・武内宿禰・葛城襲津彦也、【永閑

伊賀名所記曰、阿拜郡荒木里、白髮大明神と葛城襲津彦・武内宿禰とのよし、直楯抄に傳る。伊賀寺仲教、此社をあたらしく造りかへられたるよし、宮の記に傳る。【頓阿十樂菴記】曰、靈社荒木宮、【萬葉集】曰、奇物陳思葛木之其津彦真弓荒木爾毛、憑也君之吾之名告衆。

按、荒木村に坐す、白髮明神と稱す是なり。祭神三座、本社猿田彦命、左右武内宿禰・襲津彦なり。武内は孝元天皇の裔孫にして、襲津彦は宿禰の子なり。

○敢國神社 【天平風土記】曰、玉掇山、此山有神、奉申敢國、所謂少彦名之命也、敢國之御名、高産靈之尊使守此郡之時、國神奉愛敬之義也、【延長風土記】曰、阿拜郡南宮山有神、號敢國大明神、少彦名之御神也、又云、一宮山有神、號敢國大明神、所祭金山比咩也、【總國風土記】曰、阿拜郡敢國神社、圭田百束三毛田、所祭金山比咩也、宣化二年戊午十一月、始奉圭田加禮神、又曰、相模國高座郡美濃郷南宮神社、所祭金山比咩也、與伊賀國敢國同神也、又曰、清和遠江國島渡即敢國神社、奉祭金山比咩、與伊賀・美濃同【清和實錄】曰、貞觀九年冬十月五日庚子、授伊賀國從五位下敢國津神從五位上。又曰、同十五年九月廿七日己丑、授伊賀國從五位上敢國津大社神正五位下、【神名帳頭注】曰、伊賀阿拜郡敢國南宮也金山姬命、【永閑伊賀名所記】曰、阿拜郡敢國大明神、【直指抄】云、少彦名神者伊賀國阿拜郡

敢國神也、冷泉院御宇安和二年八月三日授正一位云々國分云當國の一宮にてましませば有がたき事也。延喜の帝、

宮の修造などのために、おほく木工寮・治部省のやからを下給ふよし、此處の縁起に傳る事也。又曰、南宮山金山大明神金山比咩のみことにてましますよし直指抄に見えたり。國分云、人皇六十四代圓融院貞元二年二月、告の事有て、此南宮明神を、一宮の敢國明神と同所に遷し奉れり。さるゆへに南宮山も一宮の山となり傳ると云々

【神祇秘抄】曰、諏訪者號南宮大明神、中爲天照大神之荒御前守護國土之神也、故西宮座號濱南宮、到伊賀國號伊賀南宮、於美濃國名垂井南宮、是隨在所御靈名也、【頓阿十樂庵記】曰、一宮^{又云靈社}の祭、あすといふこよひ、度會の行量にさそはれて、まうで待るに、宮のほとちかき里を、千座村といふ、こゝは神社など、とゝのふる處になん、みてくらすこら數見えて、神風の國めきたり、里のわらはへ、ほこびほこなど、こうそぎて指はこふ、是をかの行量がよめる。

ちはやふるあまのぬほこもめのまへに、人の手にこそふれるしらゆき。雪のいとふりて、同宿の僧のもてるわらうだなど、ひぢりさるの心はへにりふりてゆく、神の御まへかしこく

もさひたり。

社頭雪
みつかきの乙女のそも千早振、神代もとをく松のしらゆき。

按、一宮村に坐す、一宮明神と稱す是也。一宮、千歲兩邑の惣社とす。祭神社二座、少彦名命・金山比咩命なり。敢國は社號、南宮は地名、分て云ときは、敢國津神は少彦名命、南宮は金山比咩命也、風土記一本、神名を錯り擧ぐ。天正の亂、兵火にかゝり、舊記逸して傳はらず。社頭も又破壊しけるを、寒松廟、有司に命じて修營し玉ふ。慶長十四年上梁文云々 又神領として一百七石四斗を祀田として附し玉ふ。慶長十九年以來公案あり 舊式に因て十二月上卯日を祭日となし、騎士數十神輿を扈衛し、郡邑の豪士共に祭事にあつかる。又本社は是國城の良位にあり○攝社、九社權現本社の西、瑞籬の内、祭神詳ならず。六所權現本社の東、瑞垣の内、是、故郡司甲賀三郎兼家が靈を祀るとも云、觀音大士の像を安ず、又二尊日月神蛭兒素尊を祭とも云、是否をしらず。花園離宮佐那具村。若宮八幡祠三處あり一佐那具村一千歲村野。大石明神祠本社の陵の上大石あり。結神祠本社の西。神明祠宮谷にあ。小觀宮俗黒巖と稱す。二祠一は本邑一は、峯伏神祠・櫻木辨財天祠・牛頭天王祠二祠一は本邑一は、佐那具村にあり

明神祠 已上二祠子。春日神祠 佐那具村。諏訪明神祠 外山村にあり、〔神祇秘抄〕諏訪を以て南宮とす。蓋し兼家、生土神を以て此に遷祀る事を謬傳る歟。

○佐佐神社 【延長風土記】曰、阿拜郡篠嶽有神、號天王、所祭事代主也、又有神、號佐佐大明神、〔惣國風土記〕曰、伊賀國阿拜郡佐々神社、圭田二十九東三毛田、持統天皇三年己巳八月所祭少彥名神也、〔文德實錄〕曰、嘉祥三年六月戊申、伊賀國佐々神津神授從五位下、〔清和實錄〕曰、貞觀十五年九月廿七日己丑、授伊賀國佐々神從五位上。按、音羽村に坐す、篠大明神と稱す是なり。此社、古は篠嶽にあり、回祿して後、文祿年中、社を此地に遷すと云。仲冬下午を祭日とす。

○穴石神社 【延長風土記】曰、阿拜郡穴師山出松・杉・栢・有神、號穴師大明神、所祭木花開耶姫也、〔清和實錄〕曰、貞觀元年己卯春正月廿七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙云々奉授伊賀國无位穴石神從五位下、按、今詳ならず。竊按するに、石川村天津社はか。其社地甚舊り、社頭の結構尤古雅にして、古來の式社と云べし。且名張郡國津社を以、國の南邊を鎮し、本郡天津社を以、國の北邊を鎮し、國の中央政國津社を以、中極を鎮し一宮と稱す、宮社を命ずるの苟もせざるをしる。【八雲御抄】云、あなしの風とは乾の風を云と、此邑本

國の乾位なれば穴師の社號ともなるや、尙後正を俟つ。

○眞木山神社 【延長風土記】曰、阿拜郡眞木山有神、號眞木山大明神、所祭經津主武甕槌天兒根命也、〔惣國風土記〕曰、阿拜郡眞木山郡眞木山神社、圭田三十二束、所祭大山祇神也、和銅三年庚戌、奉圭田加神禮、

按、槇山村に坐す、俗白石明神と稱す。神明祠・熊野祠・春日祠・多賀祠・愛宕祠・惠比子祠・鍵取祠等の末社あり。此社、古い白石山にあり、天正元年此に遷すと云、祭神、風土記の二説、孰れが是なるを知らず。

○小宮神社 【延長風土記】曰、阿拜郡服部里有神、號小宮大明神、并狹伯大明神、共服部氏祖之所祭也、〔惣國風土記〕曰、卯代小宮社、圭田二十三束、所祭國韓神也、天武三年甲戌三月、始奉圭田加神禮、有神家巫戸等、〔永閑伊賀名所記〕曰、阿拜郡服部里服部氏の社なども此所におはします、是は酒君のよし、有記に傳る。

按、服部村に坐す、俗傳に云、今諏訪大明神と稱する是小宮なり、牛頭天王と稱する是狹伯なりと。〔惣國風土記〕の説によれば、當時服部村、印代郷に屬するにや。已上九座、延喜神祇式に出たり。

三國地志卷之六十終

三國地志卷之六十一

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國阿拜郡

神祠

○天満宮 按、上野府下に坐す、往昔平樂寺の伽藍神なりしが、天正九年の亂後今の地に遷すと云。萬治三年九月に、神輿を離宮農人町へ遷し奉り、廿五日に祭儀を行ふ、北神殿は菅相公南神殿は天照皇大神・春日・住吉・八幡・牛頭天王・熊野・山王・白山・諏訪の九社を合せ祭る、先侯 大通廟寛文二年、十八石餘の神領を寄玉ふ。禮殿の歌仙は照高院道晃法親王の御筆、鳥居の額は曼殊院宮二品良尙親王の御筆なり。北の末社は上の九社に多賀を加て十社を祭る。又南に八幡祠あり。

○山神祠 按、天満宮鳥居の北にあり。是本社の地主神なり。

○愛宕社 按、上野の邊にあり。慶長五年の造營、元和元年新に勸請す、先侯 寒松廟以來の數通の公案を藏

す。寛文九年 大通廟、十石餘の神領を寄せ玉ふ。委は別當大福寺の下に出す。

○藏王權現祠 【准后伊賀記】曰、藏王權現、源君被勸請、按、西丸の下、地名新道にあり。重陽を祭日とす。

○阿拜神祠 【清和實錄】曰、貞觀六年冬十月十五日戊辰、加授伊賀國正六位上安部神・伊賀津彥神等並從五位下、

按、古は小田町西の出口にあり。風土記に所謂、阿拜忌寸が靈を祭て阿拜一郡の惣社とす。古は西丸の地に併せ祭る。額及び狛犬は、元祿十年、先侯 了義廟の寄せ玉ふ所なり。

○平井天神祠 按、小田町にあり。菅相公の神像あり。社傳に大己貴命少彥神二神を祀ると云八幡・天王・稻荷・結神・辨財天の末社あり。

○天王祠 ○病追神並小田村 ○稻荷祠赤坂 ○福德天神 ○八王子祠 ○權現祠 ○八幡祠並久米村

○岡八幡宮 【延長風土記】曰、伊賀郡阿蘇山出松杉、有神、號岡八幡、小泊瀬稚鶴鷄天皇之御宇、國造中田麻呂所祭也、神者譽田天皇也、

按、淺宇田村に坐す、八幡宮牛頭天王天満宮の三座を祭る所なり。古は青木山もと八幡と云に坐せしが、先侯 大

享廟の命にて、寛文九年、今の地釋迦院へ遷座なし奉り
三石餘の神領を寄玉ふ公案あり。

- 春日祠並淺宇 田村
- 山王祠
- 松尾明神
- 牛頭天王並

○射手大明神 【延長風土記】曰、伊賀郡院亭山出松栢、有神、號射手明神、有二社、所祭譽田天皇並玉垂命也、
【准后伊賀記】曰、射手村、歟當天武天皇勸請射手森有猿田彦、【古今著聞集】曰、西行法師伊勢に住せし頃、國分寺に折ふし通ひ來しとぞ、射手の明神は此寺の鎮寺なればとてよむ。

梓弓引し袂はちからなく、射手の社に墨の衣手。

【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡射手里井社二座應神天皇、祭主親章云、四十代天武天皇御宇、感瑞夢而爲被勸請也、玉垂命者其以後所勸請也、時代未詳、

按、長田寺内村に坐す、古は此より四十餘町射手山の麓射手村にあり、天正九年の兵火にかゝり社頭悉く廢す、後今の地に遷坐し奉る、玉垂命一座なり。舊社地殘敗の石垣、神木の銀杏等、今尙存す。近世まで柏木川の中に鳥居礎石とてありしが、今は砂中に没してみえず、【盛衰記】に、いとゝの明神とある是なり。九月廿八日を祭日とす。長田六郷の産社なり。猿田彦社地今考ふるに

所なし。

- 天滿宮
- 御靈祠修驗者の靈を祭ると云詳ならず
- 若宮大明神或曰花園宮、

按、長田谷村にあり、射手宮の神輿を花處へ出御なし奉る。

- 天王祠三處
- 八幡祠
- 天王祠
- 白山祠
- 辨財天祠

按、木奥村にあり、神明・藏王の二座なり。相傳の神明は、舊伊賀郡高尾村の産社なり、中古洪水の時社頭を漂没し、御靈の箱は漂流して本邑の川岸に著く、里民是を取擧て本社に安鎮す、神體雨寶童子、桶に納奉るを以桶明神と稱す、九月十二日を祭日とす。波梨子明神舊御司町井某が從、神女の靈を祭ると云、春日祠・稻荷祠共に末社とす。先侯 大享廟、自ら筆玉ふ所の雨寶童子像、神劍一柄金房寄せ玉ふ。

○天滿宮 【延長風土記】曰、伊賀郡大野木山出松竹、有神、號天王、事代主之垂跡也、
按、大野木村字清水に坐す、天正の兵火に社頭鳥有と

なる、文祿四年再營して後、里民天滿宮と稱す、こゝに至て天王の稱をしるものなし、神體も亦これより一新す。

- 大邊祠 按、舊領主首藤刑部吸經俊、相州鎌倉荏柄の天神を勸請すと云。
- 天神祠天滿宮以下並大野木村
- 春日祠 按、久安五年二月中日南都三笠山より勸請、

文龜二年上梁文に伊賀國阿閉郡西山莊春日宮時之聖補陀落寺住僧妙存、樂音寺住僧大貳公云々。

- 木尾權現祠
- 佐惣大山神祠
- 石神明神
- 粟島社
- 熊野祠並西山村

○高倉明神社 【清和實錄】曰、貞觀三年夏四月十日甲寅、授伊賀國正六位上高藏神從五位下、【東大寺二月堂神名帳】、高藏大明神、

按、高倉山に坐す、天香語山命一名高倉下と稱す、鏡一口振古より社秘して御靈とす今三社並びまします。俗傳に、本社を諏訪明神と云、紹運錄に、諏訪大明神は大己貴神兒片倉邊命と云々、片倉・高倉二訓混同して遂に神體をあやまるに至る。南は春日北は八幡を祀る、神武紀所謂部靈の靈契を以こゝに配祭するか。天正二年甲戌仁木長政造營の上梁文存す。毎年四月上亥九月中亥の日を以

て祭日とす。西村・東村共に祭祀に預る、古は神輿を離宮本社より十二三丁東今其地を宮處と云に遷幸なし奉ると云。

- 春日祠並西村
- 白山祠東村
- 春日祠西村
- 天滿宮野間村
- 牛頭天王祠
- 惣國風土記曰、阿拜郡三田神社、圭田四十五束、所祭多力雄神也、時代未詳、【頼阿十樂菴記】曰、國府の天王は、河合のみやしろよりこの頃うつしまつりて、その神宮寺は、今出川左府の久しくふちし給ふわらはの國丸が、かしらおろせしになん。

按、天王、八將神の二座を祀る。【風土記】に、手力雄命とする是異説なり。久按三田村も亦舊府の地

- 十社宮並三田村
- 天神祠大谷村
- 牛頭天王
- 山王祠並音羽村
- 諏訪祠神明八幡宮相殿
- 阿屋宇明神並比曾河内村
- 諏訪祠神明春日
- 熊野祠宮相殿
- 三十番神並丸柱村
- 春日祠服部村
- 正八幡祠
- 春日祠並羽根村
- 天神祠並高島村
- 大谷社五社神明寺田村
- 正八幡宮相殿天滿宮西明寺村
- 孤枕明神祠東條村
- 貴船明神或云橋姫御前四條村
- 山王七社土橋村

○寄立明神山神 按、滿仲・頼光・頼信・頼義・義家の五將を祀る、舊大將軍宮と云、寛文十年卜部家の神宣に依て地名を取て寄立明神と云。

- 諏訪祠印代村
- 牛頭天王祠
- 稻荷祠或稱惠那志森並坂下村
- 愛宕祠
- 山王祠並千歲村

○若宮八幡祠 ○春日祠或稱
○牛頭天王並佐那 【延長風土記】曰、阿拜郡實古里、中肥也、有神、號天王、所祭事代主也、

按、後世の俗、天王と稱すれば祇園とし、天神と稱すれば天満宮とす、本社牛頭の號は後人の傳會なるべし。

○訪諏祠 ○若宮八幡祠並外 ○春日祠河合 ○辨財天祠

○神明祠並馬 ○十二社權現千貝 ○三十番神田中

○天津社神明 ○白木明神星御前 ○未社八幡

按、穴師神社の下に考説を擧ぐ。

○白山祠云毘沙門山 ○西宮牛頭天王圓德 ○天津社神明

○八王子祠馬場 ○牛頭天王末社 ○西澤村

○春日社 【准后伊賀記】曰、壬生野庄春日社、神護景雲

年中勸請。【東鑑】曰、建保四年十二月八日丙辰、伊賀國王

生野庄者、爲春日社領而宇都宮彌三郎朝綱入道稱地頭押

領之由、興福寺位僧侶信賢所參訴也、今日有其沙汰、不能

關東御成敗、於記錄所被遂對決可宜之由、被仰下云々。

【和歌藏玉集】曰、當家の先祖天護屋根命、神護景雲二年

常陸國より尾張の吾陽村、伊賀の中山・壬生野の里、坂下の御厨を經給ひ、大和の國月瀬里よりやまとの三笠山に跡を垂給ふ。

按、川西・川東の二邑俱に祭祀に預る、鹿島・香取・牧

岡、姫大神・若宮の五社並せ坐す、保延年中三笠山より勸請する處にして、佐那具鈴森或云錫に御遷坐夫より川西村地名五木イツキ神殿森に御遷坐、夫より本社に移し奉る、其時近藏氏・吉田氏の二社司供奉し此に止ると云、禮殿四間に十間、相傳ふ飛彈工匠が作る處と、甚古雅なるものなり。一二三の鳥居あり、離宮あり、九月十七日に神事をなす。【伊賀記】【藏王】共に、神護景雲年中勸請と載せ、今社傳の説に乖く、孰が是なることをしらす。

○神殿森明神祠 按、今時風秀行の靈を祀る。

○牛頭天王祠春日以下並壬 ○八幡社河田 【准后伊賀記】

曰、壬生野庄、比企藤四郎勸請之八幡有之、當代荒廢殘、

按、小呂塚塚あり、松の巨木あり。

○石上明神祠末社 ○天神祠 ○小御堂

明神 ○藏王祠 ○山出荒神祠

○倉部天神祠 按、文龜元年辛酉十一月三日上棟文に、

當社遷宮願人北村殿・濱地殿同村人と云々

○風森祠石上以下並 按、倉部加茂川の側にあり、往昔杉

の巨木あり高さ五丈ばかり、六七月の間邑下の男女此樹下に集りて暑を避く。傳へ云、慶長年間此木をきり暴風の難あり、風の森の稱むなしからずと。今其餘根

に社を建て其神を祀る。

○白山祠高御前 ○天王八王子祠 ○竜洞立木明神

○杉本祠並中 ○柘植三所明神下柘 按、慶長年中、愛田より勸請す。

○若宮八幡祠野 ○日置大明神愛田 【和論語】曰、日置

大明神託伊賀 なへての衆生、みさほを直くせよ、神とい

ひ人といひ道とをからぬ爲なり、そのわたくしの欲をさ

るとさらさるとのつたてのみ。

按、神明・天王・諏訪の三座を祀る、彌平兵衛宗清造建

す。二の神石あり、一を金剛石と云社の前にあり、一

を神度石と云里中にあり。

○天王祠新堂 ○諏訪祠 ○天長明神並御 ○牛頭天王

祠 ○天神祠並楯 ○雨引明神 ○八幡祠並小 ○藤位牛

頭天王祠柏野

○雨龍明神 【延長風土記】曰、阿辨郡柘植山有松竹、出

茯苓・獨活等、有神、號神明、天照大神遷座之假殿也、【延曆

儀式帳】曰、伊賀阿閉柘植宮坐只其爾即伊賀國造等神御田

乎神戶進支、【倭姫命世記】曰、活目入彦五十狹弟天皇即

位二年癸巳、遷于伊賀國敢都美惠宮、二年奉齋矣、【神道

湖璉集】曰、垂仁天皇即位二年夏四月四日、遷伊賀敢都美

惠宮、

按、日神ミコト・罔象女ハニヤスヒメ・埴安姫の三座を祭る、此社久しく廢

す、神宮中西因幡力を盡し今の如く造營す、是所謂穴穗

宮の舊跡なり、此邊に神田が平、鳥居前の字のこれり。

又村居の西に西森と云處あり、是倭姫命の舊跡なりと。

又 天照大神の御影石と云神石ありしが、此石を後に

勸請して石上明神とすと云。

○牛頭天王上 ○豊田天王今云牛 【准后伊賀記】曰、玉他

儀郷豊田天王、延喜三年勸請、廣峯禰宜道勝掌之、末社

七字、

按、天王・天満宮二社並び坐す、白山・愛宕・山王・春日・

神明等末社あり。

○八幡社豊田以下 【延長風土記】曰、阿拜郡玉他儀里有

神、號天王、所祭應神天皇也、

○通山明神祠内保 按、金山彦命を祀る。正八幡・神明・

山王・熊野・夷神の末社あり。

○天神祠藏王 ○天神祠藏王 ○青木明神祠 ○

八幡祠 ○鈴鹿祠並東湯 ○神明祠 ○熊野祠 ○八幡

祠 ○辨天祠並上友 按、友田三邑祭祀に預る。本社は天

照皇大神、東社同殿若宮瓊々杵尊、西社 椿明神猿、末社 馬宮神明・稻路八幡祠、鳥居額及儀鎗二柄 大享廟の寄 せ玉ふ處。

○辨天祠 ○八幡祠並下友 田村 ○祇園祠又云高 坂明神
按、寛文十二年上棟文に、奉加修理高仙寺社頭と云々是也。

○鶴宮天神作鶴或 作卯 【延長風土記】曰、伊賀郡島ヶ原山出松竹、有異鳥、有神、號天王社、事代主之垂跡也、

按、菅原相を祀る。或云、南京二月堂香水の井邊に祀る鶴宮同事なりと、未だ實説をしらず。

○稻荷祠並嶋ヶ 原村

三國地志卷之六十一 終

三國地志卷之六十二

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國 阿拜郡

山川

凡山岳をしるす、其大なるものを大書し、其山脈の聯續して、別に峯巒をおこすものは、皆子山なり、幾數ありとも、地脈隔絶し、山勢孤立するものは、これを特書す。或は地脈隔絶すといへども、一に邑名を冒して混稱する長田山・阿波山の如き、亦其總稱を大書して、別名を分屬す。○阿閉山 【延長風土記】曰、阿拜郡阿閉山出松竹、又有岳櫻、四枝廣數十丈、按、所在詳ならず。○長田山附○不根山○比自山○院 亭山○貝吹山○右馬殿山 【延長風土記】曰、伊賀郡長田山出松・柏・杉等良材、昔○日爲拔穂之地 按、以下の山【風土記】伊賀郡とす、今更て本郡に移載す、下皆倣之。【延長風土記】曰、伊賀郡木根山出松竹、有神、號酒地明神、所祭建角見命也。

按、木根村の上方にあり、比自山或は愛宕山とも云。觀音廢堂の址あり、天正亂の時、本郡の處士此に屯すと云。

【延長風土記】曰、伊賀郡院亭山出松柏 按、或三本松とも云。字射手谷或云以、 登谷、此に舊社地あり、是より瀧壺谷と云に至る、此に松の巨木あり、俗種松と云、是往古塞松廟豫州より移して此に植させ玉ふと云、尤良材なり。

貝吹山は、天正の亂、凶徒貝を此に鳴す、故に名く。右馬殿山は、其人姓氏を詳にせず、營址あるを以山名とす。

○城山 按、福喜多將監堡あり、因て號く。

○龍王山並朝 屋村 ○大野木山今云 大山 【延長風土記】曰、伊賀郡大野木山出松竹、有神、號天王、事代主命之垂跡也、

按、大野木・法花・木奥・白樫村等、俱に領す。

○法花山一名大 護持嶽 按、龍王祠・笠岩・弘法護摩岩・くゝり石・幼稚池・龍王池・大戻石・天道房故址・烏帽子岩・夫婦池、皆此山に屬す。

○今井山並法 花村 ○大内山京山○ 下莊村 【天平風土記】曰、伊賀郡大内山、此山多出名材、茂蔓而土民多取用之、此山者、昔當國大嘗會之用悠紀二度用主基三度、其拔穂之勅使者、必當山之麓、立幄屋行之、其處曰由須野云、悠紀主基野云言轉也、

按、土俗相傳ふ、小林親王の御坐の地あり、故に京山と

名く。其麓に野あり、是由須野ならん。

○石坊山小田 村 ○久米山久米 村 ○春日山 按、春日神祠あり、因て名く。

○阿蘇山今云古 宮山 【延長風土記】曰、伊賀郡阿蘇山出松杉、有神、號岡八幡、

按、阿蘇は淺宇田の略にして、此舊社を今古官山と云。此に弘法の法水あり。

○平尾山 ○籬山並淺宇 田村 ○宮山 按、此山に蟻無塚と云あり。

○堂山 按、觀音堂の故址あり。

○森山 按、此山、三輪祠の故址あり。

○落井山並四十 九村 ○高畑山 按、江州に界ふ、達摩谷あり。

○宮山一名木 生山 按、魔谷あり。

○御齋山並西 山村 按、近江の國界なり。相傳ふ、三田空鉢の大伽藍へ、夢窓國師錫を飛すのとき、道を此地にとるを以、こゝに饗持するより此名ありと云。

○大洞山 ○和呂太山 按、江州信樂村に界ふ、神山村に至るの道路あり。

○火燎山 ○西山 ○茨尾山並西 村 ○宮尾山 按、山王祠の故址あり、故に名く。

○野多尾山 ○城尾山並東 村 ○今道山野間 ○三田山

按、【惣國風土記】に出る、是三郷山のことならん。
 ○空鉢山○風呂山○大原山○焼尾山○高尾山○和世山
○土志山○余加尾山○近江山○頭山○花原山
 按、七堂伽藍の故址あり。
 ○國分寺山今云安福寺山 【延長風土記】曰、阿拜郡國分寺
○並三田村 山出松杉、有塔婆、有蘭社、光明皇后之御願也、
 按、國分寺址の北にあり。
 ○大谷殿山 按、大谷氏の墓所あり、故に名く。
 ○名倉山並大谷村 ○米野尾山 ○神田山○丸 ○世牟乃山
 ○小松峯○前 ○北山 ○餘茂山 ○西口山
 ○觀音山並音羽村 按、七堂の故址あり。
 ○中山 ○蜂廣山 ○青木山 ○登尾山 ○平山 ○松
 尾山 ○長谷山○高塚山 ○篠嶽俗云三郷山 按、本國と江
州江田長野神 州三邑俱鎮の界にあり。小田原山・龍王山の二山、比
 曾河内村の領にして、水分限とし、權現社址及某寺址、
 鐘樓堂、藥師堂の地名あり。
 ○宮田山 按、宮田氏營址あり。
 ○東山 ○的場山 ○早稻栗山 ○白土山 按、白土谷
 と云處あり、古來伊賀燒の陶器の土をこゝにとる。
 ○登尾山 ○移耻山ウツラハデ ○莊長倉山 ○觀音山並丸杜村 按、
 山下に觀音堂あり。
 ○岡山 按、羽根・高畑・寺田村共に領す。神明祠故址あ

り。古所謂羽取山是なり。
 ○荒木山或云中瀨山 按、【延長風土記】に出る、高畑・荒木共
 に領す。
 ○龍王山 按、觀音寺の故址あり。荒木・西明寺・眞泥・中
 友生界ふ。
 ○車塚山並荒木村 按、此山に荒墳あり。
 ○鳩峯山西明寺村 ○石内山 按、西條・坂下・東條三邑共に
 領す。
 ○寺山 按、印代・山神・土橋三邑領す。
 ○龍王峯○東塔峯○新堂山○西塔峯 按、寺山以下並長福廢寺の故址
 あり。
 ○國府山○大山○大堀山 【延長風土記】曰、阿拜郡國府
 山出松竹、有神、號波太岐社、按、大堀山、今大物主神を祀
 る。山王山に山王祠、又法水舞臺跡等の名あり。
 ○瀬戸風山○山神 ○城峯 按、西條・東條・坂下共に領す。
 ○南宮山俗出小富 按、【延長風土記】に出る。南宮の故址
 あり、今宮谷と云。此に靈水あり、是古の御手洗なり
 と云。又御厩谷、是神馬を置く處と云。寛永中、修驗小
 天狗、山頂に富士祠を建、故に今呼で小富士とも云。南
 宮山の南麓に大谷あり、岩面に彌勒を刻す。
 ○一宮山並一宮村 ○鴨塚山○櫻谷千歲村 ○方片山 ○地藏尾○火打山

按、山頂に地藏あり蟻地藏と云、弘法作ると云。
 ○宮尾山 ○長尾山 ○笹尾山並佐那貝村 ○升形山 按、堤
 道壽營址あり、故に名く。
 ○宕尾山○風呂山 按、巨巖あり、烏帽子石・夫婦石・太鼓石の
 名あり。
 ○比丘尼尾 ○三本松山並外山 ○河合山 按、【延長風土
 記】に出る。
 ○大江山 按、此山に大江と云支郷あり、田矢伊豫守堡
 址あり。
 ○三蓋山 按、此に田矢伊豫守及松屋氏營址あり。
 ○種崎山 按、種崎氏營址あり。
 ○風呂谷山 ○上山 按、營址あり。
 ○東山並川合村 ○堂山 ○湯賀乃山 ○向山並馬田村 ○大坂
山尾○金山○千貝山 按、川合郷八邑共に領す。
 ○背長山○池 ○八丸山 ○新林山 ○中山 ○鳶峯
 按、川合郷八村共に領す。
 ○宮山 ○昆沙門山 ○觀音山背長山以下石川村 按、觀音堂故
 址あり、毗首羯摩作處の遺像、今尙存す。
 ○落合山 ○東山 按、此山、地名岡崎に天王の社址あり
 ○笹尾山 按、辨天祠あり。
 ○富士山 按、後世富士祠を建。

○塚狭間山並圓徳院村 ○鷹塚山 ○押山 ○毛呂乃木山
 按、此山に屏風塚・穴岩窟・地藏堂址あり。
 ○枇杷峯 ○乃木山 ○宮谷山 ○藤岡山 按、堡址あ
 り、鷹塚山以下並八邑共に領す。
 ○波惠坂山並波敷野村 ○登牟乃山西澤 ○北打山 按、北は
 江州油日・櫛野に界ふ、東は勢州加太に界ふ。山頂に圓
 丘あり、是三國の界。
 ○曾呂山○北端山○南端山○鳥山○尉峯 按、東は加太山に界ふ。
 ○徳輪洞○小邊 按、加太山に界ふ。
 ○柘植山 【風土記】曰、阿拜郡柘植山出松杉、出茯苓・獨
 活等、【天武紀】曰、積殖山、【夫木集】曰、つけの山、よ
 み人しらす、かきりなく思ふ心をつけの山、やまくち越
 こそたのむつらなれ。【永閑伊賀名所記】曰、阿拜郡柘植
 伊賀路を通りしに、藤原保昌、さらたにうきわましら
 の聲のうちに、柘植の山路の時雨行かな。【藻鹽草】曰、つ
 け山、按、柘植の郷、地域廣し、所在の山泛稱して皆柘植
 山と云ひ、専ら指すところなし、歌詠亦汎稱によるな
 るべし。
 ○倉歷山 【永閑伊賀名所記】曰、名張郡【耕雲抄】云、伊
 賀の國倉歷山は名張郡にして、在狭田里、見【日本紀私記】
 云々同云、

【後撰】秋中

秋きりの立ぬるときはくらふやま、おほつかなかくそ見へ
わたりける。

貫之

此歌、山城のくらふのよし申侍れども、【八代集要】には
いがの國のよし記し侍る、此山の麓に、梅田といふ所今
も侍るよし、昔めてたき梅の有よし、或記に侍る、され
ば是に付て、國分を見侍るに、
梅の花匂ふはるへはくらふやま、屋みにこゆれとしるし
そ有ける。

と、貫之のよまれしは、此倉歴山のよしに傳るれ。

【夫木集】曰、くらふ山藏部山城或伊賀又近江 按、【永閑日記】に、此
山を以名張郡として、古書を引證すといへども、かの
郡を以て此地名あるをきかず。且此山の麓に、梅田
と云所ありて、目出たき梅のあるよしをしるす、梅田
の地名本邑にありて、梅田某と云もの、住けるよし云
傳ふ。倉歴の邑名、此地に傳ふること尤久し、伊賀記
の説是に非ず。

- 葦澤山 ○ 清水山 ○ 大杣山北打山以下並山植村 ○ 西岡山
- 道川山 ○ 坂本山 ○ 森山並中植村 ○ 靈山愛甲上村下植村
- 按、山頂に、古昔靈山寺廢址あり、一坂・國見・大川
口・寺家地等の地名あり、今存するものは、石階五十級

○ 八幡峯 ○ 峯垣内山 按、已上江州の界、馬杉より上
柘植へ出る道あり。

- 片平山並東湯舟村 ○ 權現山 ○ 大栗山 ○ 大稻場山 ○
- 蟻無山一名宮山一變宿山 ○ 吉谷山並上友田村 按、三郷共に領す。
- 北畑山萬山 ○ 烏喰山 ○ 中田山 按、常矢平五郎營
址あり。

- 出山 ○ 藤木山並中友田村 ○ 西山 ○ 鹿見山 ○ 寺谷山
- 大平山 ○ 祈雨山 ○ 女牟保山 ○ 屋波城山 ○ 津加
奈山 ○ 佐賀多山 ○ 小袋山並下友田村 ○ 島ヶ原山 【延長
風土記】曰、伊賀郡島ヶ原山出松竹、有異鳥、有神、號天
王社、【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡島ヶ原、山川里森など
は、きゝふるしたる斗にて、よみたる歌もきゝ侍らず。
玄惠の獨清藁に、
島の原山おろしふく夕時雨、笠もとりあへぬ旅の寒かな。
按、本郷大邑にして、處々峰巒をおこすもの、皆邑名
を以泛稱す、説上にみゆたり。

- 鷹塚山一名北山○駒爪山○白元山 按、蝙蝠岩・七岩・動岩・小舟波岩
の名あり。亦龍仙山あり。江州多羅尾に界ふ。
- 向山並嶋ヶ原村 ○ 伊賀山 【風土記】長延曰、伊賀郡伊賀山出
松・杉・檜・桃、有異鳥、異獸、有横共墳、横井真人、於此山、
爲山賊被害、仍而國造葬之、春秋中終之癸、有幽魂出光、國

岩窟内の佛像のみ、今の堂舎は十八丁麓にあり。

- 鷹津子山野村 ○ 高塚山愛田村 按、高塚氏宅址あり。
- 買山御代村 ○ 本土山 ○ 城腰山並阿村 ○ 曼荼羅山
- 愛宕山 ○ 鑑子山並小津村 ○ 柏野山坂山 【延長風土記】曰、
阿拜郡柏野山出松竹、
- 城山 按、福島宗雄堡址あり。
- 奥寺山 ○ 藤位山並野村 按、古祠の址あり。
- 風呂山 ○ 權現山並上村 ○ 湯山 按、古温泉出たると
云。南湯山・北湯山の名あり。
- 富士山並玉瀧村 按、江州馬杉・西湯舟・玉瀧の界。
- 御殿山 按、江州柑子村に界ふ、先侯此に至り玉瀧故
に名く。
- 桑原山 按、江州野川村に界ふ、馬杉村に至る。
- 一本松山 按、江州柑子村の界。
- 三方峰並内保村 按、江州柑野川に界ふ。
- 一本松山 按、北嶺、江州馬杉村に界ふ。
- 八幡山 按、八幡祠址あり、故に名く。
- 鳥峰 按、山下に馬杉村に至る間道あり。
- 鹿見嶽並西湯舟村 ○ 出城山 ○ 舌筋峯 ○ 飯塚山 按、
江州馬杉村に界ふ。
- 春日山 ○ 三方山 按、江州馬杉高峯に界ふ。

民以稱經祭之、有神、號田乞神社龍田明神也、【永閑伊賀名
所記】曰、伊賀郡伊賀山、少納言入道信西の國分には、山城
の國のよし申侍れども、因幡の山も其國にあるをいふ事
に侍れば、伊賀の國のかたといはむはとがあるべからず、
くはしくしるすもの侍らねば、いふかしく侍る。
いか山乃岩根つたひの眞葛こそ、から起つらさを根はつ
らめ。 宜秋門院丹後

- 高師山 【風土記】曰、伊賀郡高師山隣伊賀山、
按、以上の二山、城州大河原と本國島ヶ原との界にあ
り、今山城國に屬す、山名舊記に存するを以、姑くこゝ
に附して國郡の沿革を明するのみ。
- 高嶽峰壬生以與子日共領 ○ 八伏峰○羽尾峯 ○ 瀧山 ○ 宇津知
峰 按、地名千本平に三郷の道あり、其下に義經の馬蹄
石と云あり。
- 五谷峰並壬生野 按、川西・川東・山畑、是を壬生野三郷
と云、以上の諸山皆三郷の領するところ、故に總括し
てこゝにあぐ。
- 眞木山今云日石山 【延長風土記】曰、阿拜郡眞木山出松・杉・
檜・栢・竹等良材、多異禽、異獸等、有神、號眞木山大明神、
按、山頂に近江の國界あり。地名白石谷に明神の故址
あり。

- 杉尾山 ○畑山 ○萱原山 按、江州杉谷村に至る間道あり。
- 長池山 ○北嶽山 按、江州磯尾村と槇山・玉瀧二邑の界至あり。
- 東山 ○下林山 ○南山 ○觀音山並槇山村

三國地志卷之六十二終

○北川 【兼良公みの、道の記】曰、北川といふ間、また水おちす、僧都、伊賀の住人に仰つけたるによりて、教長といふ者とも來りて、輿を肩にかけてわたす。いかにせん此さみたれにきた川の、あさ瀨ふみわたる人なかりせは

按、瀧川より以下並同水脈にして、佐那具より東村の邊までを北川と云。

○中瀨川 按、山田川の裔流にして、荒木・西明寺・寺田・高島・羽根木の村を経て服部に至る。

○服部川服部村 【天平風土記】曰、伊賀郡、此國之内當郡者、土地燥而又多小川、其川之總號名而謂久禮波之登利須々杵川、此國昔吳服之君濯衣之緣也、

此以下の諸村、【風土記】或伊賀郡に屬するもの、今更て本郡に移し載す。下皆倣之。

【延長風土記】曰、阿辨郡服部川出鮎・鯉・鮒、又號吳服川、准后伊賀記曰俱禮羽川服部村云々 【惣國風土記】曰、阿拜郡服部川貢鮎・鱸等、【永閑伊賀名所記】曰、伊賀の國くれはとり川といふ處にて、

かち人のぬれしもすそほさぬまに、秋の日やすくれはとり川 在京元方 【至寶抄】に、

三國地志卷之六十三

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國 阿拜郡

山川

○賀茂川上植村 按、字うつせ谷より出て官道石橋の下流にて大川に入○凡川名をしるす、郡東の水道を郡西まで一條にしるし、水脈異なるものは、其發源をしるして流派を略書し、水名の下に村名を附す、是を以水脈具なるものは、再村名をあぐ。記事支離たるを以此に注す。他皆これに倣ふ。

○前川野村 ○北川中植村 按、上は野村領より來り字小茶園に流る。

○大川下植村 ○柘植川愛田村 ○御代川御代村

○柏野川 【延長風土記】曰、阿拜郡柏川出鮎・鮒、按、賀茂川より以下並に一水脈なり。

○山畑瀧川 按、源愛田領字田代より出、壬生野郷を経て西澤領にて柏野川と會す。

○大川西澤村 ○前川國徳院村 ○大川佐那具村 ○上坂川川合村

淵瀨さへわかすなりけり五月雨に、ほとりの川もみかさまさりて 友敬法印

よめる歌とも、今二三首も有しやうなれとも、抄出いとまわらず、たしかにちるやはとりの川柳とも、春のはとり川とも、つゞけたりとおほへし也。

按、羽根領字下河原より服部村の南を流れ、宇尾崎にて北川と會流す。

○新居川東村 【源平盛衰記】曰、當國の一宮、南宮大菩薩の御前をば、心計に再拜して、暫く新居川原に磐たり、西に平岡あり、九郎義經、里人を招きて、是より宇治へ向はんには何地か道は能と問給へば、西に見え候平岡をばあをた山と申、其より前に頸落瀧と云所を通るは近く候と申。按、三田村字中殿小屋より東村鐘川原の間流を云。

○前川一名風川 按、此川夫婦岩・頭岩・船岩等若干の奇岩あり。【延長風土記】曰、伊賀郡島原川出鮎、亦出泥魚、【兼良みの、道の記】曰、廿八日、菩提寺を立て、上野・小田などいふ所をとる。たやまこえは、河の水いまだわたりかたかるべしとて、笠置とをりにおもむき、島の原河といふ河をわたりて。島の原河瀨の浪のかちわたり、たやまこえをはよそになしつゝ、

【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡島ヶ原川、【名所百首】に、岩がねのながれもたゝすすむ龜は、しるや蓬の島かはる川

按、中瀬川より以下並に一水脈にして、島原川宇鯛瀬に渡あり、それより早瀬・熊橋・境目谷を經、城州大川原川に入。

○早雄川 【准后伊賀記】曰、早雄川、早雄村島ヶ原の郷より東南に流るなり。村は島ヶ原の川東に有。【永閑伊賀名所記】曰、名張郡早雄川、笠置山の麓までながれいづる川なり、めづらしき石など待る所也。【國寶抄】年のくれに、きのふまで世にあら玉のとしもはや、雄川にくれてなかれ行かな

按、島原川の別名にして、河南村にて稱するもの。○高師川 【延長風土記】曰、伊賀郡高師川、出名張落笠木川、多出鮎・鮒等、又出怪小石、

按、【風土記】中、又本國郡の西界とす、然ども、今本郡に此名亡ぶ、經、城州大河原にて島原川と會流して笠置川入。

○大内川 按、四十九村字下河原より回流するもの。○大川 淺字 田村 ○鳥野川 【延長風土記】曰、伊賀郡鳥野川出鮎、

按、等夜野の下に辨ず、今の木與川は古所謂鳥野川なり ○長田川 【延長風土記】曰、伊賀郡長田川出細魚、【惣國風土記】曰、伊賀郡長田川出鮎・鮒・雜鮮等、五六月之間有洪水、旅人行馬不得往還、以舟爲橋渡官使、

按、大内川より以下並に一水脈にして、字一つ岩にて夙川と會流す。○射手川 一名鳴谷川 【延長風土記】曰、伊賀郡射手川出細魚、

按、源法華村菖蒲谷より出て、本邑いと谷 此水流射手繩る石橋を經、島ヶ原領にても、いと川と云、大溪に入。

○井手木川 ○永谷川 並大乃 木村 ○百々川 ○熊谷川 按、【風土記】に所謂阿部川是なり。於古川一に往古川、是古昔大川にして、長田に會流す、今溝流にして、川流に似ざるを以、往古川と稱すとなん。

○四井手川 上野 按、西明寺・羽根二邑の田地より流出、上野・服部の領界を經て、井地池に入る、故に此名あり。

○久米川 久米 按、下友生村古田より出る。○後山川 ○野田川 四十 九村 ○宮谷川 按、此流に矢吹・補陀落寺・登鯉の三瀑あり。

○爪打川 按、爪打瀑あり。



○水上川 按、土瀑あり。

○古乃廣川 ○古毛宇谷川 ○於加奈川 ○黒田川 並西 村

○風呂谷川 ○今西谷川 並東 村 ○前川 音羽 按、比會河内村字川尻より出る。

○向川 ○青木川 按、源比會河内村池山より出る、此流に青木瀑あり。

○平川 按、直口瀑あり。

○松尾川 並比會 河内村 ○瀧口川 按、源江州神山村三口山大持と云處より出る。

○米川 ○長谷川 ○梅谷川 ○的場川 並丸 柱村 ○諸田川 西條 村 ○鉢谷川 坂下 村 ○印代川 印代 村 【風土記】曰、阿拜郡印代里印代川、

按、今大川なし、宮の前を流る、溝川、西流して字古川と云所を經て北川に入る。今は荒木の二の堰より分流する水なり。古昔は佐那具川の水、佐那具領字下川原よりきれこみ、西條領字戀淵より字古川へ流れ、印代村の北を流れて、字川原・川久保を過ぎ、北川に入るときこえ。今は派口湮没して田地を開き、所謂萬町か沖となる。

○小宮川 服部 村 【惣國風土記】曰、阿拜郡印代郷小宮川出怪石、猷宮家、

按、今小宮神社の南北に小流あり、いづれをさすことを詳にせず。雖然、社地の北を流る、水、是にながし、古昔とても、御手洗川にして、洪流にはあらざるべし。この流れ、西は狭伯神社の前を過て、大川に入る。

○川合川 一名高松川 【惣國風土記】曰、阿拜郡川合郷川合川貢鱸・鮒等也、

按、高松の社前を流る、を以、高松川とも云。源石川村字芝出より本邑井手口へ流れ、河合村字船戸へ落、是より東へ回流して、友田川と會す、故に川合の名あり。

○河端川 川合 村 ○前川 ○字手比川 並馬 田村 按、馬田村築が坪より出る。○綾下川 田中 村

○河内川 按、横山村下林より出る。

○黒瀧川 按、玉瀧村より出る。

○西出川 按、丸柱村より出る。字森の下と云處に、星宮の故址あり。

○保津古川 並石 村 ○山田川 ○井戸川 並子生 野村 ○西川

○丸川 並國徳 院村 ○岩倉川 ○菅口川 ○前川 並波敷 野村 ○宇

知川 ○城川 並上 柘 村 ○島川 ○宮谷川 ○大井川 並中 柘 村

○奥窪川 並下 柘 村 ○奥村川 愛田 村 ○畑川 小杉 村 ○篠原川

○大谷川 並上 村 ○大川 ○砂谷川 ○奥澤川 ○入道谷 村 ○寺谷川 ○大平川 ○篠川 ○藏谷川 ○大谷川

○析谷川並玉瀧村 ○清水前川 ○馬谷川並内保村 ○奥上川 ○

前川並西湯舟村 ○端川上友田村 ○向出川中友田村 ○大川下友田村

○横山川横山村 按、源三郷山より出る。

○谷勝川 ○鍛冶川 ○小山川 ○中谷川並嶋原村 ○加太

川 【惣國風土記】曰、加太庄加太川、

○佐與川 【延長風土記】曰、阿辨郡、東限佐與川、

○調川 【延長風土記】曰、阿辨郡調川、

○油日川 【延長風土記】曰、阿辨郡油日里油日川、

○宮川 【延長風土記】曰、阿辨郡宮川、

○音山川 【延長風土記】曰、阿辨郡音山川、

按、加太川以下並或勢州に屬し、或江州に屬し、或所在詳ならず、故に諸川の下に列す。

○蛇喰池 【持統紀】曰、三年秋八月丙申、禁斷漁獵於伊賀

國伊賀郡身野二萬頃、置守護人、准河内國大鳥郡高脚海、

【古今著聞集】曰、文治のころ、伊賀國住人女子をもちた

りけるを、同國三寶池の龍にとられけり、龍王よなく

かよひけるを、ある夜ぐして行を、父ゆきかたを見てけ

り。後日に其所へ行て、此女にあひたりければ、繪皮屋

の家を現してぞ見せけるが、まことにはなかりけり。そ

の女、明年の七月、河尻へゆくべしとなん、いひける。按、壬生野の内にありて、河東・愛田兩邑の領する所な

り、俗・山畑の蛇喰が池と云。古昔此野を身野と云、三室野は其轉訛せるなり。土俗相傳ふ、昔石成氏の女子化して蛇となりて、此池に入、其石塔の踏石等、今尙ありと云。

○池平池石川村 接、池中に怪岩あり、牛岩と云志願を祈るに效あり。

三國地志卷之六十三終

三國地志卷之六十四

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國 阿拜郡

山川

○等夜野或作朝野 【萬葉集】曰、雜歌、

トヤノノ朝野 佐藤禰良波里乎佐平左毛、禱奈敝古由惠爾

波伴爾許呂波要

【永閑伊賀名所】曰、伊賀郡朝野里【至寶抄】に、此郡のう

ちにとや野の里といふ所あり。朝野・鳥野の音ちかけれ

ば、聲にてとなへきたれるにや。とや野をよめる歌に、

【新續古今】秋下

箬鷹のとやのにあさちふみ分て、をのれもかへる秋の

かり人 順徳院御製

同冬下

うちなひく未架をかけてはしたかの、とやのゝあさ茅

霜むすふなり以上 平常昭

【堀河百首】曰、

しづのをか柴かりみたとやのこに、けさそ霞は棚引にける

【夫木集】曰、光明峯寺入道攝政家、野經月とやの等夜國未部

立かへりまたもきて見むはし鷹の、とやのをいつる秋

の夜の月 從二位家隆卿

【草庵集】曰、秋小鷹狩を

箬鷹のとやのゝ露にかりくらし、かへる袂は荻か花す

李

【白鷹記】曰、とやの野々原の雪の路をたつ手ても、田獵

の遊具を催さずといふ事なし。

按、等夜野或は鳥野に作るを以、後世音讀朝野に作る。

邑西大乃木村領字鷹芝より木奥川原に至り、開曠の地

あり。又大乃木村に宇鷹野畑邑下にも亦鷹芝の字あり。

鷹今作高。因て謂ふに、今の木奥川以西山際まで、古

昔遊獵の地にして、等夜野・鳥野川の名こゝにをこるな

るべし。今の田野、隣邑に分屬して、朝野の民舎、西の

山際に聚るを以、平野・水流、皆他邑の名を冒す。

○餘野或作豫野 按、上柘植村の管内、江州に界ふ。此野菊

草なし。保安四年、公驗荒野百廿町宇豫野原云々

○柏野柏野村 【天平風土記】曰、猿田彦神女吾峨津媛命、四神之御神自天下投降給之三種之寶器之内、金鈴知之守

給、其知守給之御齋處、謂加志之和都賀野、今時云手柏野者、此其言謬也、【准后伊賀記】曰、柏野内膳職預なり。市自日中至暮立、是又當家の所分也。【歌枕名寄】曰、伊賀國柏野藻鹽

なら山のこの手かきはのふるの市、うるもうらぬも君がまに

【永閑伊賀名所記】曰、柏野、國名類聚此所大膳職の料として、葛・年魚などを奉るより此名ある事とぞ。此所の民のたつる市を柏野市といひて、朝より一日立るのよし、國分に侍る。

愛慈の心をよめる

かしは野の市女の神も一たひは、うつる心の花に染けり
今川了俊

按、柏野村大堤の二町計り下を、俗呼で奈良坂と云、然ども平地にして坂にあらず。又御代川を隔て南に市場と云小邑、今御代村に屬す、古は柏野の郷内なりと云。此所謂市場なる歟。萬葉集に、奈良山乃見手柏と云は、此處のことにはあらずとなん。

○東野 按、此野に奇石あり赤石と云。土俗云、平宗清が巨大森闕此にて冤死して化するところなりと、山畑村に大森宅址あり。

○向野並壬生 按、佐那具御墓山より續く。河西村の南にあり、炮術の遠町をこゝに習ふを以、よんで町場と云。

○岩根石下莊 按、二石有、一は三社を刻し、一夷・大黒の像を刻す。

○鎧塚石風 四方伏石千歳 按、傳へ云、安倍清明神咒の石と。

○烏帽子石波敷 船石下柘 按、長五尺横一尺ばかり、水二斗を容る。是平彌兵衛宗清庭砌の水盤なりと云。

○晝寝岩鷹 按、長七尺幅五間ばかり、相傳ふ、朝比奈三郎此岩に休す故に此名あり。

○柚未齋岩 按、形を以て號く、是も朝比奈が事實を傳ふ。

○動岩 三升出岩 按、俗傳に、此石を信すれば毎日米穀を出すこと三升、故に名く。古は此側を來往するもの、必五穀・麻・綿等を此に置、手向の幣とせしとなん。

○駒踏岩並嶋ヶ 花園森或云長田森 ○花園森或云長田森 ○歌枕名寄曰、未勘

春のくるけふを我やわすれやし、花園の森のかすまさりせは
東 宮

【永閑伊賀名所記】曰、名張郡花園並杜、名張の里より一里ほど北のかたに有よし、宗祇の【至寶抄】に侍る。【松下集】に、伊賀の國花園といふ所にまかりて

冬もこは見よとや霜の花園に、草木をかきる秋の行らむ
正 廣

【爲頼家集】曰、あひしりたる女、いかのくに野かたのもりといふ所にありときよて
いのちたになかたのもりのなかりせは、たよりに君かやとをみましや

按、長田の小邑市場にあり。

○服部森服部 親房伊賀記曰、服部村、森あり。按、小宮社の地ならん。

○戀森一名貴船森 藻鹽草曰、戀の森伊加 曰、名所歌合伊賀又山城

扶桑なけきのみわが身ひとつにしけ、れは、こひの森とも成やしぬらん
經 盛 女

六帖うつもれてこんひとはなをこひの森、ならの木の葉のまたちらぬまに
按、貴船祠の故址なりと云。

○藤森佐那 鹽文森千貝 按、古某女、伊勢神宮へ參向の時、此地にて産に臨み、此森にて齋戒す。故に名くと云。

○風森上柘 夫木集曰、かせのもり伊賀或國未考 うらみしな風の森なる櫻花、さこそあだなる色にさく

とも 鷹司院梅葉

按、古杉の巨木あり、是義經投宿せらると云、盛衰俗呼て、たそやの森とも云。

○頭墮瀑西山 盛衰記曰、平岡をばあをたと申、其より前に頸落瀧と云所を通るには近く候と申。

○浅子瀑三田 按、浅子谷にあり。

○浅子井 永閑伊賀名所記曰、阿拜郡浅子井、又作朝三田村のちかきあたりに侍る。是はむかし大和國城上郡に朝子といふ女ありて、興福寺の兒を猿澤の池の邊にて見そめしに、文など、人してつかはしけれども、何の本意もあらで、文の返しだにあらざりけり。女はまことに我をきらひ給ふにこそとて、恥かしくおもひ、かつは恨みて、人しれずあなたをなまよひありきて、いがの國三田といふ所にいたりて、あるふるき井の有しに、それへ身をなげて果けり。さるによつてぞ、朝子の井とはいふやと、【至寶抄】に侍る。【和歌藏玉集】曰、あさこの井

いもはた、あさこの井とのあさましき、ちきりと身をはなしうつめけん

按、東垣内民家の側にあり。

○東出大井馬田 宮井馬場 按、藪田廣前にあり、四時

水無して、六月十四日の祭日に涌溢するのみ。

○聖徳井柏野村 按、太子の故事を傳ふ。

○四箇井田中友村 按、奥出井・東出井・伊乃坂井・杉井の四つなり。

○犬飼井 按、地名鎌倉道鯛峯の下にあり。平時頼犬を飼玉ふ處の井象なりと云。

○寶徳井 按、土俗相傳ふ、古昔神女來りて元且に此水を汲むと云。

○湯井一名小清水カスリ 按、朝比奈三郎故事を傳ふ。

○溫清水小田村 按、弘法の法水と云。

○沼清水玉瀧村 按、奥澤の田間にあり。

○一井渠西明寺村

三國地志卷之六十五

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國 阿拜郡

關梁

○島箇原驛 按、今町或は馬宿と云、源廷尉上洛のときより、今に至て此處也と云。

○上野驛 按、本町にあり。古驛は今の農人町にあり。或云、古の驛路は愛染院町より支蕃町及び櫛内を経て西の丸へ通すと云。

○佐那具驛 按、古驛の地今呼で古市片町と云。河水の患あるを以て今の地に移す。

○柘植驛 按、已上の四驛、城・和二州より東海道に至るの官道なり。

○五位石橋國徳院村 按、島ヶ原溪にあり。源廷尉のとき馬ふねを數十艘出す、其功を賞して馬船の氏を給ると云もの、今尙其姓氏を稱す。

○長田渡 按、長田川にあり。

亭舎

三國地志卷之六十四終

○島ヶ原公亭 ○佐那具公亭 ○柘植公亭 按、以上の亭、並寛永以後に建るところ、其年月を詳にせず。

陵墓

○後土御門院石塔長田村 按、西蓮寺疆内にあり。

○御墓山一名明星山 佐那具村 按、東西十九間南北五十間ばかり。四邊に埴輪あり。土俗相傳ふ、聖武帝の陵なりと、古老の説に云、垂仁帝の陵なりと、孰れが是なるを詳にせず。國史しるすところは、垂仁帝は和州添下郡菅原

伏見陵、聖武帝は添上郡佐保山陵とす、もし難波荒陵の如く、初め垂仁帝をここに奉葬して後、伏見陵に改葬し奉るか。元正帝御宇、伏見東西の陵に、守陵三戸を充らる。今考べからずといへども、口碑にのこる處を以、後の攷に備ふ。

○阿雅皇女墓荒木村 【類聚國史】曰、元明天皇和銅二年己酉五月廿六日、阿雅皇女崩御於松坂驛、同廿六日葬伊賀國、賜封田如例、按、今車塚と云。皇女の事蹟、鳳凰寺の條下見。

○藤堂高虎墓 按、豫州より改葬す。

○常在院尼公墓並上野上行寺にあり ○御山長田村 按、先吾 了義廟奉葬の後、群下これを崇稱す。

○松壽院尼公墓長田村 按、常住寺境内にあり。

○左兵衛佐高重墓 按、上野府下萬福寺の境内に石浮屠あり。

○阿辨忌寸墓 按、【延長風土記】に出る。小田町の上方に阿辨神祠の故址とて、杉一株を存す、即是なり。今神祠は藏王の域内にあり。

○伊賀守朝光石塔 【永閑伊賀名所記】曰、阿拜郡三田村瑞龍寺と云寺も傳りしが、ほどなく絶て、今朝光の石塔斗、國分寺に残れり。

按、今瑞龍寺の東南半丁許、字墓の町と云田地に五輪石あり、即ち是なり。朝光は伊賀守公季の裔、散位光郷の子なり。承元四年任伊賀守。藤原氏所伊賀系圖云文郷には孫光郷刑部丞 子若名所六郎、

○伊賀守宗光石塔 【永閑伊賀名所記】曰、國府、此所には、國中の土貢をおさめらるゝ所にて、御藏の跡など今に侍る。此脇に、伊賀守宗光といふ人の石塔侍る。

按、今國府の舊地に在いて、土俗の相傳ふるなく、所在詳ならず。宗光は伊賀二郎左衛門尉なるべし。上云朝光の二男なり。式部丞光宗と云。平故村郷の母惡意のこと、光宗等所意に依て、信濃國に配流す、赦免の後、式部大夫入道光西と改む。

○栗生長慶軒石塔頓阿十樂庵記曰、若林山之内、栗生

左衛門入道長慶軒塔、四五年以前にきづきぬ。佐那具村のしりへにあり。

按、今所在詳ならず。長慶軒又遣雲軒と號す。義貞戰死の後、剃染して抖擻の身となり、此地に死すと云。所在詳ならず。

○大和前司頼正石塔 【永閑記】曰、伊賀郡長田里、此川端に源三位頼政の石塔とて、二尺ばかり苔むしたるを、人のおしへ侍る。頼政は正しく爰にては有べからず。大和前司頼正といふ人、保元の頃、源家に附て功有しかども、京を落行けるよし、或記に侍る、是などにや。此所に落來て、野伏に討れしにや、いぶかし。

按、字谷尻と云田中にあり。自然石面にして文字はなし。○僧眞盛墓【本朝高僧傳】曰、唐麓西教寺沙門眞盛、紀氏之子、貫之遠裔、其母歸命地藏菩薩、誓絕葷膾、夢吞寶珠、寤即身盛、嘉吉三年生于勢陽壹志郡、容貌瑞嚴、稟性朗拔、七歲入郡之光明寺、從盛源律師讀内外書典、十四剃戒、十六遊學、屆尾州密藏院學眞言教云々。延徳元年、弘化勢州安濃郡、民構西來寺延請、一夜神女告衆曰、聽盛師教脫無始若、欲報此恩、妾無所住、此去、雲津川矢野淵有大良木、已歷千年、人無知之、取用塔材、妾爲護神、持奉銅錢百緡隱去、翌朝募人、以素緡腰、採淵獲木、徑七尺餘二十五尋、大

殿・講堂、揮斧丁了、其百緡錢日用不盡、精藍功竣、皆化小蛇、寺隣沿海、井鹹不食、神女告曰、勿憂當變、明晨挹之、冽爲甘泉、二年八月、越前府主朝倉貞景、招盛於安養寺受五戒十念、弛關放囚、其家臣上田氏造西光寺、延盛供養、異華雨地三光耀天、又歸西教寺、修不斷念佛、明應元年、帝召盛於清涼殿、稟願願無作大戒、尋上念佛肯要宸書傳戒國師眞盛上人八大字、以賜之、河州刺史畠山義就、招盛聽法、義就荒禽、盛爲說罪、即放大鷹、翔西蓮寺迎爲第一世、三年甲寅、勢州小倭莊成願寺檀請繼至、四年正月在賀州西蓮寺、四十八夜念佛說法、二月晦日俄病云々、享年五十有三、按、西蓮寺の疆内にあり。

○兼平墓 或作包衝 按、兼平、粟津を避て此地に寓居し、後こゝに終ると云。此地、亦兼平塚・今井山の地名存す。其所由をしらず。

○觀音塚 藥師塚一名北向藥師 按、字大木繩手にあり。○産死婦塚一名於杉社 按、筒井定次臣中坊飛彈が女文祿二年死す、此に葬る。其靈奇異の事ありて法明上人の大念佛を以て鎮むと云。

○仁木友梅墓 三田 按、今廢して所在をしらず。○小石塚 一名門脇殿 按、今廢して所在をしらず。○明星塚 寺山 按、字觀音谷是なりと云。

三國地志卷之六十六

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國 阿拜郡

梵刹

○上行寺 長榮 按、天正十六年、先君寒松廟、紀州粉河にて創建。それより豫州へ移り、慶長年間此に移し、先君歴世の尊儀をこゝに建つ。

○山溪寺 神護 按、舊歸耕軒と云、豫州にて同慈寺と云、大友氏建と云。元和元年、先君寒松廟此に移し、大年周永を開祖とす。正堂・方丈・牌殿・子院 如意・伽藍・神祠あり。

○大福寺 愛宕山 按、慶長五年、小天狗清藏房創建、養元房俊明開祖。正堂・護摩堂・寢堂・藥師堂あり。

○廣禪寺 龍谷 按、元和元年、渡邊勘兵衛が、別莊を捨て、利天を開祖とす。正堂・影堂・禪堂・輪藏・方丈・厨庫・浴室・山門・衆寮・伽藍・神祠あり。周防守勘兵衛二代の牌子、周防守室家の牌子及墓表あり。○潮袈裟、是道

○鎧塚 並一 船戸石地藏 按、濃州土岐氏、小波田村へ之を建るの日、遠路に勞して此に捨ると云。

○馬塚 並河 池田忠知墓 一名伊豫殿森 按、伊豫守に任ず佐々木の一族なり。豊太閤の時、本國地檢の役となり六萬石を領す。慶長一統の後、吾先君の恩を得て府城二の郭内に居す。今其地を伊豫殿丸と云。

○屋形塚 下柘 按、田間に松樹あり、是江州佐々木某を討たる處と云。

○梅田氏墓 輪法塚 並野 按、其形山陵の如し。土俗云、弘法けさを塚にかけて諸國を巡行せらる、一國に一つの塚なりと云。

○長者塚 桶岡 經塚 中友 藤堂 高清墓 西明 按、長者屋鋪にあり。俗出雲殿墓と云。

三國地志卷之六十五終

元禪師入唐の時、天童如淨授る處と云、寺庫に藏む。
 ○萬福寺上野山無 按、舊平樂寺と號し、今の郭内云伊豫殿丸にあり。後白河法皇の勅に依て、平相國の創建。子院三十六字あり。天正の兵火に罹り、諸堂悉く回祿。同十一年再創し、其後郭外へ移す。今の本尊は燬燼の餘なりと云。伽藍・九社權現の事、神祠の下に出す。
 ○妙華寺普光 按、桑名一孝創建。
 ○密乘院奥樂寺 按、天正年間郭内二にあり、慶長年中郭外に移す。
 ○威徳院梧桐山 按、天満宮勸請の時創建すと云。密乘院以下並に今天神の社地にあり。
 ○妙典寺本隆山 按、惠光房日詠、豫州より移開して祖となる。
 ○善福院松涼山 按、四條院御宇、圓鸞房俗姓佐々木伊勢守開祖。慶長年間空賢再修す。
 ○妙福寺 按、大善寺佛性山 報土院 按、慶長十三年、曉譽開祖。舊粉川にあり、粉川より豫州に移り、豫州より此に移る。
 ○超誓寺佛性山 報土院 按、大善寺の隱栖なり。
 ○藥師寺上野山 報土院 按、天正年間郭内にあり、後郭外に移す。今天神の境内にあり。
 ○愛染院通光山 願成寺 按、界内に芭蕉翁桃青墓あり、俗故郷

塚とよぶ。桃青、俗姓松尾宗房、其先柘植氏より出て本郡にひととなり、東武に流寓して滑稽の宗匠となる。
 ○明覺寺 按、念佛寺光明山 攝取院 按、舊光明寺と號し、基谷町にあり。筒井氏の時、故あつて廢し今の地に再創す。
 ○妙昌寺 按、西念寺西方山 攝取院 按、筒井定次本願にして、定次の弟名出家して開祖となる。
 ○法輪寺萬歲 按、寬文年間大福寺に屬す。藏王の社地にあり。
 ○幸福寺金龍 按、寬文年間大福寺に屬す。藏王の社地にあり。
 ○蓮池寺乘浮 按、天養年間、右京大夫金田國政長田創建、故に金田寺と號す。
 ○淨蓮寺 已上二十九梵刹、上野府下にあり。
 ○佛性寺雨市山 准后伊賀記曰、佛性寺、六條殿顯房開基。遍昭院在佛性寺之南。
 【つれづれ】草野槌曰、權少僧都弘融、文保二年十月於押小路亭隨左少將爲仲人道受古今和歌集訓說、中建武比、與兼好房有因緣故、弘融、古今集を仁和寺の居住に預け置く。貞和三年伊賀國佛性寺之遍昭院に居住す、時に歳六十。
 按、遍昭院は昔、別に一區の僧房にして、佛性寺の子院なり、今混じて佛性寺の院號となる。射手宮の別當なり
 ○常住寺一名瑛王 寺平野山 按、本尊瑛王、木像長一相傳ふ、慈心

房尊惠、攝州河邊郡伊勢神宮を拜し、歸路、南京巡禮の志願有て州を過るの日、百田氏長田が宅に宿す、暴病にて死に臨み、此像を石田に與へ、金字の法華經北志有馬云、慈心坊尊惠之金紙、金字法花經八卷、到今存、而其裝潢之美、牙籤之巧、可謂古代之物也、又云、尊惠基在藥師堂之東、は清澄寺に送るべしと言終て死す。其言の如く經は寺へ達し、像は百田が家に藏む。故あつて、羽柴定次、堂を修營し像を安ず。寬文初年、松壽尼公の重修より瑛王寺と號く。同九年、先君大通廟、若干の地を施入し玉ふ。
 ○西蓮寺醫王山無 按、明應年間眞盛開祖。界内に觀音堂・藥師堂・子院三區あり。後土御門院の石浮屠及眞盛の墓表あり。
 ○福壽寺百田山一名不動 多門寺八幡 龍王寺雲興山並朝屋村
 【清岩傳略】曰、師、諱宗清、號清岩、別稱自咲老人、江州人、俗姓佐々木大石也、大德寺一百七拾世住持、特賜清淨本然禪師、寬文改元辛丑年十一月廿一日遷化、世壽七十四、葬于紫野高桐院、師之所創之寺院、豊後祥雲庵、伊賀州龍王寺、武州東海之清光院、又創臨江・德泉二庵于泉州界府龍興山、南其山門・佛殿、亦師之所定也。
 龍王寺、以寬永六年而建焉、山扁起雲今改、山洞寂寥の境にして、蓮池、楓葉、秋來ことに佳勝多し。
 ○高尾寺神明山 淨林寺並木 梅生寺清谷 西福寺

○橋本寺 願成寺 大願寺並大乃 法花寺舊名國分山菊
 【朝野群載】曰、諸國各令敬造金光明四天王護國之僧寺、中略又造法華滅罪之尼寺、並寫妙法蓮華經十部、住尼十人、水田十町云々【續日本紀】曰、廢帝天平寶字五年六月庚申、天下諸國各於國分尼寺、奉造阿彌陀丈六像一軀、脇侍菩薩像二體、
 按、是所謂法華滅罪寺にして、國分尼寺と云是なり。伽藍神・八幡祠、自餘舊子院の址、數ヶ處あり。天正五年寺領取納簿、年行事西坊祐嚴全藏坊盛運同八年燈明料簿、今尙法華氏のもの之を藏む。是亦大寺の一證たるべし。
 ○長樂寺重秀山阿 按、彌陀・藥師・四天王、是法花寺の子院、天道坊の遺像なりと云。
 ○蓮花寺 按、境内に若一王子の祠あり。
 ○明圓寺並法 妙躰寺長榮山 按、境内に三十番神の祠あり。
 ○淨瑠璃寺飛來山 按、飛來天神の別當にして、社地にあり。
 ○稱念寺森田山 福壽院病追 法運寺妙啓山圓珠院淨瑠璃
 ○得樂寺米井山 成就院岡山吉 按、八幡宮別當にして社地にあり。
 ○東福寺青木 九品寺袖台山 按、舊四十九院と云、行

基建る處。先君 大亭廟の寄せ玉ふ文珠云 畫像あり。又空海筆の阿字石あり。

- 彌勒寺獨鈷山四十九村 ○果號寺西山村 ○高倉寺新居山 按、高倉社の別當坊にして、社地にあり。
- 德樂寺鹽岡山 ○峯菴寺 ○地藏寺 ○灯明寺並西
- 佛土寺平野山 按、古昔大伽藍にして、延曆寺の古案及古佛像三尊・石鳳塔・多寶塔、今尙存す。
- 妙覺寺新居山 ○觀音寺新居山 ○門西寺 ○深山寺 ○正福寺雨花山法音院 ○西光寺 ○圓福寺如意 ○永照寺並村 ○慶明寺空寂 ○西雲寺平等山光明院 ○西盛寺空銖
- 常光寺一名 ○三田寺慈雲 按、天正以降の舊鬼簿あり
- 瑞龍寺天象 按、伊賀守朝光創建のこと永閑記に出ず。
- 法花寺並三 ○法泉寺呂岳山 ○西音寺 ○藥師堂並音
- 長樂寺眞涼山 ○西福寺無量壽山 ○德王寺 ○中菴寺丸柱 ○臺上寺 ○西房並服 ○永福寺涼光山 ○福生寺了花山 ○大光寺岡山普門 按、本尊觀音、春日作る。相傳ふ、天平勝寶五年二月初午の日、服部康氏、夢想に依て奏聞をとげ、僧覺眞を請し開祖とす、域内に春日祠あり。
- 實性寺久光山 按、白髮社の別當にして、社地にあり。

○地福寺無比山 ○顯興寺竜王山 ○菩提寺普門山 並川記曰、はとり川をわたりて菩提寺にいたる、是も松提門徒の律院也。まうけの事は法命申つけて、伊賀のともがら、さたせしむとなん。廿七日、猶菩提寺に逗留す。伊賀のものども、さがたく抑留するゆへ也。口號詩曰、菩提樹下古精藍、殿閣微涼來自南、暫借藤床兼瓦枕、駒々一睡味方甘、

- 中菴寺明秋山 ○地藏堂 ○無常堂並西明 ○誓光寺博
- 生蓮寺 ○地藏堂並西 ○中道院法輪山 按、三ノ宮別當にして、社地にあり。
- 淨久寺土橋山延命院 ○蓮臺寺山神山 ○清安寺尊法山
- 國分寺舊名樂音寺上村 按、本尊藥師佛は樂音寺の遺像にして、本寺は上野府城の良位にあたるを以て、大通廟より四至四町の地を寄せ玉ふ。又國分寺廢して後、廻國の行者、納經する處なくして、只國府の藥師といへるを尋ね、此上寺ぞ國府の本佛ならんと、此に來りて經を奉ず、故に公裁を得て、享保七年、西條村國分寺の號を此に移して寺號となす。樂音寺のことは故蹟の下に辨す。
- 神光院南宮 按、一宮の別當にして、社内にあり。

○妙慶寺光澄 ○來迎寺波光山 ○福泉寺千歲 ○西方寺

- 了源寺 按、佛光寺了源上人墓あり。
- 廣德寺並佐那 ○福泉寺外山 ○西光寺應松 ○引接寺
- 來迎山安業院 ○大德寺松圓 ○油尾藥師堂並馬 ○不遠寺去此山松林 ○善福寺根星山 ○局堂並田 ○清來寺圓
- 千具村 ○淨土寺安養山 ○來迎寺紫雲山正法 ○西福寺田
- 山石 ○淨土寺圓德院 ○來迎寺波敷野村 ○西福寺藤
- 山香 ○金臺寺元明山遍照 按、藪田天王の別當にして、社内にあり。
- 法雲寺建興山 ○德永寺平庸 按、一俟家歴世の施入文あり。
- 玉林寺東明 ○藥師寺倉部 按、本尊藥師及日光・月光並弘法作る。是平田四郎護持佛なりと云。
- 萬壽寺德雲 ○石照院應鸞山慈眼寺 ○林昌寺圓光山 中
- 雲山寺法興 按、傳教開祖の靈區なり、山頂に故 保元の亂、平族宗清、本郡の吏たるを以て、賴朝卿、此に因獄せらる、賴朝此像を景仰し、池禪尼の恩を得て首領を保ち一統の後、此像、賴朝に夢想のことあり、賴朝さきの恩を懷ひ、重修すと云。其後天正の兵火に回祿して、此遺像のみ存す。延寶乙卯、弘福鐵牛、茅舎を興し、中

古の祖となる。

- 神王寺信竜 ○西光寺法塚山 ○極樂寺紫雲山
- 松榮寺大慈 ○蓮生寺法生 ○遊泉寺松尾山 ○大善寺如日山 ○專念寺一心山 ○淨林寺普音山 ○成就院神宮
- 新堂村 ○彌勒堂 ○大日堂並小 ○轉輪寺柏野
- 長泉寺兩養 ○彌勒堂 ○大日堂並小 ○轉輪寺柏野
- 中菴寺兩童山 ○玉瀧寺吉神 【藤川記】曰、伊賀の服部に つくべき支度なれど、洪水に路を通る事やすからず、同じ國の内玉瀧寺といふ律院にとまる。本尊は藥師如來に てましますといへり。
- 詠はや玉瀧寺の空晴て、るりの光にうつる朝日を 按、治承五年本國御封支配文、玉瀧寺七石三斗云々。 八景あり、曰玲瓏瀑、曰國界松、曰龍王獄、曰靈鷲山、曰 沼清水、曰編竹橋、曰古溫泉、曰山王社、子院三區あり。
- 普賢院八盤山 ○安樂寺如意 ○西音寺保村 ○平泉寺五郷山 按、境内に伽藍・神祠・觀音堂あり。
- 桂岩寺月桂 ○山菴寺一本山 ○正覺寺本誓山
- 安養寺梅香山 ○阿彌陀寺 ○林香寺久應山 ○金性寺寶光院 按、鞆田社の別當にして、社内にあり。上宮玉の筆し玉ふ十六善神の畫像あり。天正の兵火、朝

日祠の神木にかゝりて今尙存すと云。背面に永祿九年九月晦日云々の文あり。

- 清林寺 久松山並中友田村
- 淨光寺 西和山
- 森紅寺 覺永山
- 日泉寺 佛光山一月院並下友田村
- 普門寺 神護山
- 加身寺 向福山
- 念佛堂 唯心山並山畑村
- 春日寺 藤室山 按、春日社別當なり。
- 阿彌陀寺 紫雲山
- 千本寺
- 十王寺 並川東村
- 利生寺
- 福泉寺
- 萬福寺 並川西村
- 西光寺 弘誓山並壽院
- 北菴 春性山法林院
- 觀菩提寺 一名正月堂普門山 按、南京二月堂の別院にして、聖武帝創建し玉ふ處。本尊十一面觀音、自餘遺像多く、且正堂・樓門十三級石浮屠・鳴鐘刻日應永三十一年光敬白豊前國傳法寺莊法花院鰐口也・白檀香の古樹等、天正の兵火をまぬかれて今尙存す。無量院・蓮花院・西光院・慈眼院の四坊、正堂を輪番す。
- 岩動寺
- 善福寺 圭峯山
- 西念寺
- 眞善寺
- 東明寺
- 馬寺
- 彌勒寺 永寶山
- 森菴 並嶋ヶ原村

三國地志卷之六十六終

家那津之口又其筑紫肥豊三國屯倉散在縣隔運輸遙阻儻如須要難以備率亦宜謂諸郡分移聚建那津之口以修非常永爲民命早下郡縣令知朕心

- 按、屯倉、官家皆國府の地にあるべし。其遺址今詳ならず。
- 新家廢驛 【續日本紀】曰、元明天皇和銅四年春正月丁未、始置都亭驛、伊賀國阿閉郡新家驛、按、今東村に櫻町・池町・上官舎・下官舎等の地名存し、土俗奈良街道と云。古昔佐那具驛より此に來り、嶋ヶ原に通ずと云。本邑新居郷にして、新居川原の名存すれば是則古驛の地なり。
- 御靈神祠址 按、地名御靈殿にあり。
- 相生松 按、地名出口にあり。
- 兼平松 按、地名足永の畑中にあり。
- 福地芝 並長田村 按、湯山にあり。
- 野神松 按、地名鷹塚にあり。
- 坂東神松 並四十九村 按、地名平松にあり。
- 青田山 按、【盛衰記】に出る。今畠地となる。
- 宮所廣 按、古社地なりと云。
- 榊本 按、神田の地なりと云。
- 小菊芝 並西村 按、補陀樂寺の兒童を刑戮する處と云。

三國地志卷之六十七

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國阿拜郡

古蹟

- 舊府倭名類聚鈔曰、伊賀國國府、在阿拜郡、行程上二日下一日 【永閑伊賀名所記】曰、阿拜郡國府、此所には、國中の出貢をおさめらるゝ所にて、御藏の所など、今に傳る。 按、西條村に地名存す、是則舊府の地にして、今府中郷内なり。
- 屯倉 【日本紀】曰、宣化天皇元年夏五月辛丑朔、詔曰、食者天下之本也、黃金萬貫不可療飢、白玉千箱何能救冷、夫筑紫國者、遐邇之所朝屆、去來之所關門、是以、海表之國、候海水以來賓、望天雲而奉貢、自胎中之帝泪干朕身收藏穀稼蓄積儲糧遙設凶年厚饗良客安國之方更無過此故朕遣阿蘇仍舌也 未詳 加運河内國茨田郡屯倉之穀蘇我大臣稻目宿禰宜遣尾張連運尾張國屯倉之穀物部大連龜鹿文宜遣新家連運新家屯倉之穀阿倍臣遣伊賀臣運伊賀國屯倉之穀修造官

○紅葉社 三田村 按、楓の巨木あり。牛頭天王の離宮の址なりと云。

○小鍛冶宗近宅址 音羽村 按、地名向出にあり。城出と云處に井泉あり、是宗近刃をこゝに淬く、呼で赤井と云。嶋ヶ原にも故跡あり下に出ず

○陶窯故址 九柱村 按、寺谷と云處にあり。古の陶窯なり、伊賀焼と稱する是なり。

○鍛工國綱宅址 服部上手也 【古今鍛冶次第】曰、伊賀國國綱、

按、地名鍛冶垣内と云。方一町許、田地となる。

○日丸長者宅址 長樂山西明寺村 按、今呼で長者屋舗と云。古俗貨財に富む者を、長者を以稱す。こゝに所謂長者は、服部氏にして、日丸主計と云ものなり。

○國府湊 一名戀湊一名戀淵○西條村 【准后伊賀記】曰、國府湊、三宮之神領也、【阿佛家集】曰、

みるめなきこひの湊による船の、かりねの夢もむすばざりけり

【永閑伊賀名所記】曰、阿拜郡戀湊、國府ちかく流るゝ川を云よし、【至寶抄】に侍る。【至寶抄】にあまのすむさとのしるべや我が戀の、湊によるはもゆるいさり火

後伏見院

【夫木集】曰、こふのみなと伊賀 題不知
人をもこふのみなとよる浪は、神をもこそうち
ぬらしけれ
よみ人しらす

【藻鹽草】曰、戀湊伊賀 按、西條村字古川跡と云是なり。
○惠奈志森 按、坂下村の南田間にあり。古稻荷祠あり、
今すかれて田圃となる。

○黒黨藪具村 按、古一宮の祭祀に用る處の箸竹をこゝ
に採るとも云び、又は黒黨の大饗に用る箸をこゝにを
さむるを以名づくとも云。竹筥今はなし。

○平田戰場植村 按、北打山に屬す。麓に野あり、是を
合戰場と云。又荒墳あり、千人塚と云。古佐々木秀義
此に陣す事、【盛衰記】に見えたり。

○筒御前祠址 按、古殿森と云。
○齋宮芝植村 按、幡岡峯戰場村。昔、昔日戰鬪の時、
旗旗をこゝに樹つ、依て名くと云。江州五反田村に界ふ

○西森村 按、倭姫命遊息の地。
○一鏡村 按、地名坊谷の田間に松一株あり、周りに
圍、瘡を患ふる者、梅の氣條を以これを管てば、忽瘡を
截る、今に至て功驗あり。其地を的場址と云、又一ツ
鏡と云、其所由詳ならず。

○湯屋谷舟村 按、古温泉の地。

○椿本上友 按、朝日椿祠の故址。
○三條宗近宅址 按、地名大通にあり、是宗近出生
の地なりと云。此處にてうつを大通丸と云。此前川を
鍛冶川と云、是刃を淬くの地。

○綾神森河 按、若林御園【吾妻鑑】曰、文治四年二月
二日所々地頭等所拜已下事云々新中將殿伊賀國若林御園
云々、

按、壬生野春日を以て若林御厨社と云、しかれば、御
園は南京春日の社領なるにや。

○仁木義視故館 按、西丸にあり。
○百田氏宅址 按、福喜多宅址 ○榎並氏宅址 並朝
喜多氏宅址 ○梅津氏宅址 ○渡邊宅址 ○町井氏宅址
按、左馬介貞信與の裔 之に居す。

○森永氏宅址 並木 ○田上兵庫堡 ○三波氏堡 ○廣山
氏堡 ○久保田氏堡 ○直居氏堡 ○竹嶋氏堡 ○木津
氏堡 増井氏堡 ○廣山氏砦址 並大乃 ○法花氏堡 ○
中氏堡 並法 ○加藤將監堡 按、正應四年六波羅施行
按に、加藤左衛門尉伊賀國大内住 云々。正應より天正
に至る凡二百八十餘年、其家名を失墜せずして、歴世
此に住す。偶舊案の存するありて、土俗口碑の徒から
ざるをしる。

○今井氏堡 按、四郎兼平、之に據ると云。亦荒墳あり、
呼で七塚と云。

○須藤刑部承堡 並大内 ○赤井氏宅址 小田 ○飛田氏宅址
○菊岡丹波宅址 並久 ○吉富左近宅址 ○山岡氏宅址
○富井氏宅址 ○市場氏宅址 並淺字 ○知高左衛門宅址
○増田氏宅址 ○中森氏宅址 並四十 ○福田氏堡 ○吉

岡宰相宅址 並西 ○幸至圖書堡 ○濱田安藝堡 ○藤谷
山城堡 ○松山氏宅址 ○加矢氏宅址 ○葛岡氏宅址
○森田氏宅址 ○重田氏宅址 ○稻葉氏宅址 並西 ○塚
脇道之助堡 東 ○長谷川氏宅址 野間 按、領主春日神祠
あり。

○仁木宅址 三田 按、左京大夫義視 號友 之に居る。庭石、
烏帽子石の二石あり。馬場・笠懸の地名あり。

○紀伊守宅址 ○宇津賀大谷氏宅址 ○佐治玄蕃宅址 並
谷 ○猪岡瀬之助堡 ○今岡氏堡 ○伊戸河氏堡 並比曾
河内村

○宮城氏宅址 按、服部六郎時定裔也と云。
○最上氏宅址 ○高田氏宅址 ○岡本氏宅址 ○岡角氏
宅址 ○甘金氏宅址 ○菊地氏宅址 ○菊森氏宅址 ○
廣木氏宅址 ○須野氏宅址 並服 ○箕升氏宅址 並北城
安岡氏宅址 並羽 ○服部氏宅址 按、平内左衛門家長、

初此に地着すと云。
○千田氏宅址 ○長嶋氏宅址 並高 ○服部氏宅址 按、平
内左衛門此に居ると云。
○池田氏宅址 按、即池田近江守。
○竹尾氏宅址 ○竹本氏宅址 ○若森氏宅址 ○橋氏宅
址 ○菊地氏宅址 ○行岡八兵衛堡 ○荒木氏宅址 並荒
按、荒木攝津守荒木又右衛門こゝに住すと云。
○秋永氏宅址 西明 ○鹿嶋氏宅址 ○林氏宅址 ○菅野
氏宅址 ○松本氏宅址 並西 ○宇都可二位宅址 ○高谷
氏堡 ○原田氏宅址 並土 ○丹五郎堡 ○奥知氏宅址 並山
富坂堡 一宮 按、金谷・南出兩處にあり。
○濱瀬氏堡 ○岩瀬氏宅址 ○千歳庄司宅址 ○服部氏
堡 ○峯嵐堡 並千 按、天正年中、田屋甚之丞居守。
○西澤兵庫宅址 ○富山氏宅址 ○重福氏宅址 ○寺島
氏宅址 ○岡島氏宅址 ○岡森氏宅址 ○村木氏宅址
○菊屋氏宅址 ○下山氏宅址 ○保久井氏宅址 ○奥氏
宅址 ○上出氏宅址 並佐那 ○田矢氏堡 川合 按、地名三
蓋山にあり。
○舟見勘解由宅址 ○山本鞠負宅址 ○加山氏宅址
○森木氏宅址 ○小林氏宅址 並馬 ○高藤氏堡 ○勝見
氏堡 ○菊屋氏堡 ○高林氏堡 川村 ○瀧野氏宅址 ○

瀬古氏宅址 ○種生氏宅址 ○恒岡氏宅址並圓徳院村 ○大野氏堡 ○堤氏堡並波敷野村 ○福地氏堡 ○濱地氏宅址 ○白井氏宅址 ○左近宅址 ○右近宅址 ○慶田氏宅址並上植 ○北村氏堡二 ○藤山氏宅址並中植村 ○彌平衛尉宗堡植村 按、已外植氏堡四處、安川・松尾・西川・高井氏の堡四處。亦鳥喰城・某城山・吹上城・宗清鳥見城の地名あり。
 ○杉井氏宅址 ○増田氏宅址 ○梅田氏宅址並野 ○日置氏堡 按、彌平兵衛尉宗清之に據る。或其裔日置彈正居守すとも云、日置門・日置下屋敷と云地名存す。
 ○竹島氏堡並愛 按、宇畑峯と云處に、竹島塚と云荒墳あり。又魂屋の地名あり。
 ○佐々木氏堡 ○仁保氏堡 ○中島氏堡 ○平島氏堡 ○森田氏堡 ○笹野氏堡 ○吉澤氏堡並新 ○橋本氏宅址 ○奥氏宅址 ○貝地氏宅址並御代村 ○楢岡堡 按、延文年間、恩地入道、河内國人楠氏族 南朝の命に依て此城に據る時に、本國の守橋成忠、凶徒尊氏に黨して是を攻む、市部村にて双方戦死すと云。
 ○大井伊豆之介堡並橋 ○松山氏堡二 ○筑後堡 ○堀井氏堡 ○鷹峯氏堡 ○島氏宅址並小 ○福地氏堡上 ○今濱氏堡 ○梶山氏堡 ○電淡路守 ○奥氏堡 ○長田

外記堡 ○飛川遠江守堡 ○洞氏堡 ○濱川氏堡 ○濱松氏堡 ○耳次氏堡 ○岡川氏堡 ○川崎氏堡 ○徳山氏堡 ○磯矢氏堡 ○岡本氏堡 ○新氏堡 ○富木堡 ○永木氏堡 ○中林氏堡 ○瀧氏堡 ○増岡氏堡 ○今中氏堡 ○服部氏堡 ○重藤氏堡 ○岩島氏堡 ○木津越前堡並玉 按、本國堡址の多き此邑を最とす。其壘址を按ずるに、皆方十一間、或は一郭、或は二郭、皆天正中丹羽氏を拒ぐの保障なり。且天文年中、一宮祭祀黒黨の舊記、一宮服忌令等、今に木津越前が子孫の家に藏む。
 ○内保播摩守堡 ○穀地出雲宅址 ○今岡對馬宅址 ○芦崎長門宅址 ○藤島加賀宅址並内 ○岩田氏堡 ○中菴堡 ○服部氏堡 ○田名瀬氏堡 ○勝矢氏堡 ○鷺岡氏堡 ○三矢氏堡 ○杉本氏宅並西湯舟村 ○藤山攝守堡 ○藤林長門守堡 ○中東氏堡 ○植地氏堡 ○杉山氏堡 ○伊室氏宅址 ○竹地氏宅址 ○伊賀見營址並東湯船村 按、江州鷹峯郷司鷹峯伊太郎據る處と云。
 ○山尾堡 按、山尾太郎安滿居守。安滿、其先は平内左工門伊賀盛景盛衰記作家長より出て、平氏没落の後、源家より友田郷を給ると云。又 南朝に軍功ありとも云。家

譜に云、盛景弟平藏滿興、滿興子太郎安滿、安滿子左京進安久、子三人あり、一は山尾右京安平、一は鷹山八郎安峯、一は中谷七郎安秋、俱に其堡址あり。
 ○鷹山飛彈堡 ○中谷氏堡 ○城氏堡 按、酒公の裔孫土佐守秀友之を保つ。秀友未
 ○葉出羽掾稱服 ○菊永氏堡 按、服部出羽掾の弟菊永右近大夫之に據る。菊永兵部兵衛を以て世に鳴る朝鮮の役戦死す
 ○佐土氏堡 ○岡氏堡並上友 按、菊永堡より俱に城氏の氏族。一説云、嫡子城保友、二男菊永保重、三男城保次、仁木左京大夫に屬して、下友田に住すと云々
 ○山内氏宅址 ○川合氏宅址 ○福味氏宅址 ○福森氏宅址 ○稻増氏宅址 ○竹内氏宅址並下友 ○馬船氏宅址 ○輕屋氏宅址 ○勝森氏宅址 ○玉置氏宅址 ○増地氏宅並嶋原村 ○大森氏宅址 ○山城氏宅址 ○音地氏宅址 ○増地氏宅址 ○脇野氏宅址 ○田中氏宅址 ○福木氏宅址 ○五百田氏宅址 ○米島氏宅址 ○大深氏宅址 ○竹島氏宅址 ○澤村氏宅址 ○峯氏宅址 ○奥氏宅址 ○木城氏宅址 ○清水氏宅址 ○近藤氏宅址並河東村 按、替日遷幸の時供奉の神官なりと云。
 ○大西氏宅址 ○城米氏宅址 ○西氏宅址 ○中林氏宅址 ○福永氏宅址 ○喜多氏宅址 ○平地氏宅址 ○中

氏宅址 ○内山氏宅址 ○福西氏宅址 ○福田氏宅址 ○今中氏宅址 ○深山氏宅址 ○吉田氏宅址並河 按、春日供奉の神宮なりと云。
 ○杉田氏宅址 ○榎山氏宅址 ○秋本氏宅址 ○山出氏宅址並横山村 ○廢釋迦寺淺字田村 按、八幡宮の域内となる。
 ○廢補陀落寺西 按、新坊・奥坊・觀音院の三子院あり、今地名存す。亦引導碑あり、其三町石面に刻曰、願主源貞増、其四刻曰、建長五年癸丑七月十日、自餘六町・七町・十二町・十三町石存す。
 ○廢國分寺 【類聚三代格】諸國國分寺天平十三年二月十四日太政官符 曰、每國僧寺・尼寺各可施水田一十町、每國造僧寺、必令有少僧、其寺各爲金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺各爲法花滅罪之寺、兩寺相去、宜受教戒、若有闕者即須補滿、又曰、太政官符
 應於國分尼寺、安居之中、令講法華經事、右被權中納言從三位兼行左衛門督陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣旨、奉 勅國分二寺初建自遠、一則名爲金光明護國寺、一則號爲法華滅罪寺、最勝法華二部經各十部、如法書寫粧飾蘊積、及苾芻□尼每寺有其負、是則先帝救世利物之法、遠傳于今不朽者也、而頃年所行僧寺安居之會、獨講最勝王經、尼寺滅罪之場无說法華妙典、兩寺所

服部は秦姓なり。

按、本國服部の氏族、滋蔓して郡邑に散在す。臣別・蕃別自から異なり。吳服造は蕃別にして、其子孫猪の爪を紋とす、猪の爪とは機の梭なり。服部連は臣別にして其子孫矢羽を紋とす。爾來各服部を稱して、其原由を審にせず。槩して平内左衛門が子孫にして、平氏の侍より家を起すと云ものは、不思の甚しきなり。應神の御宇、織衽の爲に西土より貢するものは、皆婦人にして、其種胤をのこすものは、これを統率する酒君一人なり、これ本國の服部を領す。其後女工、本朝に輩出するを以、允恭御宇、其棟梁として、服部連を命ぜらる。これよりさき、酒君及其部下の士皆服部を稱し、後服部連及其部下亦皆服部を稱するを以、譜系生出各別にして、混然として一統系の如く皆服部氏となる。不可不分。

○服部六郎時定 按、本國の産にして、鎌倉將軍に屬すことは、【盛衰記】補闕に見はる。

○服部宗純 【浪合記】曰、吉野より供奉の公家庶流、堀田尾張守正重・平野主水正業谷・服部伊賀守宗純・鈴木右京亮・重政吉野式部少輔常資・光賀大膳亮爲長・河村相模守秀清此七人を七名宇と號す、その十一家を吉野十一黨と、官方の武士申す也。【信濃宮傳】曰、應永三十一年甲辰八月

十五日、信濃國伊奈郡並合戰、同年三河國に移り入し諸家は、皆宇津峯官方の兵士や。服部伊賀守宗純云々。

○服部伊賀守實詮 按、服部村に住す。天文七年正月廿五日卒す。六十遺物として吳道士が觀音の畫像を、佐々木義秀へ贈る。義秀、箕作山に一字を建て、此像を安じ新觀音寺と云。

○日置彈正正次 按、愛田村より出。射術に達し其名四方に知らる。姓氏由るところ、平宗清の下にあり。

○柘植十郎有重 按、上柘植村に住す。藏人行家に黨し播州室山合戰に、越中盛次が爲に討ること、【盛衰記】に出る。

○伊賀家長 【源平盛衰記】曰、伊賀平内左工門尉家長。

按、服部村に住す、故に服部とも稱す。子五人あり、一竹野屋某服部に住す、二宮田某丸柱に住す、三高島某高島に住す、四杉本某湯舟に住す、五小泉某依那具に住す。又荒木・高島に、家長が子孫歷世の宅址あり。

○河合安房守實之 按、河合郷に住す。天文六年十月十七日卒す。佐々木家の臣なり。

○荒木又右衛門 按、本姓菊山氏なり。天正の頃備州の大守に仕へ、寛永年中小田村にて報讎の後再び備州に仕ふ。其先、歷世又右衛門の稱を襲へるにや。荒木村

に宅址あり、土着の豪家と云。

○觀世清次 按、【觀世系譜】云、觀世之先、伊賀杉内服部氏而有三子、春日明神託伯子曰、事神掌樂、然、父不肯而伯子病死、尋、仲子又死、由茲、父惶恐而携季子適大和也、詣初瀬寺觀音、遇異僧諸塗索之名曰觀世焉、遂拜禮春日神廟、獻季子而應詔旨也、於是、自大和國領結崎、因更氏焉、元服名清次、後號觀阿彌、其子元清之伎能繼特、應永中、鹿苑太相國辟之、寵侍最渥、由此、叙五位下號左衛門大夫、薙髮曰世阿彌、乃新爲謠舞附序破急、稱乎當世矣。

流寓

○平宗清 【大日本史】曰、平宗清稱彌平左衛門、諸本、語共作彌平兵衛、今從東鑑、盛衰記、貞盛八世孫左衛門尉季宗子也、系、平治物、宗清遁不知所終、案、柘植氏家譜曰、平氏亡、宗清避地伊賀山田郡三十三邑、盛長勤宗清、構室而居焉、宗清戲折柘植挿一枝於地曰、此枝蕃茂則吾居成矣、明年果開花、宗清奇之作和歌、因以柘植爲氏、然、東鑑等書無所見、且考平氏系圖、柘植宗清、少納言平信實子而非季宗子也、蓋、以同姓名謬爲一人也、故不取、按、柘植郷愛田村地名日置に寓居す、故に子孫日置を以て稱號とす。宗清三子あり、長を日置某と云本邑に居す、次を福地某と云上柘植に居す、三を北村某と云中柘植に居す。自餘西川・松尾・山川等、皆此氏族なり。

女流

○新家公福刀自 【清和實錄】曰、貞觀十六年九月七日壬辰、伊賀國節婦新家公福刀自、叙位二階、免同戶課、旌長門閭、

僧侶

○圓覺 【圓覺律師傳】曰、諱修廣、字道御、大島氏、伊州服部人、父名廣元云々、唐京兆法金剛院、大建融通念佛、又建于嵯峨清涼寺、應長元年九月二十九日化、

三國地志卷之六十七終

三國地志卷之六十八

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國山田郡

郷名

○中村 按、千戸・眞泥・畑・中野・鳳凰寺・平田・出後・富岡・中村、是を呼で今中村郷と云。古千戸・眞泥・畑、是を河原郷と云。

○阿波一作淡准后伊賀記作粟郷 【惣國風土記】曰、山田郡阿波郷、公穀六百七十二束三毛田、假粟四百七十二丸、貢松・檜・橘・柚・樟・栢・熊・猪・若猿・狸・狼・狐・兔・鶴・雉・鳩・茨・芥・松・脂・栗・榧・蕨・葛等、

按、上阿波・猿野・富永・下阿波・川北・廣瀬、是を呼で阿波郷と云。

○馬野 【惣國風土記】曰、山田郡馬野郷、公穀六百八十二束、假粟五百七十二丸三毛田、貢松脂・橘・柚、又貢雉・鳩、有牧馬駿馬之收也、

按、奥馬野・中馬野・坂下、是を呼で馬野郷と云。

○喰代 按、喰代・鷹山・蓮池、是を呼で喰代郷と云。

○友生 按、上友生・界外・中友生・下友生、是を呼で友生郷と云。

已上五郷、今存在する所也。

○川原今 【延長風土記】曰、山田郡川原郷、土地瘦亡有早水之患也、時々出橋・柑、民家所用也、【惣國風土記】曰、山田郡川原郷、公穀四百七十二束、假粟三百五十九丸、貢鮎・鰻・鴨・鶯等、

按、今畑村に川原出の字あり。此地、山田川のほとりにて水難の地なれば此名あるにや。

○竹原今 【延長風土記】曰、山田郡竹原郷、土地富饒而修竹多焉、亦民家所用也、在郡以下、【惣國風土記】曰、山田郡竹原郷、公穀三百七十二束、元假粟、以横稅爲假粟、貢桑・麻、

按、今廢して鳳凰寺村に存す。

已上三郷、【和名抄】出る所也。

○阿野今 【延長風土記】曰、山田郡阿野郷、土地富饒而民用多、在郡之西、有神、曰並日明神、大足彦忍代別御宇奉崇也、又曰、西限阿野、

按、阿野は今上野の東南字野島の地なり。古は郡の西界にして今阿拜郡に屬す。

○鳥合今廢 【延長風土記】曰、山田郡鳥合郷、在郡之東北、土地廢亡焉民用少也、

○玉井今廢 【延長風土記】曰、山田郡玉井郷、在郡之東北、土地富饒而民用多也、

按、今平田町に玉井の名あり。

○郡今廢 【延長風土記】曰、山田郡郷、土地富饒而民用多也、亦多出藥草、在郡之西、

○川向今廢 【延長風土記】曰、山田郡川向郷、在郡之東北、多出藥草、亦民所用也、

按、平田より出後を呼で川向と云。

村里

○千戸 按、【平家物語】に下千戸に作る。今奥千戸・西千戸の唱へあり。

○眞泥 ○畑 ○甲野 ○鳳凰寺 ○中島平田屬邑 ○出後

○炊 按、栗田屋鋪と云處に井泉あり、俗ユメカシ漸井戸と云、是上古 太神宮へ獻する所の御供米を炊く故に名くと云。

○富岡 ○中村 ○上阿波 ○汁附 ○元町 ○子日

○東大寺古文書 建仁元年曰、念佛堂庄八十一町九段山田郡内阿波保廿七町小同新別府三町二段、同名次名三町三段、廣瀬

村十八町、淨土寺三町、有丸名廿七町三段大、已上建久之比彼庄之間國柚併被押籠畢、然者國內無柚者、爭可遂造營哉、仍造營之間可國領之由、同欲被 宣下矣、又元徳三年曰、阿波庄、

○神風抄曰、伊賀國阿波御厨、六石雜用十石糲料外

○猿野延長風土記 按、村名の所由詳異部に出、

○富永 按、曆應三年古文書富永莊云々

○下阿波 ○川北 ○廣瀬 【神風抄】曰、廣瀬山田本御厨 按、【東大寺古文書】曆應三年廣瀬莊云々。今奈良地の字あり。御谷郷とあるは、今小邑三谷あり、恐くは是ならん。

○奥馬野一作番野 【東大寺古文書】曆應三年曰、馬野者寺家根本十二大會並八幡宮轉客會云々、又曰、馬野莊北伊賀分、又曰、永閑伊賀名所記引【三代將軍記】曰、御所之御馬生好者、伊賀次郎重國自番野村所獻也、其時改番野爲馬野、

按、笠取山より布引山に至るまで一面の草山なり。宜なり、古より牧地とすること。

○中馬野 ○坂下十樂卷記作酒下 按、【准后伊賀記】に出たり。

○喰代 【東大寺古文書】天喜四年曰、山田郡一處喰代村、四至東限高山、西限里山、見勤南限山、北限谷口、【神風抄】曰、伊賀國喰代御厨三石

按、【今昔物語】に、伊賀喰代里云々、
○鷹山鷹高 ○上友生一作頼尾 【東大寺古文書】嘉曆三年曰、
伊賀國友尾准后伊賀記曰、公田分頼尾村

○界外 ○中友理 ○下友生

神祠

○鳥坂神社神名帳一本 本作鳥坂 【永閑伊賀名所記】曰、山田郡鳥坂明神、鳥坂の里にまします、【直指抄】云下照姫也。
いのりてもかひこそなけれひとりねの、いつもうさかの神かきのうち 膳子内親王

按、甲野村に坐す。土俗云、神明・若宮・勝手明神三坐を祀ると。舊社地は鳥坂山の麓にあり、其地を寶殿谷、鳥居河原と云、鳥鳥字の似たるを以、後音讀を誤りたるか。

○阿波神社 【神功紀】曰、九年春二月、足仲彥天皇崩於筑紫檀日宮時、皇后傷天皇不從神教而早崩、以爲、知所崇之神欲求財寶國、是以、命群臣及百寮以解罪改過、更建齋宮於小山田邑、三月壬申朔、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武内宿禰令撫琴、喚中臣鳥賊津使主爲審神者、因以千緡高緡置琴頭尾、而請曰、先日教天皇者誰神也、願欲知其名、逮于七日七夜、乃答曰、神風伊勢國之百傳

度逢縣之折鈴五十鈴宮所居神名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉、亦問之、除是神有神乎、答曰、幡荻穗出吾也、於尾田吾田節乃淡郡所居之有也、【延長風土記】曰、阿辨郡阿波山有神、號阿波大明神、神功皇后也、【清和實錄】曰、貞觀三年夏四月十日甲寅、授伊賀國正六位上阿波神從五位下、又曰十五年癸巳九月廿七日己丑、授伊賀國阿波神從五位上、
按、下阿波村に坐す。鰐口銘云、阿波谷杉尾大明神、文祿五年丙申五月日。又狛犬あり至て古雅なり。土俗杉尾白髮明神は猿田彦を祀ると云、紀に所謂淡郡は、當時伊勢の管内にして、即この邑なり、筑紫憑談の神、蓋、猿田彦大神なり。今社後に小邑小山田あり、【風土記】本社を以、神功皇后を祀ると云は、筑紫齋宮の式を擬して、中古小山田の地に皇后を祀れるにや。今は本社一座を存して、小山田の社址を失するのみならず、土俗、阿波神社と云ことをしるものなし。杉尾は荻穂の轉訛せるか。
○葦神社神名帳一本 葦北一本 【天平風土記】曰、葦神社、在魚不見池邊、俗云龍神、【惣國風土記】曰、山田郡阿波郷葦神社、圭田三十八束三字田、所祭國常立也、和銅三年庚戌九月、始加神禮如勢州加圭田、有神戶・巫戸等、

按、平松村に坐す。俗別府明神とも、八王子とも稱す、九月九日、上阿波・子延俱に祭祀に預る。西南、龍玉嶽あり、山下大池あり、蓋、魚不見池是なるべし。
已上三座、並小延喜神祇式に出たり。

○山王祠 ○三十八社明神並千 ○豊松明神祠祭神八幡子守勝手
○神明祠 ○稻荷祠並眞 ○鹿島祠如 ○若一王子祠甲野
○住吉祠鳳凰 ○植木天王中素盞鳴尊左八王子右稻田姫 按、中村・鳳凰寺・甲野・富岡・川北・炊・畑・眞泥・出後・平田の十邑俱に祭祀に預る。

○八幡祠 【惣國風土記】曰、山田郡山田八幡神社、圭田六十二束三字田、天武二年癸酉八月十五日、始祭之加圭田、所祭應神天皇也、有神家・巫戸・祝戸等、每八月十五日、士民折篠竹、著白幣、裏鬚首、調鼓笛等、歌阿南多乃志、祭之、按、今土俗八王子と稱す、古昔平田村の惣社これなりと云

○勝手祠出後 ○住吉祠炊 ○天満祠富岡 ○初造天王波村
○山王祠並中 ○八王子祠 ○五社權現 ○天満祠並上阿
○松尾白髮祠 ○山神祠並猿 ○天神祠富永 ○天神祠
○八王子祠並下阿 ○杉山明神祠川北 ○牛頭天王天満
○天神祠 ○若宮八幡祠 ○廣明神祠 ○左渡明神祠並
○馬野神社或云酒 【惣國風土記】曰、山田郡馬野郷馬

野神社、圭田八十二束三字田、所祭木花咲耶比咩也、持統天皇二年戊子十一月、始行神禮加圭田、【頓阿十樂庵記】曰、靈社酒下天王、【永閑伊賀名所記】曰、山田郡酒解里並社酒解神者、【直指抄】云、伊賀國酒解神者大山祇神也云々、冷泉御宇、正二位を授られけるよし、【至寶抄】に見へ傳る。

按、中馬野村に坐す。中馬野・奥馬野・坂下三邑の惣社なり。俗八王子と稱す。酒下・坂下の稱、皆酒解の省訓なり。今坂下の分邑、舊馬野の小邑也。

○辨財天祠 ○山神並中馬 ○藏王權現祠相殿神明春
○麻柄明神祠神明 ○八幡祠稻荷大神同 ○白髮明神祠
○白山祠 ○春日社 ○子守明神祠 ○將軍神森戸 ○並
○信田祠 ○姫宮明神祠或云結明神或云木花開 ○氣比明
神祠中友 【延長風土記】曰、山田郡鞆尾山有神、曰鞆七、依之所名也、
按、【風土記】闕文ありといへども、本邑に在いて舊社地、この宮山にしくものなし。且鞆尾の本社に由縁あるを以、記文をこゝに附す。

三國地志卷之六十八終

三國地志卷之六十九

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國山田郡

山川

- 真泥山 按、真泥村の東にあり。廣瀬村にて上寺山と云。
- 阿牟乃嶽○下山 按、真泥村の西南にあり。大峯と云處に廢堂の址あり、其所由詳ならず。又峯の南は友生村に屬して龍王嶽と云、其嶽に井泉あり、旱魃に、此に松明を擧て雨を請ふ。
- 前山 按、真泥山より以下、並真泥村にあり。
- 畑山 ○鍋頭頂 按、畑村の東甲野村の後にあり、此山の半腹に紅石と云奇石あり、其色黃丹をぬるが如し、俗其處を紅石尾と云。其北に八伏越と云間道あり。
- 甲野山 按、甲野村の東にあり、畑山につゞく。
- 澤田山 【延長風土記】曰、山田郡澤田山、在郡之東北、松多、出名材、禽獸群集、有神、曰澤田明神、不知奉崇時代、按、甲野山の麓、鳥坂山と相並ぶ。其谷に水田あり、字

を澤田と云、其上方の山を澤田山と云。大水の時、此溪間の土中より、今に於て、良材の朽木を出す。鳥坂舊社の正東にして、【風土記】に、本郡北澤田を限と云此なり。

○山田山 今云 【延長風土記】曰、山田郡山田山、在郡東南也、松柏鳥鹿多而土地富饒也、有神、曰事代主尊、亦曰河田明神磯城津彦玉手看御宇之時奉崇也、

【永閑伊賀名所記】引【至寶抄】曰、いかにせむかくまでつらき身の秋にあはで山田の山に了然上人くちなば

按、平田・鳳凰寺・富岡等の村より領す。此山上に西京寺廢堂の址あり。富永村より西山、神幢等址とよぶ。

○火燃山 ○岩坂山 按、旱魃の時火を擧雨を乞、故に此名あり。

○鳥坂山 鳥一 【惣國風土記】曰、山田郡南限鳥坂山、按、並に出後村にあり。或云、岩坂山の一名と、孰が是なるをしらず。上に擧る鳥坂山とは別なり。

○榎木山 榎木今 【延長風土記】曰、山田郡榎木山、在郡之東、出松竹、亦有異禽、

○布曳山 ○權現山 ○多岩山 ○二子山 按、並に炊村にあり。然れども榎木山と別に稱する山詳ならず。

○前山 按、富岡村の南にあり。

○河内谷山 按、中村にあり。

○黒巖嶽 ○大河内山 ○乃幾手山 ○箕之 按、山上に黒石あり。故に名く。山頂より五町許東に勢州の界あり。又勢州犬塚に至る間道あり。此に足洗谷の名あり。

○那須原山 ○辨天山 ○船谷 ○高島山 ○地藏谷 ○聲谷 按、地名横尾より勢州河内村に至る間道あり。又河原木山より勢州桂村への間道あり。

○雪下山 今云 【延長風土記】曰、山田郡雪下山、有郡之東北、多出葛・蕨、亦民家所用也。

按、北勢州加太山に至る、斯山岩谷と云處一面連亘の岩石にして、其嶮山なりそれよりをく、山谷稍平にして、南北一里餘東西十五六町、沮澤の地なり、俗大澤と呼ぶ。夫より地名かけ谷に生ずる處の蕨牙、本國の佳品なるを以て、貢に充つ。

○東谷山 按、山頂を木落し谷と云、此より勢州眼下にあり。又木谷と云處にかうもり峠と云間道あり、勢州加太に至る。

○西谷山 ○黒岩嶽 以下 按、阿波辻と云處より上柘植・愛田・山畑への間道あり。

○多古山 ○小多 按、この山廣大にして山谷多し、東谷・

城山谷と云。伊勢國界なり。

○戸川山 ○多古山 以下 按、雲母谷と云處に方四尺計の雲母石あり、並外雲母石多し。

○龍王嶽 ○大 按、大佛山の嶮峻たる處蟠龍の形に似たり。七丘・七谷あり。旱魃の時、此に雨を乞、故に祈雨嶽と云。

○笠登利山 ○小笠 按、馬野三郷・下阿波・猿野村等の上方にあり。山頂より勢・和・河・攝・山・江の諸州の山を遙望すべし。地名花たて衢より勢州新貝村へ出る間道あり。

○三谷河内山 按、此山に赤巖・屏風岩等の怪巖あり。

○榎野山 ○北山 ○西山 按、三谷河内山より以下並に下阿波村にあり。

○河内谷山村 川北 ○上山 ○高野山 ○井壑山 藻蘆草作井壑

○碓石山 ○猪乃窪 【准后伊賀記】曰、井關山、坂下之邑有、千餘束之領也、【夫木集】曰、井せき山 河内百首歌

天の河みせきの山の高根より、月のみふねの影にさしこふ 光俊朝臣

【和歌藏玉集】曰、ほし合の月はみせきの名にかゝる、やまこそ八十の船つなぐらん 基 俊

【新續古今集】驛旅に、

ながれいづる泪ばかりをさきたて、みせきの山をけふこゆるかな 道命法師

【至寶抄】に、

けふとのみみせきの山のはし紅葉、かけてちぎらん星合の空 雅 永

按、廣瀬村にあり。此山の前山を俗井せき山と云。其前山に城墟あり、俗小柳の城と云、井關判官某居守す。又其前の田圃に歌の堂と云處あり、長八尺に五尺ばかりの巨巖あり、相傳ふ、昔道命法師此石上にて歌詠せられしよし、此石は上來廢寺の庭砌の石なるよし、或腰掛石とも云、もし此石を汚すものあれば祟りをなすと云。此あたりの田畠をすべて歌の沖と云。

上山より以下並廣瀬村にあり。

○下馬野山○大千本
○小千本

○向山 按、並に馬野村にあり布引山に續く、此山に地名堂前・佛向・背谷・腕谷等の名あり、是俊乘阿波大佛を造刻するの時、其材木此地より出すと云。字皆佛像に因る。

○布引山 按、馬野三郷・下阿波・猿野等にかゝる大山綿延として布を引が如し、故に布引と云。字地藏尾より峯を界ふて勢州とす。山頂に箕賣塚と云處あり、勢州の國界なり。又狼辻越と云勢州谷袖へ出る間道あり。又小

豆尾谷より勢州一坂へ出る間道あり、是を鬼越峯と云。○北裏山 ○飯盛山 ○經塚山 按、共に坂下村にあり。○木代山今作
喰代 【延長風土記】曰、山田郡木代山多出松・杉在郡之東南、亦出茯苓・柴胡、

按、いづれの山をさす今詳ならず。

○登尾山 ○七尾山貝尾山○長坂口○藥師山 ○遠峯山毘沙門山 按、此山に永保廢寺の址あり。木代山より以下並に喰代村にあり。

○峯山大島山○田螺山○大尾山○鍛冶峯○笹尾山 ○嶽山 按、並に鷹山村にあり。

○横尾山水晶尾○富平山 ○祇園山休場山 按、並に蓮池村にあり。

○川南山 ○大迫山 ○水晶山 按、字古野水晶尾と云處より水晶出る。川南山より以下並上友生村にあり。

○北山 按、界外村にあり。

○龍王山 按、山頂に池あり、龍王池と名く。池中に石浮屠あり、早魃の時此に雨を祈る。北は眞泥村に屬す。

○南山 按、並に中友生村にあり。

○市部山在郡之東北 ○里山在郡之東北 ○大木山在郡之東 按、以上の三山【延長風土記】に見えたり。今此名亡て詳ならず。

○巖洞俗云 按、千戸・平田・鳳凰寺・喰代等村處々にあり。

○鳴石谷 按、斯山に鳴石あり、故に名く。並に千戸村

にあり。

○桔梗谷 按、字大岩に奇巖あり、方十五間。並に猿野村にあり。

○阿波野 【萬葉集】曰、雜挽カミミルワカシキミヤアハノ 鏡成吾見之若乎阿婆乃野之、花橋ハナタチバナノ之珠爾拾都ニヒロヒツ

按、今野と云べき處なし。阿波社の前一面の平地なり古野なるが不詳。

○大川 【延長風土記】曰、山田郡大川、在大木山麓、無魚類而民用少也。

按、源上阿波村字那須谷より流れ、平松・富永・下阿波・川北・中村・平田・畑村等の間を歴、下は阿拜郡服部川に入、或阿波川と云、或山田川と云、皆其地名による。

○上阿波溪 【惣國風土記】曰、山田郡阿波川、出鮎・鱸等、出怪石、官家取爲石帶之具、故每歲取之送本省、

按、事上に見えたり。今所謂怪石を出すことをきかず但廣瀬川に蛇の枕石と云奇石あり、俗これをとふく石と云、長さ九尺幅六尺斗、古より洪水の變ありといへども所在の地を動すと云。

○山田川 【惣國風土記】曰、山田郡山田川、出鯉・鮒・鮎・鮎・鰯等、

按、山田村の南を流る、故に此名あり、上に見えたり。

○爾保川今云河原木溪 【延長風土記】曰、山田郡爾保川、在郡之東、有洪水之難、

按、源魚留峠より流、下阿波溪に入。今魚留峠の下に爾保畑の字存す。【風土記】に、山田郡東は爾保川を限とある今即ち然り。

○箕谷川 按、源伊勢國界馬屋谷より流れ、字横尾と云處にて阿波溪に入。

○島谷川 按、源勢州加太溪より流れ、戸石と云處にて阿波川に入。

○子日溪 按、源勢州境蝙蝠峠より流れ、平松にて阿波川に注ぐ。

○多古谷川 按、源猿野村甲野間道より流れ、大川へ入。

○馬野溪 按、源馬野郷布引山・伊勢國界字なはだ大河内の二溪より流れ、岩馬野と云處にて中馬野川と會し廣瀬村の間を歴、大河へ入、其溪流の間、馬野泉水原と云處に豎一丈横七尺ばかりの奇石あり、除外其邊怪石多し。

○妹背川 按、喰代村字南廣の田間より出、蓮池村の南を歴、上友生村へ流る。土俗百地氏夫婦の事を傳ふ。

○細谷川 按、伊賀郡妙樂寺村より出、鷹山村字としとを歴、坂下村川と合して摺見へ流る。

○岩坂川 按、源喰代村字岩坂より流れ、平田川に注ぐ。
○中川 ○半田川 ○角合戸川 按、以上三川甲野村にあり。

○合戦川 按、源千戸村字鳴石より流れ、下大川へ入る。是生々光院法例の相論に依て山法師軍勢を催し挑み戦ふ、故に此名ありと云。

○竹尻池村 眞泥 ○湯舟谷池 ○鳥居河原池並甲野村

○馬野大池或云七池 按、笠取山の頂にあり。今は水涸てなし、土俗の口碑に古大蛇此に栖けるが、上天して後、此池荒廢すと云。【惣國風土記】に、天武天皇御宇、馬野大池より神龍化來することを載す、蓋し此事ならん、事新大佛寺の條下に辨す、並せみるべし。

○玉井 【延長風土記】曰、山田郡玉井郷、在郡之東北、土地富饒而民用多也。

按、山田驛上町南にあり、大旱にも涸れず。

○二子井 按、喰代村權塚の北字青木にあり、今は亡ぶ。

○蛇木井 按、鷹山村にあり、權塚の古事を傳ふ。其水清激にして四時涸れず。

三國地志卷之六十九終

云、其兆域甚だ帝陵に似ず。本邑宅子の事蹟あるを以もし 天智帝の薦福のため佛經をこゝに納るを以、口碑となるか。

○紀伊國連墓 【延長風土記】曰、山田郡郡郷、昔日紀伊國連所葬也、按、今所在詳ならず。

○一品親王墓 【頓阿十樂庵記】曰、一品塚、酒下の里にあり。其名くはしからず、一品親王と所の人はいへり。

按、坂下村にあり。地名王塚と云。大友王栗津の敗、山前に殂し玉ふことを記す、外戚の所由を以てこゝに奉葬する歟。一品親王墓とは土俗の口碑なり。

○信太義廣墓 【東鑑】曰、元暦元年五月十五日、伊勢國馳驛參著申云、去四日波多野三郎・大井兵衛次郎實春・山内瀧口三郎並大内惟義家人等、於當國羽取山、與信太三郎義廣合戰、殆及終日、爭雌雄而遂獲義廣之首、義廣屬義仲、義仲滅後、又逃亡而今被殺云々、【盛衰記補闕】云、十一云、元暦元年六月朔日、齋院次官親能、於双林寺、擄捕爲義末子義廣也、未知何人也、亦無所考、信太三郎者諸平家謂之義憲、【東鑑系圖】作義、【平家物語】本、曰、志田三郎先生義憲は、伊賀下千戸の山寺にしのびてありと聞入しかば、服部の下司服部平六正綱此よしを聞、頓て其勢二百餘騎ばかりにて押寄せ関を作る。義憲ある坊にありけるが、さ

三國地志卷之七十

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國山田郡

關梁

○平田驛又云山田 【惣國風土記】曰、山田郡山田、公穀七百八十二束三毛七字田、假粟百七十五丸六畝田、貢松・檜・杉・樟・鶴・鶺鴒・鴨・鶉・鳩・雉・熊・鹿・猪・狸・狐・兔・猿・狼・蕨・萩・芥・松脂・松皮等、【准后伊賀記】曰、山田郡平田。

○平松驛 按、上阿波村にあり。古昔は字佐目原にあり中古九町に移し、度々火災あるを以て、元祿十年今の地に置く。

○山田土橋 ○山田石橋 ○上阿波土橋 按、官道阿波川にあり。

○猿野土橋 按、官道多古谷川支流にあり。

○富永土橋 按、官道大川にあり。

陵墓

○經塚 按、鳳凰寺村にあり。里俗是を 天智帝の陵と

しつめ引緒射けるに、寄手おほく射殺す、矢種つきければ、坊に火をかけて自害する、正綱煙をしづめて燒首をとる。平六、義憲が首を持て鎌倉に下りければ、勸賞として本領服部を返し賜りぬ。【長門本】云、伊賀をさして落ゆきに太刀腹巻脱捨て源山に隠れあけるが、終に自害す。其首檢せぬゆふにとて、腦を出して鹽に漬て味噌をこめて鎌倉へ下る。【大系圖】曰、義憲暫經廻伊賀國之間、爲賴朝卿仰付、當國住人服部六郎時定、於彼國千戸寺被誅之時自害、【大日本史】曰、源義廣、初名義範、元暦元年、賴朝使弟範賴・義經討義仲、義仲使義廣將三百騎防之於一口、兵敗奔竄、【東鑑】諸本平、【東鑑系圖】載爲義弟子曰、名義憲、稱志太三郎、文治元年、任伊豆守、後從義經走西海、雲居伊賀、賴朝命服部時定攻之、義憲自殺、【盛衰記】亦曰、文治元年志太三郎義憲任伊豆守、而不載其徒義經、唯異本平家物語說、與【系圖】同、義憲或作義範、或義從、今據【百鍊抄】、【東鑑】、文治元年源氏六人任官中、有義範爲伊豆守、考【尊卑分脈山名系圖】時、任伊豆守者、新田義重子山名三郎義範、而非志太三郎也、義廣初名義範、故【系圖】、【盛衰記】遂以山名義範、誤爲志太義範、而其從義經者、伊豆守衛門府有綱、有綱後居大和、平時定攻之、有綱自殺、是伊豆守仲綱子而義經之婿也、【尊卑分脈】爲匿伊賀、【系圖】、【平家物語】傳開升謬、蓋由此也、義廣見殺、既在其前、義範終賴朝世、任在鎌倉、無黨義經之理、【盛衰記】又曰、元暦元年六月、中原親能捕爲義之季子前美濃守義廣、此乃東備所載志太三郎也、今詳舉其異同、以普考索、此按、今佛光寺の境内に石浮屠あり、苔蘚甚厚し、土俗

其所在の便ならざるを以、他所に移したるに、動搖して異を示すを以、復故處にかへすと云、卽是なり。且舊記に、羽取山を以伊勢とするものは一傳の謬り、因仍して皆誤る。所謂羽取山は寺田村の上方岡山是なり。本邑の西南にあたり山脈相つゞけり。彼に戦死してこゝに葬るならん。

○妙覺荒墳 按、以上千戸村にあり、妙覺は平維盛の子所謂六代也。宇六角堂に石浮屠の跣石あり、土俗相傳ふ六代御前の墓と、是非を詳にせず。

○山田惟之墓 俗呼云 按、鳳凰寺村の東にあり。東西廿間南北十間ばかり松生す、洞穴あり、深さ三間横九尺、相傳ふ山田小三郎惟之墓。疾病あるもの此に禱り、弓矢を以て賽す。

○佐々木秀義墓 【准后伊賀記】曰、宇多天皇御子敦實親王一品式部卿男從一位左大臣雅信、其男參議左太辨扶義、其子從五位下左近將監者、始住近江國佐々木、因號佐々木源太夫、給近江三郡、其子季定者、隨八幡太郎義家下陸州、有戰功、佐々木源太夫號常惠冠者、其三男佐々木源三秀義者、源爲義之養子也、保元平治軍中、其譽多、壽永三年七月十九日於伊賀國山田郡平田城、武勇甚勵、老骨負痛手死、于時七十二歲、則自關東被定當代第一勳功、御感

之餘、伊賀御免築墳墓々々、此地、山田郷新大佛寺也、按、富永村字五水谷の山頂にあり、俗呼で佐々木塚と云。方三尺ばかりの石函あり、又經塚あり。

○大江公通墓 按、廣瀬村井關山西の麓、字基の尾にあり。

○榎塚 或云式 按、土俗の口碑に、昔此里に百地某と云ものあり、京官にありしとき、相かたらふ婦女あり、百地本國に歸る、彼も亦慕て此國に來りしを、百地が妻之を妬み、家の子に命じて是を害せしむ、百地かへりて其事を尋ねれども秘して言はず、彼妾が飼處の犬あり、百地をして其地をらしむ、百地其地を鑿て其骸を得て大に悲泣し、改葬して榎華を供す、其木生ひつく故に榎塚と云。又【永閑記】には、白河院の御宇、式部承朝行が墓なりと。いづれが是なることをしらす。

○荒墳 按、眞泥村にあり呼でつぶ子塚と云。

○藤野墳 【總國風土記】曰、山田郡北限藤野墳、按、所在詳ならず。

○生々光院 寂照山佛光寺 按、東大寺古文書曰、建長七年五月、伊州清淨光寺住侶重阿彌陀佛敬白、請殊蒙十方檀那廣恩、寺内修種々善根狀、右當寺者覺辨聖人經始靈地也、彌

陀兩足之烏本尊也、又云、山田郡之内有往生院、又云願主平朝臣傍注云肥後光之曇心云々

按、藏王權現長一寸八分、石積の中に安す。【十樂菴記】靈社の數にそなふる山田藏王是なるべし。寺院もと台嶺の末刹にして結構巍然たるに、天正の兵火に烏有となり。又慶安年間、農夫この寺域を犁かへして一積を獲たり、於是僧惠教、一字を建てこれを安置す、莊嚴舊貫に仍ると云。古昔は別に社頭を構へたるや、又この院中に安するや、其詳なること今考へからず。

○地藏寺千戸山 按、舊記云、千戸山生々光院本堂は地藏・客殿・庫裏・鐘樓・石塔・二王門、伊賀亂に破滅す。今本寺に千戸山地藏寺の名あれば是恐くは生々光院の子院ならん。

○報恩寺豐松山 ○十念寺上州 ○瀧之菴 ○西之菴並眞

○二桂寺 ○妙藏寺 ○本妙寺今廢 ○安養寺等岳山 ○極樂寺竜峯 ○福傳寺並甲 ○藥師寺舊名鳳凰寺 按、里俗相傳ふ、聖武帝の創建にして、帝こゝに行幸あり、乃北八大寺の一なりと云。古伽藍の礎石今尙存す。

○妙雲寺植木山 ○專稱寺西教山 ○正明寺 ○涼泉寺月照 ○明照寺山 ○觀音堂並平 ○萬像寺森羅 ○西堂寺淨邦山又西法 ○法幢寺慈雲 ○長徳寺祝融 ○觀音寺山 ○並出後村

梵刹

○大藏寺池邊山圓明 ○新堂寺古溪 ○桂雲寺月峯山 ○本願寺上野 ○平松寺 ○正蓮寺 ○蓮性寺並本願 ○慈眼寺馬谷山 ○慶正寺高尾 ○廣徳寺奥之山 ○新大佛寺五寶山東坊 ○本尊釋迦舊記曰立像長二丈五 ○脇土藥師觀音舊記曰立像長各二丈三尺今立像長各一丈六尺 ○俊乘影像座像長二尺四寸 ○巖穴間深七間半

巖中地藏を彫る、是俊乘の所刻なりと云。○什物舍利毘沙門地藏圓淨檀金觀音 ○千體佛印板一枚俊乘印佛一千三十六版尾書曰建仁三季九月十五日造東大寺大勸進大和尚以下三四字許磨滅 ○坊址曰空坊曰松木坊曰隅坊曰岩坊曰久保坊曰寶藏坊曰池坊曰眞如坊曰岡坊以上十一坊地名に存す 【總國風土記】曰、山田郡神龍寺、寄田三十五丸二字田、元明天皇和銅三年庚戌二月十五日藤藏比丘、始自百濟國持涅槃供命之尊像、藏此院、號神龍寺者、天武之御宇、自馬野大池、神龍化來此寺成小童助早田、自此有此名。

按、大佛山自から蟠龍の形勢あり、故に龍王嶽と云。寺を古神龍寺と云。俊乘の木像あり、早魃の時、土俗此像に雨を祈れば馬野山より雲を起して必其驗あり、故に土俗の説に、馬野は俊乘の故郷の故郷なれば、實泉州桑原邑の産と云。必彼地より雨を施すなりとて是を俊乘雨と云。是もと【風土記】に所謂神龍の化功なるべけれども

必雲氣の馬野山にをこるを俊乗の故郷なりと凝信する處より、土俗の精神此像にあつまりて其感あるなるべし。神龍の大池は笠取の山頂にあり。

【鎌倉實記】引或記曰、建久七年、新大佛寺建立伊賀山田郷、俊乗房重源幻住、同八年七月十九日供養之時、其式奈良東大寺三分一也。棟梁之面、爲佐々木源三菩提、大檀那源二位頼朝、野木四郎左衛門

○高綱寺按、土俗相傳ふ、中古大雨の時山壑崩れ、堂舎、佛像悉く破裂して土中に埋没す、たゞ本尊の頭と手の残れるに因て、後世これを修補して今の如く石座の全像となす。古佛首の内より長五寸二分の白銀佛・二寸五分の舍利塔・經文・香木等を出すと云。寺院もと佐々木秀義の薦福のため、建久年間頼朝卿の建る所にして、俊乗を開祖とす。今存するところは東坊のみ。

○東光寺惠日山 ○神幢寺護法 ○長泉寺瀑布 ○正覺寺轉法 ○觀音堂 按、堂の側に榎木あり、俗こぶ榎と云。牛疾病あるとき、猿の形を作り之に掛ればよく其病を除くと。今は亡。

○藥師堂並下阿波村 ○威徳寺川北 按、舊勢州家所村にあり、傳法寺と云。五世の法孫青山此に移す。
○一向道場並川北村 ○廣徳寺月峯山 ○林溪寺奥馬野村 ○極樂

寺壽青山 ○永寶寺東峯山 按、本尊觀音古佛。聖武天皇の創建にして、永保年間 白河院の勅に依て永保寺と號す、後世寶の字に更む。天正六年本國の諸士施入簿の殘開あり、高井將監が筆する所なりと云。天正の兵火に、塔舎悉く亡て今存するものは後世修する所なり。

○青雲寺竜王 ○正光寺並嶺代村 ○高德寺如意珠山 ○蓮生寺善提山 ○大龍寺信田山 ○寶泉寺大竜寺子院 ○西光寺金輪 ○阿彌陀寺 按、境内に弘法闍伽井あり。
○東光寺並界外村 ○見徳寺 ○極樂寺並中友生村 ○大日堂 按日丸長者護持佛と云。
○正福寺並下友生村

三國地志卷之七十終

三國地志卷之七十一

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國山田郡

古蹟

○廢彦名社 【惣國風土記】曰、山田郡川原郷彦名神社、圭田八十束、所祭少彦名也、大寶二年始加神禮、

按、川原は畑村の舊號と云へども此社地詳ならず。

○宅子父郡司某第址 【永閑記】引國分曰、山田郡に御所の内とて大なるかまへ侍る。こゝはむかし此國より采女をたてまつりける此國の郡司の娘成けるに、宅子姫と云あり、天智帝につかへ奉りて、御子三かたおはします、一かたは大友皇子、一かたは阿閉皇子、一かたは阿雅皇子とぞ申ける。伊賀采女といひしも此事也。郡司程なく徳つきて、後にはい見じき長者のやうになりて、此國に子孫も猶すゝ／＼までも侍ると云。

按、鳳凰寺村にあり。
○大友王城 【准后伊賀記】曰、城村之内山田郡にあり、

大友御在城之所也。城村權現大友をまつるところなり。

按、亦鳳凰寺村にあり。西東に城墟ありて、其山につゞき住吉の社地あり。又其上に經塚山あり、其山の麓を呼で轟と云、是至尊の御車の通ひし處なりと。

○福川堡 按、千戸村にあり。福川牟藏之に據る。
○瀧野堡 按、眞泥村にあり。

○平田城 【源平盛衰記】曰、壽永三年七月十九日、伊賀國山田郡住人平田四郎貞繼法師と云者あり。是は平家の侍肥後守貞能が弟也。平家西國に落下て安堵し給はずと聞えければ、日頃の重恩を忘れず多年の好みを思て、當家に志ある輩、伊賀・伊勢兩國の勇士を催し、平田城に衆會の謀叛を起し。略中相傳恩顧の好忘難して思立ける志は哀なれども、大氣なしとぞ覺へたる。三日平氏と笑けるは此こと也。

按、山田下町の西北にあり。呼で平田の城と云。

○米野氏堡 ○菱野氏堡 ○箸尾氏堡 按、慶長初年、豊太閤の命によりて、箸尾半三郎之に據る。二千五百石を領す。以上平田村にあり。

○岡山氏堡 按、岡山上野居守。
○菊山氏堡 ○重本氏堡 ○永井氏堡 按、宇獨鉦山にあり。永井内膳居守。

- 出後氏堡 按、宇道場山にあり。出後八兵衛居。岡山以下俱に出後村にあり。
- 栗田氏宅址 ○越中某宅址 按、俱に炊村にあり。
- 井上氏堡 按、井上彌右衛門安氏居守。
- 長持氏堡 ○岡島氏堡 ○山田氏堡 按、井上以下俱に中村にあり。
- 別符氏堡 ○安岡氏堡 ○奥氏堡 ○三井氏宅址 ○池田氏宅址 按、以上上阿波村にあり。
- 某氏堡 ○重瀬氏堡 ○江村氏宅址 ○堀内氏宅址 ○福地氏宅址 ○大平氏宅址 按、以上猿野村にあり。
- 小野氏宅址 按、小野彌右衛門居る。
- 竹野氏宅址 按、二處あり。一は竹野信濃、一は竹野備後。
- 富野氏宅址 按、富野小右衛門居る。
- 須曾野氏宅址 按、須曾野余吉居る。
- 北村氏宅址 按、柘植氏族北村三太夫居る。小野以下並に富永永村にあり。
- 阿波氏堡 按、服部の氏族阿波越後居守。
- 植田氏堡 按、植田豊前光次居守。天正年間兵亂の時評定衆と稱す十二人もと云。長野峠にて織田信雄の兵と戦ひ、柘植三郎左衛門を撃取。天正九年三州へ退去、

- 脇坂甚内安治本國の宰たる時、歸住して、豊太閤伏見在城の時、本國の諸士に代て往て其事を勤め、小刀を賜ふと云。
- 奥山氏堡 ○奥氏宅址 ○廣田氏宅址 按、阿波以下並に下阿村にあり。
- 大江公通故城 按、川北村字加牟志也宇山の頂にあり。相傳ふ、公通、九州の戦に利あらず、山田の中村に流罪せられ、本郡にて終と云。此に居守する歎。
- 濱田氏堡 ○丹波某堡 ○序田氏堡 按、以上廣瀬村にあり。
- 福持九郎宅址 按、馬野前司が裔孫九郎元乘居す。
- 福岡氏堡 ○高峯氏堡 ○内田氏堡 ○山岡氏堡 ○山下氏堡 ○勘解由某宅址 按、以上中馬野村にあり。
- 百地丹波堡 ○喰代氏堡 ○田丸氏堡 ○奥氏堡 ○細倉氏堡 按、共に喰代村にあり。
- 鷹山氏堡北殿 ○高井將監宅址 ○金山氏宅址 ○増田氏宅址 ○福矢氏宅址 ○和田氏宅址 ○大久氏宅址 ○島治氏宅址 按、俱に鷹山村にあり。
- 吉田氏堡 ○脇田氏堡 ○上山氏堡 ○村井氏宅址 ○西岡氏宅址 按、俱に蓮池村にあり。
- 澤氏堡 按、上友生村にあり。城主某氏故あつて族滅

- す、依て和州宇多郡澤城主玄蕃頭小倉盛晴二男源六盛明後號を招て城主とす、此に於て小倉を更て澤氏となる。小倉氏は其先、平相國より出て、飛蝶トビテを家紋とす。盛明從父小倉主税共に此に住す。天正の亂に織田氏と戦ひ、終に城を抜かる。
- 日野氏宅址 ○濱地氏宅址 ○金澤氏宅址 按、俱に界外村にあり。
- 田中氏堡拜宅 按、中友生村にあり。天正亂の時田中藤十郎之に據る。
- 泥田森 按、眞泥村の田間にあり。平氏の一族の墳墓なりとも云。祟りあるを以て小祠を建て、八幡宮と稱す。今東手明神の社地に遷す。
- 穴師森或云千森 按、【永閑記】に【風土記】を引て、穴師明神をこの森の神とするものは誤る。【風土記】引とこるは、阿拜郡穴師山の神社なり、今阿拜郡において事蹟を失ふといへども、穴師社は本國の式社にして、此森に祭るには非ず。
- 黒山鷹小屋 按、布引山奥馬領野にあり。昔此地に、周圍二丈許の樞の巨樹あり。所謂黒山の巨樞是なり。慶安年中、鷺この樹に巢造る、是を護りし穴小屋のあと三所あり。今其所を鷹小屋と云。其巨樹今は亡し。

- 左妻岩窟 按、中馬野村にあり。中古洪水に没して、今其を所詳にせず。昔此巖窟に神あり、馬を愛して、横根山の溪流にしばし馬を洗ひ左妻馬洗淵の字今猶存自餘人間に應接すること、里俗の口碑に遺り、葛城一言主の談に類す。其鄙諺取るにたらずといへども、福地某なるもの此邑にありて、鎌倉將軍家へ馬を献じ、古來本邑の名馬を出すことを白すによつて、牧馬の命を蒙り、又伊賀次郎重國も名馬を本邑より献じ、【風土記】駿馬の牧あるを以みれば、馬野の名のむなしからざるをしる。
- 阿波廢驛 按、今廢して村となり元町と號く。
- 廢佛乘寺 【徳國風土記】曰、山田郡馬野郷佛乘寺、寄田三十八東、行基納經之地也。
- 廢海東寺 【准后伊賀記】曰、海東寺、馬野村之東、有玄賓僧都開基、有名藤五百束、按、坂下村にかいやしとよぶ寺址有、是ならん。
- 廢國分尼寺 【永閑伊賀名所記】曰、山田郡國分寺、酒解の里にあり、是尼の行所也。國分寺の鐘は絶侍るを、伊賀守仲教重而寄進ありけるよし、縁起に侍るなり。按、今坂下村に國分寺屋舗の地名あり。然れども地域儼然たる堂舎のあるべき所ともみえず、且阿拜郡に尼寺の舊址あれば、この寺址及び安國寺址は、皆國分・安

國の子院にして、退隱の僧などの幽棲なるもしるべからず。

○廢安國寺 【永閑伊賀名所記】曰、同じく安國寺も此所に侍る。安國寺はいまに、さたかに侍る事也。

按、舊址詳ならず。井關山の謡曲に、國分安國兩寺の僧の廣瀬川原や此山云々とあれば、永閑が云へる如く、兩寺程遠からずありしにや。

○廢念佛堂 【圓光大師行狀】曰、俊乘房重源、念佛を信仰のあまり、かの故山上の醍醐に、無常條時の念佛をすゝめて、末代の恒觀とし、そのほか七箇所に、不斷念佛を興隆せられき。【同義】曰、七ヶ所不斷念佛は、或傳説云、東大場、伊賀大佛道場、大坂渡邊道場、周防阿彌陀寺、是爲七ヶ所云々。

按、富永村にあり。俗念佛堂山と云。【東大寺古文書】に、念佛堂庄八十一町九段と云是なり。

○廢上來寺 按、律宗の大寺にして、青春山と號す。天正兵火に亡びて、本尊今廣徳寺に安す。

○廢金剛寺 按、礎石地名尙存す。山を七丘七谷と云。又赤・白・黒色の石あり。

○廢長樂寺 按、地名存す。共に上友生村にあり。

土産

○松茸 千戸村出 ○溪鱸 魚 平田出後袋野等村出 ○薯蕷 ○獨活 ○狗脊

○茅栗 共阿波郷出 ○山鳥 ○鴨 ○鱒 魚 子 馬野廣瀬 ○鮎 魚 桑 野 馬野 村出 ○薄 ○蔓 藤 波 村出 ○梯 野 郷及富永村出

製造

○漬蕨 平松村 按、味他に勝る、以て例貢とす。

○紙粘 按、谷うつ木の廉皮を去てとる、之をにへと云。

○五倍子 ○山藥 ○桑白皮 ○木通 ○葭薄 ○芍藥 共上阿波村製

氏族

○高橋東人 【今昔物語】曰、今昔伊賀國山田郡噉代の里に、高橋の東人と云ふ者あり。家大に富て財に飽き満たり。死たる母の恩を報せむが爲に、心を發して法華經を寫し奉て供養云々。【實物集】曰、伊賀國の山田の郡の民は、母道をまぬかれさせたりき。

按、引ところの二書、事怪談に涉るといへども、東人の本邑に貫するを證せんがため、こゝに擧ぐ。

○上田庄司行末 ○同小三郎伊行 惟之作 【平治物語】曰、安藝守の郎等伊賀國の住人山田小三郎伊行、生年二十八、堀河院の御宇嘉承三年正月廿六日對馬守義親追討の時、故備前守殿の眞先掛て、公家にも奉被知し山田庄司行末

が孫也。

按、並に鳳凰寺村の居民なり。

○平田家次 或作次繼 【百鍊抄】曰、治承四年十二月一日、伊賀國住人平家次冠者 追討近江國逆賊輩之由言上、【東鑑】平田太郎家繼入道、

○同貞能 【百鍊抄】曰、元暦元年七月十九日乙巳、今日於近江國、官軍與伊賀・伊勢凶徒、筑後前司貞能兄平田入道已下合戰、凶徒敗績。

○同貞純法師 【盛衰記】曰、壽永三年七月九日、伊賀國山田郡住人平田四郎貞純法師、

按、家次・貞能・貞純は伯・仲・叔なり、並に平田の居民にして、今平田屋敷と云城跡あり。

流寓

○天皇大友 【本朝帝系譜】曰、大友皇子、本名伊賀、本始、天智十五任太政大臣、母宅子娘伊賀采女、【大日本史】曰、天皇大友、幼名伊賀皇子、天智帝長子也、母伊賀采女宅子娘、爲人魁岸奇偉、天性明悟、風範弘深、眼中精耀、博學通古、有文武才幹、唐使劉德高見而異之曰、殿下風骨不尋常人、實超貴國之分、按、駐蹕のこと馬野村土俗の口碑にあり。

女流

○宅子娘 【大日本史后妃傳】曰、宅子娘伊賀采女也、生帝大友、【日本紀】

僧侶

○俊乘坊重源 按、本郡馬野村の人にして、俗姓は阿波氏。壯年の頃、城州宇治郡醍醐寺の子院俊乘坊に居して密法を學び、後に西京の石像寺に住して法然に親炙し、其後東大寺の大勸進となりて大佛殿を再興し、十六年の後、建仁二年阿波の新大佛を建。建久二年六月五日寂す、八十六歳。法然傳には建久六年六月六日に寂すと云。俱に此説信じがたし。【紀氏系圖】を考ふるに、其先、木菟宿禰より出て、宿禰より十七世紀長谷雄、長谷雄より十七世の孫池別當季輔、季輔の男從五位下瀧口左馬允季重に三人の子あり、一を季良、二を季康、三を重定、出家して重源と云、是なり。又東大寺庫に收藏する重源の置文と云ものあり、建久八年六月十五日云々。又同年十二月八幡菩薩云々の自筆の存するあれば、此後に歿せられしこと明けし。

三國地志卷之七十一 終

三國地志卷之七十二

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國伊賀郡

郷名

○依那具 【惣國風土記】曰、伊賀郡依那具郷、公穀六百七十三束、假粟五百二十八丸、貢松・梅・梨・薇・葛・茗・狸・猪・狐等、

按、依那具村に存す。今依那具○市部○沖○才良○猪田○上郡○下郡○上神戶○下神戶○上林○山出○上莊の十二邑を呼で依那具郷と云。

○比土 按、比土村に存す。今比土○高瀬比土支郷古郡の三邑を呼で比土郷と云。

○比自岐 【惣國風土記】曰、伊賀郡比自岐郷、公穀五百八十二束三畝田、假粟四百九十五字田、貢松・栗・樟・柏等、

按、比自岐村に存す。今岡波○森○界外○摺見○抑川の五邑を呼で比自岐郷と云。

○北山 按、北山村に存す。今北山○勝地○妙樂寺○瀧

○下川原○伊勢地○奥鹿野の七邑を呼で北山郷と云、又上津谷とも云。

○阿保津七郷 【倭名鈔】曰、伊賀郡阿保、

按、阿保村に存す。今阿保○岡田○柏尾○寺脇○別府○羽根の六邑を呼で阿保郷と云。

○種生 按、種生村に存す。今種生○諸木○腰山○霧生高尾○老川○福川○川上の八邑を呼で種生郷と云。

○小波田 按、小波田村に存す。今上小波田○下小波田○中村○東田原○新田の五邑を呼で小波田郷と云。

○古山 按、古山村に存す。今鍛冶屋○東谷○南○安場○藏繩手○湯屋谷○菖蒲池の七邑を呼で古山郷と云。

○予野 按、予野村に存す。今予野○治田○白樫○大瀧○桂の五邑を呼で予野郷と云。

已上九郷今存する所なり。

○阿我 【惣國風土記】曰、伊賀郡阿我山郷、公穀四百七十二束三字田、假粟三百九十二丸三毛田、貢梅・松・垂櫻・栗・梨・茗・菟等、東大寺古文書康平七年日、伊賀郡阿我郷、○親房伊賀記曰、阿我郷五保、

按、阿我は神戶の舊名にして、神戶は 大神宮遷幸以降の名なり。今我山の半腹に我山と云支郷あり、是舊郷の遺稱歟、神戶四村、俗呼で五箇郷と云は、伊賀記に謂ゆる五保の名の存するものか。

○神戶 【准后伊賀記】曰、神戶郷、

○猪田 【惣國風土記】曰、伊賀郡猪田郷或并公穀七百三十二束、假粟六百五十九丸六字田、貢松・梅・橋・柚等、

○大内 【惣國風土記】曰、伊賀郡大内郷、公穀四百八十二束三字田、假粟三百九十二丸四畝田、貢雌松・柏・梅・檜等、

【准后伊賀記】曰、大内郷十五保、東大寺古文書康平七年日、伊賀國伊賀郡大内郷、

○長田今屬阿拜郡 按、已上五郷【和名抄】に出る所なり。今皆郷廢して村里となる。

○霧生 按、已上【伊賀記】に出づ。今廢して村となる。

村里

○依那具 【東大寺古文書】康平七年曰、伊賀郡大内郷依那具村、

○市部 按、【永閑記】に出づ。

○沖 ○才良東大寺本要錄作財良 按、元祿年中まで驛亭なりしが、和州宇多の城廢して後村里となる。

○猪田或作井田 【延長風土記】曰、伊賀郡猪田里中肥也、有井、依此有里名、大旱水不盡、忍穂井所通也、

○下郡 ○上郡 ○森寺 按、下郡以下呼で郡三箇村と云、

○上神戶 【惣國風土記】曰、伊賀郡神戶、公穀五百六十二束五字田毛田、假粟四百六十三丸、貢横稅・桑・麻等、

【延喜式】曰、神田、伊賀國伊賀郡二町、○【神宮雜例集】曰、神田事式曰、神田六拾六町一段、大和國宇陀郡二町、伊賀國伊賀郡二

町伊勢國四十二町一段云々、今當郡司營種、收獲苗字、供用太神宮三時并度會宮朝夕之饌、自餘依當土治賃租乞供祭料、○【神宮雜事記】曰、後一條院長元四年五月日、伊賀守從五位下源朝臣光清、被配流伊豆國、事發は彼國神戶御酒田一町苜取了、因之

二所大神宮御神酒已以闕意、仍神戶預注子細訴申於大神宮司、隨即且牒送國衛沙汰、且上奏於公家、之程訴神民之中仁、偷爲國司被殺害之由具也、依彼訴天國司所被配流也、○【倭名命世記】曰、遷て伊賀國穴穗宮積四年奉齋、爾時伊賀國造進地口御田云々等、朝御氣夕御氣供進矣、○【延曆儀式帳】曰、年中行事九月例、懸稅稻伊賀神戶廿束、○又曰、年中行事九月例懸稅稻六百七十束、伊賀國、

○下神戶 按、大神宮御遷座の地なり。

○上林 ○山出 ○大内上莊下莊屬阿拜郡 【延長風土記】曰、伊賀郡大内里中肥也、【百練抄】曰、嘉禎三年閏六月廿一日壬子、伊賀國大内莊、所當三百餘石爲散神人怨、被寄進八幡宮、

【大日本史】同四條天皇嘉禎元年乙未閏月二

十一日壬子、奉伊賀大内莊于石清水宮、

○比土 ○古郡 【東大寺古文書】康平七年曰、伊賀郡阿我郷古郡村、

○森或比自岐 【東大寺古文書】康平七年曰、伊賀郡阿我郷火食村、【延長風土記】曰、伊賀郡比自岐里中肥也、【准后伊賀記】曰、當帝領比司基、

○界外 ○岡波 ○摺見 ○抑川舊比自岐川 按、森以下五村呼で比自岐谷と云。

○北山 ○勝地 ○妙樂寺 ○瀧 ○下川原 ○伊勢地
○奥鹿野 ○阿保 【姓氏錄】曰、伊賀國阿保村、【東大寺
康平七年曰、伊賀郡阿我郷
上津阿保村・中津阿保村】

○岡田 ○柏尾 ○寺脇 ○別府 ○羽根 ○種生 按、
小邑國見は【永閑記】に、田井莊田井村とあり、【犬著聞】
に、多那尾村・國見村ともあり是也。

○諸木 ○腰山 ○霧生 ○高尾 按、承平四年古記録
作高回、

○老川 ○福川 ○川上 ○上小波田 ○下小波田 ○
中村 ○東田原 ○新田 按、承應初年、美濃原野を開
て此村を置く、故に新田と號く。

○銀治屋古山分郷 ○東谷 ○南 ○安場 ○湯屋谷 按、
往昔温泉あり、故に名く。

○藏繩手 ○菖蒲池 ○界外 ○予野【著聞集】、【砂
田】 ○白檜 ○大瀧 ○桂 ○治

神祠

○大村神社 【延長風土記】曰、伊賀郡大村里有神、號大
村明神、國造由氣忌寸所祭也。【清和實錄】曰、貞觀五年
癸未三月十六日戊寅、伊賀國正六位上大村神授從五位下、
按、阿保町地名社に坐す、俗呼で大森社と云。鹿島・香
取・牧岡の三座を祀る。北面に坐す。神護景雲三年丁未

十一月朔鹿島より遷坐。永正年間森の里より火出て回
祿。又天正の兵火に罹る。同十五年十二月造營の上梁文
あり。元和七年辛酉上棟文に、阿我郡下津大村宮云々。
正殿の右神明祠、姫大神を祀る、左若宮、天押雲命を
祀る。又南に八幡宮あり、是地主神なりと云。御子一
口太刀等を神物とす。下津七郷毎十一月一日俱に祭祀
に預る。

○比自岐神社 【延長風土記】曰、伊賀郡比自岐里有神、
號天王、所祭三保津姫也。【惣國風土記】曰、伊賀郡比自
岐郷比自岐神社、圭田二十八束、所祭事代主命也、持統
天皇二年戊子三月、始奉圭田加神禮、

按、比自岐森村に坐す。俗大森の神と云。【風土記】の
説同からずといへども、三保津姫・事代主命は母子な
り、因て配祀するところ各其一神を擧げ書せるにや。
今社傳に云本社之神體詳ならず、相殿は神明・春日にし
て、都て三坐、左右の小社金劍八幡を並て五社なりと
云。然れば配祀に非ざるに似たれども、今の社傳眞を
得るや否亦しるべからず。元和九年癸亥九月の上梁文
に、大社の大明神比自岐宮柱立とあれば、式社にをい
ては疑なし。每九月廿六日比自岐四郷俱に祭祀に預る。
○依那古神社 【延長風土記】曰、伊賀郡依那古山有神、

號江大明神、所祭味好高彥根命也、【惣國風土記】曰、伊
賀郡依那具郷依那神社、圭田三十五束、所祭宗像神社也、
和銅三年庚戌六月、初奉圭田加祭事、

按、依那具村に坐す。舊社地は高野川原にあり、洪水
浸嚙して社頭廢す、後諏訪の社地に遷し祀り、俗高野
天満宮と云。【風土記】神體をしるす同からず、孰是な
るをしらず。重陽を以祭日とす。

○高瀬神社 【延長風土記】曰、伊賀國高瀬里中肥也、有
神、號高瀬大明神、所祭大田命也、

按、比土村の小邑高瀬に坐す。俗藏鍵明神と稱す。每
九月十九日祭祀をなす。寛永十年以降の上梁文あり社
傳詳ならず。

○比地神社 按、比地は比土にして、今比土村に坐す高
土明神是なり。毎年九月廿七日市場・里・上出の三邑祭
祀に預る。

○田守神社 【延長風土記】曰、伊賀郡田守山出松・杉・多
異禽・有神、號田守明神、所祭別雷神也、【惣國風土記】曰、
伊賀郡阿我山郷田守神社、圭田五十二束三字田、所祭木
花咲耶比咩也、天智天皇三年、始奉圭田加祭事、有神家・
巫戸等、神祠之後山有垂櫻備春興、淨見原天皇與大友皇
子及爭戰、屯此山、有戰場之跡、

按、銀治屋村雷社是なり。社地今は阿我的郷内にはあ
らざれども、實に我山の北麓にあり。社地を距こと四
五町字櫻駒と云所あり。相傳ふ、古昔櫻の大木ありて
太鼓の胴に作り、今尙東谷村にあり。所謂神祠之後山
有垂櫻の文に符ふ、しかるときは神體も亦木花開耶姫
也。又振古此社に請雨するときは神驗あり、田守の號
のむなしからざるを見る。中古古山吉田の社に此神を
祀て二ノ宮雷大明神と云ときは、延長の記に符ふに似
たり、孰か是なるをしらず、しるして後の攷を俟つ。

○比々岐神社 【延長風土記】曰、伊賀郡比々岐里下肥也、
有神、號比々岐明神、所祭少彥名也、

按、北山村上津鹿島の地主神八幡宮と稱する是なり。
天正の兵火に靈威ありて炎上せず。元龜四年以降の上
棟文あり。此郷鼓峯・大鼓山・瀧村等の名あるものは、
比々岐の社號して因るところをしる。

○乎美禰神社 【延長風土記】曰、伊賀郡乎美禰里中肥也、
有神、號天王、所祭素盞鳴尊也、

按、桂村に坐す、九頭大明神と稱する是なり。素尊八
岐蛇を降服するの神徳を以社號とするか。

○猪田神社 【准后伊賀記】曰、郡之郷郡の天王、三條院
御勸請。郡田澤此社神人の後なり。

按、郡村に坐す住吉神是なり。社傳云、延暦三年、白鷺空中を翔り、白羽の矢をくはへて松の樹上に止る時に、其の矢光を放ち、今の社地に止る、其矢をみれば住吉神と銘す、夫よりして此地に此神を祀り、古山・沖・市部・依那具・猪田・郡等の十七郷共に祭祀に預る。【伊賀記】の記詳ならず、其鷺の止りたる處を鷺の森と云、今尙あり。又滿珠石と云、神石あり。天正十五年丁亥九月廿五日上梁文に、勸請以來八百四季目に下遷宮。又慶長九年甲辰霜月廿七日上梁文に、自影向以來八百廿一年に皆造宮猪田之御宮云々とあり。西宮・諏訪の末社あり。○神宮平保平、石田越前守と稱す、應仁三年受領して今に至ると云。

○坂戸神社 【延長風土記】曰、伊賀郡坂戸山出杉・檜、有神、號坂戸若宮、所祭稚靈命也。

按、才良村に坐す杉谷明神と稱する是なり。社地方四町計、今尙杉の大木多し、倒杉とて尤古怪にして倒生の勢ある一株、倭姫命の故事を傳ふ。本社所祭は明神にして、九月十七日祭祀をなす、しかれば【風土記】しるす所の稚靈命は、豈稚日靈尊の謬に非ざるを得んや。已上【延喜神名式】に見えたり。

○木根神社 按、【神祇式】に出る、今阿拜郡に屬す。

○住吉祠 末社二山王 ○諏訪祠 並依那 按、小泉某が靈を

祀ると云。

○春日祠 並部 ○蛭子祠 末社春日 ○住吉四社 按、文祿二年九月下郡村より勸請す。其地を引谷と云。

○天滿祠 並沖 按、嘉禎年中僧興正、引谷山不動寺を再造の時、此神を祀て伽藍神とす、天正の兵火に罹りしが、同十八年九月修造すと云。

○若宮布留明神社 倒杉祠 並方良村 按、説坂戸神社の下に見はる。この杉倭姫命のさし玉ふ由をつたへて、小祠を其の地に建つ。

○住吉祠 按、寛永初年郡村より勸請。

○熊野本宮祠 ○熊野新宮王祠 按、右三社俱に修驗小天狗勸請する所なり。

○山王祠 ○威徳天神祠 ○天神祠 夷神同殿○住吉祠以下並猪田村

○三十八所權現祠 按、天忍穗耳尊一座にして社號かくの如し、恐くは上古天孫降臨に扈從する諸神を配祀するか。

○八幡祠 三十八所所以 ○辨天祠 上穴穗宮 【延長風土記】曰、伊賀郡神戶山、御間城入彦五十瓊殖天皇六十六年天照大神垂跡也、【延暦儀式帳】崇神天皇御宇大神宮遷幸曰、伊賀穴穗宮坐倭姫命世記曰、六十六年己丑遷于伊賀國穴穗宮、積四年奉齋、神道瑠璣集曰、雄略天皇六十六年十二月一日遷伊賀國穴穗宮、【徳國風土記】曰、伊賀郡神戶大神宮、圭田五十六束、垂

垂仁皇十八年五月、倭比咩命載天照大神之御靈・八咫鏡・草薙劍、寓此地三月許、終爲寓宮、有神家・巫戸等、【大神宮諸雜事記】曰、抑皇大神宮勅詔宣備、我天宮御宇之時、天下四方國攝錄可天下宮、所放光明見定置、光了仍彼所可行幸御之由宣、倭姫内親王奉戴天、先伊賀國伊賀郡一宿御坐、即國造奉其神戶、【親房伊賀記】曰、神戶郷天照大神御假殿之御在所、今の正殿は倭姫之命也。【御鎮座本記】雄略曰、廿二年戊午秋七月八日、伊賀國穴穗宮御二宿坐、天皇

按、上神戶村に坐す穴穗宮神祇又作社と稱す是也。大神宮、隱市守宮より當社に遷座、夫より敢拓植宮に幸ます。【儀式帳】云、大倭國佐々波多宮坐次當宮坐、【雜事記】云、從當所、伊勢國安濃藤方宮坐是等不齊、今本殿一座命、攝社左天兒屋根命、古昔萱葺なり、阿波山に入て萱を刈の式あり。近世板葺にして此式なし、千木片扱あり。豐受神は倭國宇太乃宮阿紀社より當社に宿り次に伊勢鈴鹿の神戶に遷らせ玉ふ。上神戶・下神戶・上林の三邑俱に祭祀に預る。慶長元年丙申の上梁文あり。

○惠比須社 ○八王子社 ○權現祠 ○中地明神 按、【延長風土記】に、和歌山有神、號中地明神、猿田彦垂跡也。今蓮明寺の下に山神あり。山二つにして此中を通路す、中地の稱此によるか。尤古社地なり。

○藏王祠 並上神 按、字押久保の谷にあり。源義經和州芳

野より勸請と云。

○八幡祠 【准后伊賀記】曰、神戶八幡、源義仲勸請、按、天童山の伽藍神とす。

○辨天祠 並下神 ○八幡祠 上林 ○熊野祠 山出 ○天滿祠 本社二稻荷 【徳國風土記】曰、伊賀郡大内郷高賀茂神社、神若一王子

圭田四十八束三毛田、所祭別雷神也、大寶元年辛巳十一月、始献圭田加神禮、【親房伊賀記】曰、大内村有大内社、按、今天滿祠を以、舊記しるすところの大内社とすること決然たらずといへども、大内郷内舊社地あらざれば、舊文をそなえて後の致を誤。

○白山祠 天神同殿末社二稻荷神 ○杉明神祠 ○牛頭天王祠 並柳 ○春日祠 同波 ○稻荷祠 界外 ○鹿島社 取同殿 按、神護景雲元年鹿島遷座すと云。上津六郷共に祭祀に預る。慶長十七年上梁文に、鹿島之大明神上津宮と云々。

○神明祠 ○綾戸御前 素盞 ○蛭兒祠 已上 ○愛宕祠 ○辨天祠 ○八幡祠 並北山村 ○熊野祠 勝地 ○岩神八幡祠 砂榮 ○熊野祠 ○八幡祠 並瀧 ○八幡祠 ○辨天祠 並下 ○愛宕祠 伊勢 ○八王子祠 ○愛宕祠 並奥鹿

○八幡祠 按、鹿島封内にあり、是地主神にして鹿島影向より以前に坐す。廣前に八重椿の古木あり、是天正

の兵火に免がると云。
 ○八王子祠 ○愛宕祠並阿保村 ○山地山神祠 ○愛宕祠並岡田村
 ○十七所權現祠 按、般若廢寺の伽藍神と云。
 ○愛宕祠 ○辨天祠並拍尾村 ○辨天祠寺脇 ○神明祠 ○八幡祠並別府村 ○神明祠或云照皇禰 按、上世 天照皇太神、暫く遷幸の地なるよし。巨木森然たる古宮跡、是其時供奉の神人の末葉とを壹室氏數十家今にあり。其境内を呼んで長袖屋敷と云。
 ○鹿島祠香取平岡同殿本社若宮 ○若宮八幡祠 ○愛宕祠 ○八王子祠 ○牛頭天王祠 ○八幡祠鹿嶋以下並種生村
 右二社國見山の麓に坐す。
 ○鹿島祠諸木 ○天照神祠熊野神同殿 ○八王子祠並腰山村 ○鹿島祠 按、阿保より此に遷坐、是より夏見へ遷坐なし玉ふと云。享祿元年戊子の上梁文あり。
 ○牛頭天王祠 ○八幡祠並霧生村 ○天滿祠天照神奉同殿 按、一郡一社の天神なりと云。
 ○若宮八幡祠 ○八幡祠天照神奉同殿 ○辨天祠並高尾村 ○若宮明神祠老川 ○八王子祠福川 ○鹿島祠 ○若宮春日祠 ○八幡祠上村 ○福田明神祠末社二神 ○白山祠並上小波 ○龍王祠下小波 ○國津明神祠相殿二座春日神 ○九頭明神祠愛宕神 ○中村

○天滿祠並東田原村 ○大神宮相殿春日八幡 ○若宮並新田村 ○八王子祠東谷 ○若一王子祠南 ○八幡祠安場 ○吉田明神祠相殿諏訪 按、藏繩手村に坐す。古山六郷俱に祭祀に預る。元和七年辛酉四月廿三日上梁文に、阿我郡古山莊吉田宮と云々。
 ○市場祠 按、住吉神・諏訪神・辨天三座を祀る。界外・菖蒲池二村祭祀に預る。
 ○春日或云池邊宮 ○末社五太神宮 ○辨天祠 ○天滿祠 ○若宮八幡祠並豫 ○黒瀧明神祠末社三夷神春日神 按、治田は予野の支郷たるを以、古予野の春日を此に移し祀ると云。
 ○岡八幡祠淺宇田村 【准后伊賀記】曰、岡八幡、伊賀郡の南に在。源氏頼朝朝鶴岡社氏豊久勝が弟勝宗を社人として、今豊氏傳之。
 按、應神天皇・神功皇后・仲津姫の三座を祀る。建久元年四月十八日、右大將頼朝鎌倉鶴岡より勸請し玉ふと云。時に勝宗以下七人の神官供奉し、今に其末葉祭事を掌る。若宮、仁徳天皇を祀る。古老云、建武の頃、源尊氏此に勸請すと云。封疆より二町ばかり西に放生地池あり、又北方に神田の古跡あり。

三國地志卷之七十一終

三國地志卷之七十三

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國伊賀郡

山川

○依名古山今云東山依那具村 按、【延長風土記】依名古山と云即ち是なり。
 ○日備田山市部 ○登尾山嶽山 ○石堂山丸尾 ○横根長尾山 ○華嚴院山 ○片組山並方 ○前山西 ○横尾山中尾山 ○立石山猿峯山 ○西尾山姥猿山 ○石尾山大尾山 ○栃木川山前山 以下並猪田・山出兩邑 ○西山 ○南山並郡 ○神戸山 【延長風土記】曰、伊賀郡神戸山出松杉、
 ○夷山 ○笹廣山 ○大廣山一名鎌倉山 ○和歌山今云阿我山 【延長風土記】曰、伊賀郡和歌山出松柏等之良材、多鳥獸、【永閑伊賀名所記】曰、和歌山亦は神山、按、【准后記】にも和歌山云々。今城山・御殿山と云もの皆此山一山なり。
 ○白地山 ○松本山 ○高林山 ○川原坂山神戸山以下並上神戸村

○東山 ○西山並下神 ○長峰山欠裏山 ○流田津米山 ○龍王峯並山 ○笠町山 ○小子松山 ○猪鹿山 ○茶臼山 ○尾崎山 ○今地山 ○小澤山並大内 ○不動山並古 按、相生松・御飯石、此山にあり。
 ○高塚山 ○白石山 ○尾黒山 ○小御堂峯 ○鼓峯 ○鳩伏山 ○宇爾山 ○大窪山 ○東山 ○空鉄山並比自 ○城山 ○三郎兵衛山 ○前山 ○後山 ○觀音寺山並柳 ○布引山或云大山 按、北山郷より馬野郷に亘る、勢州垣内・山田野兩邑に界ふ。
 ○高座山岩 ○田代山 ○烏帽子 ○鼓峯大 按、山上に松あり、俗一本 其樹下に地藏の石像あり、側に刻して曰、應安六癸丑五月日。
 ○北浦山 ○長尾山 按、勢州垣内村に至る間道あり。
 ○小豆尾 ○鳴竹山 ○長谷山 ○三尾 ○奥廣山 ○石垣内山 ○皿峯 ○高峯一名御屋鋪峯 按、布引の山脈也。頂に第址あり、故に城腰とも御屋鋪峯とも云、是齋王の行宮址なり。
 ○峠山清 ○榎山谷田 ○高塚山 ○折戸山布引山以下並北山郷 按、勢州一志郡大原邑に界ふ。

○向山 ○尾頭山 ○荏辻山 ○茶白山 ○大加波左山
 ○深瀬山並阿保村 ○向山 ○湯山 按、古昔温泉あり、故に名く。
 ○大尾南山 ○丸尾山 ○伊賀中山並田村 【天武紀】曰、到伊賀郡、焚伊賀驛家、還于伊賀中山、
 按、天皇、名張の驛より比奈知邑を経て此に幸し玉ふ。
 ○高津子山村拍尾 ○岩袖山安田山 ○西山東 ○西欠山
 按、此山に和州より勢州への道路あり、七見坂と云。
 ○夫婦池山 按、古昔二の池あり、故に云。
 ○瀧山八峯 ○西江山深 ○國見山 按、【伊賀記】に出る。天正の兵亂に、國中の良民此に屯すと云。
 ○長谷山 ○葛城山 ○於加不山並種生村 ○鳥追山 ○辨財天山 ○田代山並諸木村 按、此山、勢州一志郡大原村に界ふ。北山郷に出す處の折戸の子山也。
 ○桂嶽野田山 ○向山並辰尾山 ○彌八峠 按、勢州への官道なり。八知六郷・高尾・霧生等の界至。
 ○髻嶽 按、山頂に伊勢の國界あり。
 ○尖山 按、巨岩あり、天狗の鐵輪石と云。
 ○潮見峠於牟太山 按、勢州福田山小杉大原村に界ふ。
 ○羽根嶽並霧生村 ○三國嶽 按、千方古戰場、霧生郷にありと【伊賀記】に出る。此山、霧生の南、高尾の東にあり。

○大山嶽今云首嶽 【延長風土記】曰、名張郡大山嶽、在郡之東南、多出松・杉、亦出茯苓・葛根、民用多而土地肥焉、異獸・異禽等未爲田家岩、
 按、本國第一の名嶽なり、因て名く。頂に至ること五十町、東・南・西の三方は伊勢の國に跨る。山陰に烏帽子岩・一二三の段・篠廣・明星廣の名あり。此に血櫻と云樹あり、其西にしげみあり、其下に木柘川と云溪あり、其下に勢州八知村への間道あり。
 ○立岩山 按、立岩あり、故に名く。山頂に至ること凡十町。
 ○沼木山俗云野木山 【延長風土記】名張郡沼木山、在郡之東北、多出松柏、民用多也、
 按、頂上に至ること十二町。
 ○佐田山 按、頂に至ること十五町。古田と云支郷此に村居す。又勢州竹原村へ出る間道あり。
 ○三星山 按、山頂三つに分る、因て名く。登ること十三町。
 ○笛石山 按、三國岳に並ぶ。此山に巨巖あり、藤原千方此石上にて笛を吹く、故に此名ありと云。頂に至ること十三町。
 ○乃良豆山 ○榑山トチカ 按、此山東に長瀬へ出る間道あり。

其下に彌陀地藏の石像あり。

○高座山首嶽以下 ○峯山 ○波多目山 ○牛引山並老川村
 ○岩前山 ○比良久山並福川村 ○井手山東田原村 ○經塚山南村
 按、上神戸と峯を界ふ。阿我山と北方なり。
 ○高峯 ○荒神尾普菖蒲池村 ○榮松坊山界外 按、古鍛冶屋黒岩寺の一坊此にあり、因て名く。
 ○筒井山並豫 按、筒井順慶堡址あり、故に名く。
 ○予野山野村 ○黒瀧山治田 按、此に黒瀧明神の祠あり、故に名く。又小き瀑布あり黒瀧と云。
 ○中井山 【延長風土記】曰、伊賀郡中井山出松竹、多産茯苓・獨活、
 按、東谷村びわくぼの麓に、夫婦井戸と名くる清泉あり、此井四分は神水、六分は村の井とて、水中に竿を立て、今に水を汲む、中井の名是による歟。
 ○南山 【延長風土記】曰、伊賀郡南山出異禽・異木、按、さすところ詳ならず。
 ○坂戸山 【延長風土記】曰、伊賀郡坂戸出松・檜、按、下神戸村に坂田山・坂田・中尾の地名あり、田・戸通訓にして、此山なる歟、しかりといへども、此地、式社の據るべきなし、今考ふるに、才良村杉谷の社地是にちかし、坂戸の名亡ぶ。

○櫻本山 【風土記】曰、伊賀郡櫻本山出松・竹・櫻・梅、按、杜本村にあり、今地名亡て詳ならず。古櫻樹多しと云。
 ○浮田山 【風土記】曰、伊賀郡浮田山出異禽、按、今考ふるところなし。
 ○上山 【延長風土記】曰、伊賀郡上山出松竹、按、神戸村にある是歟。
 ○温泉湯屋 按、本邑の異にあり、今亡て、瑠璃石・藥水の名あるのみ。
 ○紡績石菖蒲池村 ○七堂森羽根村

三國地志卷之七十三終

三國地志卷之七十四

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國伊賀郡

山川

- 不動瀑布羽根 按、赤田溪の流なり。石面に不動を刻む。又五輪石あり。
- 觀音瀑布高尾 按、高尾溪の流。地名黒淵にあり。
- 白拍子瀑布治田 按、大溪の流。今亡。
- 隱井村 按、宇池坊と云處にあり。毎日巳刻、白水に變すと云。
- 天真名井一云寄生清 按、【惣國風土記】曰、伊賀郡猪田郷忍穂井與伊勢忍穂井通、其水深故水旱无増減、祈病沐此水、忽然得其效、【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡猪田里、國史作【宗祇名所類聚至寶抄】にすむかげは爰もいか戸の神風や、いせよりかよふあまのまな井田 度會家行

久かたの天の長井田くむ賤が、袖のつるべの繩のみじかき。西行法師のよめるよし、いひ傳へ侍る、いづれの書に有とも聞侍らねども、傳へのまゝ爰にしるしはべる。神書の趣をかながへみるに、天上の忍穂井といふ井あるを、此人の國にも移して、丹波にも、又伊勢にも此井のありて、止由氣の宮の神供の料とすること、かや。いせにては、藤岡山といふ山の有に、そのあたりにぞ此忍穂井は有よし聞侍る。されば此井の名をば、天の長井とも天の眞名井とも申よしなり、此井田の里にも昔あやしき事ありて、井の水の、地よりかよひたりしよりの名とて、今に此里に、方四尺ばかりなる井のあさきか、椋木おほきあたりには有を、見侍りし、いふかしき事也。

- 眞名井古郡 按、住吉社地にあり。相傳、神異ありと。
- 西菴井別府 按、冬・夏かれず。
- 血首井高尾 按、男井・女井の二つあり。是千方の首を洗ひし井なりと云。男井深さ一丈二尺廣さ一間四方、女井深さ四尺廣一間半、是は長瀬村領にあり。旱魃の時、此に雨を乞ふ驗ありと云。
- 夫婦井東谷 按、神事祈雨の時、此水を用ゆ。

- 大溪比自岐川 阿保川 按、源一は高尾邑高尾川 承平四年古記録、名張郡限高回河とある是也。西峠川 尾調相通ず。此川源、首嶽牛留櫻廣より出る。源狐か窪より出で、地名 古田川 源佐田山 源黒草よ八十刈にて大川へ入。 奥出川 源立岩よ 鳥岡川 源佛たわ 川に入。此下流に血首井あり。其下十五丁ばかり、岩面滑にして床の如し、故に床並の名あり。一は霧生村長谷川 一名中山川。源 一は諸木村折戸川 源勢州界字田大倉川 源かこ谷 鳥追谷川 地名こぶけにて 引川 源腰山地名笹 一は川上村南川 是深瀬 東川 源種生村 岩より出、あめうし 一は奥鹿野村前川 源折戸笹尾より出、淵にて南川と會す。一は伊勢地邑大南谷川 源福川村字地原より出、一は福川村前川 源奥鹿野より 谷川 源奥どんこより出、地名風田 一は伊勢地邑大海道川 源勢州界峠より出。 南川 源奥鹿野村 一は瀧村里 源山田郡坂下村より出、 左田谷川 字權現谷に瀧あり。地川北山郷内都て此名あり。 谷田川、一は勝地 一は妙樂寺村南押谷川 源南澤より出、 村東山川 源布引山地名小屋谷より出、或上津川とも云。此下 斬す。 一は北山村見郷谷川 源本邑地名文珠より 高

- 勝寺川 源字小松谷より出、 岩鼻川 源布引山より出、 下川原村伊勢地川 或海道川とも云。北山川 見郷谷 田村前川 此下流に猪のかけ 一瀬川 柏尾村にて柏尾川と云。 一は柏尾村新堂川 柳谷川、一は寺脇村高屋川 阿保川の 淺妻谷川。一は別府村前川 阿保川 南谷川。一は阿保村 深瀬川 一は川上川、 阿保川是なり。宇宮淵の上に四間 石と云。又此川を石打川とも云、是鹿嶋神影向以降、 此川にて石を以、鮎魚を打て神供とす、故に名く。 南谷 川。一は羽根村深瀬川 北川地名塚原にて會す。一は比 土村大川 一は小田川 源小波田地をむ泥川。一は古郡村 大川一名關 牟連川 一は摺見村川内川。自餘東・南・北 の溪流、一は森村前川 北川。一は岡波村北川 戸井より 出、古川にて 北谷川 南谷川。一は柳川村北川 源方良領 方良村へ入。 又岡波領大敷川と、地名大水戸にて會す。是より 南川と云。夫より地名合樂にて北川と會し、其下にて四川 一流となり、丸山の壘下を環り、 以上は諸邑より出る處、 一水脈となりて、或其村名を稱し、或大溪と稱す。
- 垂園川 風土記曰、伊賀郡垂園川出細魚 按、社邊にちかき大川なり。地名によつて稱するなり。
- 糖塚川 並市 〇閣崎川 延長風土記曰、伊賀郡暗崎

川出鮎鮒等、按、溪流の地によつて稱するもの、
 ○於牟泥川 【延長風土記】曰、伊賀郡猪田川出泥魚、
 按、至て小流、古より泥鮎を生ずる弱水知るべし。
 ○牟連川並猪田村 ○矢多川 ○成谷川並郡 ○徳尾谷川
 ○阿我川又云神戶川 【延長風土記】曰、伊賀郡阿我川出鮎・石骨魚等、【惣國風土記】曰、伊賀郡神戶神戶川、
 按、亦溪流の地によつて稱するもの。

○比自岐川柳川 【惣國風土記】曰、伊賀郡比自岐川猷堅石、亦出鮎・鮎等、按、里俗北川と云是也。
 ○三谷川 ○葛尾川 ○赤田川並郡 ○牛引川老川 ○花前川 ○上出川 ○向川 ○北山川並郡 ○大溪治田
 按、豫野村地藏瀨と云處より治田村猫が淵へ落、夫より松瀨、其下出合と云處に和州尾山村の國界あり、川中に三箇の石あり、之を疆標とす。
 ○里川 ○篠廣川並白 ○二峠池依那 ○机谷池郡 ○中池村 ○酒盛池白屋 按、和州石打・城州田山・本國白屋國界也。是より南、地名なしてだら石・笹尾・鉾とぞ石・峯堀切・かいなし田・しら堀・梨本・峯・千峯と云九所を以界至の地とす。

三國地志卷之七十四終

まかりしに、田井といふ村の、ちいさき一村の杉のうち
 に、兼好庵の跡とて、その跡侍る。石塔なども、爰に有けるにや。兼好は發心の後、此國にすみ給ひけるにや。頓阿なども、此處に行脚せられける。また其頃おひの事にや。【崑玉集】曰、兼好法師【つれづれ草】は、其世にはしる者なかりしを、わらはの命松丸、今川了俊の許につかへて有しに、兼好、もしや歌などのこる、か作の物やあると、問はれしに、書拾られしもしほ草なるは、歌のそとることはも候にや、おほくは、庵の壁をはられて候、爰にもおはしませとも、みづからは重寶にもかたみにもと、たくはへ申とかたりければ、それたづねさせよとて、吉田の感心院へは、命松丸をつかはし、伊賀の草庵へは、從者伊與太郎覺貞と云者、歌の心ざし有とて、つかはされしが、たづねとりて、爰の集は、伊賀の草庵にて、漸五十枚斗あつめ、つれづれ草は、吉田にて、おほくは壁にはられ、あるは經卷などをうつしものせし裏書にて有しを、とりてきぬ。【徒然草古今抄】云、兼好、生卒たしかにせる書なし、或曰、弘安五年に生れ、觀應元年四月八日に、六十八歳にして卒するなり、高野山に於て西光院に、今もつて、位牌ありといひ傳ふ。参考云、叡山のふもと西教寺に、兼好の位牌ありとなん。又墓は双岡にあるよしなれど、今は所の人もしらずといふ。
 按、種生村草葺寺の境内にあり。元祿年間、土民此墓を發てたりを得、今の如く築くと云。
 ○藤原千方石塔 按、霧生村天照寺の境内にあり。【伊賀記】に見えたり。
 ○兄塚 【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡蓮明寺、上神戶村

三國地志卷之七十五

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國伊賀郡

關梁

○阿保驛 按、和州より伊勢神宮への官道なり。名張より此に至る三里、阿保より勢州垣内に至ること四里。
 ○地藏瀨豫野 按、和州畑村への津渡なり。古は松瀨は涉らず此瀨のみなり。
 ○松瀨渡治田 按、和州畑村への津渡。
 陵墓
 ○伊勢三郎義盛石塔 【親房伊賀記】曰、三郎村、是は伊賀郡之内也。伊勢三郎若かりし時、此村の長中井と云者に養はる、依之此名あるか。逆修石塔有。
 按、方良村蓮華嚴寺山麓にあり。中古山崩れて今は亡。
 ○兼好法師墓 【永閑伊賀名所記】曰、名張郡國見山、名張の奥や。此所のちかきあたりに田井の庄といふ所に、兼好法師の石塔あるよし、【至寶抄】に侍るゆへ、たづね

といふ所に侍る。此寺に兒塚とて侍る。此寺に、昔いみじき兒ありける、寺僧是をいつきかしかつかれけること他にことなり、されども、此寺より二里程南の山ざとに、淨玄といふ法師の、ふかく此兒にめてける、又この兒も淨玄におもひかよひしに、ある夜ひそかに、淨玄とちきり置て、此寺をいでけり。寺の僧かねて是をさとりたりけん、寺のかまへの外面にて、此兒をいさなひ行法師を、矢にて射ころしけるが、夜の事にてさたかならず、兒をいころして、彼法師は射ざりけり、かくて法師は、からき命いきて、いつちともしらす逃行ぬ。さて寺の僧は、むくつけきまでもあさましくなせるわざを、法師の身ながらせし事をかなしくおもひて、なく／＼兒を弔ひて、わが身も煩つきて、是ゆへに、むなしくなりけり。此兒を弔ひ埋めしゆへにより、兒塚とはいふめれ。

按、上神戶村阿我山蓮明寺の疆内にあり。俗呼で兒塚の松とも、又は生卒都婆とも云。此生卒都婆の説紛々として俗談多し、永閑が記に、俊頼の説を引て、去妻の故夫を慕ひて此國にいたり、妬婦の爲に殺されし其卒都婆を生卒都婆と云とて、其始末を記する甚委曲なり、然れども兒塚の松は、昔より阿我山の寺内にありて、民家を距ること尤遠し、妬婦其死骸を以て舍後の鉾

に埋たりと云こと疑べし、且婦人の墓をさして兒塚と稱すること亦怪むべし、況や兒童の事實あるにをいては、彼説の妄誕不辨して明なり、是必好事の者、穢塚の俗談に比並して一小説を偽作するものなり、故に不取。

- 千葉塚 按、方良村堀内と云處にあり。
- 白山塚 古郡 按、齒牙の疾あるもの祈るに神効あり。
- 水晶塚 按、水晶出る。
- 大栗塚 〇千日塚 並山 〇首塚 按、柳川村にあり。天正亂丸山落城の時、士卒の首を埋たりと云。
- 荒墳 按、岡波村にあり。大塚二箇あり、其邊の地名を塚本と云、所由詳ならず。
- 經塚 阿保 〇馬塚 玉塚、女郎塚、殿塚、大塚、小塚附 按、俗説濃州土岐氏名の後室、和州初瀬へ參詣するとして、此處濃原にて從者の牽たる馬の爲に害せられて死す、若干の從者も皆其處にて殉死す、其後室の塚を女郎塚と云、其從者の塚を殿塚・玉塚と云、其馬を瘞て馬塚と云と、齊東の野話あやしむべしと云へども、暫く此にあぐ。
- 昆沙門塚 馬場以下 並新田村 按、村より北高一丈。
- 仲福寺 藥草 按、山内に岡寺と云地名あり、是妙覺廢

寺の址なり。彼寺の什物とて、古寫の大般若經を此寺に傳ふ、其書軸に寛元四年丙午三月一日執筆信盛云々其櫃上に伊賀國新居郷嘉曆三年三月卅日妙覺寺願主了意とあり、今此經を解説上人の筆跡なりと云、其實を

- 西念寺 彌勒山〇並 〇善照寺 笠部 〇願興寺 法性 〇法深谷 〇正應寺 並市部村 〇不動寺 引谷山 按、貞觀年中智證大師開基にして、嘉禎年中興正再建、天正兵火に罹り、天正十五年律師祐泉今の寺とす。妙澤筆する處の不動三幅を藏す。
- 正願寺 平興 〇專修院 欣永山〇 〇濟口寺 臨川 〇善明寺 吉田卷 〇大恩寺 寶積 〇佛勝寺 福田 〇本門寺 並方良村 〇田巖寺 〇善福寺 並猪 〇常福寺 江奇山〇長泉寺 如意 〇田巖寺 〇善福寺 田村 〇常福寺 古郡村 按、養老六年徳道開祖。本尊・五大尊俱に春日作る、疆内に閑伽井あり。
- 慈恩寺 石田 〇正藏寺 慈恩寺子院 〇蓮勝寺 寶瀾 〇隆寺 日新山 〇觀勝寺 平昌 〇永閑伊賀名所記曰、伊賀郡觀勝寺上神戶村。【兵範記】云、神戶の神宮寺也。
- 蓮明寺 戶世 〇西方寺 樂寶 〇延命寺 桂昌山〇並 〇無量壽寺 山童 按、藏王八幡の兩祠を建て伽藍神と云。

○常蓮寺 並下神 〇持佛寺 金谷山〇 〇勝因寺 寶生 按、本尊虚空藏空海作。閑伽井・實種の椿共に空海の事蹟を傳ふ。境内に、修驗小天狗が墓あり。

- 小眞菴寺 滿生山〇 〇妙徳寺 釋迦 〇徳圓寺 杉谷山〇並 〇安養寺 補陀落山 〇光福寺 金堂山〇 〇金仙寺 牛草山 〇清岸寺 來光 〇浮瑠璃寺 上寺 〇寶珠院 上津 〇喜福寺 朝日 〇孫生寺 子安山今亡 〇勝福寺 日照山〇 〇阿彌陀寺 妙樂 〇瀧仙寺 南岳山 按、本尊如意輪觀音上宮太子の畫、大威徳尊空海畫。又五銚六字の佛號あり。
- 善福寺 閑伽井〇山 按、境内に閑伽井あり。
- 久昌寺 寶徳山〇 按、座禪石と云奇岩あり。
- 禪定寺 眞藏院 按、天正年間、阿彌陀寺・觀音寺・寶源寺・福殿寺・安世寺の子院あり、今悉く廢す。寺庫に、古寫の大般若經を藏む。
- 慈福寺 高原 〇安養寺 住正山 〇金勝寺 笛吹山〇 〇仲仙寺 岡田 〇祐林寺 福壽山心淨 〇寶巖寺 宇霧須山吉祥 按、龜山院の勅に依て、文永四年建、天皇能作障玉此に藏む、故に寶巖の名ありと云。本尊千軀の地藏小野篁の作る處。不動三尊及不動俱に空海作る。亦空海自刻の像あり。十二天・十三佛・荒神供地藏三尊・紺紙金泥の

曼陀羅・彌陀三尊・十六羅漢皆空海の畫する處。熊野・辨天・八幡の三祠を伽藍神とす。天正亂までは、黒田寺・安田寺・道仙寺・長尾寺・來迎寺・岩間寺の六の子院ありと云。此寺空海の筆跡多く存す、空海伊勢神宮へ參道の宿坊なりと云。

- 來迎寺 後光山〇 〇安樂寺 龍池山中坊 〇報恩寺 譽豐 〇來迎寺 宗寶 〇蓮花寺 高寛 〇臺蓮寺 並比 〇草蒿寺 國見
- 【親房伊賀記】曰、國見山草蒿寺あり、信西法師開基本願也 按、古寺頽廢、元祿季年僧龍雲再建して舊名に因る。近世篠田厚敬と云者、弘融・頓阿・兼好の三像 刑部權大 成畫、左衛門督飛 及兼好行狀傳記等を此に藏む。
- 常樂寺 利生 〇戒善寺 〇藥師寺 並種 〇安樂寺 慈眼山〇 〇神向寺 謙莊 〇天照寺 護國 〇寶泉寺 〇神宮寺 並霧 〇西明寺 東光 〇觀音寺 中名 〇萬松寺 圓通山〇 〇極樂寺 壽陽 按、本尊跌座に銘云、東大寺金堂壇上于時弘安七年正月八日造東大寺大勸進沙門聖然之云々。緣起云、善光寺三尊の中佛なりしが、示現に依て、幡州赤松家臣宇野修理南京より此に安置す。疆内に鑑掛松と云巨樹あり、此佛秘佛たる處、信州より使者の猿鑑を此木にかけをく、是より後帳を開くと云。地名寺坂に如來腰

掛石と云あり、往昔此佛南都より遷置の時、此岩上に暫く安すと云。古郡常福寺銘云、伊賀國老川極樂寺應永六年己卯九月三日勸進聖

○全福寺川村並老 ○大圓寺山岩谷 ○中寺地藏上村並川 按、往昔上寺・中寺の大寺あり、廢して其遺像を此に安すと云。伽藍神八幡祠あり。

○貴福寺赤井山 ○宗福寺中尾山 ○大福寺小波田村 ○西方寺並中 ○長樂寺林泉 ○神宮寺並東田 ○神光寺本覺

○眞性寺馬頭山 ○醍醐院黒岩 ○觀音寺日秀 ○吉田寺神峯山 ○蓮福寺日照山 ○蓮德寺梅母山 按、本尊藥師行基開く處、北條時頼重修すと云、古八區の子院あり、曰杉本坊、曰東坊、曰中坊、曰善南坊、曰淨言坊、曰本坊、曰西坊、是温泉の時の坊舎なりと云。本縁引空華文集第十五云曰、甲寅春、以湯醫浴干伊陽温泉者、蓋是言之乎云々。境内に十三級の石浮屠あり、是亦時頼建ると云。

○市場寺山安養 ○中菴寺隱部山 ○光明寺古惣山 ○來迎寺山無量 ○池邊寺花垣山 ○藥師寺雲櫻山 伊賀名所記曰、名張郡菩提樹院空海開基の寺にして、中比上西門院の再興の所也。

○正願寺龍花山 按、十王の畫像先君 大享廟の筆し玉ふ處、元甫祖父此に藏云。

○醫王院興樂山 ○中菴 ○東坊 ○地藏寺舊長福寺 ○慈尊寺彌勒山地藏 ○蓮明寺大瀧 ○長國寺白樫村

三國地志卷之七十五終

三國地志卷之七十六

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國伊賀郡

古蹟上

○息速別命宮室 【姓氏錄】曰、垂仁天皇皇子息速別命之後也、息速別命幼弱之時、天皇爲皇子築宮室於伊賀國阿保村、以爲封邑、子孫因家之、

按、阿保村地名石堂及西之森、堡址の如にして堡主の名なく、地勢尤宜しき處、是宮室の址なるか。

○天武帝行營 【延長風土記】曰、伊賀郡和歌山有淨見原御所、昔日淨見原天皇與大友皇子爭戰之地也、

【親房伊賀歌山淨見原之戰場矣、永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡和歌山神戶。淨見原の天皇大友の皇子と御位をあらそひ給ひし時、あまた度、國をせめいどみ給ひしに、此國は御母君の郷とて大友爰にたむろし給ふこと二月斗、淨見原もにぐるを追て此國に至り給ひ、此和歌山に陣どり給ひし所を、今に淨見原の御所といふ事や。めでたき櫻など有て景地なり。よめる歌などもあるべけれども、淺見抄出に及ばず。

按、上神戸村我山の頂、地名を御所跡又は城山或寺屋鋪峯と云。凡五間四方の營址、又それより一だん低下の地尤佳景なり。

○安保頓宮 【續日本紀】曰、聖武天皇天平十二年十一月甲申朔、到伊賀郡安保頓宮宿、大雨途泥、人馬疲煩、

按、阿保村地名六本松に城の腰と云處あり、其地凡五間四方の營址とみえて升形のとあり、其側は野山にして、此地勢州八知への舊路なれば、是頓宮の跡なるべし、後來其地に營すとみえたり。

○河口道行宮又曰阿保頓宮 【日本後紀】曰、平城天皇延暦廿五歲三月癸巳、令大和・伊賀兩國造行宮、爲齋内親王歸京也。

【江家次第】曰、伊賀塚以後、國司調備、著阿保頓宮、按、阿保郷羽根村に將軍神の森とて、古昔 天照大神穴穗宮へ遷らせ玉ふまで、暫く此處にましませりと云、齋王頓宮の地即是也。

○齋王塚屋址 【江家次第】齋王歸京次第曰、三日略到伊賀塚屋

按、今伊勢地村と勢州垣内村の塚、山上地名御屋鋪峯に隸く俗是を塚目の城とも云、即是なり。藤原千方戰場城郭 【親房伊賀記】曰、三國嵩、藤原千方朝臣之戰場也。霧生郷に千方將軍之墓所有。千方將軍

之事、【小宰記】に見へたり。村上天皇の御宇、正二位仰望しに、其甲斐なくて、日吉之神輿を取奉つて、當國霧生郷へ籠居、紀朝雄と云人、副將軍となりて討之、陪從の法師四人、山注記三河坊兵庫登者筑紫坊と云者の力大木を倒し勢巖石を破るゆへに、官軍多く討れて負へかりしを、六根清淨又中臣稜を朝雄誦し、神功ならびなかりしにや、終に千方、柳の下にくびり果にき。其所を倒柳と申て、唯今東條が宅地のうらと覺たり。伊勢甲和郷にも遺跡あるなり。藤原千峯と言者の子にて、鎮守府將軍に至る。【諸家圖】云、千方、鎮守府將軍、實者千常弟云々。

按、城郭、三國嶽と笛吹山の兩間半腹の地にあり、石屏壁立、中間十八間ばかり、蟠據の地にして、今みるところは坑坎のうつみたるが如し。其側に賊靈を祀れる石室あり、若宮明神と呼ぶ。東は方二三尺ばかりの石をつみ、南北は小丘にして通路なり。北に一郭址あり、石柱兩立せり、一は高一丈五尺周圍一丈許、一は中折して其半柱立す、是當時の門柱なりと云。東に既の址あり。それより一段低下して、又崔嵬石をたみ、其上面の圓丘に石洞あり、是を風穴と云。嶽をさること一里許、一株の柳あり、傳へ云、千方鞭を以倒に地に植え、後根生じ繁茂す、是を倒柳と云。斗蓋が淵は其蓋を洗ひ、

血首か淵は其首を洗ひし處なりと。これ則常浪川の流れにあり、枯旱のとき、雨をこゝに祈るに必效ありと云。男井・女井の説、前に見はる。

○大内惟義館 【東鑑】曰、元暦元年甲辰七月五日、大内冠者惟義飛脚參着申云、去七日於伊賀國、爲平家一族等被襲之間、所持之家人多以被誅戮、略七月十八日、伊賀國合戦之間事被經其沙汰、可討亡平家隱逃之郎從等之由、被仰大内冠者並加藤五景員入道父子及瀧口三郎經俊等云々、又曰、八月二日、大内冠者飛脚重參着申云、去十九日酉刻云々、與平家餘黨等合戦、逆徒敗北、討亡者九十餘人、其内張本四人、富田進士家助、前兵衛尉家能、家清入道、平田太郎家繼入道等也、前出羽守信兼子息等、并忠清法師等者、逃亡于山中、又佐々木源三秀能、相貝五郎義清合戦の處、秀能爲平家被打取畢、惟義已雪會稽之耻云々、

按、今大内の村名存して館址を詳にせず。

○花垣庄 【古今著聞集】曰、伊賀の國分寺の良意上人は道心ふかき人にて、ことに佛法・王法の一體なることをさとり給、朝廷の正事のついであることを、それかしの大納言につけて奏し給ひける、花垣の庄といへる所にちいさきほりをたてて、是に折々は讀經などしてゐ給ひける。此花垣の庄といふところは、一條院の御時寛弘五年十月のころ、后上東門院彰子の、れいならずおはししかば、御心をなぐさめんとて、ならのみやこの八重櫻を、興

福寺の別當に仰せて、車につみてのぼさせ給ひける。腹あしき大衆あまたつどひ、貝吹かねなどならして、みかどの仰なればとて、名ある御くらは江まいらさし、別當も官人もうちすてよなどさま／＼いひて、日數とゞこほりければ、帝聞しめして、花に名残をおしむはいと殊勝なりとて、八重櫻を我櫻と名づけんとして、伊賀國に余野といふ庄を、大衆へ引給はりけり。大衆有がたき事になん思ひ奉りて、ゆへなく櫻をみやこへのぼせ參らせ、殘枝々をば伊賀の余野へうつしうへて、花のさかりには、七日とのゐをしける。かゝるやさしきことを思しいらでれて其後は年々に、近衛府のしたつかさをつかはされ、まもりとなんし給ひける。みやこちかき國なれば、みやこの人はあまた下りて、春のつれ／＼には、こゝにて歌をもよみけるとぞ。世の人は花壇の庄とぞいひける。良子内親王も、いせよりのかへるさに、此ところへ行啓なりて、都のつとにとりのぼり給ひしが、程なくみやこにひろまりけるとかや。されば俊成も、此所にわざとまかりて見待ると見えて、歌などあまた、浮雲海影といふ集に入侍る。良意上人も、此ところにいほりをたて居給ふはかのみかどのついでをなげき、この菩提のためときこえし。【沙石集】大 【永閑伊賀名所記】曰、名張郡餘野、此所

の辰巳の方に花垣の里といふ所侍る。是は一條院の御時此所に奈良の八重櫻をうつされて、守りなどきびしくいたしたりしより、人の名付たる里の名なり。くはしく【兵範記】并【國分】などにするされ侍る。【至寶抄】に、殿上の男どものいとま申て伊勢にまかりしにことつてる、花垣の里の事をのたまはせ玉ふ 文永法皇

春風に咲ぬる花の宮木寺、心ゆるすな宿のきくらに伊賀國國分寺にまかりし頃、花壇の里に彌生廿日あまりに至りて

山里は底につもらぬ白雪の、軒端を埋む花ざかりかな伊勢よりのかへるさに花垣の里に至りて 今川了俊

按、豫野村に地名花が前・花前川あり、此處古へ八重櫻のありし地ならんと。元甫其處に南都八重櫻の遺樹を移し植て其舊に復す。

○淡禮園杜 又曰 【延長風土記】曰、伊賀郡淡禮園杜有神、號神樂神也、【藻鑿草】曰、あはれその森、伊賀、時鳥、なるれその 【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡淡合園杜、又作哀市部里、かきくらし雨のふる夜の郭公、なく音すくなき哀その

森

秋すぐる冬田の面は里かれて、なるこすくなきあはれ
そのもり 大納言爲相

【家集】に、

下陰の草葉かれゆく秋までも、のこれる虫にあはれそ
の森 今川了俊

【遍照家集】曰、

秋過てあはれをもらす哀その、森のしぐれを袖にしる
かな

○垂園社

【延長風土記】曰、伊賀郡垂園社有神、垂園明
神、所祭大物主神也、息長足彦廣額天皇御宇、國造別部
眞人祭之、【八雲御抄】曰、たれその杜伊賀清少納言曰、藻鹽
草曰誰其森、いか
【夫木集】曰、正治二年百首たれそ正三位行家卿、
さよふけてたれそのもりのほとゝぎす、なのりかけて
も過ぬなるかな

【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡垂園社、亦作誰

按、共に市部村田間にあり。誰其森には今天王の祠あり
○子等村 【親房伊賀記】曰、子等村、
按、神戸村の内なり。今は廢す。物忌の子等の住める
小邑なり。

○猪川廢里 【延長風土記】曰、伊賀郡猪川里有神、號猪

西行

神、所祭瀬織津姫也、

按、猪田福田の邊に舊跡あり。猪川は木川の名なり、
此地に猪神を祭る故に猪川と云。

○乎美禰廢里 【延長風土記】曰、伊賀郡乎美禰里中肥也、

○比奈廢里 【東大寺古文書】康平七年曰、伊賀郡阿我郷比奈
村、

○櫻本廢里 【延長風土記】曰、伊賀郡櫻本里中下肥也、
按、郡森寺村に櫻本寺と云舊跡あり、民宅の前栽なり

森寺十六坊の一と云。昔櫻の名木あるが故に此名あり。
○櫻井庄 【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡櫻本、和歌山の
ふもと櫻井の庄とをならべり。

按、今此名亡ぶ。

○浮田廢里 【延長風土記】曰、伊賀郡浮田里下肥也。

【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡浮田、又作和歌山ちかき所
なり、國分にありといへども、よめる歌などは見へ侍らず
○比々岐里 【延長風土記】曰、伊賀郡比々岐里下肥也。
按、北山郷の舊名ならん。

○高瀬里 【延長風土記】曰、伊賀郡高瀬里中肥也、
按、今比土村小邑の名に存す。

○大村里 【延長風土記】曰、伊賀郡大村里中肥也、
按、阿保村に大村神社あり。大村は阿をほ村の上略な
らん。

三國地志卷之七十六終

三國地志卷之七十七

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國伊賀郡

古蹟下

○高岡氏堡 ○新莊氏堡 ○關名氏堡 ○大井氏宅址依市

○觀興寺氏堡 ○西岡氏宅址 ○宮岡氏宅址並市

○勝原平内左衛門宅址 ○藤島氏宅址 ○北氏宅址並市

○高田氏宅址 ○三田氏宅址 ○藤田氏宅址 ○菊田氏宅

址 ○福田氏宅址 ○殘留西運宅址並沖 ○千葉氏宅址

○園田氏宅址並才 ○吉田氏宅址 ○堀田氏宅址 ○岩

田氏宅址 ○北田氏宅址 ○井野氏宅址 ○乾氏宅址

○森田氏宅址 ○杉山氏宅址 ○竹内氏宅址 ○藪中氏

宅址 ○田中氏宅址 ○菊永氏宅址 ○廣氏宅址 ○廣

岡氏宅址 ○新氏宅址 ○三塚氏宅址並猪 ○古郡氏堡

○石田四郎堡 ○加納氏堡並郡 ○長濱氏宅址

○廣澤氏宅址 ○勝濱氏宅址 ○重濱氏宅址 ○小濱氏

宅址 ○山室氏宅址並上神 ○口出氏堡 ○磯田氏宅址

○重地氏宅址 ○丸山城並下神 按、天正亂の時、織田

信雄の命に依て瀧川三郎兵衛之を築く。環り七百九十

六間、本丸・天守・矢倉等の址今尙存す。

○瀧川三郎兵衛堡塞 按、丸山より三町北、川を隔。

○嵯峨尾主馬堡塞並柳 按、丸山より二町東、川を隔。

○山村氏宅址 ○岩名氏宅址 ○稻田氏宅址 ○服部相

賀宅址 ○中原氏宅址並上 ○竹田氏宅址岡波 ○西氏堡

○荒堀長川宅址並森 ○竹岡氏宅址 ○荒堀氏宅址 ○

重富氏宅址並摺 ○福釜氏堡 ○西尾氏堡 ○福山氏堡

○村山内道氏址 ○池原左近氏址 ○岸氏宅址 ○松賀

氏宅址 ○稻岡氏宅址 ○城木練氏宅址 ○窪氏宅址

○十郎宅址並北 ○新左近宅址 ○甚二郎堡並勝 ○妙樂

寺堡 ○藪内宅址並妙樂 ○瀧三河宅址並瀧 ○富増伊豫

堡下川 ○高島氏宅址 ○城氏宅址 ○土屋氏宅址 ○

豊岡氏宅址 ○葛原氏宅址 ○内守氏宅址 ○竹室氏宅

址並伊勢 ○羽柴氏堡並奥鹿 ○岸田伯耆城 按、筒井

伊州此國の宰たる時、命をうけて此に居守す。

○桐谷堡 ○福森氏宅址 ○種村氏宅址 ○高垣八郎宅

址並阿 ○竹岡左馬介堡 ○竹岡兵庫宅址 ○小鴨堡

○菊山氏堡並岡田村 ○岩野氏宅址 ○稻住氏宅址 ○山本氏宅址並相尾村 ○宮島氏營址 ○淺田氏宅址 ○岩佐氏宅址並寺脇村 ○城氏堡 按、此に八幡塚と云荒墳あり。

○新氏堡 ○島岡氏宅址並別府村 ○山岡氏宅址羽根 ○四屋重郎堡附宅址 ○山下氏宅址 ○徳川十藏宅址 按、地名廣代にあり。十藏は古郡氏の家臣。

○中氏宅址 ○石川氏宅址 ○切岸氏宅址 ○羽山氏宅址 ○松山氏堡 ○勝見氏堡並比土村 ○小嶽周防堡井宅 ○松尾氏堡 ○泉氏堡並種生村 ○山添氏堡 ○脇田氏堡 ○佐々木氏營址 ○若島氏營址並腰山村 ○福山氏宅址 ○岡山氏宅址 ○中西氏宅址 ○今中左近堡 ○彌八堡並霧生村

按、天正年中伊勢國司北畠家之を築き其臣姓名を置く。

○岩脇氏宅址 ○大原氏宅址 ○高尾氏宅址 ○古田堡並高尾村 按、伊勢國司之を築き、本國の目代を置と云。

○島野氏堡 ○中村氏宅址 ○營址五日城山曰峯田曰堀切曰奥谷○並老川村

○徳田氏宅址福川 ○川上出羽堡川上 ○岡島氏宅址 ○岩崎六十郎宅址並上小波田村 ○櫻町中將宅址 按、地名大藪にあり。其姓氏を詳にせず。

○瀧川氏城 按、瀧川三郎兵衛之に據る。凡七十五間四方あり。要害の固丸山の城に亞く。

○小野田氏宅址 ○島藤氏宅址 ○川上出羽宅址並下小波田村 按、已上三士瀧川氏の從騎。

○井上氏堡 ○井上權之助堡並中東谷村 ○銀冶屋村堡 ○中原氏宅址今云中屋 ○高田氏宅址 ○松岡氏宅址並南村 ○安場氏堡安場 ○豐濱氏堡湯屋谷村 ○松田氏宅址 ○中氏宅址 ○千部氏宅址 ○峯氏宅址 ○高澤氏宅址並藏絶手村 ○槌田氏宅址舊蒲池村 ○井崎氏宅址 ○葉茶氏宅址界外 ○知賀地氏堡知或千 按、千賀地半藏則直之を保つ。

○淺井氏堡 按、佐々木家臣淺井彌次郎之に據る。甲冑今尙存す。

○杉山八三郎堡 ○勝島氏堡 ○木原氏堡 ○鷹岡氏堡 ○楨氏宅址 ○萱氏宅址 ○莊賀富之助宅址 ○筒井氏城並藤野村 按、筒井順慶之に據る。

○高田氏宅址 ○白樫氏宅址 ○菊田氏宅址 ○山極氏宅址 ○藤島氏宅址並白樫村 ○尾尻松一名寄生 按、猪田村にあり。圍五尺、古來名木なりと云。其側に清泉あり。

○相生松 按、古郡村不動山にあり。

○岩櫻 按、上神戸村字押久保にあり。岩の回り五丈六寸堅一丈七寸、岩上に此木あり、今は朽て其遺骸存す。

○生櫻或云鳴櫻 按、伊勢地村地名まつちにあり。土俗その

名を稱すといへども、いまだその所由をしらず。

○岩脇岩鼻 按、暗崎川大川別名の水邊なり。傳へ云、上世大神宮この地に遷座ましますと。其下の淵に潮の盈涸あるを以、或二見とも云。今に至て、村民伊勢講の時此に祓除す。又名張春日の神宮、才良村神官此に洛す。

○暗崎 【延長風土記】曰、伊賀郡暗崎川出鮎・鮒等、【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡暗崎、上神戸村。歌なども有しやうに覺へ侍れども、さだかに覺え侍らず、後の人はをしるし給ふべし。

按、上神戸村と古郡村の界を流る、川、惠比須前と云處にて暗崎の稱あり。

○廢才良驛 按、元祿初年廢して村里となる。中宿町の地名存す。

○笛吹廢里 按、阿保村北の川端にあり。今阿保の町に並て上町と云是なり。此村南京の時、笛竹を貢故に此名ありと云。

○薦敷 按、柏尾村にあり。相傳ふ、鹿島の神常州より影向の時、暫く此に止らせ玉ふ、是より宇神木へ移らせ玉ひ、此處にて神供を献す、今其處を御供米と云、夫より阿保へ遷座したまふと云。

○杉本 按、別府村にあり。鹿島神影向の地。

○矢地唐櫃石 按、種生村にあり。石の形櫃の如し。土俗云、古昔金雞をこの内に納むと。

○明神腰掛岩 按、諸木村にあり。

○鷹山 按、巨岩あり。筒井伊賀守游獵の地。

○崩淵 按、治田村大川岸にあり。空海加持水なりと云。又猫淵より欠淵に至るの間巨岩あり、十王・十驅地藏及五官の像を刻む、所由詳ならず。

○寺田大門 按、白樫村にあり。慈字寺の舊領なりと云。

○眞名井乃院 【本朝事始】曰、院舒明三年辛卯三月、始建高倉眞名、

○井乃院但伊賀郡 按、古郡村の總社三十八所權現と稱せるは、天忍穗耳尊一座を崇祀す、其瑞籬の内に井あり眞名井と稱す、其水至て清澄、今尙神供を調進する時此水を用ゆ。今に於て眞名井院の舊址名號共に亡ぶ、今の宮寺常福寺、若其廢址に因て佛院を建るが、後の考を俟つ。

○淨蓮寺 【總國風土記】曰、伊賀郡比自岐郷淨蓮寺、寄田二十五東、神龜年中玄昉法師開基、安置丈六尊像自刻、

○西法寺 【親房伊賀記】曰、子等村五十東西法寺あり。按、以上の二院所在詳ならず、且子等村今亡び其邑名を傳ふる地なし、意ふに子等母等は、伊勢の神人の號なれば、古昔神戸の地に因縁すといへども、共に考ふ

○觀音寺 【總國風土記】曰、伊賀郡大内郷大内山觀音寺、有郡之西南二里、和銅三年十月、淨德比丘自百濟持來尊像也、祈福齡有其効如影應形也、

按、阿拜郡大内下在村の西に地名存す。

○觀音寺 【親房伊賀記】曰、阿我郷觀音寺、玄賓僧都開基、畠山宗興入道墓所、稻三百束之故奉有之、【永閑伊賀名所記】曰、伊賀郡阿我觀音堂、玄賓僧都開基の所なり。

【一葉集】に、

あはれにも二世かけて里人の、あかほとけやねかひを
親鸞上人

按、上神戸の小邑我山村にあり。天正の亂に堂塔焼亡す。今其地を觀音堂と云。其遺像は今古山の吉田寺にあり。

○阿我山八坊 按、亦我山村にあり。古昔蓮明寺の子院なり。曰北の坊、曰阿陀院、曰尾崎坊、曰釋迦院、曰西の坊、曰下の坊、曰梅の坊、曰朝日坊、本堂蓮明寺と共に廢す、今其廢址地名に存す、今の蓮明寺は後小菴に因て故名をのこすのみ。

○能應寺 【物國風土記】曰、伊賀郡依那具郷能應寺、寄田二十五丸、行基休鞋之地而安置自彫尊像、

按、今廢址詳ならず。

○廢觀音寺 並依那具村 ○廢慈恩寺 具村 ○廢延命寺 ○廢如來寺 並沖

○廢顯成寺 猪田 ○廢阿彌陀寺 ○廢不動寺 並招見村

○廢安樂寺 ○廢溪間寺 ○廢彌勒寺 ○廢宗仙寺 並

廢光明寺 ○廢高勝寺 並北山 ○廢如來寺 ○廢新福寺 並川原

○廢東禪寺 伊勢旭村 ○廢長善寺 按、藥師の遺像等今尙あり。

○廢般若寺 並柏尾村 按、藥師の遺像今尙あり。此に十七所權現の祠あり。

○廢恩常寺 按、此に荒堡あり。

○廢法蓮寺 並比土村 ○廢西福寺 ○廢吉祥寺 ○廢常樂寺 並種

○廢釋迦堂 並生村 ○廢長福寺 諸木 ○廢顯德寺 腰山 ○廢如來寺 霧生

○廢吉祥院 老川 ○廢花性寺 鍛冶 ○廢宗仙坊 東谷

○廢長福寺 界外 按、此寺の像今市場寺にあり。古昔法橋子日有敦と云もの、長福寺の坊官にて、此一邑は有敦が被官なりければ、諸役を免除せし由、本國檢地の時、有敦が子治右衛門其ことを官に申し、爾來此一邑は地子を免除せらる。有敦が用ひし舛とて今に邑にこれり。

土産

○蹄北山 勝地村出 ○鱧 並北山、勝地、伊勢地、下子鹿野、霧生村出 ○柿 ○粕 ○牛旁 並老川 ○薯蕷 瀧木村出 ○蕨芽 奥鹿野、霧生 ○蠟脂石 種生 按、其色膏に似て五色共にあり、故に名く、國見山大門と云處に岩窟あり、此處より出る、是空海護摩を修す處と云

○宇仁 按、木うに・綿うに・縮うにの三品あり、字寺山より出る、除外處々に出る。

○黃土 並菖蒲池、按、笠松山より出る。製造附

○葛 諸木、霧生村製 ○艾葉 諸木、村製

氏族

○伊賀臣 【日本紀】曰、大彥命、是阿倍臣、膽臣、阿閉臣、狹々城山、若筑紫國造越國造伊賀臣九七族之始祖也、【帝系系譜】曰、孝元天皇豐韓別命、穗積氏、安部氏、阿閉臣、伊賀臣等七族祖也、

○阿保朝臣 ○阿保君 ○阿保公 【新撰姓氏錄】曰、阿保朝臣、垂仁天皇皇子息速別命之後也、息速別命幼弱之時、天皇爲皇子築宮室於伊賀國阿保村、以爲封邑、子孫因家之焉、允恭天皇御代、以居地名賜阿保君姓、廢帝天平寶字八年、改公賜朝臣姓、續日本紀合、【續日本紀】曰、桓武天皇延曆三年十一月戊午、武藏介從五位上建部朝臣

人上等言、臣等始祖息速別皇子、就伊賀國阿保村居焉、逮於遠明日香朝廷、詔皇子四世孫須珍都計王、由地賜阿保君之姓、其胤子意保賀斯、武藝超倫、足示後代、是以長谷且倉朝廷改賜建部君、是旌庸思意、非昨土彝倫、望請返本正名蒙賜阿保朝臣之姓、詔許之、於是人上等賜阿保朝臣、健部君黑麻呂等阿保公、

僧侶

○行然 【本朝高僧傳】曰、釋行然不詳俗譜、號應準、賀州人、少就村齋時習魯語、俊爽強記、鄉閭相稱、及年十七、從郡之覺然、剃髮出家、歲二十時、俄嬰大病、意發誓願、今若得活、持律清淨、定慧均修、病瘳、住南京不空院、禮圓暗上人、受沙彌戒進具足戒、隨晴公子雲林院之日、來住八幡善法院、與諸善友砥礪遮持、調木幡道悟、頤頑密壇、多歷年所、聖一國師唱禪於普門寺、然往掛錫、朝參暮拜、粗有省所、文永初、盤旋舊里、與營天道山無量壽福寺、戒定併修、學徒輻輳、然常襲編衫裙子、出行必著禪衣、或曰無違律否、然曰內心融者不拘形服矣、其道貌從容也如此、弘安三年五月二十八日坐寂於壽室、

按、無量壽福寺は下神戸村にあり。

三國地志卷之七十七終

三國地志卷之七十八

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國名張郡

堡塞

○名張第 按、名張町にあり。天正十三年羽柴定次本國の宰たる時、松倉右近勝重八千石を領して始めて此に城を築き、十四年にして死去、其男九市郎重政五千石を領し、重次弟十左衛門重宗二千石を領せしが、同十五年兄弟共に退去。其後先君 寒松廟本國に封ぜらるゝの時、其臣梅原勝右衛門武政を以て此城を以て守らしめ、元和三年藤堂出雲高清上野城代たるを以、一國を統べ掌とらしむるにより、此時勝右衛門は上野に飯る。寛永十三年宮内少輔藤堂高吉をして此地に第を造て居らしむ。

郷名

○築瀨【和名鈔】云、名張和名奈波利○今廢曰築瀨 【惣國風土記】曰、名張郡名張郷、公穀八百六十七束三字田、假粟七百二十三九十字

田、貢松・檉・棚・麻・桑・繭・白綿之類、鶴・鷺・鴨・鮎・鰻・松菌之類、又云、名張以築瀨、

按、もと築瀨村は村名なり。【倭姫世記】に、築瀨の細鱗魚を奉ると、是地名のをこる所なり。元徳元年及養和元年【東大寺古文書】に、築瀨莊に作るは本寺の莊園となればなり。今南出・北出・平尾・藏持・夙、この六郷を築瀨郷と云。

○夏見又作夏箕今廢 【惣國風土記】曰、夏見郷、公穀七百六十二束三毛田、假粟六百二十三丸、貢橘・柚・松・杉・梅・栗・蛇脱、蜀椒・枯蕒根・雉・鴉・狐・狸・鹿・猪・兔・猿等、狐狸以下者用草際

按、康保年間【東大寺古文書】及【後鳥羽院御巡禮記】【神宮古記録】等、皆夏見郷に作る、今村名に存す。

○周知 按、今所在詳ならず。

已上【和名鈔】に出る所なり。

○薦生 按、薦生・八幡・鷓山・家野・葛尾・西田原・下三谷の七邑、今呼で薦生郷と云。

○大屋戸 按、大屋戸・短野・夏秋・松原の四邑、今呼で大屋戸郷と云。

○安部田 按、安部田・黒田・井手・結馬の四邑、今呼で安

部田郷と云。

○矢川 按、矢川・上三谷・龍口・市之井・瀧長坂の五邑、今呼で矢川郷と云。

○檀 按、檀・柏原・星川の三邑、今呼で檀郷と云。

○中村 按、中村・瀨古口・清蓮寺・夏見の四邑、今呼で中村郷と云。

○丈六 按、丈六・長屋の二邑、今呼で丈六郷と云。

○比奈知 按、上比奈知・下比奈知・瀧原・長瀬・布生・奈垣・神屋の七邑、今呼で比奈知郷と云。

已上八郷今存する所なり。

○黒田今廢 按、天喜四年及長治三年【東大寺古文書】、黒田郷云々、【大神宮年中行事】、麻五斤黒田郷云々。

村里

○築瀨 【惣國風土記】曰、名張郡築瀨、公穀三百六十七束三字田、貢松・梅・竹・筍・柴胡・川芎・白綿子・鴨・鷺・鮎・鴨・鮎等、【准后伊賀記】曰、名張郡之内築瀨村。

按、天喜元年及治暦三年【東大寺古文書】、築瀨村云々。

○平尾 【延長風土記】曰、名張郡塞田里、在郡之西北、土地富饒而民用不少也、出松・竹、

按、天喜四年【東大寺古文書】、席田村薦生出作と云々。今平尾村にせきだやしきの地名存す、蓋此地ならん。

○藏持 ○南出 ○北出 ○狹田或云夙 【延長風土記】曰

名張郡狹田里、在郡之西、民用少而土地亦廢貢也、出葛・蕨

○薦生 按、【後鳥羽院御巡禮記】及【春夜神記】、【東大寺領古圖】、承安・治承・曆應中の舊記等、薦生村・薦生莊を雜へしるさる。

○八幡蓋名唐琴里 【延長風土記】曰、名張郡賀羅坤土里、在郡之西、民用少而土地瘦也、【永閑伊賀名所記】曰、名張郡唐琴里、同知といふ邑のすこし丑子にあたる里なり。

【古今集】物名、からことといふ處にて春のたちける日よめる

波のをと今朝からことに聞ゆるは、春のしらべやあらたまらん。此名備前の國にも侍る。俊頼云、都までひびきかよへると眞濟法師のよめるは、備前の國からことの泊りにこそ、清行朝臣のよめるは、伊賀のからことよし、先師いひ置しと云々。

○鷓山 ○家野 ○葛尾 ○西田原 ○下三谷 按、天喜元年・二年【東大寺古文書】、大家村に作る、嘉暦二年記に、小屋戸に作る。

○短野 ○夏秋 按、康保・永享の【東大寺古文書】、皆夏焼に作る。邑中焼原柚あり。

○松原 ○安部田 按、永享十二年【東大寺古文書】、安

部田村云々。又安倍田に作る舊録あり。又嘉曆三年の古文書に、坂のすそと書し、永享十一年の文書に、坂下村あり。今安部田の支邑なり。

○黒田 按、長久・天喜・嘉曆・永享・寛元等の年間東大寺の舊録に、黒田村、下黒田村、黒田の新庄など雜りあり。

○井手 按、永享十一年【東大寺古文書】、井手村云々。

○結馬ケチマ ○矢川 【延長風土記】曰、名張郡早川里、在郡之西、民用多而土地富饒也、

按、延久・承保・寛治・長應等の年間東大寺舊録に、矢川或は矢河條を雜へあり。

○上三谷 ○龍口 按、寛治・大治・天承等の東大寺の舊録に、龍口村云々。

○一井或作市 按、應永元年及永享十一年【東大寺古文書】、一井村云々。

○瀧長坂 按、東大寺永享十一年の記録に、寺垣内村あり。今瀧長坂の支邑なり。

○檀 按、嘉曆二年・曆應三年【東大寺古文書】、檀云々。

○柏原 按、曆應三年【東大寺古文書】、柏原云々。

○星川 按、永享十二年【東大寺古文書】、星川村云々。

○中村 【准后伊賀記】曰、名張郡之内中村、按、延久・應德・實治・養和・長承等の年間東大寺の舊記

に、中村條・中村莊を雜へあり。

○瀨古口 ○青蓮寺 按、長承三年及嘉曆二年【東大寺古文書】、青蓮寺云々。

○夏見夏身 按、【延長風土記】曰、名張郡夏身里、在郡○○、土地肥而民用不貧也、

按、長承三年及養和元年【東大寺古文書】、夏見條云々。

○丈六 按、嘉曆二年【東大寺古文書】、丈六云々。

○長屋 按、永享十二年【東大寺古文書】、長屋村云々。

○上比奈知 ○下比奈知 按、【神宮古記録】及承安二年同三年【東大寺古文書】、比奈知云々。

○瀧原 ○長瀬 按、年號【東大寺古文書】、長瀬庄云々。

○布生神宮古記録

○奈垣長木 按、【神宮古記録】、正安元年【東大寺古文書】、奈垣云々。

三國地志卷之七十八終

三國地志卷之七十九

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國名張郡

神祠

○名居神社 【惣國風土記】曰、名張郡名張郷名居神社、圭田六十七束三畝田、大山祇神御鎮座之地也、雄略天皇二十二年、始加祭事、有神家・祝部戸・巫戸等、郷之惣社也。

按、下比奈知村に坐す、今國津大明神と稱する是なり。

【風土記】に、大山祇神を祀ると云、今本郷の傳説と同からずといへども、振古十月申日、山祇祭と稱して大祭あり、又記に、郷の惣社とするもの、古所謂六箇山を始め、名張郡中各邑に遷し祀て、生土神と稱する、

已に二十祠にあまれり、分祀の多きこと此のごとし、惣社なること疑なし、且其社地古雅にして、檜樹森然たり、社頭の儼肅なること他邑遷祠の類ひにあらず、

通社にあらざることをしる。土俗相傳へ九月九日の祭祀は中興なりと云ひ、且神體を大己貴命と云るもの其

あらたむる由縁をしらず。其後社頭炎上し、また神體を本地作りにして、十一面觀音を安置し、益其眞を失ひ、古傳素然として求むるところなし。今諸邑の人民古來の式社なることを傳ふるを以て、口碑のむなしからざるを信じて、今其舊に復するのみ。

○宇流富志禰神社 【惣國風土記】曰、名張郡夏箕郷宇流富志禰神社、圭田四十二束三字田、所祭別雷神也、天武天皇三年甲戌、始加祭禮神事奉圭田、【春日神社記】曰、第一御殿武甕槌命、有出御於常陸國鹿嶋、人皇四十八代稱

德天皇神護景雲元年丁未六月廿一日移御于伊賀國名張郡夏身郷、今之宇成神社是也、顯

也、【公事根源】曰、春日四所大明神と申奉るは、第一の御殿は武甕槌命、第二御殿は齊主の命、第三御殿は天津

兒屋根命、第四御殿は姫大神是也。神護景雲元年六月廿一日に、武いかつち命常陸の國鹿嶋より御すみ所たづね

に出給ふ、御乗物は鹿にて、柿の木を御むちにもたせ給ふ、伊勢の國なはりの郡につかせ給ふ、御ともには

中臣の連時風・秀行といふ人也、十二月七日に、大和國あへ山につかせ給ふ。【清和實錄】曰、貞觀三年夏四月十日

甲寅、授伊賀國正六位上宇奈根神從五位下、又曰、十五年九月廿七日己丑、授伊賀國宇奈根神從五位上、【延長

風土記曰、名張郡夏見郷有神、曰積田宮、【東大寺寶藏古圖】曰、築瀬條宇船明神、

按、平尾村に坐す。舊記往々名張郡夏身郷に鎮坐ましますと云。平尾村は舊と夏見の出郷なり、今築瀬に神町あり、土俗相傳ふ、神護景雲年中常陸國より遷幸の時、先驅の神の枝を御鎮坐の後此地に衝植しが、遂に根を生じて繁茂し、近古まで其木あり、因て町の名となれりと云。昔は此あたりまで社地にして、俗に所謂馬場さきなり、故に神町の入口に大鳥居あり、いつの頃廢せしや其由をしらず、礎石今尙存す。古來より女巫、源吾・庄賀の名今に襲稱す。

已上二座【延喜神祇式】に出たり。

○市守宮或云神部大神 【倭姫命世記】曰、崇神天皇六十四年丁亥、遷幸伊賀國隱市守宮、二年奉齋矣、【御鎮座本錄】曰冬十一月十八日、遷幸于伊賀國隱市守宮、雲霞中靈鏡坐、二年奉齋、【神道珊瑚集】曰、崇神天皇六十四年十一月廿八日、遷伊賀國隱市守宮、【物國風土記】曰、名張郡神戶名張郡神部大神、圭田百二十八東三毛田、垂仁天皇十七年戊申九月、倭姫命戴天照大神御靈八咫鏡・八坂瓊曲玉・叢雲劍、寓于此地、終爲別宮、有神家・巫戸・祝部戸等之宅、按、名張の市中に坐す小祠是なり。俗是を惠比須堂と

云、其ところを夷町と呼ぶ。昔は毎月六箇日市ありと云、今も七月八日・十二月廿三日、名張市と云て、隣國より輻輳して五市す、蓋其遺風なり、市守の名のむなしからざるを知る。皇大神、和州宇陀郡篠幡莊御神宮より此に遷幸なされ玉ふ、是より穴穂宮へ遷らせ玉ふ、社傳逸して傳はらず、故に其詳なるをしらず、只口碑傳聞に依て記す。

○春日祠 ○神明祠末社八王子子神並藏持村 ○春日祠狭田村 ○中山春日社 【後鳥羽院御巡禮記】曰、春日社、一御殿武雷槌命常陸國鹿嶋云々。神護景雲元年六月廿一日に、時風・秀行二人に仰て、常陸國鹿嶋より伊賀國名張郡夏見郷に渡御す、同年十二月七日同國薦生中山に渡給、數月之間御坐、同二年正月九日【神名帳頭註】、大和國安部山に渡御、七日に作る。 【春夜神記】云、神護景雲元年十一月七日伊賀國薦生中山御遷坐也、同季戊申正月廿日大和國安部山遷渡御、【古今和歌集】大傳授三ヶ秘授云、我がとにいなおほせ鳥のなくなへに、けさふく風にかりはきにけり。いなおほせ鳥は鹿の事也、鹿は飛まじきものなるか、いな鳥のごとくなるはと、いなをいひ負せたるといふにて、いなおほせ鳥といふ也、鳥は乘飛につけて云也、春日大明神の常陸國より伊賀國中山へ飛給、中山より河内國平岡へ飛給、平岡より奈良へ乘飛といふに付て也、赤鹿の靈名を鳥むしともいふ也。

按、今本殿春日神にして、天照大神・天滿天神を相殿と

す。社地平地なれども、今に中山の稱あり。慶長九年上

梁文、三社御造宮と云々。外に一行の舊記なし。社の南に池あり、畠中に塚あり、俱に天神影向の古事を傳ふ。

○十二社權現並藤生村 ○八幡祠一名唐琴明神八幡村 【風土記】曰、名張郡賀羅坤土郷有神、曰賀羅坤土社也、穴穂御宇奉崇也、神跡者氣長足姫尊也、出雲國造之奉崇處也、【頓阿十樂庵記】曰、靈社唐琴、【永閑伊賀名所記】曰、名張郡唐琴里並社、周知といふ里のすこし丑方にあたる里なり。【直指抄】云、伊賀國唐琴之明神者、表筒・中筒・底筒御神也、天武天皇之御宇、有靈夢而被大和國丹生河上、猶伊賀國名張郡之中、敬之至今不絶、村上天皇御宇、加神功皇后爲四座云々、

按、邑里の西にあり。社西向に坐す。八王子を末社とす。

○八王子村葛尾子祠 ○稻荷祠末社三曰八王子曰若宮曰諸神宮○家野村 ○天王八王子祠葛尾子祠 按、封内にくす木の巨木あり靈木なりと云。

○天神祠春日祠同殿 按、杉谷天神を勸請す。天正五年上梁文あり。

○山神下三谷村 ○天滿社春日祠同殿 按、杉谷天神とも云、鳥羽帝勅に依て此に祠る。或大江定基鎮守神とも云、又定基の靈を祀るとも云、傳説詳ならず。大屋戸郷已外

三十餘村の良民俱に祭祀に預る。

○八王子祠 ○大將軍祠 ○若王子祠並大屋戸村 ○牛頭天王祠末社龍野村 ○春日祠末社八王子 ○春日祠 ○愛宕祠 ○白山祠 ○鳴瀧龍王祠 ○八王子祠 ○八幡祠並安部田村 ○春日若宮祠夏見村 ○三十八所權現 ○六所權現並黒田村 ○桶子明神祠春日 按、天正十八年上梁文あり。井手・結馬・坂下・黒田四邑俱に祭祀に預る。

○白山祠井手村 ○八王子祠 ○荒神祠 ○明神祠並結馬村 ○春日社又云鹿高明神矢川村 【類聚國史】曰、貞觀九年八月廿七日、正六位上鹿高神、

按、【東大寺古文書】或古圖、【二月堂神名式】に出る。又天喜・延久の古文書には、加陀賀明神に作る。相傳ふ、壬申の亂に、天武帝此地に到り玉ふ時、本邑田邊某夢の告ありて出迎ふ、時に春雨頻に降り、大水漲て如何ともすることなし、然るに、白鹿忽然として來り、帝を乗せ牽りて水を濟す。今其地を呼で兵頭瀨と云、社の西涯にあり。一統後、勅ありて春日の神を此に祀り鹿高明神と稱す。正平八年癸戌十月十二日大願主密○正

○沙門得業と勅する石燈爐あり。文祿五年の舊記存す。○白山祠上三谷村 ○白山祠龍口村 ○春日祠 ○八王子祠並井村

按、土俗云、道觀長者鎮守にして或唐琴宮とも云、
○天満祠瀧長坂村 ○八社明神祠 ○牛頭天王祠八社境内 ○辨天祠 ○龍神祠並檀 按、檀・長屋・丈六・矢川・市井・柏原・星川共に祭る。

○勝手祠柏原村 ○正八幡社 ○八王子祠並星川村 ○八幡祠 ○八王子祠並中 ○稻荷祠瀧古口村 按、舊中村領字廣場にあり、元祿年間此に移す。
○國津明神祠 按、長承三年【東大寺古文書】、青蓮寺國津神戸云々。

○八王子祠 ○勝手祠 ○若一權現祠 ○若宮明神祠 ○愛宕祠並青蓮寺村 ○宇佐八幡祠 ○三十番神並丈六村 ○春日祠 ○長屋祠末社若宮 ○國津祠末社二日三十番神日惠比須神 ○辨天祠 ○牛頭天王祠並上比 ○國津祠長瀬小邑 ○國津祠市生 ○國津祠布生小邑 ○國津祠上長瀬 按、奈垣・神屋俱に祭祀に預る。

○國津祠神屋小邑羽根 ○安良小社 【惣國風土記】曰、名張郡安良小社、圭田二十束七畝田、所祭國韓神也、大寶年中之鎮座也、按、所在詳ならず。
○箕曲主神社 【延長風土記】曰、名張郡箕曲山有神、曰

箕曲主明神、
○不知其奉崇之時 按、邑里今大和國に屬す。
○油満明神矢川村 【延長風土記】曰、名張郡早川郷有神、曰油満明神、大鶴サ、キリミコト鶴尊之御宇奉崇神也、按、社址今詳ならず。
○沼木宮 【延長風土記】曰、名張郡沼木山有神、曰沼木宮、足仲彦御宇奉崇處也、【永閑伊賀名所記】曰、名張郡沼木山明神、大山祇にてましますよし【國分】に侍る。按、市生村野木峯あり、野木恐くは沼木の轉話、此社址今詳ならず。

三國地志卷之七十九終

三國地志卷之八十

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國名張郡

山川

○鷹塚山 ○大野山並藏持村 按、比奈知より小波田村への道路あり。
○西山南出 按、築瀬・平尾・北出・南出共に領す、大和の國界なり。
○東光山北出 按、築瀬四邑、春日祭祀の日、此山に入て箸木を伐る。
○鷹塚山葛尾村 按、和州勝原岩屋村に界ふ。山に神明の祠有。又堡址あり。
○殿出山下三谷村 按、堡址あり、故に名くと云。
○一尾山 ○本陣山塚山 按、筒井順慶營址あり、因て號く。
○鷹尾峯 ○地藏峯並短野村 按、山頂西は和州岩屋・毛原・笠間村

共に領す。

○向山 ○和田山並夏秋村 ○香取山 ○茶白山 ○觀音山並部阿田村 按、觀音廢堂の址あり。
○茶字須山黒田村 按、大和の國界なり。
○光堂山井手村 按、此山に荒墳あり經塚と云。
○山神山 ○天神山並上三谷・長坂 ○小嶽山並龍口村 ○下道山 ○外杜山 ○猪口山 按、長坂・一井・柏原三邑共に領す。
○和良平山並瀧長坂村 按、一井・長坂共に領す、和州今井に至る道あり。
○香善山 ○横山並檀 ○高天原山柏原村 按、青蓮寺山に屬す。是より奥を青蓮寺山と云。
○青蓮寺山 按、長承三年【東大寺古文書】、青蓮寺西柚口云々、青蓮寺・瀨古口・中村・里川・柏原・檀・長屋・一井・長坂の九村共に領す。
○八幡山 按、【東大寺領古圖】に、出上の九村共に領す。此山より大和國界へ十三町あり。西嶽・中嶽・東嶽・笹原・一橋・渥谷等の名あり。又八幡長者の宅址とて長七拾間横四拾間の廢地あり。又經塚あり。
○根太山 ○河内山並青蓮寺村 ○上山星川村 ○夏見山今云男山

夏見村 【延長風土記】曰、名張郡夏見山、在郡之〇〇〇〇
 〇杉・松・竹、土地富饒而民用多、
 〇草神山 〇阿清水山並丈六村 按、和州長瀬村を界ふ。
 〇高座山 按、村の東にあり。此山に方五尺ばかりの石あり馬蹄のあとあり、俗千方の飛石と云。又地藏の古石佛あり、嬰兒をこゝに祝すれば長命ならしむとて、呼で子賣地藏とも云。
 〇馬留山 按、千方此に馬を留む、故に此名ありと云。
 〇赤岩尾山 〇小岩尾 〇佛山 按、山頂に岩窟あり、夷石・大黒石の名あり。又岩洞及び屏風石俱に奇岩なり。
 〇穴尾山 〇雷丸峯 〇燈山 〇鷹山 〇月山並瀧原村
 〇萬度山長瀬村 按、古より邑下安全のため萬度積をこゝに立つ、因て名く。
 〇中山 按、和州伊賀見村へ道あり、國界にして布生峠と云。
 〇紅形山 按、南峯大和の國界。
 〇沼木山今云野木峯 〇並布生村 【延長風土記】曰、名張郡沼木山、在郡之東北、多出松柏、民用多也、
 〇中知山長瀬村 按、長瀬・布生・奈垣の三邑共領す。
 〇淺間山奈垣村 按、古富士の祠あり、故に名く。

〇岩尾山 按、神屋・奈垣共に領す。
 〇爲奈山 【延長風土記】曰、名張郡爲奈山、在郡之南、多出松・杉・竹、民用亦不少也、
 按、所在詳ならず。
 〇眞菜箇谷 按、此に怪岩あり、俗不動休石と云、長一丈一丈三尺 諸鳥此に止まらずと云。
 〇新堂谷並安部田村 按、和州笠間村へ出る通路あり。怪岩あり黒岩と云。
 〇桑木谷柏原村 按、和州今井村へ出る通路あり。又巨岩あり鐘掛岩と云。又穂の出ざる薄あり、俗物わら薄と云。
 〇湯屋谷長瀬村 按、古温泉あり、平時頼此に寓すと云。
 〇大岩谷奈垣村 按、巨巖あり、豎二丈三尺横六丈二尺、古山婆此に出と云。
 〇久保岩穴一井村 按、清水あり、毎年首夏節より涌出て、仲秋節に涸ると云。
 〇鳥居小野今云大廣野 養和元年【東大寺古文書】曰、鳥居小野、寺領古繪圖云、比奈知鳥居小野寺領東堺、
 按、民居の東にあり、方五町許り。
 〇築瀨原 【總國風土記】曰、名張郡名張郷築瀨原出川等、柴胡・香薷・獨活・松露等、

按、今の築瀨を云。今尙民居を除くの外、地面平曠なりといへども、悉く田畝となるを以、原を稱せず。
 〇阿彌瀑布赤目 【准后伊賀記】曰、阿彌陀ヶ瀧、名張郡大瀧也、有神、瀧津姫、
 按、和州曾爾郷の山谷より發源して、瀧長坂村字琵琶淵へ入る、それより、よきか淵・逆川の瀑・掉瀑・荷が瀑・横瀑・藤釣淵・昆盧遮那瀑・瀧壺・布引瀑・千手瀑・不動護摩窟・天王舞台石・不動瀑・俗人瀑・行者反瀑・六字名郷、以下飛流激湍凡四十八所、其尤魁たるもの、龍台・布引・千手・不動・俗人は是なり。山形八葉にして、正中に妙法山あり、胎内くゞり・屏風岩・石柱等の奇岩多し。
 〇青蓮寺瀑青蓮寺村 按、俗きやうとうの瀑と云。源木挽山より出て、谷川瀧尻を歴、河内川へ落る。其飛泉三段、上四丈許中二十丈許下二丈許。
 〇築瀨河一名名張川 【惣國風土記】曰、名張郡築瀨河或小貢鴨・鸞・鮎・鮒・鮓・鮒等、【歌枕名寄】未勘引【六帖】曰、築瀨川、
 やなせ河ふちせさだめぬ世ときけば、我身もふかくたのまれそする
 按、康保年間【東大寺古文書】に、名張河と云是なり。夏見より平尾を経て、鍛冶町裏にて西川と會して一川

となり、是より名張河と云。
 〇西川一名宇陀川一名安部田村一名廣保川 按、延久六年及天喜二年【東大寺古文書】宇陀川と云是なり。源は和州宇陀郡より出て、萩原・大野・長瀬等をへて、地名牛舌へ流れ、本郡の細流悉く是に入て、安部田・矢川・丈六・結馬・長屋・黒田を流れ、下にて東川に會す。
 〇名張横川東大寺古圖 【江家次第】曰、齋主下部給祿御衣或匹絹 歸京名張横川、
 按、【神宮古記録】夏見郷四至の文に、中に横川ありと云を以てみれば、今の長瀬・比奈知・夏見川にして、大溪と云是なり。【孝徳紀】に、名張横河を以畿内國となすものは名同して此に靈なり、事は疆域の條下に辨す。
 〇糸川今云笠間川 【永閑伊賀名所記】曰、名張郡糸川、名張のさとかくながる、川なり。
 としの緒のよる、秋の山陰や、紅葉にそむる糸川の源雅通
 按、應和二年康保元年【東大寺古文書】笠間川と云。源和州笠間村より出る、故に名く。或は笠見川とも云。葛尾の村中を流れて大川へいる、至て細流なり。本國と和州の國界にして、【延長風土記】に西の限とす。後入夏見糸が淵の名を以て、此川と云ものは、【風土記】

○安性寺 青葉山 ○觀音寺 惠目山 ○一向道場 狹田
 ○明玉院 中山 ○善福寺 月照山 ○福龍寺 鶴山
 ○龍徳寺 日照山 ○藏福寺 尾 ○彌勒寺 原 ○安樂寺 元
 ○蓮花寺 下二山 ○普門寺 清涼山 ○大福寺 並大屋
 ○福樂寺 短野村 ○觀音寺 夏秋 ○寶泉寺 山谷坊
 ○中泉寺 靈水 按、境内に弘法加持水あり。
 ○護念寺 連壚山 按、古畫の涅槃像、織田信雄及松藏九
 一郎山林施入文等あり。
 ○春日寺 大森 ○新堂寺 坂野山 ○阿彌陀寺 並阿部
 按、已上五梵刹今皆寶泉寺に屬す。
 ○法然寺 按、法然上人の浮屠あり、所由をしらす。
 ○無動寺 秀山密嚴院 【惣國風土記】曰、名張郡德行寺、寄
 田二十五束三畝田、靈龜二年二月、道周法師於此寺始修
 求聞持法、安不動尊、
 按、天正の兵火以後今の地に移す。舊址一町許。下字
 を德行寺畑と云。本尊白不動尺三寸今に存す。
 ○極樂寺 光堂山 ○彌勒寺 結馬村 ○寶積寺 鹿高 ○佛母
 院 並矢 ○定龍寺 上三 ○觀音寺 龍口 ○極樂寺 西鏡
 按、道觀長者開基にして、本尊不動は長者護持佛なり
 と云。又畫像三鋪あり、明殊筆する處、印板といへど

も至て古雅なり。
 ○圓樂寺 井村 ○延壽院 黃瀧山 ○本尊不動 智證
 動小角作る俗 ○役小角像 相傳の、小角此山に流寓するとき、
 動判割不動云 ○自から此像を彫刻して、其徒前鬼に
 與ふ、今に至て前鬼が ○十三級石浮屠 空海 ○石燈爐 銘
 齋孫其像を護奉す。 ○伽藍神 牛頭天王、 按、此役小角開くところ
 にして、堂舎の結構尤儉素なり、僻地絶險、山氣蕭索、
 梵境の幽邃國中の最と云べし。四至八町、侯家施入の
 地なり。建武二年、住侶聖觀及び圓信、慈觀以下、寺領
 黒田莊の土民と争論の古文書あり。
 ○東福寺 天杜山 ○蓮福寺 聖無 ○菴寶寺 並壇 ○東
 光寺 雨寶山 ○阿彌陀院 星流山 ○福成就寺 勝實院
 按、境内に十三級の石浮屠あり、銘云正應四年四月廿
 三日建。
 ○西福寺 ○一向道場 並瀨古 ○地藏院 ○新堂寺 並青連
 ○福典寺 瑞瑞山 ○大五龍寺 日秀山 ○丈六寺 山釋
 迦院般若坊 【惣國風土記】曰、名張郡名張郷樂恩寺、寄田
 三十七束三字田、大寶二年、妙光比丘安置五百佛、又有
 自彫丈六尊、
 按、村を丈六と云、寺を丈六寺と云を以みれば、本文

に出す處の樂恩寺ならん。相傳ふ、古は七坊舎の大伽
 藍にして、今安する處の本尊は其遺像なりと云。又妙
 澤畫する處の不動三像あり。【永享十二年東大寺古記】
 に丈六寺のことあり、舊案・別録并せみるべし。

- 阿彌陀寺 來迎 ○菴寶寺 並丈 ○福樂寺 ○大念寺 ○
- 光明寺 並長 ○善福寺 寶永山 ○永福寺 光照山 ○下
- 龍性院 平照山 ○不動寺 朝日山 ○惣正寺 布生村
- 妙樂寺 奈垣村 ○藥師寺 日卯 按、庭砌に一樹あり薄
 墨櫻と稱す。
- 觀音院 成谷 ○蓮福寺 日長山 並

三國地志卷之八十一終

三國地志卷之八十二

伊州司城 藤堂元甫修

伊賀國 名張郡

古蹟

○神戶 【惣國風土記】曰、名張郡神戶、名名張 公穀四百
 七十二束三畝田、貢大麥・茯苓・栝婁・當歸・薯蕷・桑・麻・
 鑑・鞍等、但鑑鞍送 【神風抄】曰、伊賀國 二宮領百五十丁、
 宮供祭料白布三段并造酒米二タラム 多良牟六箇山 五十三丁五反、御
 石懸力稻四十束、荒妙一段、饌調備料藤・黒葛
 井三度箕御祭費等、雜器料正月 【神領給人引付】曰、伊賀
 六箇山、所濟三斗、用途五百文、公文所見未詳、貞繼神
 主分五百文、
 按、天承二年七月、伊勢大神宮領六箇山并東大寺領黒
 田莊等、境を實檢せしめん爲に、使を下されたること
 あり。又古圖にも出たり。今下比奈知村國津明神の社
 地を六箇山と云、所謂六ヶとは、下比奈知・瀧原・奈垣・
 布生・多羅生・神末是也。慶長十八年の舊案に見えたり。

六箇山は一社地の名と云へども、此六箇邑、神戸の貢調を供するを以、山名を以稱するか。多良卒は、恐、多羅生の轉訛なるべし。

○齋宮歸京橋 按、其地詳ならず。安元元年【東大寺古文書】、齋宮歸京之橋、本國と大和國堺、齋宮歸京之大路の邊云々、今廢す。

○栗林夏見 按、康保元年及二年【東大寺古文書】、夏見郷栗林參所、一所一町捌拾歩、夏見郷津野林にあり、四至云々。【御鎮坐本紀】に、御栗栖三町と云、恐くは是なり。

○栗林八幡 按、春日神社記曰、神護景雲元年丁未十二月七日、移御于薦生中山而一箇月御座鳥、於此所、時風・秀行獻御饗之時、奉備進栗矣、神惠甚賞、而託二人之社司而宣、汝等以此栗可植土地、於子孫無斷絶可待從其栗、必可爲生育、即隨命植栗而蕃茂、今呼其所 日栗林、

按、今字を栗ヶ本と云、栗木今はなし。其地、燒栗井と云神供水あり、亦影向石あり、皆春日の故實を傳ふ。

○筒井順慶堡一名掛筒城 ○副野氏堡薦生 ○松倉豊後守城八幡 ○山崎氏堡 ○田原氏堡並西田 ○大江定基宅址大屋 ○大家宅址短野 按、長谷川太郎太夫居る、今大屋敷と云。

南都東門院家たりしが、伊勢の亂をき、南都より此に來り、奈垣村吉良氏に依て、暫く此に住し玉ふ。

○下山甲斐守堡 ○下山氏宅址 ○松島氏宅址 ○中原氏故居並奈垣村 按、地名向井にあり。今寺院を建つ。

○吉原氏堡神屋 ○塞田廢里 【風土記】曰、名張郡塞田郷、在郡之西北、土地富饒而民用不少也、

按、【天喜四年古文書】に、席田村薦生村出作云々。今平尾村に、せきだやしきの地名存す。

○峯堂廢里 【准后伊賀記】曰、名張郡之内峯堂、按、奈垣村の地名に存す。

○山上廢里 【准后伊賀記】曰、山上村、名張の地に在、友塚廢里 【准后伊賀記】曰、名張郡之内友塚村、按、右の二邑名、今本郡の地名にみえず、考ふるに處なし。

○北平尾三本松 按、平尾村にあり。

○一本杉 按、西田原村にあり。

○大將軍森 按、大屋戸村にあり、榎巨木あり。

○長瀬下松 按、長瀬村字宮の馬場にあり。

○梶屋簀 按、巨岩あり聖石と云。

○久奴木簀 按、巨岩あり蛇石と云。

○尼御前梶屋簀以下 按、地藏石像あり。

○頓比屋宇峯營址 ○上山氏堡並安部 ○延木左馬允堡黒田 ○橋本氏宅址井手 ○田邊氏堡 ○田中氏堡 ○西嶋氏宅址並川村 ○福壽峯堡上三谷村 ○百地丹波堡龍口 ○瀧野氏城地名城屋敷 按、柏原瀧野氏が堡寨なりと云。

○富村氏宅址 ○叶氏宅址 ○勝村氏宅址 ○瀧野十郎城 按、瀧野氏歴世此に居住、天文九年田圃の舊薄民間に存す。

○富森氏堡 ○横山氏堡 ○井上氏堡並柏原村 ○星川氏堡 按、星川宮内左衛門居守。

○多寶生宅址並星川村 ○中野八郎宅址中 按、【太平記】に名張八郎と云是なり。小祠を延て其靈を祀る。

○雪岡氏宅址 ○愛宕山堡並青蓮寺村 按、自餘堡址四處あり、

○高嶋氏堡 ○高北氏堡 ○深山氏堡 ○生悦住氏堡並夏 ○下山甲斐守堡上比奈 ○勘解由長官宅址上比奈 按、社址及盲井あり。【東大寺康保元年古文書別録】に載す。

○福杜氏堡 ○長門某堡 ○上島氏堡 ○福永氏堡 ○青見氏堡 ○高島氏堡 ○秋山氏堡並瀧 ○横矢右衛門堡 ○十郎某宅址並長瀬村 ○布生大膳堡 ○上野介某堡 ○龜山氏堡並布生村 ○北畠具親第奈垣 按、國司具教卿の弟

○廢行功寺 【總國風土記】曰、名張郡行功寺、寄田三十七丸四字田、僧曼比丘安置自刻之慈尊、納百部經王、孝德天皇九年之願也、

按、寺址詳ならず。

○廢龍穴寺黒田 按、安元・正治等の年間【東大寺古文書】黒田庄龍穴寺云々、寺址詳ならず。

○名張寺 【准后伊賀記】曰、名張寺傳教大師開基也、按、今詳ならず。

○長船寺 【准后伊賀記】曰、山上村長船寺、按、今詳ならず。

○廢某道場 ○廢貞坊並薦生村 ○廢大江寺大屋 按、大江定基創建。子院十二坊悉く廢す、其六坊は、短野村に向坊・普門坊・極樂坊・上坊・中坊・寺出鐘樓堂坊垣内の地名存す。

○勝住菴址 ○住光院址並大川村 ○赤目八坊廢址瀧長坂村 按、千壽院・觀世院・金津堂・般若坊・寶輪坊・地福院・上坊・伊屋坊の地名存す。

○廢地藏院 按、岩井と云井泉あり、是僧妙澤鑿ると云、即妙澤が生緣なり。

○廢安養寺並柏原村 按、瀧野氏の本願所と云。

○廢養福寺 ○廢原光明寺並夏見村 按、【正應五年東大寺古

三國地志卷之八十二 伊賀國名張郡 古蹟

一一七

【文書】築瀨郷領内原光明寺云々。寺址地名に存す。

○廢法福寺一名瀧寺 瀧原村 按、不動遺像あり。

○廢觀音寺 廢妙樂寺並神 道觀長者宅址一井 按、方二町ばかり、俗呼て道觀が芝と云。此に宅址及墓あり。亦寶塚・唐琴宮、共に道觀か所由を傳ふ。亦青蓮寺山の上八幡山に宅址あり、相傳ふ、道觀近隣九郷を領して此に住し、八幡山より良材を出して二月堂を脩造し、其所由を以て、今に至るまで乘炬木を調進す、乘炬料田を寄附して、本國一統の後、乘炬木 檜乘炬百五十束、字を松明田と云。但一尺二寸幅三寸厚さ三分、一尺二寸廻り十二束を一荷として十二荷、二月十一日に運送す、二月堂内、一井座と云局ありて、十二日の夜籠居して、十三日 一荷に、精米一斗二升宛、東大寺より出すを停めて、一井村より出舉す、正保年間八幡山爭論ありて、四五年の内中絶せしが、東大寺より訴へて慶安四年より元祿十一年まで、毎年二月六日より役夫を宛、正税を以て、和州櫻井にて炬木を造らせ、二月堂に献す、同十二年よりもの如く、一井極樂寺にて製造して、下行を給はるなり。此事實ありといへども、道觀こと詳ならず。寶治三年【東大寺古文書】云、御伊賀國名張郡新庄水田云々、二月堂二七箇夜行法、續松千二百把、料田六段、淨土堂六段、此田者法眼聖

玄之傳領也と。此聖玄と云もの、若くは道觀が別名なるにや。

土産

○溪鱸魚 長瀨・夏見・薦生・八幡・アメコ長瀨 青蓮寺・比奈知・等村 ○鱈魚子村 ○奈良柿部

田・二 ○酢柿村 葛尾 ○以太利柿村 鶴山 ○多津柿村 奈垣 ○神

井村 ○尖桃村 葛尾 ○椎上比村 ○松茸 ○蕨芽寺村 並青蓮

屋柿村 ○燧石奈垣

製造附

○茶八幡村

氏族

○須知之稻置 ○那婆理之稻置 ○三野之稻置 【古事記】曰、師木津日子玉手見命、坐片鹽浮穴宮治天下也、此天皇、娶河俣毗賣之兄縣主殿延之女阿久計比賣、生御子師木津日子命、師木津日子命之子二玉坐、一子孫者須知之稻置、那婆理之稻置、三野之稻置元祖。

按、須知は(和名鈔)郷名周知に作る是なり、那婆理は名張、三野は阿拜郡壬生野なり。【天武紀】身野に作る。

○名張 【姓氏錄】曰、名張、阿倍朝臣同祖、大彥命之後也。○中臣殖栗連 【春日社記】曰、仍神賜植栗姓、自爾以來。

時風・秀行子孫、社司中臣姓下蒙植栗氏、是其權輿也、【神名帳頭註】曰、自其復御伊賀國薦生中山、數月御宿、時風・秀行等賜燒栗各一、宣、汝等子孫無絶可仕我者、栗必生哉、即生、因始號中臣殖栗連、○伊賀朝臣春野 【清和實錄】曰、貞觀六年八月十一日乙丑、伊賀國名張郡人左史生從六位下伊賀朝臣春野、改本居貫山城國葛郡、○名張八郎 【太平記】曰、如何なる野心の者かしたりけん、天瀧河の浮橋を一間はりつなを切てぞ捨たりける、橋二間計落て、渡るべき様もなかりけるを、伊賀國の住人に名張八郎とて、名譽の大力の有けるが、いて渡して取せんとて、鎧武者の上巻を取て中に提げ、二十人までこそ投越けれ。

伊州司城 藤堂元甫修
伊州 富治林正直校
勢州 萱生由章校

三國地志卷之八十三

伊州司城 藤堂元甫修

伊州 富治林正直校

勢州 萱生由章校

志摩國

建置沿革

【伊勢島風土記】曰、島者豐安曇別命神迹也、訓志摩、蓋伊勢島之意乎、天日方奇日方命、至此舉言云、豐志萬魚足之國哉、三字 後世竟爲國名、以下

按、本國舊阿曇郡あり、蓋豐安曇別命の出る處ならん、然れば國初、其化生の地民庶を統治して、一島に主たるを以、こゝに神迹とは云へり、其 命封にあらざる

ことしるべし、成務天皇四年始て國造を定め、此國を以等屋命に賜ふ、是封建の始なるべし、所謂後世竟爲國名とは、蓋是時をさすなり。

○出雲笠屋命 【舊事本紀】曰、島津國造、志賀高穴穗朝出雲臣祖佐比稱足尼孫出雲笠屋命定賜國造、

女流

○伊賀道虫女 【清和實錄】曰、貞觀五年五月二日甲子、伊賀國名張郡節婦伊賀朝臣道虫女、永免戸内田租、終身勿事、即表門閭、以旌貞操焉、

○妙澤一名 按、柏原村より出夢窓國師より嗣法して後天龍寺壽寧院に住す畫を能す中にも不動三尊に妙を究む世に妙澤の不動と稱す。

僧侶

○妙澤一名 按、柏原村より出夢窓國師より嗣法して後天龍寺壽寧院に住す畫を能す中にも不動三尊に妙を究む世に妙澤の不動と稱す。

三國地志卷之八十二終

○高橋島麻呂【續日本紀】曰、文武天皇二年秋七月癸未、以直廣肆高橋朝臣島麻呂爲伊勢守、【職原抄】云、志摩國高仍他人不任之、○【延喜式】曰、內膳司高橋朝臣一人執饌汁漬、

按、志摩は小國にして五穀少きを以、古より公廩尤すくなし、國主以下の支給、皆伊勢・尾張の稅穀を以給し、伊勢守これを兼官すること尙し、古昔 御膳の贄、若狹・志摩・紀伊・淡路等に徴して毎月調進すること、内膳式に見はる、然ればこの國守の主務専ら御贄の調貢にあり、當時猶伊勢守の兼任なること著し。

○門部王【續日本紀】曰、元正天皇養老三三年秋七月庚子、始置按察使、令伊勢國守從五位上門部王管伊賀・志摩二國、又曰、六年八月丁卯、志摩國司先是奉使入京不聽乘驛、至是始聽、又云、聖武天皇神龜二年八月乙亥、太政官處分、新任國司向任之日、志摩國給食、○【延喜太政官式】云、凡新任國司赴任者、志摩國准位給食並蒭、○【主稅式】云、凡志摩國、新任國司給食十日、

○縣造久太良【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜三年夏四月庚午、外從五位下縣造久太良爲志摩守、

○高橋繼善【清和實錄】曰、仁和十年戊子冬十月廿八日戊子、前志摩守正六位上高橋朝臣繼善、

○志摩守氏胤【神宮雜事記】曰、延長五年九月、志摩國府爰國司氏胤云々、又云、十月十三日、志摩守氏胤云々、

部卿清原真人夏野宣稱、奉勅大學典藥生等、年廿一以上不耐遂業者、自今以後、課試自讀、補上件十一箇國博士・醫師、庶激垂帷之操慰穿壁之勞、但卅歲以下不在此限、日本後紀纂同之、

○召使【延喜式】曰、凡太政官并左右辨官・史生・召使等每年一人除諸國主典、志摩等十一國、其勞成任官者、並不依年勞只計上日、

○健兒【延喜兵部式】曰、健兒志摩國三十人、【同民部式】曰、凡諸國健兒皆免徭役、唯志摩等國免徭、以國營健兒田充之、【續日本紀】曰、元正天皇養老三三年冬十月戊戌、減定京畿及七道諸國軍團並大少毅兵士等數有差、但志摩國兵士並停健兒、

州名

○志摩國一云島津國、【國名風土記】曰、志摩者和名也、以伊勢島之意也、放地出海中島也、後成國名云々、或書引【風烈天皇御宇、伊勢國度會南、以三縣爲島間國、又云、島間國、武大浪來、一郡爲浪被堆、地底沈入云々、按、今存する處の【風土記】に此説みえず、疑らくは是舊事大成の説によりて、【風土記】の名を假るや、其是非を知らず、記して後の考を俟。【八雲御抄】曰、あまのしまつ人。いせの海○【袖中抄】云、あまのしまつは、只島と云事にて、は助字歟。

屬官附

○伴良雄【神宮雜事記】曰、光仁天皇寶龜四年十月十三日、志摩守目代三河介伴良雄、

○配見文正【神宮雜事記】曰、寶龜四年十月志摩書生判官代酒見文正、

○文屋英材【園太曆】曰、貞和二志摩目文屋英材、左大辨藤原朝臣當

○島田波守【薩戒記】曰、應永卅二志摩國權目從七位上島田朝臣波守、又云、志摩權目島田波守、權中納言藤原朝臣公當年給、

○石川九郎【南朝紀傳】曰、永享十一年冬十月、一色左京大夫義貫守護を背て、依之守護代石川九郎伊勢島に發向して是を退治す。

官符差除附

○朝集使【類聚三代格】曰、弘仁九年十一月癸未太政官符、應差志摩・飛彈兩國朝集使事云々、其志摩・飛彈兩國守目二員、政多人少不足差使、宜朝集已下諸使聽差目以下、立爲恒例、【延喜民部式】曰、凡志摩國、四度使總付一使、博士・醫師【類聚三代格】曰、天長七年十一月十五日太政官符、應補五畿内并志摩・伊豆・飛驒・佐渡・隱岐・淡路等國博士・醫師事、右被左近衛大將從三位兼守大納言行民

按、あまの島津とは海島と云ことなり、あまは海の古語にして、武藏の海田筑前の海部の類枚舉に違あらず、其海島にすむものなれば海人とも云ふなり、海人のすむ島と云ことにはあらで、伊勢海の島と云ことなるべし、津は助字と見ても可なり、又諸舟輻輳する意もあらんか。此國は伊勢・島の二郡を割て一國を立、島の字、諸島に混するを以志摩に改め作る。且此國の名所の和歌等、猶伊勢を以稱す、丹波の眞名井・陸奥の阿古屋松の類にして、皆原因を追稱するのみ。

○豊志萬魚足國 按、【風土記】の説上に見はる。豊は祝語、魚足は海錯の多きを賞する辭。

○御食國志摩【萬葉集】曰、大伴宿禰家持御食國志摩乃海部有之眞熊野之、ナフネニ乗而奥部榜所見

【夫木集】曰、見氣國のしまの濱より霞こし、あまねく春を人そしれつ、

【八雲御抄】曰、見けつ國、物まいらする由也。

按、御食國は五穀生殖の國と云ことなり。凡海島は不毛の地多し、此島ばかりは佳穀豊殖の地なるを以、如此名づくるにや。

郡名

○答志郡 【伊勢島風土記】曰、答志郡、公穀百二十束、西限小罪、東限北杜、此間數貢鱒・鯪・鰹及川竹皮・稚魚・海藻・海松藻、充御膳之料、

按、【延喜式】【延曆儀式帳】【和名抄】【拾芥抄】等に出る。【萬葉集】に、劍著の手節タケノコと云は、手節は答志にして、劍著は田武士といはんの冠詞ならん。又【民部式】に、倉志クラシと書るは答志の謬ならん。本郡は東西凡六里餘南北七里ばかり、統村三十七、其田畠一萬二千百三十石一斗四升四合。

○英虞郡 按、【延喜式】【和名抄】【拾芥抄】等に出る。本郡東西四里ばかり南北二里半、統村十九、其田畠七千九百三十一斛四斗九升七合。

○佐藝郡 【續日本紀】曰、元正天皇養老三年夏四月丙戌分志摩國塔志郡五郷、始置佐藝郡、按、此郡名今詳ならず。

疆域

【人國記】曰、志摩、按に、當國は伊勢國崎にして、答志、菅島等は海中の島なり、いにしへ此島へも地つゞきにて、一國なりしかども、いづれの時にや洪水にて岸崩、大分海となりし故、今の國地は伊勢の境内より當國へさきわ

けし地おほしとぞ。

按、西は伊勢に連り、東・南・北は滄海にして、紀・勢・尾・參・遠の海を界ふ。

○路程 按、鳥羽より京師に至る三十六里餘○江戸に至る百三十四里半○勢州安濃津に至る十一里廿九町○紀州和歌山に至る四十一里。

官道

○堅神口堂坂 按、堅神村より勢州朝熊村に至る一里廿一町、夫より一字田・楠部を歴て山田に至る、是鳥羽より勢州への正路なり。

○逢坂越 按、惠利原村より朝熊山の南を歴て、勢州宇治郷に至る三里五十六間、是を磯部路と云。

問道

○岳越 按、河内堅神より朝熊山へ出る○南張村より勢州田曾村へ出る廿八町○築地村より勢州泉村へ出る卅二町十二間○追間村より勢州山原へ出る十五町○大内山梅谷より紀州荷坂峠へ出る一里十四町。

○航路 按、鳥羽湊より神島に至る三里○勢州大湊に至る三里○三州大崎に至る三里○伊良湖に至る五里○大山へ至る七里○吉田に至る十四里○勢州白子に至る十五里○桑名に至る十八里○長島に至る廿二里○遠州今

三國地志卷之八十四

伊州司城 藤堂元甫修

志摩國

州城

切に至る二十里○横須賀に至る卅里○尾州名古屋に至る三十里○豆州大島に至る四十三里○江戸に至る百九里○紀州和歌山に至る九十五里○大坂に至る百四里○藝州廣島に至る二百卅六里○豊前中津に至る二百四十一里○長州萩に至る二百八十七里○筑前福岡に至る二百八十八里○肥前唐津に至る二百九十七里大村に至る三百廿八里○肥後熊本に至る三百七十八里○肥前島原に至る三百八十一里○長崎に至る三百卅七里○豊前小倉に至る三百五十三里○筑後柳川に至る四百五里○朝鮮國釜山浦に至る四百六十三里。

○鳥羽府城 【家忠日記】曰、九鬼長門守守隆、大神君之台命を奉て、池田輝政と相伴て野州小山を發して三州吉田に到り、それより本國勢州に馳賑る。父大隅守嘉隆逆徒に與して、長門守が鳥羽の城に残し置く從卒等を追出して、紀州新宮の城主堀内安房守を招て、彼と共に鳥羽の城に楯籠る。長門守檄を東國に飛して、此由を大神君に註進するの處に、守隆に任ぜらるゝの間宜く謀るべきの旨命ぜらるゝに依て、長門守使を父大隅守及び安房守が許に遣し、鳥羽の城を避て渡すべきの由、數回言を盡し和を請ふといへども、兩輩敢て聽さず、長門守爲方なく、同國畔乘の舊壘に、俄に要害を構へて、是より後、父子屢挑戰ふ。長門守が從卒村田七太夫・工藤祐助・森田右近太夫等多戰死す、敵も堀内が臣諸政所其餘多く命を殞

三國地志卷之八十三終

す。逆徒氏家内膳正桑名の城より兵を發して、畔乘の城を攻む、長門守是と奮戦て、大に勝て首級を得たり、則其首を持たしめ東國に獻す。又曰、濃州關ヶ原に於て逆徒敗亡するの告を聞て、志州鳥羽の城に楯籠る九鬼大隅守嘉隆・堀内安房守、城を弃て逐電す、是に依て九鬼長門守守隆、畔乘の舊壘より鳥羽の城に移る。其後守隆大坂に參候して大神君に謁し、池田輝政を以て、父大隅守が罪を宥られ彼れが命を助けしめ給ふべきことを請ふ、大神君是を許し給はず、日を経て後、池田輝政に福島正則を加へ、重て是を數き訟るの處に、命有て曰、今度の軍功に加賜の地二萬石、并に父が死罪を赦免あるの旨也、守隆大に悦ぶ。然る處に大隅守嘉隆、其家人豊田五郎右衛門が宅に此頃蟄居す、豊田謀て嘉隆を斬て其首を大坂に獻するに、勢州星崎が茶屋にして嘉隆赦免の御教書に行達、是非を絶す、五郎右衛門は不義の罪に依て、守隆遂に是を斬罪す。

按、鳥羽の縣は保元平治の年間より以降、橋氏歴世傳領す、永正年中、次郎橋宗忠之を保つ、宗忠嗣子なく其婿右馬允九鬼嘉隆をして領せしむ。嘉隆は藤氏にして、其先熊野湛増より出て、世々南紀の九鬼に居す、故に稱號とす、嘉隆五世の祖孫二郎隆義、珍村と號す、始

て本國波切村に來て、寨を構て之に據る。永祿十二年織田氏勢州大河内攻の時、嘉隆船將となつて武功あり、其勢に乗して、本國加茂五郷・磯部九郷を掠取す、信長其功を賞し、本國を嘉隆に與ふ、是より再び鳥羽に移り、大隅守に任す。其後豊太閤に仕へ、三韓の役に功あり、三萬五千石を食。文祿三年城塙を修す。嘉隆男長門守守隆繼て主たり、慶長五年、關原の役に功ありて加恩を賜り、五萬六千石を領す、嫡庶の論に依て國除かる。寛永十一年、志摩守内藤忠重、六千石承應二年忠重の男飛騨守忠政、延寶元年忠政の男和泉守忠勝、已上三代此に主たり。天和元年周防守土井利益、萬石總州古河より此に移る。元祿四年、和泉守松平乘邑、萬石肥州唐津より此に移る。寶永七年、新十郎板倉重治、萬石勢州龜山より此に移る。

風俗

【人國記】曰、志摩富國の風俗、大槩伊賀、伊勢にかはる事なし。【神樂譜】曰、磯等本、いそらか崎にたひつる蟹も鯛つるあまも 末わきも子かためとたひつる蟹も鯛つる海士も

弓立本

伊勢島のあまのとねらかた、ほのけおけく【禮源抄】曰、愚案、と子ら

ば、か子等也、節會などに、と子めせと云は、六位の人をとりとは云、こゝにはたゞいやしき人を云にや、ほのけは、火氣をけと云詞にをなじきなり。未 た、ほのけいそらかさきにかはりあふおけく

按、挑取村の磯を云。其起る事實をしらす。

【延喜主稅式】曰、凡志摩國供御贄、潛女卅人、御厨廿人、歩女一人、仕丁八人、其糧料穀四百八十斛、雜用料二百五十六斛八斗二升、潛女衣服料稻二千七百七十三束九把、並伊勢國正稅充之。

按、潛女・海人、名を異にすと云へども其業は同じ、今潛女の名亡て只あまとよぶ、水底に入て鮑螺の類をとる、答志郡相差の近里、女婦其事を習て業とす。

祥異

【續日本紀】曰、元明天皇和銅六年二月丙辰、志摩國疫、給藥救之、又曰、元明天皇慶雲四年十一月丙申、賑恤志摩國、又曰、靈龜元年五月乙巳、志摩國飢、賑恤之、又曰、聖武天皇天平十九年二月戊辰、志摩國飢饉、因加賑恤、又曰、孝謙天皇天平寶字四年夏四月丁巳、志摩國疫賑恤之、又曰、稱徳天皇天平神護二年九月庚午、志摩國飢、賑給之、又曰、神護景雲元年八月甲午、志摩國飢、賑給之、又曰、三年三月己丑、志摩國飢、賑給之、又曰、

寶龜元年六月己亥、志摩國大風、賑給被官・百姓、又曰、光仁天皇寶龜五年六月辛巳、志摩國飢、賑給之、又曰、桓武天皇延曆八年秋七月乙卯、志摩國飢、賑給之、

租稅

○正稅 【延喜主稅式】曰、志摩國正稅、穀一千二百斛、救急料五百斛、【倭名鈔】曰、東海道志摩國、程上六日下三日、管二、斛、正租千二百石、救急料五百石、【拾芥抄】曰、志摩二郡、答志、英虞、府田四千九、海道諸國記申叔舟撰曰、日本國紀、東海道十五州、志摩州、郡二、水田九十七町、○公廨 【續日本紀】曰、聖武天皇天平十七年十一月庚申、制諸國公廨、志摩國・壹岐島各一萬束、若有正稅數少及民不肯學者、不必滿限其官物欠負未納之類以茲令填不許更申、又令諸國、停止仕丁之廨、【見稻薄】曰、高二萬六千壹石六斗四升一合、

租稅附

○國司職田【延喜民部式】曰、凡志摩國司不充事力、其職田五町以伊勢國田給之、【政事要略】合、○封戸 【延喜神祇式】曰、封戸、志摩國六十六戸、右調庸雜物、皆神宮司檢領、依例供用、○射田【續日本紀】曰、孝謙天皇寶字六年冬十月己卯、仰

幾内七道諸國、令置射田、

○口分田 【延喜民部式】曰、凡志摩國百姓口分田便班授伊勢尾張兩國、【政事要略】同之○【續日本紀】曰、聖武天皇神給志摩國百姓口分、

○不堪佃田 【延喜主稅式】曰、凡檢損并不堪佃田、賑給疾死等、使程限、志摩國損田卅日、不堪佃田廿日、賑給疾死並准不堪佃田、

○守目史生給穀 【延喜主稅式】曰、凡志摩國公麻料、用尾張國緣海郡正稅穀給、守三百石、目五十石、史生七十五石、

○御贄 【延喜宮内式】曰、諸國所進御贄、志摩國年中節料、志摩國旬料、例貢御贄、志摩國深海、右御贄、依前件、省即檢領、付所司、例貢御贄、直進内裏、省與返抄、

又【内膳式】曰、諸國貢進御贄、准此旬料、志摩國御厨鮮鮫螺、起九月盡明年三月、月別上下旬各二擔、味漬腹漬蒸鮫玉貫御取夏鮫等、月別惣五擔、雜魚十三擔、並以條節料、志摩國正月元日、新嘗會二節各八擔、正月七日、十六、右旬料已下、並收司家、隨事供之、年料、志摩國深海、右所貢、並依前件、仍收贄殿擬供御、【陽成實錄】曰、元慶六年冬十月廿五日甲子、志摩國年貢御贄四百三十一荷、令近江・伊賀・伊勢等國驛傳貢進、【延曆儀式帳】曰、年中行事六月例、禰

宜・内人等以祭之月、十五日退入志摩國神塚、海雜貝物爾滿生雜御贄漁、并從志摩國神戶百姓進上丁生贄及度會郡進上贄乎、此御笥作内人作進上御贄机爾置之、又曰、禰宜・内人物忌父等、志摩國與伊勢國神塚島村、罷行互、漁雜御贄物等、又曰、年中行事九月例、大神宮司奉進伊賀・尾張・三河・遠江・志摩國等神戶人夫所進御調荷前物絹二疋、糸二絢、綿五十二屯、荒太倍一端、木綿二斤、麻五斤、雜腊廿斤、鹽四斛、熬海鼠十斤、就羅鮑廿斤、堅魚十五斤、海藻根卅五斤、

○調庸雜物 【延喜神祇式】曰、凡諸國送納調庸、并請受京庫雜物、積貯寮庫支酒雜用、龜甲十二枚志摩、鹽八十石志摩、石、云々、堅魚五百斤志摩二百八十八斤、云々、雜腊五石志摩、云々、海菜三百四十斤、已上、志摩、

○諸魚諸菜 【延喜主計式】曰、志摩國調、御取鮫・雜鮫・堅魚・熬海鼠・雜魚楚割・雜魚脯・雜腊・雜鮓・漬鹽雜魚・紫菜・海松・鹿角菜・海藻・海藻根・小凝菜・角俣菜・於期菜・滑海藻・庸・輸鮑・堅魚・鯛楚割、
○器仗 【延喜兵部式】曰、器仗、志摩國横刀二口、弓十張、征右每年所造具依前件、其様伏者、色別一箇、附朝集使進之、
○交易雜器 【延曆儀式帳】曰、交易土師雜器四千五百口、右三節祭供給儲備、禰宜大内人、率以互營造雜器、明松薪

三國地志卷之八十五

伊州司城 藤堂元甫修

志摩國 答志郡

郷名

○答志 按、郡名及び村名に存す。

○和具 按、村名今英虞郡に存す。

○伊可 按、【神風抄】【雜事記】に、伊志賀と云是歟。今石鏡村存す。

○伊椎並今 按、椎は雜の誤字にして伊雜郷是なり。今磯部と云。古は五智・上郷・惠梨原・迫間・築地・穴川・下郷の七郷なり、後上の郷を割て沓掛・山田の二村を置、九郷となる。

○驛家 【延喜兵部式】曰、志摩國驛馬、鴨部・磯部各四疋、按古鴨部・磯部の二驛あり、共に今廢して、加茂五郷・磯部九郷の名あるのみ。

○神戶今廢 【神風抄】曰、答志郡伊雜、神戶、【東鑑】云、大神宮御領伊雜、神戶、以上【和名抄】に出る所なり。

處々山野海河散遣、於志摩國買交易種々味物、儲備仕奉、
○驛馬死損 【延喜主稅式】曰、驛馬死損、志摩國十分許損一分、凡驛馬不用直疋別稻卅束死皮直張別五束、
○驛馬直法 【延喜主稅式】曰、驛馬直法、志摩國、上馬三百束、中馬二百五十束、下馬二百束、其傳馬直者各遞減五十束、
○祿物價法 【延喜式】曰、祿物價法、志摩國、絹一疋、直稻六十束、絲一絢十束、綿一屯六束、調布一端卅束、庸布一段廿束、鉄口三束、鐵一挺七束、

三國地志卷之八十四 終

○伊佐郷 【伊勢島風土記】曰、答志郡伊佐郷、
○田興奈古郷 【伊勢島風土記】曰、答志郡田興奈古郷、
○鷹縣郷 【伊勢島風土記】曰、答志郡鷹縣郷、無公穀、
貢雜魚・海藻、供膳部、民戸八十、
按、以上の郷今詳ならず。

村里

○鳥羽町 按、鳥羽一名瀉と云は三郷の惣名なり、其三郷は岩崎・藤郷・大里なり。其地勢島翼を張るが如なるを以名づく、俗傳、古八王子の神、鷹の羽に乗じてこゝに降る故に名づくとも云。府城鳥羽を以呼ぶ、相橋の外千家藁を並べ、輻輳之船舶軸轆相接き、人物の會集浪華に亞くと云。

○堅神【神風抄】 小濱 【倭姫命世記】曰、從忌楯小野幸行波有小濱、其處取鷺老在支、于時倭姫命御水飲止詔久、爾老爾何處吉水在問給久、其老以寒、御水御饗奉支、于時讀給、水門爾水饗神社定賜支、其濱名鷺取小濱號支、
【齋宮貝合】曰、

をとたかくをはまの波そきこゆなる、かひうちよする風そふくらし
按、三月三日、鳥羽浦に貝寄とて、男女群集して貝殻を拾ふの遊戯あり、此日は、貝よせの風とて、いろ／＼の貝

殻を沖より邊に吹よせるとなん、亦此浦の一奇事なり。此濱は諸國の商舶聚湊の地なれば、喧鬧他に越んと云。
○桃取 ○答志附 【萬葉集】曰、廣野姫天皇幸伊勢國時留京柿本朝臣人磨作歌、
劍著手節乃崎ニ今毛可母、大宮人之玉藻菫良武

【續日本後紀】曰、仁明天皇承和七年十一月戊子、以在志摩國答志島賜無位常康親王、【八雲御抄】曰、とふしの崎、伊勢萬【東鑑】云、志摩國答志島淳和院、
【山家集】曰、伊勢のたらしと申島えは、こいしのしろのかきり侍る濱にて、くろはひとつもましらす、むかひて、すか島と申は、くろかきり侍るなり。すか島やたふしのこいしわけかへて、くろしろませに浦の濱風、
按、答志三郷あり、答志・和具・桃取、其和具の一郷今英虞郡に屬す。

○神島今云 【神風抄】曰、答志郡神島、【千載集】曰、卯の花よいてこと／＼し神島の、波もさこそは岩をこいしか
按、答志村の東にあり。島の形薨に似たり、故に薨島と云。此より伊良湖に至る海上一里、驚濤激湍、本朝海門の一なり。闕島・砂磧・巖穴等あり。地、菜蔬を生ぜず、土人魚肉を以常食とす。

○菅島【神風抄】作 【山家集】曰、

あはせはやさきをかゝすとこをうたは、たらしすかしま黒白の濱

○神風抄曰、志摩國須賀島、
菅島本宮御領、

○坂手【萬葉集】作佐堤乃崎、【大同本】及【倭姫世記】作佐加太岐、
【萬葉集】曰、市原王

歌一首
網兒之山五百重隱有佐堤乃崎、
左手蠅師子之夢二四所見

按、【御厨神風抄】に見はる。菅島の西海上二里にあり民戸多く水田少し、故に男女漁網を業とす。

○安樂島【神宮古記録】 浦村舊名麻生浦 【風土記】云、麻生湯、
【東鑑】曰、志摩國麻生浦、
志摩國麻生御浦、

【建保百首】曰、
思ふ事むなしき年の生のうら、かへらぬ波そみをとめて行、
知 家

【和歌名寄】曰、

冬ふかみおふの浦風さら／＼と霜枯にけりいせの濱荻按、安樂島村の東三十町にあり。民家海に傍て邑するは一は則今浦、一は則元浦と云、此地七奇あり、曰不蒔麻、曰不鳴蛙、曰不刈蔣、曰片枝梨、曰石面鏡、曰逆流川曰四季櫻在櫻是なり。

○舟津 ○河内 ○岩倉 ○松尾 ○白木河内以下並呼云賀茂五郷

【神宮雜例集】曰、志摩國加茂村、
【能因歌枕】云、志摩國かもの島、
【神風抄】曰、志摩國答志郡賀茂村所在、
内宮神田二町二反、又曰、答志郡株尾御園、
株當、又曰、答志郡白木、
三反島

按、舟津村賀茂の本郷にして、【兵部式】にある處の鴨部の驛是なり。今廢して村となり、加茂明神祠・賀茂川等此にあり。

○磯部或云 【延曆儀式帳】曰、志摩國答志郡伊雜村、
按、【兵部式】云、磯部驛是なり。

○五智 按、土俗相傳ふ、壽永・文治の間、平氏の餘族戰場をのがれて此にかくれ、民間に降り、兵具の殘器若干傳來すといへども、兵火に罹り、纔に一軍旗存す、其製絹帛を用、飛蝶の紋あり、是平相國の御物なりと云、其製工眞に近し、實に上世の物也と云。今藏の生玉の社中にあり。

○沓掛 ○山田 ○上郷 ○惠利原 ○迫間 ○築地

○穴川 ○下郷自五智至此呼云磯部郷 ○井濱 ○坂崎 按、【御厨神風抄】に見はる。

○的矢【神風抄】 按、【御厨神風抄】に見はる。相傳ふ、此處古へ篋竹を産す、是を用て用矢を造り、朝廷へ調進

す、故に此名ありと云。

○三箇所 ○渡鹿野 ○國府 【和名鈔】曰、志摩國國府在英虞郡、【神宮諸雜事記】曰、醍醐天皇延長五年九月伊雜宮御祭料、志摩國例進幣帛並御調種々御贄等、依例爲令調備大神宮、禰宜・大小内人・物忌及當宮内人・物忌共相引卒神戶神民追向志摩國府、爰國司氏胤申云、件御贄等須任例備進也、

按、【和名鈔】英虞郡國府とす、今本郡に屬す、其沿革の詳なるをしらす。

○安乘或呼 【台記】曰、久壽元年五月廿三日乙亥、一昨日云々、阿闍梨相基等相論夏、大神宮預伊雜神戶、内膳預畔乘御厨相論夏八箇條云々、

按、本國四湊の一にして、諸國より武城に輸す、貢穀此津に集て轉漕す、公命の條目あり。

○堅子 ○干賀 ○畔蛸 按、【御厨神風抄】に見はる。相神風抄佐須 按、此邊の土俗漁網を業とし、婦女は海底に入て諸介をとる、所謂潛女にして、古歌に伊勢雄の蚤とよむ是なり。

○國崎 【倭姫命世記】曰、島國崎島鶴倉ウラメシカ槌柄等島爾朝御饌・夕御饌止詔而由貴潛女等定給且、【太平記】曰、伊勢國國崎神戶、【神宮雜例集】云、

鳴聲高聞且晝夜不止驚、此異止宜且、大幡主命・舍人紀麻呂良止差使遣、令見彼鳥鳴處、罷行見波、島國伊雜方上葦原中在稻一基生、本波一基爾爲且波千穗茂也、彼稻白眞名鶴咋持廻丘鳴支、此地見顯、其鳥鳴聲止支、返事申支念時、倭姫命宣久、恐支事不問奴、鳥須良田作、皇大神奉物止詔且、物忌始給且、彼稻伊佐波登美神乎爲且、拔穂爾令拔且、皇大神御前懸久眞爾懸奉始天、則其稻大幡主女子乙姫爾清酒令作、御饌奉始支、千祝奉始事因茲也、彼稻生地千田號支、在島國伊雜方上、其處伊佐波登美之神宮造奉、皇大神爲攝社、伊雜宮是也、

三國地志卷之八十五終

按、倭姫命此島に赴き玉ふ時、朝夕の御饌を貢がしむるの舊例に依て、今に至て毎年三祭禮の時、決明・榮螺の類を 神宮へ進獻すと云。
○石鏡神風抄【雜事】【神宮諸雜事記】曰、後冷泉院永承四年神主陳狀云、豐受大神宮御領志摩國伊志賀所見御厨寮頭、麻生御浦之内止號天、致執論天、所被妨供祭之勤也。仍寮頭・女別當、不可被參營之由所申行也。
按、前海に石鏡ありて庶物を照映す、故に此名あり。

三國地志卷之八十六

伊州司城 藤堂元甫修

志摩國答志郡

神祠

○伊射波神社本國 【延喜大神宮式】曰、伊雜宮一座、大神在志摩國答志郡云、大神宮南八丁三里、右別宮祈年神嘗等祭供之内人二人、一人八位已上并 物忌父一人、内人二人、物忌父等任志摩國神戶人、

又【神名式】曰、志摩國三座大座 答志郡粟島坐伊射波神社二座、並大○【伊勢島風土記】云々、【延曆儀式帳】曰、伊雜社二座、來和宮事見【伊勢風土記】、

宮一院、在志摩國答志郡伊雜村、稱天照大神遙宮、御形鏡座正殿一區、長一丈五尺弘一、御床一具、瑞垣一重、長八尺、御内一間、長七尺、玉垣一重、長十二丈、御門一間、高九尺、幣帛殿一間、長二丈四尺弘一、御倉一字、長一丈三尺弘一、

【倭姫命世記】曰、伊雜宮一座、也、形鏡座、○【御鏡座傳記】同之、又曰、活目入彦五十狹茅天皇即位廿七年戊午秋九月、鳥

鳴聲高聞且晝夜不止驚、此異止宜且、大幡主命・舍人紀麻呂良止差使遣、令見彼鳥鳴處、罷行見波、島國伊雜方上葦原中在稻一基生、本波一基爾爲且波千穗茂也、彼稻白眞名鶴咋持廻丘鳴支、此地見顯、其鳥鳴聲止支、返事申支念時、倭姫命宣久、恐支事不問奴、鳥須良田作、皇大神奉物止詔且、物忌始給且、彼稻伊佐波登美神乎爲且、拔穂爾令拔且、皇大神御前懸久眞爾懸奉始天、則其稻大幡主女子乙姫爾清酒令作、御饌奉始支、千祝奉始事因茲也、彼稻生地千田號支、在島國伊雜方上、其處伊佐波登美之神宮造奉、皇大神爲攝社、伊雜宮是也、

按、上郷村に座す。俗呼て磯部宮と云、伊佐波登美命・玉柱屋姫命の二神を祀る、或は一一座とし或は二座とす記文上に擧ぐ。【神代口譯】に少彦名命を祀ると云、其據る處を詳にせず、豈に粟島坐の文に因て臆説に出るか。度會神宮の考證あり、本祀伊佐波登美命にして玉柱屋姫を從祀するの考あり、上古の事體考べからずといへども、五月御田植の式、獨り古儀を失はざるをみれば伊佐波登美命拔穂の功を以祭祀の起原とし、且内外宮造替の時、本宮と大歲社同時に造替ありて、内宮の長宮其事を掌り、遷宮の式あり、少縁のことに非ざるに

子祠 ○神明祠 ○熊野祠 ○伊雜祠 ○辨天祠 ○鏡
祠 ○牛頭天王祠 ○白髭祠 ○八幡祠 ○蟹御前祠
○山神祠 ○風祠 ○土祠 ○水神祠 ○荒祭祠 ○月
讀祠 ○客人祠 ○劍祠 八王子以下 按、下野阿遮梨園
成此海濱に於て寶劍を得たり、故に一祠を建て劍宮と
稱す、説太平記に見はる。

○八王子祠 ○八幡祠 ○天神祠 ○辨天祠 ○坂折八
王子祠 並石 ○八王子祠 ○牛頭天王祠 ○惠比須祠
○宮崎明神祠 ○三村明神祠 ○八幡祠 ○山神祠
○若一王子祠 ○赤松明神祠 ○白髭祠 ○天神祠
○眞熊野神社 【伊勢島風土記】曰、麻生湯賀神臺別命也
惜土産有崇、

按、麻生湯す今の浦村なり。社は金山の麓にあり。眞
能舊眞臺に作る、故に後世南紀眞熊野權現とするは是
に非ず。【風土記】に、鳥者豐安臺別命之神迹也と云、
本社所祀の神是也。土産を惜むは、奇賞他に異なるを
以なるべし。

○片枝梨明神祠 八王子以下 按、孛生浦梨のこと土産の下
に出す。
○加布良胡明神社 【延暦儀式帳】曰、贅海神事、到著河
木神崎、先祭時々神、神詔刀云惡志赤崎加布良古明神、

【和論語】曰、

志摩大明神 神託
ます人々、雲谷に聲有をしりて、その心を大空になせ、
心空なれば、天地に通じて心のまゝなり。

按、安樂島に坐す。前海を加村子の瀬渡と云。是古者
本社の神領なり。

○鮑石神 按、今安樂島の西鮑石の海邊にある神石なり、
俗是を石子と呼ぶ。この巨巖、古船路の害あるを以、き
り平げて今は海底にありと云、鮑石惡志は、惡石の古
稱なるべし。

○八王子祠 ○牛頭天王祠 ○八幡祠 ○辨天祠 ○熊
野祠 ○惠比須祠 加布良胡以下 ○八幡祠 ○白髭祠 ○辨
天祠 ○風祠 ○鎮守祠 ○山神祠 並神 ○八王子祠 ○辨
天祠 ○天神祠 ○山神祠 ○八幡祠 ○牛頭天王祠 ○小
筑海明神祠 ○白髭祠 ○石權現祠 今廢八王子 ○八王
子祠 ○八幡祠 ○牛頭天王祠 ○辨天祠 八王子以下 ○八
王子祠 ○天神祠 ○辨天祠 ○鎮守祠 並桃 ○八王子
祠 ○若一王子祠 ○辨天祠 ○淺間祠 ○山神祠 ○牛
頭天王祠 並坂 ○八王子祠 ○八幡祠 ○辨天祠 ○惠
比須祠 ○八大龍王祠 ○土祠 ○山神祠 ○飛鳥三

三國地志卷之八十七

伊州司城 藤堂元甫修

志摩國 答志郡

山川

○茶臼山 按、鳥羽岩崎にあり。

○日和見山 按、鳥羽の北、絶頂に至ること三町餘。土
俗常に此山に登て天象を察し、風雨の變異、海洋の險
易を下す、船客開帆の遲速皆其説に頼る、故に名づく
と云。

○寛山 或稱 按、鳥羽府城の西にあり、山頂に至ること
六町。相傳ふ、自然居士、法泉菴に寓居のとき、此所
水利に乏し、土俗甚是を患ふ、居士地脈を考へ、寛を
以て其水用をなす、故に此名ありと云。

○長所山 香掛 村 ○後山 築地 村 ○長岡山 迫間 村 ○水神山 井濱 村
○馬瀬山 坂崎 村 ○舞瀬山 國府 村 按、長所より以下各杉樹
生の國用とす。

○加宇山 ○泊山 ○經塚山 ○阿志可山 加宇山以下
並安樂村

三國地志卷之八十六終

神祠 八王子以下 並小濱村 【内宮年中行事】曰、每歲六月十五日令神
人到神前池浦漁鯛魚二唯而供大神宮御贄云々、
按、古へは飛島に來て此祭儀をなす、中世風波危険を
懼れて、小濱村の西松下村の海岸にて此神事を行ふと
云、
○八王子祠 ○鎮守祠 ○土祠 ○天魂祠 ○山神祠 並
村

按、加字山以下各松樹生す。
○本地山^{三ヶ}所村^{的矢} ○増谷山村^{的矢} 按、本地より以下皆杉樹を種て國用とす。

○見崎山 按、此山下海濱にして周囲二十五町。
○孛生山^{或作生} 【夫木集】曰、櫻麻のおふの山はたかりもあへず、つくりかへても何いそくらん

【新勅撰集】曰、櫻麻のかりふの原をけさみれば、と山かたかけ秋かせそ吹 會禰好忠 爲 家

按、浦村にあり。
○綱兒之山 【萬葉集】曰、市原王歌一首
阿^{コジヤマイ}ホヘカケセサテノササ サテハシノコノニシミ^{綱兒之山五百重隱有佐提乃崎、左手繩師子之夢二四所見}
【八重御抄】曰、あこし山伊勢さてのさき【袖中抄】、あこし山、

按、安樂島村西南の海濱にあり。
○堂坂山 按、堅神村の西にあり。是伊勢の國界なり。

○浮島山 【夫木集】曰、松に吹池の浦風渡るらん、波にたゝよふ浮しまのや 寂 阿

按、小濱村にあり。松下村の東、海水山下に傳り、波浪山を據す、題詠の因るところなり。池舊伊氣なり、

後池に謬り作る。
○青峯 按、松尾村にあり。
○恩田岡 按、河内村にあり。毎七月加茂郷の土俗會集じて聖靈を祭る。

○峠坂 按、鳥羽府城峠門にあり。
○逢坂 按、惠利原村の西にあり。此處に岩窟あり、相傳ふ、猿田彦大神、五十金鈴と天上の圖形を納て、二百八萬歳是を守り玉ふ處なりと云。或云、倭姫命、太田命に初遇玉ふ處、故に逢坂の名あり。

○馬谷 ○松木谷 ○信誓谷 ○慈益谷 ○桃隱谷
○安齋谷 ○奥谷 按、馬谷より以下並鳥羽府城にあり。
○寄山谷^{畔蛸}村 ○戸石谷^{下郷}村 ○花木谷^{三ヶ}所村 ○伊加賀谷^{相差} 按、戸石より以下並杉樹を種て國用とす、

○長者谷 按、伊良湖村にあり。
○佛巖石 按、小島の北海中にあり。
○弘法石 按、狭田海濱にあり。石面に九曜の曼陀羅を刻む、石脊に銘を勒す、是を空海の筆跡なりと云。

○三鼎石 按、鳥羽府城舟倉にあり。斯石神靈ありとして土俗崇信す、其所由をしらす。
○石鏡巖 按、石鏡村の前海にあり。此外、鍋釜落・登敷石等此濱にあり。

○孛生野原 【夫木集】曰、おふの浦の野邊の下草枯ぬとや、すさめし駒も立なつむらん

【長明家集】曰、伊勢へくたりけるに、おふのか原の薄分行は、また橋あり、名を亂橋と云。
花すゝきおふのゝ原のみたれ橋、秋の心にとゝへてぞ行

【續古今集】曰、文永九年十二月内裏三首歌に、寄松戀たかためかおふの松原なをとめて、我につれなき色を見すらん 大納言良教

按、【名所拾遺】に、亂橋は、孛生浦へ行に、野を過て板橋あり、其下の蛙鳴くなり、此板橋をみだれ橋と云と、所のものゝいへりと云々。

○五郎原 按、穴川村にあり。

○大井 按、鳥羽岩崎にあり。舊領主九鬼嘉隆の時、岩崎の土民又左衛門、元旦、此井に臨て、新に水を汲む時、金鶏一口を得て後、富有となる、それより大井を以、我が號とすと云。

○龜淵 ○海苔瀬 按、並舟津村にあり。海苔瀬は、土俗陟釐を采る、故に名く。

○麻生海浦 【拾遺集】曰、伊勢のみゆきにまかりとまり

て、おふの海に舟のりすらんわきも子か、あかものすそに沙みつらんか 人まろ

【新勅撰集】曰、おふの海はぬうらにこす波の、さてもあやなく立烟かな 寂蓮法師

【玉葉集】曰、題しらす いせの海やおふの湊に引あみの、うけくに人をうらみてぞふる 藤原泰綱

【名所名寄】曰、冬ふかみおふの浦風さらくと、霜枯にけり伊勢の濱 忠 定

荻 おふのうらの霞をわくるあまを舟、いづれの嶋の國も 秀 能

【新千載集】曰、元亨三年十二月廿二日後宇多院に十首歌 講せられける時、浦千鳥 友千鳥いさかたらはんおふの浦に、馴し昔のかたみた えなし 權中納言公雄

【建保百首】曰、思ふ事むなしき年の生のうら、かへらぬ波そみをとめてゆく 知 家

かりてほす蟹のしわざもところはに、絶すみるめや生の浦波

按、鳥羽より二里ばかり南に本浦と云あり、即麻生の浦也。山原野海湊川原等皆此邊の地名也。しかれども他國同名あり、【井蛙抄】に、おふの浦に舟のりすらんとよめるは、伊勢おふの浦鹽干のかたの思ひ草とよめるは出雲おふの海、その長濱とよめるは遠江おふの浦ありそのめぐりとよめるは越中國と云々。

○篠間【續後撰集】曰、

よとよもに哀しほるゝ般かな、しのまのあまの袖もからぬを 藤原親盛

【名所名寄】曰、

苧生の浦にしのままの蟹のかつらてふ、風の恨のたへかたのきや 俊 頼

按、【名所集】に、苧生浦にあり今其所を知らずと云、蓋、のは助字にして、志摩の蟹、後の考を俟つ。

○鳥羽浦又云鳥 飛幡 萬葉集曰、羈旅發思

霍公鳥飛幡浦雨敷浪之屢 君乎將見因毛鴨

【夫木集】曰、

空つゝく波ちの末に數濱と、鳥羽田の浦をかへる雁か

ね 法印昭清
名にしおはゝこゝもとはたの浦風に、早苗やいそきな
くほとゝぎす 實 隆

【哥枕名寄】曰、

しほたるゝねそやなくらん郭公、とはたの浦の五月雨の頃 中務卿親王

貞永元年八月十五夜

白雲のとはたの浦のはま風に、空晴まさる秋の夜の月 頼 氏

【松葉集】曰、飛幡浦、【伊勢名寄哥枕】

田浦未劫、但伊勢に飛幡と書る、【藻鹽草】曰、鳥羽羽田に行かへる道 宗 祇

伊勢嶋やもしほの畑打なびき

瀉浦【夫木集】曰、

朝日さすかたの浦風しづかにて、けふは出そふ蟹の釣ふね 後嵯峨院

【藤川百首】曰、

おなしよになしやあるやと白浪の、よるへ絶にしかたの長濱 定 家

【寶治百首】曰、

かたの浦はなれ小島の鹽のまに、夕あさりするたつそ

なくなる

家 良

按、古は鳥羽の地を惣して加たといふ、今尙大里相橋の下堀口の門外に至る所を瀉浦と云、入江を瀉の奥と云、又大里町より横町の間東西の街道を瀉町と云、今に至る瀉の名のこるは皆地つゞきの處なり。瀉の浦はなれ小島といへるは、昔はこゝに限らず此あたりの小島を、ひろく瀉浦といへるにや。

○淡海浦【倭姫命世記】曰、還坐時、神堺定給支、戸島・志波崎・佐加太伎島定給而、伊波戸居而、朝御饌・夕御饌處定奉、然、倭姫命御船留而、鰭廣魚・鰭狹魚・貝滿物・興津毛・邊津毛依來爾海、鹽相和而、淡在支故、淡海浦止號、

○飽石浦【神宮古記錄】作 阿久志、或惡止 按、網兒之山の下也。又八反田浦とも云。

○伊氣浦【倭姫命世記】曰、淡良伎之島號支、其鹽淡滿溢浦名乎伊氣浦號支、其處乎朝御氣夕御氣島定支、【藻鹽草】曰、池浦、伊勢、松 按、小濱村の西にあり。古は度會郡に屬す、【倭名鈔】【神風抄】並に度會に載す。雖然【神風抄】或は答志郡伊介と書す處あり、沿革によつてしるす處同からず。今猶毎冬、此浦の鱒を以て神官に調進す。

○高濱【夫木集】曰、

伊勢の海は名残たになくあせにけり、浪高濱と音に聞へて 中 務

按、【名所拾遺】に、答志郡をふ野の東のつゞきに、高濱といふ有云々。

○畔蛸濱 按、今畔蛸村にあり。

○千尋濱【後撰集】曰、西四條の前齋宮またみこにもものし給ひし時、心さし有て思ふ事侍ける間に、齋宮にさたまり給ひにければ、其あくるあしたに、さか木の枝に付てさしおかせ侍ける。

いせの海の千尋の濱にひろふとも、今は何てふかひかあるべき 敦忠朝經

【八雲御抄】曰、ちひろの濱【續後撰】又伊

あひも見て君かきゝなは今日ばかり、千尋の濱の名をなかさなん 兼 輔

【家集】曰、

行さきを心もとなく頼みくる、千尋の濱のかひそ嬉しき 元 輔

【夫木集】曰、

いせの海千尋の濱のまさことも、君か代にへん數はかそへん 元 輔

たく繩を千尋の濱のくりかへし、これにや蟹の世をつ

くすらん

讀人不知

【天文十一年大神宮千首】曰、

打出る浪も千尋の濱風に、くもりなき世の日の御影哉
萬里小路中納言

按、小濱村飛島の前にあり。紀伊に同名あり。

○志加濱【齋宮哥合】曰、

みしかたの戀しきまゝに都鳥、あさると見しが濱まで
そ行

按、鳥羽の東南二里半ばかりにあり。

○狭田濱 按、岩崎の地邊の惣名。

○岩崎 按、鳥羽府城相橋の北にあり。此處に海城朝暉・

小島晚照・寛山春景・鮑石秋月・鵬溟征帆・津口客船・佛

巖群鷗・坂手炊烟・鍋島暮雪・岩崎雄勝の十景を呼ぶ。

○鍋崎 按、鳥羽府の南にあり。

○赤崎 按、【儀式帳】に出る是なり、鳥羽府城舟倉の南
海濱にあり。

○劍崎 按、國崎海濱にあり。圓成此にて寶劍を得たり、
故に此名ありと云。

○磯等崎【六百番歌合】曰、

みさこゐるいそらか崎にあさりする、あまも見ろめは
猶求めけり
中宮權太夫

【夫木集】曰、

伊勢島やいそらか崎の朝霧に、たなゝし小船漕はなれ
つゝ、
有 房

島陰に立別れつゝゐる鷺や、いそらか崎の雪のむら
消 敦 仲

折しけるいせの濱荻下さして、いそらか崎に千鳥鳴な
り 藤原盛方

伊勢島やいそらか崎に澄月の、影も沖漕あけのそほ船

【神道百首】曰、

わきもこのいそらか崎に鯛つると、聞も心のいたましき
かな 兼 邦

按、桃取村の南にあり。

○鳥崎又云 鰯濱【山家集】曰、

からすさき濱のこいしとおもふ哉、白にましらぬすか
しまの黒

按、菅島村にあり。此濱石皆黒して白を交へす、故に
鳥崎の名あり。

○佐堤崎 按、古歌あり坂手村の下に記す、並せみるべし。

○鰯魚島或云 小嶋【倭姫命世記】曰、年中雜神態、三節祭定

賜、御贄、島爾カシノ神主等罷御贄漁天、島國々前潜女取奉玉貫

鮑、鶺鴒ツバメ倉、徳柄島神戶進堅魚等御贄云々【延暦儀式帳】云、禰

宜・内人等、以祭之

月、十五日退入志摩國神塚、海雜具物爾滿生御雜贄漁、又云、
禰宜・内人等我戸人夫乃、志摩國與伊勢國神界嶋々爾罷行互仕
奉禮留雜
御贄、

按、城東の海中にあり。古此左右の海に漁して御贄と
するを以、地名となると云。

○鷺島【山家集】曰、

さきしまのこいしのしろきたか浪の、たふしの濱も打
よせてけり
西 行

按、答耳村にあり。

○千貫島 按、坂手村にあり。傳言ふ、舊領主橋宗忠の
時、取手山に於て、取斂する所の帆別錢一千貫を以て供

佛施僧す、是を報徳會と云、此地其會場なり、故に名く。

○不毛島 按、小濱村にあり。

○阿波良伎島【倭姫命世記】曰、從柴前以西之海中爾在

七箇島、從其以南海鹽淡甘支、其島乎淡良伎之島號支、

【神宮雜例集】曰、正月六日、内宮御饌料奉取菜事、祝

部向阿波羅岐、取若布菩進本宮、

【名所名寄】曰、神崎のむかひにちいさきしま〜七あり

これをあはらけといふ。そのほかに、草木もおひぬいは

ほあり、氣なしといへるこれなるべし。

あはらけの島は七島そのなかに、きなくはへて八島

也けり

按、小濱村の前海にあり。此島の外に六島あり、それを
合て七島、是を飛島と云、毛なしも此處にして、是を加
ふれば八島となる。

○妙慶川 按、鳥羽府城相橋の下流なり。古船を斯川に
繋ぐ。

○加茂川 按、舟津村にあり。

○滿爾也口川 按、岩倉村にあり。

○喜牟奈川 按、國府村にあり。

○野川 按、上郷村にあり。

○神路川 按、惠利原村にあり。伊雜宮の御手洗なり。

○苧生川 按、伊加賀池 沼池並相 差村

三國地志卷之八十七終

三國地志卷之八十八

伊州司城 藤堂元甫修

志摩國答志郡

關梁

○鳥羽驛 按、鳥羽町にあり。
 ○佐田口門 按、岩崎より狭田濱へ出る處にあり。
 ○相橋 按、名崎より城門に入の處にあり。古斯橋より南は本國、是より北は勢州なり。兩國相接す故に此名ありと云、今は堅神村に封疆あり。
 ○中川橋 ○座頭橋 按、俱に穴川村にあり。
 ○野川橋 按、下郷村にあり。
 ○連理墳 【伊勢嶋風土記】曰、答志郡伊佐郷連理墳、南郷南瀛中原御宇望與名携妻目枯地云、按、所在詳ならず。府田今に至て連理松の名を存す、蓋其丘木敷、南瀛字原は天淳中原瀛真人の謬なるべし、古書殘缺の餘文字明ならず、今其梗概を擧て後致に備ふ。

陵墓

○九鬼嘉隆墓 按、鳥羽大里常安寺の疆内にあり。
 ○常安寺 王龍山○大里町 按、九鬼嘉隆の冥福の爲、其長男長門守守隆の本願なり、箕山を附す。延寶三年九鬼隆季黃檗木菴に請て塔の銘を勒す、九鬼家系一卷今此に藏す。
 ○來迎寺 ○安養寺 ○慶林寺 並常安寺子院 ○即心軒 ○本照寺 惠日山○ 按、萬治年中、釋文可、一身田より來て創建す。
 ○眞北寺 福聚山○本町 按、九鬼氏臣野呂某創建す。
 ○吉祥寺 玉峯山○大里町 按、舊岩崎茶白山にあり、延寶七年此處に移す。次郎橋宗忠牌子あり。
 ○濟生寺 五趣山○焚 按、自然居士此に寓して艸廬を構へ法泉菴と號す、其後廢す、延寶八年武州靈巖寺相譽再修して濟生寺と號す。
 ○長福寺 松榮山○濟 按、寛永十九年日達開基す、什器琴一面あり、珠玉を以て澤瀉を貼す、故に澤瀉と稱す、傳言ふ、三位中將重衡鎌倉に因るの時、妓女千手携る所のものなり、土井利勝朝臣の家に藏し、孫女にこれを授く、孫女後に土井圖書勝臣に嫁して鳥羽府城に移住す、死後この寺に寄附すと云。

○觀音院 慈眼山○中郷 ○西念寺 春暉山○藤郷 ○正徳院 ○善昌菴 並西念寺 按、常安寺以下並鳥羽府内にあり。
 ○白言寺 舟津 ○慶藏院 玉照山○ 庫藏寺 丸興山○ 按、舊岡珠山虛空藏院と號す、天長三年空海開基、本尊虛空藏則自刻と云。堂山頂にあり、傍に伽藍神とて辨才天女・迦利諦母・明星の三座あり。堂の東飛泉あり、其左右に雲根石及虹起石あり、屹立して相對ふ、其石雲を起し虹を吐く故に此名ありと云。貞治年間、雲海上人此山上に於て、萬坐の護摩を修し求開持の法を行ひ然後入定すと云。凡本國第三の山峯にして尤景勝なり。

○極樂寺 岩倉 ○天徳寺 ○正福寺 青峯山○ 並松尾村 按、本尊十一面觀音、婆羅門僧正作る所なり。傳言ふ、鯨魚此像を負て海中より出る故に堂前に鯨魚石ありと云、其形鯨魚に髣髴たり。又坂路に龍燈石あり。天平年中行基開基す、貞享年再興す。鎮守神辨天の像を安置す、是武田信玄崇信する所と云。元祿年中酒井忠興朝臣土魂珠一顆を藏す。

○地福院 白木 ○福壽菴 上智 ○安國寺 神崇山○ 查掛村 按、足利家の本願として諸國に安國寺を建ことは、伊賀安國寺の下に見はず。

○大通菴 山田 ○千田寺 無量山○ 上宮王七歳自刻之尊像あり。 按、天平年中行基開祖、

○池溪寺 ○頂門寺 鳩尾 ○井泉寺 治高山○ 並築地 ○玉泉菴 ○秀月寺 並追 ○安心菴 穴川 ○慈航菴 千手菴 並下 ○江月菴 井濱 ○隣江菴 坂崎 ○國分寺 諸山藥 延喜主稅式曰、凡諸國金光明寺安居者、凡志摩國講讀師安居法服布施供養以尾張國正稅充之、其所請用讀師以參河國正稅充之、正月轉讀最勝王經會亦同、按、天平九年、諸國に詔ありて國分寺を建、封五十戸。水田十町施入、二十人の僧を置かしむ、委は勢・伊古蹟の條下に載す。

○源慶寺 ○玉泉菴 國分寺以下 ○長壽寺 海藏 ○東雲菴 ○西明寺 並安 按、平時頼遊歴の時此に休憩す故に此名ありと云。
 ○前海菴 野鹿 ○栖雲菴 三箇 ○禪法寺 龍江 ○宿圓菴 如意菴 並野村 ○寶珠菴 堅子 ○阿彌陀堂 千賀 ○西明寺 清光山 ○ 按、平時頼の木像あり、土俗の口碑に、時頼此處に遊ぶ、鎌倉油井濱に似たるを以て、甚だ此地を賞愛し、和歌を詠じて其情を述ると云。
 ○梵潮寺 大慈 ○禪通菴 ○明心菴 並相 ○常福寺 天通

- 海藏院並國崎村 ○圓鏡寺照光山 ○湖月菴 ○清鏡菴並石鏡村
- 大江寺 ○清岩菴並浦村 ○應永寺安樂山 ○傳法菴並安樂村
- 海藏寺福聚山 ○長流寺泉水山 ○桂光院月照山 ○本誓寺信樂山 ○潮音寺白花山 ○海藏寺巨景山 ○洞仙菴大崎山 按、九鬼嘉隆こゝに自裁す。
- 海福寺管嶋山 ○本誓寺以下並答志村 ○冷泉寺水泉山 ○桃源寺玉壺山 ○長福寺金藏山 ○龍泉寺飛鳥山 按、永正五年小濱將監宗次創建にして、歴代の墳墓及牌子を安ず。
- 濟度院勸龍山 ○玉泉寺流澤山 ○瑞徳菴 ○觀音寺日光山 ○金剛證寺勝峯山 按、朝熊山にあり、兜率院と號す、教待和尚開く處の右梵刹なり。正保年間官庫の國圖正堂あるの地を以伊勢・本國の界とす、故に今、山は勢州に屬し、寺院は本國に隸く、因て兩國に之を記してみるに便りす。
- 吞海院 按、朝熊の奥區と稱す。

古蹟

- 橋元忠宅址 按、岩崎茶臼山の下にあり、今は吉祥院の地なり。銀杏の古樹あり。
- 鈴木藪 按、相橋の城門東南にあり。【風土記】鱸藪の記、神祠の部 はず。又俗傳云、文治年間、鈴木三郎

- 百代松 按、逢坂神路山にあり、伊雜宮の神木なり、今は亡。
- 大鏡楠樹 按、同地にあり、是亦神木なり、其大さ七圍。【袖珍集】曰、伊勢島やあたこの濱に來て見れば、いつもかはらぬおもしろのまつ 時 頼
- 面白松 按、畔蛸村海濱にあり。北條時頼此に來りて讀りと云。按、琵琶江 按、今鳥羽藤口門外の地名に遺る。古此地、江水を開く、琵琶の形の如し、よつて以て名とす、後土地の狹隘なるを以て、これを填塞して平地とす。今こゝに一杙を立て船を繋ぐ、是を琵琶の杙と云。
- 下野阿闍梨園成菴址 按、國崎村にあり。
- 岩山 按、城北岩崎にあり。橘宗忠之に據る。
- 小濱堡 按、小濱將監より久太郎に至て五代之を守る。
- 安樂島堡 按、安樂島越中其男左門之を守る、後九鬼嘉隆に屬す。
- 浦堡 按、今浦村にあり。和田大學助之に據る。
- 田城堡 按、岩倉村にあり。田城某築く所にして、九鬼嘉隆之に據る、其後鳥羽の縣に移り、此堡は猶子彌五郎之を守る、今惣領權現の地是なり。
- 的矢堡 按、的矢美作之に據る。

重家、舊君義經の浮沈を訊しが爲に、奥州に赴んと欲して熊野を出、當國に到り相里に流寓して、三州の舟路を謀る時に、鎌倉より國郡に指揮して、義經の黨を禁遏す、故に重家舟行すること能はず、潜に伊勢國を歴て東奥に赴く、相里を出るの日、杖を處の竹節を其地に樹て去る、其竹根を生じ叢竹となる、故に後世是を鈴木藪と云、事怪誕に涉るといへども、姑く口碑をあぐるのみ。

- 縁期松 按、狹田海畔にあり。桑間濮上の俗説あり。
- 海越松或云天神松 按、日和見山にあり。こゝより菅公大神宮遙拜し玉ふと云へり。
- 相生松 按、鳥羽本町見谷にあり、八王子の神木なり、今は亡。
- 龍燈松 按、鳥羽本町宮谷にあり、八王子の神木なり。傳言ふ、古龍燈を此に點す。舊領主九鬼嘉隆巨艦を造る、是を岩丸と名く、此時神夢に托して之をきり材用となさしむ、於是杉千樹を種て報賽とす、其樹纒一杉を存して八王子の社後にあり。
- 連理樹 按、同處にあり、神木也今は亡。
- 七圍杉 按、逢坂にあり。又枇欄樹あり、俱に神木なり。早歲、磯部郷の俗こゝに零す、尤效あり。

- 國府堡 按、國分寺の山西にあり。三浦新助之に據る、新助は伊豆國土三浦四品義同の季子なり、故あつて此に居守、九鬼嘉隆を避て濃州へ退き、織田信雄に仕ふと云。
- 相差堡 按、伊藤兵部之に據る、後九鬼嘉隆に屬し、九鬼と稱號を改む。 土産
- 孛生浦梨 【古今集】曰、いせうた おふの浦にかたえさしおほひなるなしの、なるもならすもねて語らはん 【同隱名作者次第】云、 【新古今集】曰、 片枝さす生の浦なし初秋に、なりもならずも風そみにしむ 宮内卿 櫻麻の生の浦波立歸り、みれともあかす山なしのはな 俊 頼
- 【新勅撰集】曰、 伊勢の海の生のうらみを重ねつゝ、あふことなしのみをいかにせん 長 方
- 【續後撰集】曰、 むかし見し片枝もいかになりぬらん、身は徒に生の浦なし 前參議忠定

【新續古今集】曰、

春に逢かたえを見ても歎かな、花さかぬ身の生の浦なし

津守國助

【家集】曰、

時ならぬ花と見ゆるも伊勢の海の、生の浦なし浪かゝるらし

【八雲御抄】曰、をふの浦也、越中舊、伊勢に有、是梨名所、なしありそのめぐり

【和歌藏玉集】曰、生の浦梨○顯注密勅云、麻生浦は志摩國齋宮御莊、賦梨之處云々。

【後撰集】曰、三條右大臣身刀かりてあくる年の春、大臣めしありときよて、齋宮のみこにつかはしける。

いかてかのとしきりもせぬたねもかな、あれたる宿にうへてみるへく

かの女御、左のおほひまうちきみにあひにけりと聞て、つかはしける。

春ことに行てのみ見むとしきりも、せすといふたねはおひぬとかきく

【大和物語】曰、その日の事ともをうたなとかきて、齋宮にたてまつり給とて、三條の右の大殿の女御、やかてこれにかきつけ給ひける。

いかてかく年きりもせぬなねもかな、あれゆくにはのかけとたのまん

【玉葉集】曰、題しらす

櫻麻のおふの下草しけれど、あかて別れし花の名なれば

侍賢門院安藝

【萬葉集】曰、寄物陳思

櫻麻乃葺原之下草露有者、令明而射去母者雖知櫻麻之麻原乃下草早生者、妹之下紐不解有申尾

【新古今集】曰、

櫻麻のおふの下草しけれど、あかて別れし花の名なれば

侍賢門院安藝

【玉葉集】曰、題しらす

櫻麻のおふのした露おきもあへす、なひく草はに秋風そふく

【續千載集】曰、題しらす

ちりつもる花かと見へて櫻あさの、あふの下草雪降にけり

【新千載集】曰、

露結ふ下草みれば櫻麻の、おふのうり生に秋は來にけり

【御集】曰、

散浪は春の色にそ櫻麻の、生の浦風今も吹らし

【家集】曰、

櫻麻の生の浦風春吹は、霞を分る波のはつはな

【壬二集】曰、

野へみればまた名におはぬ櫻あさの、おちの駒の雪の村きく

【八雲御抄】曰、さくらあさあさの名也。

【袖中抄】曰、さくらあさは、【綺語抄】【奥儀抄】等に、あさをの中にさくらの色したるあさを云やと有。顯昭は、麻の花はしろき中に少しうすくほう色あるあさのある也

とありけり、其の返し齋宮よりありけり、わすれにけり。かくてねかひ給けるかひありて、左のおとゝの中納言渡り治給ければ、たねみなひろこり給て、かけおほくなりけり、さりける時に齋宮より

はなさかりはるは見にこん年きりも、せすといふたねはおひぬとかきく

按、浦村の今浦に片枝梨明神の社あり、權現山の麓に片枝梨の奇樹あり今は亡し、傳言ふ、此樹毎年片枝つつ互に花實を全ふして、自餘の菓の如く年きりして増減することなし。古此浦は齋宮の御庄なれば、世事の常磐にかはらぬことを此奇樹によせて、相聞の詞とし此浦を以、昭陽舎の異名とするの類、皆名産によつて、風人の雅賞となりたるものなり。

櫻麻

【萬葉集】曰、寄物陳思

櫻麻乃葺原之下草露有者、令明而射去母者雖知櫻麻之麻原乃下草早生者、妹之下紐不解有申尾

【新古今集】曰、

櫻麻のおふの下草しけれど、あかて別れし花の名なれば

侍賢門院安藝

【玉葉集】曰、題しらす

櫻麻のおふのした露おきもあへす、なひく草はに秋風そふく

【續千載集】曰、題しらす

ちりつもる花かと見へて櫻あさの、あふの下草雪降にけり

【新千載集】曰、

露結ふ下草みれば櫻麻の、おふのうり生に秋は來にけり

【御集】曰、

散浪は春の色にそ櫻麻の、生の浦風今も吹らし

【家集】曰、

櫻麻の生の浦風春吹は、霞を分る波のはつはなの村きく

それを櫻麻とはいふ也。

按、片枝梨・櫻麻俱に此浦の名産なり。眞曇神土産を惜とかゝる類を云なるべし。

○鯿魚鳥羽浦・小濱・坂手・安樂島・浦

【伊勢島風土記】曰、奥祭古郷、貢鯿魚、勝干他浦、故充神齋御供、又曰、答志郡貢、鯿鯿鯿、及雜魚、

按、本國魚鼈多と云ども、此三品を以第一とす。截採或云、のこと、【志陽略志】【志府雜錄】に具に出す、故摺捕に此に記さず。

○鯿魚鳥羽浦・小濱・坂手・安樂島・浦村・相差の矢・國

○鯿魚下郷・穴川・築地・惠利原・上郷・舟津等村出、

○平魚小濱・答志・神島・管島・石鏡・鯿國崎・安乘

按、近世之を採ること稀なり、事略志に詳なり。

○鯿魚坂手・神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

○鯿魚神島等村出、

按、志摩海老と稱す。
○鼈 ○蟹 ○鮫 答志・神島・石鏡・國崎。【延暦儀式帳】曰、志摩國神戸百姓供進鮮鮑螺等御贄、【藏玉集】曰、あはひ

いせのあまの朝な夕なにかつくてふ、あはひの貝のかた思ひして

- 榮螺 同 ○牡蠣 井濱 菅島・答志・石鏡・相差
- 胎貝 答志 海松蛤坂手 ○蛤 國府 ○淺鯛 鳥羽浦並
- 鯉 加茂川 岩倉村麻爾也口川 ○鮎 舟津・河内・五智・山
- 鮪 舟津・五智・山田・上郷 ○陟 釐 舟津
- 鮪 惠利原・築地等村出 ○和布 坂手・菅島
- 鹿尾菜 相差等村製 ○海雲菜 桃取・浦
- 海藻 所々 ○海羅 坂手・桃取・菅島・答志・石鏡・國
- 松藻 並所 【伊勢島風土記】曰、答志郡貢海藻・松藻、
- 充御膳之料、【延喜宮内式】曰、諸國例 ○志摩 深海
- 雉子 本國産、其 ○水倉 類 國府・井濱・坂崎 ○蕨 ○狗背
- 楊梅 堅神・浦 ○梅子 茂郷出 ○蒺藜
- 松茸 寛山出 ○煙草 井濱・坂崎穴
- 茅 處々 ○若草 ○白茅 並處 ○荻 磯部
- 莞 國府 ○葛葉 ○艸 柑子 加茂郷出、○貫衆 ○菘

莖並 ○濱木綿 答志・菅島 ○松杉雜木 ○柴薪 並處 ○拘骨樹 加茂 ○讓葉樹 岩倉 ○竹 處々 ○白砂石 答志村
按、其石白して黒石を交へず、故に鷺島の名あり。
○五色細石 筑海村大 按、涌沙と稱す。
○黒沙石 鳥崎村 按、其石純黒にして白石なし、故に鳥崎の名あり。
○珍男玉 【伊勢風土記】曰、去來和宮此地出珍男玉貢宮、製造附
○茶 磯部 ○和布差 【袖中抄】曰、顯昭云、めさしとは女のわらはへ也、小それか、磯におひたる和布を、小刀にて切てとりあつむる也、伊勢國の住人の、志摩國へひさしくかよひ侍しか申しかは、ひか事にはあらしとを覺へ侍る。
○鮫腸漬 【延喜式内膳部】曰、志摩御厨鮮鮫及味漬腸蒸寺玉貫御取鮫、
按、鮫を採るの海郷これを製す、俗鮫漬と云福溜は祝賀の意あるを以、後世福に改作りて贈る處の人を祝するなるべし。
○鮫腹 ○榮螺 腹附 按、海郷これを製す本國の産を上品となす。
○抹香 白木五智 ○燧木 鳥羽横

三國地志卷之八十八終

三國地志卷之八十九

伊州司城 藤堂元甫修

志摩國 英虞郡

郷名

- 甲賀 ○名錐 ○船越 按、並今村名に存す。
- 道瀉 作道方 ○芳賀 按、並今詳ならず。
- 二色 作錦 按、今いせより熊野への道路、長島浦のまへ、海中に島あり、是を錦島と云。紀伊の地に屬す。
- 【節用集】に、御座島・錦島の二郡を加へて伊勢十五郡とするは妄勘なり、御座島は舟越村の地つゞき、海道に出して處也、錦島は夫より西の入海、泊子村の邊なり。
- 餘戸 ○神戸 並今廢、按、右二郷今詳ならず。已上【和名抄】に出る所なり。
- 村里
- 鴉方 按、【御厨神風抄】に見はる。
- 迫子 作迫 ○鹽屋 ○檜山路 按、勢州檜山村に隣る。

○雨張 奈波利、作 按、【御厨神風抄】に見はる。此地、本國の南極、滄海紀南につゞき、眺望洋として其涯をしらず、なまはりの意を以名づくるならん。

○濱島 按、本國四箇の津の一也、津頭公命の條目を掲ぐ。濱島の前海、深さ十俵ばかり、風濤甚しといへども、船を繋て覆敗の患なしと云。

○御座 ○越賀 神風抄 按、亦四津の一也、海畔亦令條を掲ぐ。土俗相傳ふ、古所謂靈燒利の香木此海濱に出づと云、實否を詳にせず。

○和具 神風抄 ○布施田 ○片田 按、【御厨神風抄】に見はる。

○舟越 【民部省圖帳】曰、英虞郡船越里、公穀二千九十八束、假粟千七百四十九丸、【神風抄】曰、志摩國南船越御厨・東船越御厨、
○波切 和名抄 作名錐、【東鑑】曰、治承五年丑正月五日、關東健士等廻南海可入花洛之由風聞、仍平家分置家人等所々海浦、其内差遣伊豆江四郎警固志摩國、而今日熊野山衆徒等競集に、伴國菜切島襲攻江四郎之間、郎從多以被疵敗走。

○名田 ○畔名 ○志島 ○甲賀 【民部省圖帳】曰、志摩國英虞郡甲可、或甲賀或加布可 行程東西二十里三百步南北十

九里五十歩、
○立神 按、【御厨神鳳抄】に見はる。 ○神明浦

神祠

- 八王子祠 ○山祇祠 ○熊野祠 ○任吉祠 ○淺間祠
- 白髭祠 ○辨天祠 ○水神祠並鶴方村 ○八王子祠 ○牛
- 頭天王祠 ○白山祠 ○水神祠 ○山神祠並道子村 ○八王
- 子祠 ○辨天祠 ○山神祠並屋村 ○八王子祠 ○辨天祠
- 山神祠並檜山路村 ○八王子祠 ○辨天祠 ○寧
- 産明神祠 ○山神祠 ○水神祠 ○淺間祠並南 ○八
- 王子祠 ○辨天祠 ○惠比須祠 ○山神祠並濱 ○八王
- 子祠 ○山王祠 ○白髭祠 ○山祇祠 ○惠比須祠並御座村
- 八王子祠 ○天神祠 ○山神祠 ○八幡祠 ○惠比須
- 祠 ○枉子之祠並越賀村 ○八王子祠 ○牛頭天王祠 ○辨
- 天祠 ○八幡祠 ○白髭祠 ○止女乃古瀬明神祠並和具村
- 辨天祠和具大島 ○若一王子祠 ○辨天祠並布施田村 ○八王子
- 祠 ○牛頭天王祠 ○春日祠 ○若宮八幡祠 ○山祇祠
- 記祠未詳○並片田村 ○牛頭天王祠 ○八幡祠並舟越村 ○八王子
- 祠 ○八幡祠 ○春日祠稱九鬼氏神 ○熊野祠 ○荒見天神
- 祠 ○老明神祠 ○道祖神祠並波切村 ○八王子祠 ○熊野
- 祠 ○七社權現祠並名田村 ○八王子祠 ○神名祠未詳 ○御

- 靈祠 ○熊野祠 ○白髭祠 ○土祠 ○山神祠 ○水神
- 祠並畔名村 ○八王子祠 ○八幡祠 ○御靈祠 ○辨天祠 ○稻
- 荷祠 ○御王須集神 ○鎮守祠並志島村 ○八王子祠 ○稚
- 宮八幡祠 ○立石明神祠 ○髮明神祠 ○小山明神祠
- 垂跡明神祠 ○熊野祠 ○辨天祠 ○稻荷祠並立 ○八
- 王子祠 ○神明祠 ○白髭祠 ○淺間祠 ○山神社並
- 明浦 ○宮澤神社 【民部省圖帳】曰、志摩國英虞郡宮澤
- 神社、神田百六十束、弘仁二年辛子所祭也、所祭瀧神祭也。
- 東宮神社 【民部省圖帳】曰、志摩國英虞郡東宮神社、
- 神田三十五丸、仁平二年壬申八月所祭瓊々杵尊也、渡會
- 權禰宜延政依奏夢之事也。 按、已上の二社今詳ならず。

山川

- 長河原山 ○山口山並鶴方村 ○大口山 ○十貫島山並道子村
- 東谷山並嶺路村 ○寺合山 ○拾婆邊太山並南張村 ○堂山並濱島村
- 見崎山御座村 ○大差地山 ○長岡山並越賀村 ○長谷山 ○間
- 崎山 ○雜賀山 ○笠建山 ○森崎山 ○廣山並和具村
- 東谷山布施田村 ○燒山片田村 ○當茂山舟越 ○當茂山波切
- 鳴瀧山 ○名野山 ○高見山並名田村 ○土穴山 ○向山
- 蟹形山 ○大谷山並志島村 ○鳥谷山 ○淺野山 ○透垣

山 ○阿兒山並賀村 ○西山立神 ○滑島山神明浦 按、長河

原山より以下並松杉雜木生の國用をなす。

○千匹岡鹽屋村 ○保呂須岡畔名 ○德麻谷鹽屋 ○以可浦

谷 ○白濱並御座村 【山家集】曰、

浪よするしらゝの濱のからす貝、ひろひやすくもおも

ほゆる哉
はなれたる白良の濱の沖の石、くたけて結ぶ月のしら

浪
【夫木集】曰、

雪の色におなししらゝの濱千鳥、聲さへさゆる曙の

空
誰にかは君もかたらん玉ひろふ、白良はたりの秋のよ

の月
【長久三年齋宮歌合】曰、

月影のしらゝの濱の白貝は、浪もひとつに見へ渡るか

な
【寛治三年四條宮歌合】曰、

かもめゐるしらゝの濱の水底に、もの玉見ゆる秋のよ

の月
【天福三年歌合】曰、

心あてに白良の濱にひろふ石の、いはほとならむよを

しらすまで

按、舊名白良濱と云。

○阿兒浦萬葉集作阿胡、亦嗚呼見浦 【萬葉集】曰、 遺新羅使 人等悲別當所誦詠

古歌
安胡乃宇良爾布奈能里須良牟乎等女良我、安可毛能須素

爾之保美都良武賀又曰、幸于伊勢國時、柿本朝臣人麿作歌、

嗚呼見乃浦爾船乘爲良武城孀等之、珠袋乃

須下二四寶スツニシホ 三都良武香

按、甲賀村にあり。阿胡の海と讀るは、攝津又長門に

同名あり。

○錦浦附嶋 【後拾遺集】曰、錦の浦と云所にて

名にたかき錦の浦をきてみれば、かつかぬあまはすく

なかりけり【八雲御抄】云、にしきの浦 道命法師

【歌枕名寄】曰、

こさまする柳さくらもなかりけり、にしきの浦の春の

あけほの

【山家集】曰、伊勢のへちのにしきの島に、いそねの紅葉

の散けるを
波にして紅葉の色をあらふゆへに、錦の島といふにや

有けん
按、二色・錦浦・錦島皆同處。【勅撰名所】には錦浦を出

雲とす、依て【類字名所】彼國に載す、【松葉集】には志摩とし、錦島を伊勢とす、【藻鹽】出雲に同名ありと記す、【山家集】の詞書に、たしかに伊勢と載られたれば疑ふべくもなし。一色郡名に出づ。

○袖師浦 【新勅撰集】曰、家に百首歌よみ侍けるに、早秋の心を
よる波のすゝしくもあるか敷妙の、袖師の浦の秋の初風
藤原信實朝臣

【續古今集】曰、寄網戀をよめる
戀すてふ袖しの浦に引網の、めにたまらぬは涙なりけり
後二位成實

【後拾遺集】曰、
から衣そてしの浦のうつけかひ、むなしきこひにとし
のへぬらん
藤原國房

【千五百番歌合】曰、
春きては霞のころもいくかさね、袖しのうらの浪やたつらん
隆信朝臣

【歌枕名寄】曰、
身にあまる思ひを人に見せんとて、袖しの浦に飛登哉
小宰相

【夫木集】曰、
鹽のみつ袖しの浦のかたを浪、芦屋の鶴のねをのみそなく
定範

【新葉集】曰、
さほ姫の袖しの浦の朝霞、立かさねても見ゆる春哉
中宮

按、錦島の前海にある小島也と云、處所詳ならず。○土具島或云斗具島佐々良島附 【神鳳抄】曰、志摩國土具、按、土具島は南島槌柄につゞきて、俗これをとうくと云。二島並に伊雜宮より五里許南の沖にあり。

○西川 ○中川 ○東川並布施 ○池田川 ○濱田川
○大川堤並伊賀村 按、池田川以下並鮒魚を出。

○接鳳寺壺福山 ○地藏院鷲方山 ○吞湖院迫子山 ○寶泉菴靈屋 ○江月菴繪山 ○徳林寺玉光山 ○極樂寺日向 ○龍江菴並濱 ○湖音寺梵海山 ○妙祐尼菴 ○善門寺瑠璃山 ○寶珠院 ○大藏寺南明山 ○龍珠院海福

○劍光寺富壽山 ○藥師寺東光山 ○來迎寺泰慶 ○剛院玉寶 ○加意菴並行 ○持地菴舟越 ○泉住菴 ○林中菴 ○慶昌菴並波 按、同所に地藏堂座像の石佛あり、古海中より出現す、吉凶の兆祥、像より黑白の汗出ると云。

○呆月菴地名 ○田向菴地名 ○海藏寺並志 ○妙音院福壽 ○福滿寺地福 ○竹雲菴並甲 ○本福寺玉寶 ○少林菴並立 ○昌禪寺瑞龍山 ○神明浦村

三國地志卷之八十九終

三國地志卷之九十

伊州司城 藤堂元甫修

志摩國 英虞郡

古蹟

○阿胡行宮 【持統紀】曰、六年二月丁酉朔丁未、詔諸官曰、當以三月三日、將幸伊勢、宜知此意備諸衣物、乙卯、中納言直大貳三輪朝臣高市鷹上表敢直言、諫爭天皇欲幸伊勢妨農時、三月丙寅朔、戊辰、以淨廣肆廣瀨王・直廣參當麻真人智德・直廣肆朝臣弓張等爲留守宮、於是、中納言三輪朝臣高市鷹脫其冠位、擊上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未可以動、幸未、天皇不從諫、遂幸伊勢、壬午、賜所過神郡、及伊賀・伊勢・志摩國造等冠位、并免今年調役、復免供奉騎士・諸司・荷丁・造行宮丁今年調役、大赦天下、但盜賊不在赦例、甲申、賜所過志摩百姓男女年八十以上稻、人五十束、乙酉、車駕還宮、中略五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮、時進賢者、紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀨鷹等兄弟三戸復十年調役雜徭、復免抄八人今年調役、

【萬葉集】曰、詠雲

大海爾島毛不在爾海原絶塔浪爾立有白雲

右一首伊勢從駕作、按、處所詳ならず。阿兒浦・阿兒山今甲賀村にあり。

○邊巖窟 【新古今集】曰、いそのへちのかたに修行し侍けるに、ひとりくしたりける同行をたつねうしなひて、もとのいはやかたへかへるとて、あま人の見てけるに、修行者見へはこれをとらせよとて讀侍ける、
我こつく我を尋ねはあまを舟、人もなきさの路とこたへよ
大僧正行尊

【今昔物語】曰、今昔雲淨と云持經者有り、若より日夜に法華經を讀誦して年を積めり。而る間、國々に行て所々の靈驗を禮まむと思て、熊野に詣るに志摩の國を過る間に、日暮て忽に可行宿き所無し、而るに大海の邊に高き岸あり、其の岸に大なる巖の洞有り、其の洞に入て宿しにけり。此れ遙に人離れたる處也、洞の岸の上に多の木隙無く生繁たり。雲淨洞の内に居て、心を至して法華經を誦す、洞の内生臭きこと无限り、然れば此を恐るる間、夜半計に微風吹て不倒す氣色也、生臭き香彌よ増る、雲淨驚き怖ると云へども、忽に可立去き方無し、暗夜にして東西を見ること無し、只大海の波の立つ音許を聞く。

而る間、洞の上より大なる者来る、驚き怪て能く見れば、大なる毒蛇也云々。

按、此岩洞は錦島にありとはいへど、今處所詳ならず。

○西行窟 【民部省圖帳】曰、志摩國英虞郡船越浦圓位上人誥夏之菴舊于此號西行洞、

按、今船越郷あり、處所詳ならず。

○千田 【倭姫命世記】曰、島國伊雜方上蓋原中在稻一基生、本波一基爾爲豆、末波千穗茂也云々、彼稻生地千田號支按、磯部上郷村にあり。其地に精舎を建つ、千田寺是なり。

○廢吉津院 【三角柏傳記】曰、吉津院主大法師、最澄傳教大師、以弘仁四年六月十五日、爲奉大神宮、始蓮花會、備進供祭物也、次院主大僧都空海興法大師、爲奉大神宮、以承和三年二月八日、始大仁王會、以嘉祥二年九月十七日、同院主大法師圓仁慈覺大師爲奉大神宮、始鎮守會、自爾以降毎年三時祭云々

按、今詳ならず。

○七本杉 按、舟越村海濱にあり。其根の石面に馬蹄の跡あり、土俗相傳ふ、猿田彦大神御し玉ふ處の馬蹄なりと云。

○鶴方堡 按、鶴方縫殿介之に據る。

○濱島堡 按、小野田筑後之に據る。筑後の後九鬼嘉隆に屬し、九鬼豐後と云。

○越賀堡 按、佐治隼人之に據る。

○和具堡 按、青山豐前之に據る。豐前後に九鬼嘉隆に屬し、九鬼豐前と云。

○舟越堡 按、舟越右衛門之に據る。

○波切堡 按、九鬼彌村之を築き嘉隆まで六代居守。

○甲賀堡 按、武田左馬介之に據る。左馬介嘉隆に屬せず尾張に流寓す。相傳、武田信虎、晴信に逐れて此處に流寓す、土俗之を憐む、信虎其恩を謝せんが爲に、武田の稱號を以て村民にあたふ、故に武田を稱するもの多く、左馬介亦然りと云。又北畠物語に、英虞の郡七人衆と號するは、相差方、國府の三浦方、甲賀の武田方、波切の九鬼方、青山方、佐治方、濱島方等也云々。

○船上廢里 【民部省圖帳】曰、英虞郡船上、公穀一千六百九十七束有餘、假粟七百二十九丸、

○廢吉津御厨 【三角柏傳記】曰、志摩國吉津御厨四至、東限土具良、南限混海路、西限綿緹毗、北限伊勢峯、

土産

○御綱葉 或云三 【仁德紀】曰、三十年秋九月乙卯朔乙丑、皇后遊行紀國到熊野岬、即取其處之御綱葉、葉此云、而

還、○古事記云、大后爲將豐樂而採御綱柏トヨアガリ幸行木國之間、天皇婚八田若郎女云々、【大神宮大同本紀】曰、神嘗祭、以十七日直會云々、齋宮之采女二人、御綱柏爾酒盛豆每人給、○釋日本紀引【筑後風土記】云、寄採御綱柏也、【神名秘書】引舊記曰、山谷水變成甘水、侵潤苗稼得其全捨、故有風神祭、名曰柏流也、豐年則浮流通、凶年則沉覆損云々、四月七日祭之、【三角柏傳記】曰、謂三角者瑞也、亦曰、美件柏者、志摩國古津庄塚土具島内山中生木也、長三尺、【明德記】曰、抑當宮の御祭禮は、四季の奉幣使として、都より勅使下向候て、神事を告知す。其外、月次・日次の神事として、鹽かれの遠き島に出て、海松・和布を取て、神膳に備ふ。又三角柏の盃として、一見の浦の東なる佐々良島と云所にて、かしの葉を取事有り、譬は、此島嶮岨にして陸地より通路无き間高鹽の湛たる時、此島陰に船を浮て、此かしの葉を波の上へ荊落す、神盃に成べきは必浮ぶ、其器に當らざるは悉沈てもくずと成る、其故を以、神盃の度宣を占へり、是を柏の占と號す、去れば齋宮の歌にも、思ひかね三角かしはに占問へば、沈むは浮ぶ涙なりけり。在原業平が、又寝の夢を思かね、かしはを流して讀たるは、此盃の事成べし。【水神記】所記、大同少略、

【蓮胤伊勢記】曰、

神風や見つかしはにとふうらのしつむにうくは涙也けり。此うたにては、うらなふ事ありけるにや、年來おほつかなく思ひし事を、此たひ人々にたつね侍に、元きよおよはぬよしをのみいふ、いかなる事にか、この柏、輔親卿集に、みもすそ川の峯に生るとよみ侍は、そのわたりにあるかとて、たつぬれば、昔やありけん、後の世には、志摩の國の内にとくのしまと云所あり、木の上にかつらのやうにて生たるを、のほりてきりおろす時ひらにふしておちたるをほとらす、たてさまにおちたる斗をとる、其おちやうにそ、とふ事のありとかやいひつたへたる。是は神宮四度の御まへりの時、かならず入物なり、神事御前の御あそひにて、四の御かとのわきに、とくらのこといふおほみわをまうく、やしろのつかさの、みつかしわを、をのく、一葉もちてよれば、その上にこの柏ともいふたや舞、あつま百首の歌の中に、思ふこととくのみしまの長柏、なかくそたのむ廣き恵を、といへる。かやうにきけと、いまたそのすかたをは見す。此日ある人のもとよりをくれり、柏のやうにて、ひろさ三四寸長さ三尺斗、まことにつねの本草の葉にはにす、

三國地志卷之九十一

伊州司城 藤堂元甫修

志摩國 英虞郡

氏族

○安曇宿禰 【姓氏錄】曰、安曇宿禰、海神綿積豐玉彥神子穗高見命之後也、【延喜内式】内膳司曰、安曇宿禰一人海濱、

按、【風土記】に、本國安曇郡あり、安曇別命の出る所なるべし。本國古より内膳司の御贄を供す、所謂海藻汗漬國産なるを以、一人に課するか。

○高橋朝臣 【姓氏錄】曰、高橋朝臣、孝元天皇子大稻與命之後也、景行天皇巡狩東國、供獻大蛤、于時天皇喜其奇美、贈姓膳臣大淳中原真人諡、天武十六年、改膳臣賜○高橋朝臣 【宇治拾遺物語】淨御原曰、志摩の國にて水めさせたる者は高橋氏のものなり、さればそれが子孫、國寺にてぞあるなり。
按、高橋朝臣阿陪、景行の御宇、白蛤を供獻して膳臣

の姓を賜ひ、後改て高橋朝臣を賜とあるは、宮内式に所謂内膳司高橋朝臣鮫汁漬を執ると云の起源なるべし。神護景雲年中高橋安曇の二氏の内膳司に任するもの奉膳となる。此二氏元同姓にして本國に出るものなり、安曇繼成配流の後、高橋氏のみ其職を掌り、後本國の守となるなり。

○多治比志摩真人 【清和實錄】曰、飛鳥淨御原天皇十三年十一月一日、定八姓・十三氏、是時多治比古男左大臣正二位志摩公賜姓真人、志摩是真峯高祖父也、【公卿補任】曰、持統天皇御世、右大臣正廣三多治比島真人、又云、四日任右大臣、多治比王之息也、本姓多治比、公名志摩、此時止公子賜真人姓、又云、四年甲子、右大臣正廣三多治比島真人、八月任左大臣、○【續日本紀】云、文武天皇四年春正月癸亥有詔賜左大臣多治比真人鳥靈壽杖及與儔高年也、【續日本紀】曰、大寶元年三月甲午、授左大臣正廣貳多治比真人島正二位、秋七月壬辰、左大臣正二位多治比真人島薨、【公卿補任】云、大寶元年辛丑、左大臣正廣參多治比島、三月甲午、改位號叙正二位、七月壬辰薨、宣化天皇之玄孫多治比王之子也、
○多治比縣守 【公卿補任】曰、聖武天皇天平元年、權參議從三位太宰大貳多治比真人縣守、又云、九年丁丑、中納言、左大臣正二位島之子也、養老五年六月任授參議、同年三月叙從三位、三年八月任參議、四年正月十一日任中納言、六年正月十七日叙正三位、九年六月十八日薨、在官七年、

○多治比池守 【公卿補任】曰、天平二年庚午大納言從三位多治比池守、左大臣正二位、和銅七年正月七日從三位、靈龜元年五月七日任太宰帥、養老二年三月三日任中納言、不歷參議、五年正月十一日任大納言、同七年正月七日正三位、神龜四年正月七日從二位、天平二年九月八日薨、

○多治比廣成 【續日本紀】曰、聖武天皇天平十一年夏四月戊辰、中納言從三位多治比真人廣成薨、左大臣正二位島之第五子也、【公卿補任】云、天平七年四月叙正四位上、九年八月任參議、九月十三日叙從三位任中納言、同年正月十三日兼式部卿、十一年四月七日薨、在官三年、

○多治比廣足 【公卿補任】曰、孝謙天皇天平寶字元年、從三位多治比真人廣足正二位左大臣志摩男、天平廿三年三月任參議、天平勝寶元年七月任中納言、二年叙位、九年生子姓黨逆而免、寶字四年正月廿一日薨、

○多治比三上 【續日本紀】曰、光仁天皇天應元年三月乙酉、散位從五位下多治比真人三上、

○多治比長野 【公卿補任】曰、桓武天皇八年己巳、從三位多治比真人長野、正月七日任兵部卿近江守如元、十二月廿鑄錢長官從四位下家主子、同書延曆六年之補任、天平神護元年正月之上、有慶雲三年丙午生七字、下分注同之、
此間有己亥之字、從五下、神護景雲元年十二之字、月乙酉爲東大寺次官、三年八月甲寅大和守、十一月癸酉從五上寶

龜二年十一月丁未正五下、三年四月庚午河守、七年正月丙申、此間在正五上、三月癸巳出雲守、八年十月、從四下、天應元年四月乙巳伊勢守、○【受領補任】云、寶龜十年九月攝津守云々、延曆二年六月丙寅刑部卿、三年正月己卯從四上、三月乙酉伊勢守、四年正月癸卯四下、此間有五年、

近江守、六年正月七日從三位如元、七年七月兵部卿、八年正月十一日任參議、十二月廿二日薨、【續日本紀】云、光仁天皇天應元年三月戊申、以從四位下多治比真人長野爲伊勢守、又云、桓武天皇延曆三年三月乙酉、從四位上多治比真人長野爲伊勢守、

○多治比貞岑 【平城實錄】曰、貞觀十六年十一月九日甲午、散位從四位下多治比真人貞岑卒、貞岑者右京人也、齋衡天安十年授從四位下遷爲伊勢守、不之任、

○物部泰實 按、正和四年之舊案に、伊雜御浦惣檢狹左衛門尉物部泰實、

○的屋美作守 按、後小松帝應永卅二年の繪旨に云々。相傳ふ、伊雜宮の神宮たりしが、享祿年間賊徒に逼れて自殺す。古碑文に云、享祿四年辛卯十月、伊雜九郷、小祠を建て其靈を祀る。天文年中其子四人、亂を避て伊雜宮の神躰及祭具・寶器・古文書を携へ、勢州安濃郡神戶村に隠る、長子は僧となりて寶池房、元正十六、と號し、津の府下にて高田の道場を開く、今の本徳寺是なり、二

男は藤方の押領使奥山右近か子となり、三男は半田村に住し、四男僧となり神戸に住し道場を建る。古書・文書、正保年中伊雜九ヶ郷の需に因て本宮へ返し與ふ、其謝報として今に至て寺用の米及び薪を本徳寺に送る。

女流

○家原音那連 【續日本紀】曰、元明天皇和銅五年九月己巳詔曰故左大臣正二位多治比真人島之妻、家原音那、贈右大臣從二位大伴宿禰御行之妻、紀朝臣音那、並以夫存之日、相勸爲國之道夫亡之後、固守同墳之意、朕思彼貞節、感歎之深、宜此二人各賜邑五十戸、其家原音那加賜連姓、磯禪師 按、義經妾靜御前の母なり。

流寓

○義良親王 【神皇正統記】曰、義良親王七月末つかた、伊勢に越させ給ひて、神宮に事のよしを啓して御船のよそひし、五月のはしめ、ともつなをとかれしに、十日頃のことや、上總の地ちかくより、空の氣しきおとろくして、海上あらくなりしかは、又伊豆の崎といふ方にたよはれ侍りしに、いと、波風おひたしくなりてあまたの船、行かたしらす侍りけるに、御子の御船は、さばかりなく伊勢の海につかせ給ふ。【新葉和歌集】曰、延元三年秋、後村上院かさねて陸奥の國へ下らせましけるに、い

く程なく、御舟、伊勢國篠島といふ所へつきたるよし聞しかは、勅使としてまいりたりけるに、此たひ大風なめなからずして、御供なりける舟とも、おほくそんしけるを、同し風のまきれに、御舟手は、ことゆへなく此國へしもつかせ給ふ事、しかしなから大神宮の御はからひたるよし、神つかさともよろこひ申けり、やかて此よし奏し侍りける。次に、僧正頼意

神風や御舟よすらん沖つ波、たのみをかけしいせの濱へに【南朝起傳】云、延元三年八月十七日勢州下向の官輩ども、綱を解て東國へ出船し、九月十一日東國下向の船をも、伊豆の三島の里に吹返す。○【信濃宮傳】云、延元三年九月、宮は東國へ御下向あるべきとて、伊勢より御舟を出しけり。海中にて風あらく、御船も、こゝに吹つけられさせましける。陸奥大守の御船は、伊勢國篠島といふ所へ吹還し奉りしかば、芳野に歸らせましけるが、幾程なく帝位を踐せ給ひける、後村上院是也。○【太平記】云、伊勢の大みなとにあつまりて、船をそろへ、風を待けるに、九月十二日の宵より、風やみ雲收て、海上殊に静りたりければ、舟人籠をとりて、萬里の雲に帆を飛す。兵船五百餘艘、宮の御座船を中たてて、遠江の天龍なだを過ける時に、海風俄に吹あれて、津々浦々へたじよひ、宮の召れたる御舟一艘、光明赫奕たる日輪、船先に現してみへけるが、風俄に取て返し、伊勢國神風濱へ吹もどりし給ぬることあり。

按、篠島は野島ならびて本國の海域なり。引書皆伊勢とするものは、本伊勢の分域なればさもあるべし。

三國地志卷之九十一 終

三國地志卷之九十二

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國

公案

○八幡宮所藏 奉寄進勢州阿濃津
○八幡神宮之 銀子拾貫目也、

右意趣者、年々祭禮無懈怠、連續而幾久、爲可令執行也仍以此銀子、借與津町人之家家、集其利分、毎年八月懇懃可相勤焉、縱雖凶年不可減之、以前七日遷神輿於旅社、往還可累蹟、事成之時、還寶幣於本宮、諸人可供奉之者也、

從四位伊賀侍從
寬永十一乙亥十一月十七日 藤堂氏高次御判

昌泉院別當御房 神主

奉寄附勢州阿濃郡

○八幡神社、
高三百石、在一志郡垂水藤方兩村之中、

内百五拾石、

百五拾石之内、

社僧内、 貳拾貳石五斗 御供田、
三拾七石五斗 修理田、
四拾五石、 神主 宮崎丹後守
百五石、 禰宜 七人
神子 三人

右神主領者、爲相定御供宮社修造、年々祭禮之貢物、且又所願國家安全、武運長久、毎日勵懇祈、可抽丹誠也、仍寄進之狀如件、

藤堂伊賀侍從
寬永第廿一甲申十五日 藤原朝臣高次御判

昌泉院法印御房 神主

寄附勢州阿濃郡
○八幡宮社領事、

高合三百石、在一志郡垂水藤瀉兩村中

内 別當
百五拾石、 御供料、
貳拾貳石五斗、 宮殿修理料、
内 三拾七石五斗、 神主
四拾五石、 禰宜七人、
百五石、 神子三人、

右任寬永廿一年十二月十五日、寬文十年十二月十五日、寶

永元年四月朔日、寶永八年三月十五日、享保十六年十月十八日先例之旨、全社納、彌國家平安、武運長久之祈禱、不可有懈怠者也、仍如件、

元文二丁巳年八月七日 御名 御判 別當坊 神主

八幡宮修理料三拾七石五斗者、年々別納之、別當役人共令相符、小破之時致沙汰、可加修理者也、

元文二丁巳八月七日 御名御判

○塔世 四天王寺所藏 寄附勢州阿濃郡塔世山四天王寺領事 高百石、在下部田村中

右任明曆二年四月十日、寬文十年十二月十五日、寶永元年四月朔日、寶永八年三月十五日、享保十六年十月十八日先例之旨、全收納不可有相違者也、仍如件、

元文二丁巳年八月七日 御名 御判

○古川正覺寺所藏、 勢州阿濃郡古川正覺寺境內之內、并寺外之畠地子之事、

高四石五斗八合也、(任脫方)右寬文十二年閏六月廿五日、寶永元年四月朔日、寶永八年三月十五日、享保十六年十月十八日先判之旨、爲寺相續令免許之狀如件、

元文二丁巳年八月七日 御名 御判

○賜津町免書、

勢州阿濃津町分地子免許之事

一高百五拾七石零貳升九合 高町分
一高三拾七石貳斗九升七合 濱井築地分
一高拾七石壹斗五升四合 伊豫町分

右合貳百拾壹石四斗升之所、如先規令免許者也、在岩田町中

元文二丁巳年八月七日 御名御判 津町 伊豫町中

○賜八幡町免書

八幡町請役之事

如先規令免許者也、 元文二丁巳年八月七日 御名御判

○久保村觀慶寺所藏

勢州阿濃郡片田郷久保村觀慶寺境內地所之事

高四斗壹升六合也、

右任寬文十三年二月廿三日、寶永元年四月朔日、寶永八年三月十五日、享保十六年十月十八日先判之旨、爲相續令免許之狀如件、

元文二丁巳年八月七日 御名 御判

○中萬村一乘寺所藏

寄附勢州飯野郡中萬村一乘寺事、

高拾五石、

右任寶永七年閏八月十五日、享保十六年十月十八日先判之旨、爲祈禱料令寄附之事、全收納、國家安穩、武運長久可抽丹誠者也、

元文二丁巳年八月七日 御名御判 一乘寺

○香良州社造營料寄附書

覺

一六年前丑年開發之新畑境目、綿密に相改、法之通令檢地、高附之帳面可差出候、見届之印形可加印候、此新畑畝數有限定米數今度達御聞候上、香洲社遷宮造

營之節、入用之内江令扶助候間、難有奉存水早々無略、當年年初、每年米拾俵宛但四斗入俵にして相納之、年番之大庄屋江相渡可申候、

右之米年番之大庄屋預備付每暮勘定之帳面可差出候、見面可下候間、次之年番大庄屋江引渡、尤右備付米故障之儀有之候者、借し付候年番之者可爲越度候間、遲滞無之様に重而念入可申候、右之通永々相違有之間敷候也、

寬延三庚午三月十八日

權八郎印

孫兵衛印

傳兵衛印

三郎兵衛印

惣大庄屋共 香良洲神主 今井縫殿 一志郡矢野村 庄屋

年寄共

○兩機殿寄附書

口上之覺

一兩機殿之由緒是迄 殿様御存知茂無之候處、此度被開召候得者、大神宮大切之祭禮、久々斷絶之處、廿年餘以前、内宮之長官廣

之志ニ而、形斗之再興之由尤に被思召候、依之高三十石を、兩機殿江寄附被仰付候、自今彌右之祭禮をこたらず可相勤候事、

一右之高三拾石は、定四つ成に而追而新開申付、地面にて可相渡候、新地之間三十俵之定米に而、作人無之候て不足之分は、御藏より足し可相渡候、後々定米三十俵より候は、兩機殿之餘慶たるべく候、充當年は全く御藏より可相渡候事、
右之通、兩機殿之神部江可申渡候、尤、兩機殿之村支配之大庄屋精に入候而、永々斷絶無之様に執持申候也、
享保六年丑正月十三日 西川伊左衛門 塚田勘八 次知彦之丞 朱雀頼母 奥田清十郎殿 間宮善左衛門殿

○外宮神納寄附狀

寄附之事、
高三百石、
内 貳百石、
勢州阿濃郡 納所村之内 伊勢藏米 百石、

右 神納任先例令寄進訖、國家平安、武運長久之祈念、彌所仰也、仍寄附狀如件、
御名 寬保三癸亥年十一月十二日 御判 上部大藏殿

○内宮御供米寄附狀

一籠令啓達候、今度御自分儀家督被致相續候に付、從先規和泉守被相贈候通、御供米不相替高九拾八石貳斗六升九合被饋之候間、左様御意得可有之候、右之趣爲可申述如此候、恐々謹言、
延享三 三月十六日 家老共判 藤堂仁右衛門判 繪垣縫藏殿

○賜田丸故城番案

一 半右衛門七百石之知行役代官ニ相加はり可在候事、
一 田丸付侍共城中外かは番等明家令判符、留主火用心堅可申付事、
一如法度他所他郷へ不可出指、當用所候者、半右衛門藤兵衛殿左衛門申談、切手を取可申事、
一 武具さし物已下用意、不斷等不可致油斷之事、

一弓鐵炮其好形ニ可致稽古事

一 鍵一筋念を入こしらへ持可申候、但二間半よりみちかく候は、役之内へ不可入の事、

一 くるしま衆は雅樂代官所へ相越、三月朔日より舟に石つみて用意可仕候、此方よりも奉行可遣事但し普請者可加事

一 ふちかたとり兩人、口々門番可申付之事、

一 鐵炮百挺、但小道具、遣候事、

一 長柄筋遣候事、但し三色ハ本丸、可入置事、

一 玉藥遣候事、但し三色ハ本丸、可入置事、

一 一人之奉公人之事、但前給壹人ニ付三、石都合八石之事、

一 田丸付奉公人、他所へ出候儀停止之事、

一 半右衛門手荷物成なり次第、金銀にて拂可申事、

一 江戸へ兵糧遣候うんちん舟にて渡海可申付候事、
以上
元和三 十一月吉日 和泉御判

一本丸

一二之丸

一門わき共

南部藤兵衛 藤堂太郎左衛門 加納藤左衛門 赤林助藏 來島衆

相殘分一日一夜づ、番替に可仕候、

本丸 一番

同 二番

同 三番

藤堂大藏 正田兵左衛門 森八藏 齋藤茂左衛門 荒川次左衛門 佐藤安兵衛 坂崎彦太夫 大野角兵衛 杉谷猪兵衛 大山助左衛門 山田茂兵衛 續木助三郎 横田勘左衛門 横井四郎右衛門 豊島五兵衛 佐治三左衛門 松本宅藏

右本丸江一日一夜替ニ可相詰候、

一堀より内番火用心可申付候、其外は家をたみ置可申候、よき家に御番を置可申候事、

一田丸つめ夫々ふちかた、一日ニ五合づゝとらせ可申候事、

一掃除場主三人ニ、ふちかたとらせ可申候事、

一入木入炭、加年ニ仕可申候事、

一竹時分きり候てよく候はゞ是又きらせ、城の内ニつませ置可申候事、

一町奉行火用心之儀、半右衛門念入可申付候事、

一其他之番に置目法度之儀、半右衛門藤兵衛藤左衛門兩三人相談仕倉入可申候、其他番衆にも、兩三人次第に可仕候、みたりの儀には曲事に可申付候者也、

元和三年十月十六日 御印

覺

一千石之米念入、順風次第よき舟頭申談可相越候事、

一其許所務等彌可入念候、金銀にて納候者有之候津之城へ遣してうけとりを取置可申候事、

一其許の留守居之者共、法度みたれに無之様可入念候自然不相届候には、其方可爲曲事之間、急度可申越候事、

儀、橋本兵左衛門藤堂太夫方被申爲候處、早速見事ニ出来、其方別而精入候由、兵左衛門物語にて、御満足不過之候、疾以書狀可申入不取隙候付而只今如此候恐々、

十一月廿三日

長監物 信直判

釜屋 越後殿

急度申遣候、

一此度鑄候而越候ごとくなる、くろ木ゆひたる釜、大ききさ少も不違一ツ鑄たて、急爲持可被越候、此釜は我等持料にて候間可入念旨可申付候、

一此夏伊賀へ鑄候而越候釜、かこのもんくはんつきにつはめ、ふたに菊の紋候へば、此ごとくに今一ツ鑄させ可被越候、

一其方又もうよきを貳拾いさせ、以上貳十二之分、出来次第に奉行共に申付、爲持可罷越し候、

一先日之内くろ木のかま一つ、はすの葉の釜一つ、昨日上様江上候へば、一段御譽被成候、時日去年以來初之御數寄出候、兩大納言殿中納言殿御客にて、我等上げ候釜、則被成御懸、御數寄に出候、右之旨釜屋共に可被申、彌以來之かま入念可仕旨可被申候、かしこ、

大學

候事、

一此暮ニはいつものごとく、藏奉行可遣候間、可得其意候事、

一留守火用心番等、法度以下油斷有間敷候者也、

十二月朔日

御判

馬淵 半右衛門

○津鑄工所藏之案

尙々委細は小権兵衛殿より御申大石火矢四五挺爰元にて鑄申候、其談合可致候間、急可有之候いそぎ可被越候以上

此方へ御越候様尤に思候かしこ

八月十九日

藤采女正 正次判

鑄師 越後殿

尙々傳馬之儀も奉行衆へ申入候間、急々可被參候以上、態申遣候、此方石火夫鑄も、用意何れも相調候間待申候、爲其態飛脚遣候者也、

霜月三日

藤采女 正次判

か満屋 越後殿

貴殿鑄被申候釜の内、くろ木の釜、はす葉の釜、今度上様へ御上り被成候處、御機嫌能前之釜にて御數寄出候、其方冥加に被叶興存候、其外御年寄衆へも、釜一つ宛御もらる被成候、將又津村八幡宮等寄進候金燈爐調候

十一月廿三日

藤堂仁右衛門殿

右は御書之うつしにて候、本紙を可遣候へども、追而書御用之儀被仰下候間、不能其儀候、かしこ、

仁右衛門

十二月三日

高庸判

釜屋越後殿

尙々釜屋組合に五人ふち、越後に五人ふち、來月毎月に相渡候、此旨可申開き候也

釜もたせ越無事ニ相着候、一段と手きはもよく候、仍先日もたせ越彼十三之釜之内ニ、越後鑄候而越候柴垣の釜、模様よく候へる間、先日のに少も違無之様に、入念鑄立可申旨可申付候、やがて我等も可歸候間、鑄立候はゞ其方ニ置、我等其元へ歸候はゞ、上々様ニと可申付候也、

大學

七月十九日

御判

百々太郎兵衛殿

井上十右衛門殿

爲御念申入候、其許に居候、

簽や勘兵衛
簽や喜左衛門

右兩人に今度少將様御簽被仰付候處に、能出來仕、御
機嫌ニ思召候、就夫兩人之簽屋に御扶持方五人扶持づ
つ被遣候様ニと、

少將様和泉様へ御定被成候ニ付別五人扶持づ、當三月
被下候間右御意之趣を勘兵衛喜左衛門能々爲申聞候
様ニと御意ニ御座候間可被仰渡候

一少將様御意被成候所ニ兩人の簽屋ニは懇ニ而御扶持
方被下候儀ニ候間、染井江勘兵衛、喜左衛門方今度
少將様御用之簽被仰付 御意ニ被爲入候ニ付御懇之儀
ニて御ふち方五人ふちづ、被下候旨和泉様被仰付難有
奉存候段能御禮申上可然存候間此旨兩人ニ可被仰付候
爰元別條無御座候、恐惶謹言、

三月十四日

服部 織部

藤堂仁右衛門様

藤堂四郎右衛門

米村安左衛門様

小川五郎兵衛様

三國地志卷之九十二終

三國地志卷之九十三

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國舊案

桑名郡

○本多忠政舊案

春日社之事

三拾石者、

右如件、

元和二年九月十一日

神主殿

小山内、

本多美濃守忠政在判

春日社領之事

一 貳拾石者、

右如件、

元和二年九月十一日

神主殿

法上内、

本多美濃守忠政在判

按、以上春日社に藏む、

多度社領事

一 拾五石者、

右如件、

元和二年九月十一日

神主殿

本多美濃守忠政在判

小山内、

田戸社領之事

一 拾五石者、

右令寄進者也、

亥正月十七日

禰宜衆

本多美濃守忠政花押

東法上村内、

多戸權現領之事

田畠合貳町三^三者、任先規被寄附畢、全可有修納、并四至
傍示之内、山林竹木不可有他妨者也、仍執達如件、

寬永十二年

十一月廿一日

神主 右衛門太夫殿

右馬太夫殿

按、以上多度社に藏む、

○建武三年院宣

大雲寺同寺領攝津國萱野庄、山城國大上田、近江國朱雀

院田山城脇庄、並美濃國志津野庄、攝津國正木庄、同國
福富庄、伊勢國野氏庄、近江國犬山上位田、大和國琴引
別府、幡摩國鞍位庄、御知行不可有相違之由、院宣所
候也、仍言上如件、

建武三年九月三日

隆蔭

進上實相院僧正御房

按、門跡譜に出たり

○永正廳宣

廳宣 大福田寺、

可早 任廳裁之趣、守本式之旨事、

右當寺者、自往古 公武之御祈、神佛之法樂、殊勝最上
之勤厚所也、任先例、當宮神官之成敗之外、他競望不可
有之、云 勅願寺、云 神宮寺、於後代自然至寺門寺務、
令成煩筆者、叡慮神鑑甚不可然歟、於住僧等者、堅守往
昔之法度、彌勵當時之精祈、更不可違犯之狀、所宣
如件、以宣、

永正九年十一月日

禰宜荒木田神主判

守則

禰宜荒木田神主判

守晨

禰宜荒木田神主判

守兼

禰宜荒木田神主判

守武(氏力)

禰宜荒木田神主判 守幸
 禰宜荒木田神主判 守保
 禰宜荒木田神主判 氏秀
 禰宜荒木田神主判 守直
 禰宜荒木田神主判 經長
 禰宜荒木田神主判 守恒

○春宮權大進舊案

伊勢國大福田寺領、并檀那實澄所帶、桑名猪名郡朝明三重四ヶ郡內散在田畠事、向後停止甲乙人等濫妨、可全知行之由、所被仰下之狀如件、

十二月廿九日

春宮權大進判

入信上人御房

依本願願上人所望

令清書者也、

亞槐拾遺臣判

○文龜元年勸進狀

勸進門叔顯敬白、

請特蒙十方檀越御助成、造立勢州桑名郡神戶鄉大福田寺、并本尊、祈天下泰平、國土豐饒、朝儀安全、諸氏快樂之狀、

夫以此寺後宇多院御宇、額田部實澄、於大神宮依神

託、受戒忍性菩薩共所草創之也、尋彼實澄之先祖、神戶關發領主曰門鎌之人也、神明五十鈴川御鎮座之初、忝受神勅而被補社職以來、迄實澄果代不易神職也、繇此視之、神明垂迹之初、遷于糞祖門鎌袂、和光同塵之今、宿千苗裔實澄之首、故以此寺、專為神宮寺之旨在于之、故等持寺贈大相國閣下、尊其靈驗、加福田寺以大字、是一寺之規模、末代之美目者也、又忍性菩薩者、東關極樂寺開基、南都四大寺與正菩薩之長弟、輪光長照身、更不知闇夜、慈雲常掩他、曾不辨勞贏、是文珠大士之化身云々、師檀俱應化應用之權者、故磨佛閣者、招往來衆生結緣、飭僧坊者、集勸學衆徒和合、本尊者安四十八願之教主阿彌陀如來、這是以不捨一念稱名之功用、證得九品淨域之往詣也、將五重塔婆者、五陰之穢身、即五分法身、父母所生五大者、不出凡等五字、殖種子於凡下、一念則成尊形於六大無礙、故眞言得果、即身成佛、云是以五智如來為本尊、其外三平等之護摩堂、三密瑜珈之加持、不退勤行之道場、雖異于他、去明應庚午冬、凶賊起郡中伽藍為城郭、放猛火堂舍、本尊忽成灰燼焉、即是疑却盡之時至乎、斯雖無雙之蹤跡、四壁荒馬牛群、七堂絕狸奴爭、未曾得結草之便、空土而送星霜而已、爰小僧叔顯、一夕蒙不思儀靈瑞、故抽無二之丹心、以扣貴賤之

永祿十年四月十八日

右兵衛尉判

按、以上大福田寺に藏む、

民部 判

員辨郡

○織田信長制札

禁制

昭光寺

一當手軍勢甲乙人等亂入狼藉事、

一放火事、

一刈取田畠作毛事、

右條々堅令停止訖、若此旨於違背之族者、速可處嚴科者也、仍如件、

天正十二年八月十三日

○織田信雄舊案

石橋之内本知行無相違申付候、猶忠節次第可令扶助之狀如件、

天正十二年三月十五日

信雄在判

昭光寺

按、以上昭光寺に藏む、

○足利義教舊案

伊勢國宇賀庄、為朝拜領之地候、仍申付候也、可令管領候謹言、

○永祿十年禁制書

禁制 大福田寺 良榮

一軍勢甲乙人濫妨狼藉事、

一陣取事、付放火事、

一至寺領等違亂事、

右條々萬一於違犯之輩者、早可被處嚴科者也、仍而下知如件、

門戶、入男女屋舍、寫金泥法華之一字、欲備造佛之直、償巧工之功者也、不聆哉法華之妙理者、第一希有難解之法、而容作賤人、則繼如來長者跡、三權衣裡之寶珠、即開會法王髻中眞珠、迷悟不二、而五十展轉功德、尙越餘經、須史聞之得益、正成究竟意云々、又堂塔起造功力雖多之、阿含經舉十種之勝利、其略云、第一六十劫間得天王位、乃至第十成大菩提云々、蓋論奉加多少、阿育大王雖以一膽部州拋、三寶僧未重之、貧賤妾女以五錢燈油挑、三菩提未輕之、只因信之厚薄、然則無差弊服垢衣、莫輕破鏡寸鐵、伏乞十方諸檀、令此願望勤力佛像成就、堂塔落成、現世者須達月蓋并闍、子孫繁昌、而齡保萬萬歲、當來者觀音勢至同臺、自受法樂、而命究兆兆却、何有疑哉、仍勸進之旨趣大都以如斯、敬白、

文龜元年七月日

勸進沙門叔顯敬白

七月五日

尊勝院僧正御房

按、東大寺寶藏にあり、

朝明郡

○北畠具教舊案

就今度赤堀濱田取相、赤堀江合力之由、一段祝着候、先以無爲候由候、自然於智儀者、彌入魂可爲本望候、猶總州申候也、

七月廿六日

在判

茂福とのへ

○丹羽氏次舊案

一大樹寺居住之事、

一山林竹木之事、

右旨無諸役令寄進者也、仍免許如件、

天正十五年丁亥卯月十九日

保々

大樹寺

○一柳右近舊案

一當寺中居屋敷之事、

一山林竹木之事、

一樹木之事、附藥蓮

丹羽勘助

氏次在判

(花押)

右旨無諸役令寄進者也、仍免許件、

天正十九年八月日

一柳右近在判

保々大樹寺

按、以上大樹寺に藏む、

三重郡

○足利義持舊案

寄附

東大寺八幡宮、

伊勢國三重郡同福藤河尻米守南等事、

右所寄附當宮也、早於奉行職者、尊勝院僧正可被致沙汰之狀如件、

應永卅二年十月四日

菩薩戒弟子(花押)

按、南都東大寺寶藏にあり、

河曲郡

○足利義滿舊案

伊勢國中號并須賀村事、可被領知之狀如件、

康曆元年六月二日

高勝院大夫僧都御房

按、東大寺寶藏にあり、

○北畠具教舊案

從桑名當國江綿在商賣に罷越面々、玉垣次郎右衛門い

按、稻生村民家に藏む、

○古田家舊案

爲御定申遣蠶子種賣買之事拾人に申付候、就是爲年貢綿三百目作五抱宛、古田兵部殿へ可運上、右之衆之外者可爲此衆次第、能々可申付者也、

伊藤 三助

早川 惣左衛門

同 孫右衛門

同 九左衛門

志賀與三左衛門

前川 作兵衛

鈴木 藤左衛門

玉柳 新一郎

同 與 三

高松 源 内

以上

慶長八年霜月十一日

古田助左衛門在判

鈴鹿郡

○羽柴秀吉制書

禁制 伊勢國大窪郷

一當年軍勢甲乙人亂妨狼籍之事、

かりかは新次新右衛門御扶持人被召置候關東之儀不可有別儀候定仲音信於無相違候、代官等迄別儀有間敷由可被申聞 所也、恐々謹言、

永祿十六月九日

在判

眞柄宮内承殿

○蒲生氏郷舊案

蠶子種賣買之事十人に申付候、就是爲年貢綿毎年百目作拾抱つ、可運上、右之衆之外可爲此衆次第、克々可申付候也、

伊藤 六助

早川 惣左衛門

同 吉右衛門

同 九左衛門

七り新四郎

前川 佐兵衛

鈴木 藤左衛門

玉柳 新次郎

同 與 三

高松 源 内

以上

天正十五二月廿三日

蒲生飛彈守在判

一放火之事、
一對地下人不謂族申懸事、
右條々堅令停止候、若出違犯輩者、速可處嚴科者也、
仍下知如件、

天正十一年二月日

筑前守在判

○岡本良勝舊案

今度黒田次助申付開申野田村、諸役令免境候、隣郷之
草野年より及次第取可申者也、

天正十八二月三日

岡本下野守良勝在判

○本多俊次舊案

八幡宮御供田下田壹反歩者、右如先規之令寄附候、神
主存其趣、武運長久之祈念可抽丹誠候、當地拜領之内
不可有相違者也、

寛永拾四年極月十二日

在判

井船村神主

接、井船村に藏む、

○正元元年舊案

永奉寄進石上寺新熊野權現、不斷御油島并荒野等事、

合壹所者在所萩野、

四至限東大道、限南矢知河、限西堀越、限北赤坂荒生、

右件島地者、關東御祈所石上寺權現不斷御燈油島寄附
之、且爲武運長久、庄民安全、庄家宜承知、敢勿違失
仍寄進之狀如件、

正元元年六月日

按、和田村石上寺に藏む、

○貞和四年古文書

右大辨宰相藤長與右大臣家政所、相論伊勢國和田庄
事

右件庄事、右大辨宰相、捧保元(成ヲ)年八月十一日權右中
辨光房朝臣、寄進皇嘉門院之狀、同年八月十六日法
性寺關白家政所下文、十一月七日付仁安月輪關白家請
文、同政所下文、十一月十五日付仁安皇太后令旨弘安
正和正慶院宣、元弘三年七月五日給旨、同年九月廿日
九條前關白家御教書、建武三年安堵勅裁等、長祖光房
朝臣募御勢、爲全子孫相傳、令奉寄皇嘉門院御領、至
頂所職者、數代領掌無相違候處、以本家之號、無故收
公、無其謂之由訴申候、剩右大臣家政所、備十二月十
八日付治承後法性寺關白家御教書、吉田大納言經房請
文、延慶二年四月日後宇多院勅書、同年九月五日吉田
内大臣定房狀、入道中納言隆長度々書狀、十一月一日
竹中入道左大臣家狀、元亨元年禪定殿下政所下文以下

當庄代々家禮奉公人所令知行也、仍入道中納言隆長卿
覽望候時、後宇多院勅書分明之上、致本所奉公可令知行
之田、彼卿度々書狀載而炳焉、何向背本所、不及家禮
號傳、企濫訴候條、不可然之旨相爭哉、爰如保延元年
關白家下文者、光房本のま寄被親父故左大辨卿、自備前
守忠盛之手所傳領之子細、見畢平次文書、敢無牢籠、而
國司寄事於左右、動以收公、今爲募御盛所奉寄之、永
以子々孫爲預處、進上御年貢、早任光房寄文爲御領、
可停止國司妨云々、不被載家禮文章、光房朝臣爲領所、
可相傳領掌之趣也、隨而吉田大納言經房於月輪關白家
不致禮、當庄雖及違亂、申披子細、經相傳成給下文畢
且文珠女尼尊道等、不及家禮令領知云々、而如後宇多
院勅書、内大臣定房狀、並入道中納言隆長度々書狀者、
致本所奉公、可安堵當庄之趣、雖有所見、至入道中納
言子孫、可致相續奉公之條、支證不分明之上、就保延
下文、不依家禮奉公、全本家役、可致領掌之旨、右大
辨宰相所愁申、似難致破弁矣、此上事須在時議下、仍
言上如件、

貞和四年正月廿四日

左衛門少尉坂上大宿禰明宗
主稅助中原朝臣章世

按、園大曆に出たり、

○本多俊次舊案

四石壹斗者、本高、

貳石壹斗一升九合者、

寅の年に檢地出目、

二口合六石貳斗壹升九合、

右令寄附候意趣者、景清建立之不動安産之間、勤行以
下并武運長久之祈念、不可有怠慢候、當地拜領之内、
相違有間敷候也、仍如件、

慶安三年庚寅七月八日

不動寺

○石川昌勝舊案

伊勢國鈴鹿郡邊法寺村不動院寺領、
上田壹段三畝九步、

高貳石四升六合五夕

中田八畝三步

高壹石九升三合五夕

下田五畝貳拾七步

高六斗七升八合五夕

上田壹段九畝六步

高貳石四斗五夕

都合六石貳斗壹升九合

右任先規之例令寄附畢者、自今以後持僧等、寺役勤行

以下不可有怠慢候也、仍狀如件、

慶安四季九月吉辰石川主殿外從五位下源昌勝(花押)

○板倉重常舊案

勢州鈴鹿郡邊法寺村不動院領、

上田壹反三畝九步

中田八畝三步

下田五畝貳拾七步

上畑壹反九畝六步

如先規當所拜領之内、令寄附之訖、全寺納不可有相違者也、

寛文拾年戌三月廿八日

隱岐守在判

不動院

按、以上不動院に藏む、

○關宗一關一豐舊案

すい光いんのしたがき、

御ことわりのとをり心へ候べく候

天正十七月四月廿一日

せき右兵衛尉在判

大かた殿まいる

もりまさいはしよにつけ候はんとて、わがみはいとく申候ふん、八石壹斗五升七合、このふんにてもこれをまつだひまで、さういなきやうにてらに御取たて候へく候、さやう候へば、まんさうくしよろづのしはいおち地とうまで、御めんきよ候て候べく候、さやうも候ば、たねもりわがみのいはいをも、一所にたておき、そのしるしをつゞけ申たく候、

天正十七月三月廿二日

このおもて御ふんべつしてあそはし候て、有やうたのみ入候べく候めでたくかして、

又こゝに二所はいとく申し、これは参り候はず候、按、瑞光寺に藏む、

○織田民部舊案

定

一武士商人惣而駄賃のうわまい、壹駄に付柘植へ六文

關地藏へ五文、間屋可取事、

附場錢は商人と相對たるべき也、

一何荷物によらず、間屋ニ而つけおろし仕改申べし、

若狹の輩有之者曲事可申付事、

一馬觸有之時者、晝夜風雨によらず、馬を可出、令油

斷は、馬持て爲越度事、

右可相聞此旨者也、

慶長十一年午二月六日

織田民部

附

伊勢國朝明郡洪恩寺雜掌文明十五七十二

同郡内豐田庄内宇佐美新右衛門入道門阿名田を、朝倉

下野入道令買得、當寺仁寄附已來卅年當知行之帶度々

御下知、康正三六廿一、清泉太夫判官文明四十二廿五飯加領肥之處、

周慶僧

號門阿親彰違亂云々、

按、清泉ハ清和泉守貞秀、大夫判官は清式部大夫元定

歟、飯加ハ飯尾加賀守爲信なり、

土岐肥田信濃入道吉直文明十九十七

北野賣持房領伊勢國三重郡北河尻事、帶于續證文、去長祿二年買得相傳之處、河尻將監并北野楊林院押妨云々、

長谷川彦右衛門尉定弘申狀文明五九十九

勢州益田庄桑名之内、左近兵衛左衛門商賣料足錢百九

十五貫文事、號先年徳政無尤候、不加利平候上は、更

不可及其儀、不日可賣渡由、御代官方へ奉出之事、

小林新左衛門尉家次文明六五十五

伊勢國參宮海道清水橋或號森橋、賃事、高木同知行之、先手

代官職事就契約、借與要脚事催促之處、如元代官職可

契約之由、彼橋賃在所長野知行方也、阿波方へ可申請

御奉書之由に候、

右異本親元日記に出る、

三國地志卷之九十四

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國 舊案

菴藝郡

○度會神主貞松舊案

一權禰宜度會神主文通貞松等謹言上、
欲早任先規傍例、且依代々地頭方寄進狀、預御與判
全以下領、被備進有限 二宮御油間事、
副進

一卷代々地頭寄進狀案、

右於伊勢國安藝郡栗真庄黑田郷千王名内福久者、代
々地頭被奉寄 二宮御油料所之間、口入交通貞松等、
致以印領令徵納有限神稅等、爲兩宮御油料、以每年
三貫文代錢、無懈怠爲口入所沙汰、可令修進之、長
官御方此外更不可有他煩者也、仍守傍例、且任地頭
寄進狀等且御與判、修末代龜鏡、彌令知行、爲專地下
安堵、泰平祈禱、言上如件、以解、
康安元年辛酉十月七日口入所權禰宜度會神主貞松判

文通判

判

就寄進狀等、檢案内以如此神領、彌爲奉仰 神威、重奉
寂之條、先規多有之上者、早任申請旨、口入人文通貞松
等致管領、至有限御油料錢者、無懈怠可修進、寄文三通
加判、一通者留之、二通返之、仍爲末代龜鏡、與判如件、
禰宜度會神主判
按、神領給人引付に載す、

○足利義持舊案

寄附

東大寺八幡宮、

伊勢國安藝郡德末名、同郡司職田、鈴鹿郡北職
田、並中臣^{號河}須賀村事、

右所寄附當國也、於奉行職者、尊乘院僧正光經、可被
致沙汰之狀如件、

應永卅一年七月十六日

菩薩戒弟子(花押)

○足利義政舊案

伊勢國德末七箇所事、所返付東大寺八幡宮領也、於奉
行職者、如元可致其沙汰之狀如件、

文明元年十月十八日

(花押)

按、以上南都寺寶藏にあり、
南都尊勝院

○尼覺信舊案

右このしきは、けんほうのかひとりしのそはう御ゑ
ひを阿んち被申候なりかなしみあるによりて、あまに
あづけをき申なり、しからばたとひかくしんかしそん、
なかくしやんにほうかう申候とも、たかたの義をそ
むき候者、ふこうたるべく候、のちのよのために、一
筆かきまいらせ候、あなかしこ、
けんち三ねん十一月七日 あまかくしん判
しんらん上人のいなかの御でしたちのみなかへ

○覺如舊案

右當寺者顯智法師爲報恩謝德令勸進、親鸞上人御門弟
等、以院宣並公書令修造處也、爾は前後に末代、隆爲
子孫令相傳管領輩、不可違犯彼義也、爲後日證文如件、
正安四年壬寅二月廿二日 覺如在判
阿彌陀寺專空御房

○慶純舊案

下野國大内庄高田專修寺之事、爲一向專修念佛道場之
本寺、自性古至于今、更村法流無錯謬義之由申被上、
下山候之間、任憲法之沙汰、村役門徒申者、混亂無碍
光懸類、不可有其退治者也、仍而衆義之狀如件、
寛正六年七月二日 慶純在判

○後土御門帝繪旨

下野國專修寺門流之事、任先規不可有相違之由、天氣
所候也、仍而執連如件、

文明九年六月九日

右中少

同

當寺事爲 御祈願所、可奉祈天下安全國家泰平之由、

天氣所候也、悉之御狀、

文明十年三月十二日

左少辨

專修寺眞惠上人御房

○正親町帝繪旨

下野國高田專修寺住持職之事、
如先候相續義勿論候、然は諸國之末寺諸門徒事、任關
白下知之旨、如往古不可有相違候、別而越前國勝慢寺
專光寺、西光寺、專西寺、三川國明眼寺等、可致進退
之由、

天氣所候也、仍而執啓如件、

天正十三年七月十三日

右中辨

高田專修寺住持堯眞僧正御房

仰

寛永十五年
十二月三日

伊勢の國せんじゆ寺より、しろかね二百兩しん上候お
もしろくをほしめし候、まづ寺の事も、めでたくをほ

しめし候よし、よく御こゝろへ候て、つたへられ候べく、此よし心へ候て申へく候、かしこ、くわんじゆ寺どのへ

○豊太閤制教

禁制

一方田無量壽寺

一當手軍勢甲乙人等亂入狼藉之事、

一陣取放火之事、

一伐採竹木事、

右條々堅令停止畢、若於違背之輩者、速可處嚴科者也、仍而下知如件、

天正十二年五月三日

同

條々

一下野國高田專修寺住持職之事、任御 繪旨、諸國末寺諸門徒、如先ニ不可有相違事、

一當寺内并門前、不可剪採竹木之事ニ付陣取停止之事、

一對寺家門前、非分族不可申懸事、

右定置所、若於違犯輩者、可處嚴科者也、仍而下知如件、

天正十二年六月廿六日

秀吉

專修寺御門跡

按、以上専門の寶藏ニあり、

○某舊案

栗真庄白子觀音寺領事、依爲

勅願寺、所就成 繪旨也、彼寺領無相違之候様、堅可申付之由、對五人傳奏被仰出候也、恐々謹言、

八月二日

勸修寺

甘露寺

庭田寺

中庭山

三條

○女房奉書

としくのくらしにも、御くわんしゆねんしせいほのうつりて、めてたくいく久しくうつり候はんすと、めてたく思ひまへらせ候、このよし御心え候て、つたへられ候べく候

貞興文書

爲年甫祝儀、卷數一同贈給候、誠慶儀喜悅至候、猶古市修理を可令申候、恐々謹言、

正月十一日

觀音寺 年行事 御返報

貞興(花押)

按、以上寺家觀音寺に藏む、

生駒家舊案

此舟之儀、秀吉様御看御馬之飼、生甚江被仰付候間、即白子之次郎九郎ニ被申付候條、津々浦々に而も無相違、御通可被成者也、爲其如此申入候、恐々謹言、

天正十三 二月二日

殿 様 御奉行衆

上野様 御奉行衆

源五様 御奉行衆

飛驒殿 御奉行衆

九喜殿 御奉行衆

右之御中

按、白子町家に藏む、

○足利義滿舊案

伊勢國栗真庄中山圓光寺事、爲祈禱所之上は、寺領等諸公事、并寺護役已下、向後所免除之狀如件、

應永四年六月三日

按、上野圓光寺に藏む、

○嘉承二年稻生社下文

攝政右大臣家政所下 伊勢國稻生社并栗真御庄、

可早任年來例、且停止彼此非論、且召遣監行下手人

事、

稻生社四至、

西限國府東被河、 東限白子濱、

南限井手橋南畔、 北限菴藝川曲郡堺、

栗真庄四至、

限此間虫喰

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

限

下脱
按、【朝野群載】に出、

安濃郡

○荒木田神主舊案

注請 瑞垣御門御幌絹一疋五丈事、

安東郡

右大神宮瑞垣御門御幌絹常祭料、任先例所請如件、

年號九月十六日

權禰宜大物忌父荒木田神主名乘判

同

注請 玉串御門御幌絹一疋三丈事、

安東郡

右大神宮玉串御門御幌絹、任先例所請如件、

年號九月十六日

權禰宜宮守物忌父荒木田神主名乘判

同

注請 第四御門御幌絹一疋五丈事、

安西郡

右大神宮第四御門御幌之絹、任先例所請如件、

二通同前

年號九月十六日

權禰宜地祭物忌父荒木田神主名乘判

○內宮一禰宜舊案

御座之注文、并三色物忌等、重々御門御幌事、注進献

覽之、任先例可令致沙汰給候、恐々謹言、

九月十六日

謹上 大宮司殿

按、以上建久三年注進、太神宮年中行事に出、

○和州阿倍崇敬寺舊牒

東大寺別院崇敬寺牒

齋宮別當殿 衙、

欲被早任官省符並公判、祭主官司判狀、永停止寺領

草生庄田在郡司等、切充齋宮寮納米、令責勘庄内住

人田堵等愁事、

在安西郡草生村、

十五條七疋井里十三坪九段三百步、

十四坪九段二百廿步、十五坪一町、十六坪九段百八

十步、十七坪五段百卅步、井地、十八坪六段百五十八、

十九坪一町、廿坪一段卅步、廿一坪二百步、廿二坪

五段二百卅步、廿三坪八段百廿步、廿四坪五段百廿

步、廿五坪竹原九段百八十步、廿六坪竹原田九段三

百步、廿七坪一町、敷地、廿八坪廿九坪、同地、卅一

坪、同地、卅二坪、同地、卅三坪二段、卅四坪二段百

步、卅五井門田九段、卅六、井門田九段三百步、

八蕨生里一麥生田八段十八步、二畠田二段廿步、三野

田二段、四坪九段百廿步、五坪井戸田九段百卅步、

六垣内田五段百步、七荒木田二段、八國手田九段廿

步、九國手田八段廿步、十界本田九段廿三步、十一

山井九段百廿步、十二麥原田一町、

十六條七川村里廿八坪二段、廿九坪五段卅、手治田三

段廿步、八板糟里六竹原田五段廿步、七竹原田五段、

井地、八竹原田八段二步、井地、十一坪一段、井地、

十二坪二段、井地、十七坪七段百步、井地、十八坪三

段卅步、井地、十九坪三段、井地、廿坪百廿步、井地、

廿一坪二段廿步、井地、廿二坪、山、廿三坪、山、廿四

坪、山、廿七坪、田井山、廿八坪三段、井地、廿九坪六段、

卅坪一町卅步、

池壹區、十六條は板糟里廿六坪、四至東西南北山、

牒寺家者、是本願老大臣安倍倉橋麻呂卿奉爲鎮護 國

家所建立也、所領田藪併以 勅施入、自爾以降敢無他

妨、就中伴庄奉祈 聖朝寶祚萬代、法花長講佛僧供料

所被施入也、而今得庄解備、官省符寺領不輸租田之内、

在郡司背於 公判之旨、功充齋宮寮納米并色々分用、

令責勘庄内住人由堵等、早被言上事之由於本院、被停

止郡司使等非理之務者、偏勤仕寺役者、如解狀者、往

古 御願寺所領官省符庄田地子米之内、以佛物何功進

神用乎、尤有禁忌、神事違例依如此事也、爲寺家之大

愁莫禹於斯、仍牒進如件、乞衙察狀早任道理、被停止

郡司功物者、將仰正理之貴、彌致鎮護 國家之勤矣、

故牒、

永保二年五月十日

別當大法師 源世 都維那法師 虔園

上座大法師 壽安 權都維那法師 定禰

權上座大法師 賴專

寺主大法師 永慈

權寺主大法師 覺能

按、東大寺寶庫に藏む、

○北畠具教舊案

五百三十六石五斗八升、とらせへ
しまちや

家八十七 屋敷七十一

天正貳甲申年九月五日

按、尾州に逸存す、

○乙部藤政舊案

なをく屋しき四ヶ所之分も、無別儀候得共、

淨幸かた之儀、お末代申付候間、相違有間敷也、恐々謹言、

天文十五年十一月吉日

藤政

少仁坊

按、少仁坊は報恩寺の住侶、此案報恩寺に藏む、

○元久二年本職

政所下 安濃津所司定使等、

可早任被下旨、以三宅安近、令補任當津

御厨三番別當職事、

右件職事、任次第證文、以安近可令辨行之由所被仰下也、然則以安近補任彼職如件、司住人宜承知依件行之、不可違失、以下、

元久二年正月十七日

散位藤原朝臣

○教高舊案

勢州安濃津觀音寺之事、

右惠日山觀音寺者、津内爲開發領主、代々被致御祈禱精誠之間所令諸役停止也、當日被官人等不可有其煩云々、

雖然寺家若有猥子細者、可致敗者也、仍之狀如件、

康正元年十一月三日

教高

按、〔體源鈔〕筆系圖云、伊賀判官代教高と云是なり、

○後柏原帝諭旨

蓬萊山六大院心主、隨緣轉法輪處、十界三密共成佛土、按、此諭旨永正七年六月下し給と云、

○後奈良帝諭旨

法印二口、權僧都二口、權少僧都權律師各三口、所被寄置當院也、彌可奉祈寶祚延長者、天氣如此、悉之以狀、

天文三年三月三日

左中辨

六大院法印御房

同

當院事爲 御願所、可奉祈天下安全寶祚延長者、依天氣執達如件、

十一月二日

左中辨

謹上 六大院法師御房

按、以上觀音寺に藏む、

○度會常農寄附書

永代令寄進灯明料之事、

右爲納所村神宮寺御倉堂之灯明料、御糶田之内、拾一毛村高壹石六斗令寄附者也、仍如件、

萬治元年戊戌十一月十六日 外宮長官常農(花押)

納所村 神宮寺

按、神宮寺にあり、

○富田知信舊案

知行所之事、

一百石は、

右令扶助畢、令可領知候也、

慶長八年二月朔日

知傳

伊藤又五郎どの、

按、津町家に藏む、

○長野植藤舊案

當寺寄進地之事隆爲如何様之闕所、於末代不可有相違者也、仍爲後日如件、

大永七丁亥年十一月三日

宮内大將禎藤(花押)

智永寺 御同宿

○長野藤定舊案

當寺寄進地之事、隆爲如何様之闕所、於末代不可有相違者也、仍爲後日如件、

天龜廿一壬子年五月一日

源次郎藤定(花押)

智永寺 御同宿

○長野具藤舊案

當寺寄進地之事、雖爲如何様之闕所、於末不可有相違者也、仍爲後日如件、

元龜三壬申年五月廿三日

次郎具藤(花押)

智永寺 御同宿

按、以上智永寺に藏む、

○木造大膳舊案

安藝備後之内にて虫喰 知行目錄、

一四拾八石五斗、

備後 上田村、

一貳拾五石六斗九升、

同 神石郡内 下村、

一四拾石、

安藝かた郡之内今田村、

一虫喰拾八石、

同 高田郡内 はさ竹村、

一五拾石七斗二升、

同 山方郡之内 川戸村、

一拾壹石五斗、

同 郡内 山邊村、

一五石五斗六升、

同 郡内 戸谷村、

合貳百五拾石

右令扶助候、全可被納所者也、

慶長十二年正月晦日

木造大膳(花押)

萩野五郎兵衛殿

按、關驛家に藏む、

○清淵明神上梁文

康和五年癸未六月廿五日壬申造始、七月四日辛巳造畢、同五日壬午令居住賴氏御前矣、又久安五年己巳七月十九日戊戌、

大中臣賴氏、

木作僧泰勢、

行事等、
有司物部貞良、
齋任源惟宗、
當職兄縣末元、
執筆檢非違使伴政忠、

同

注進
寛元二年甲辰二月十一日壬午、大明神御棟上奉造立之處也、
大工 細數恒、
濕尾重守、

忍田村地頭殿紀宗馬一疋、雲林院村地頭殿沙彌新入馬一疋、生原村地頭殿源宗數馬一疋、椋木村地頭殿藤原貞好馬一疋、鴨尾村

溝淵大明神御造營者、村々御修理、右造宮之間結縁之輩、禰宜宮人等、息災延命增長福壽安全泰平也、

同

注進
文永七年歲次庚午閏玖月廿九日丙申、大明神御棟上奉造立之處也、
大工 中原爲未、

一村忍田地頭馬一疋、二村雲林院地頭馬一疋、三村生原地頭馬一疋、四村椋本地頭馬一疋、五村和田隼人馬一疋、

奥書如前、

同

索訶世界南瞻部州大日本國東海道勢州路、安濃郡武部郷雲林院村、溝淵大明神奉社頭造宮者也、

大檀那藤原朝臣雲林院十一代、藤保、伏希依此信心願力、武

運飛天下、高名馳四海、怨敵捲旗去、壽山高聳、福海彌

深、家門繁興、子孫榮盛、萬民和樂之起本也、就造

宮勵功輩者、明神蒙加被、而極富貴於現、恣榮花於世、

現當二世、福報充滿、善增惡滅、望處如意矣、仍信心

願主敬白、

柱立 永祿十三庚午年十一月十六庚辰日、

新始 元龜二辛未年正月十九日壬午日、

礎居 同 二月十八日庚戌日、

造宮奉行 岡島九良右衛門尉光盛

鹿間次良左衛門尉盛生

藤井兵庫助景勝

大工 平氏和泉守家定

棟梁 藤原氏三日子若狹守宗保

兩禰宜 西 橋本搦磨

東 但馬守

面々肩衣袴なり、以次狩野法眼永真が勘物備天覽、是は去々年十一月勅を奉り吟味せし故の考なり、爲御用寫留之、

此間被召寄被仰付候墨畫鳥の扇の事、謹而考候處、勢州ニ加良濱と申社御座候、先祖元信參詣仕折節、

社改甚及破候に付、社人江申入、何にても繪を以社之御爲に罷成事はなく候哉と申談候處、上古は鳥扇

とて金岡と申人之本を以書たる扇を、社々諸國江出、稻代の祈禱仕候を、其本斷絶故、祈禱主も少き由ニ

付、元信即座に持たる扇へ烏かきて、如此は如何と申候、社大望にて五ヶ日逗留、一日百枚づゝ、都台

五百枚出遣たる由、家之出物に御座候、恐乍此通御披露可被下候、以上、

芝山中納言様
御小姓扇御披露
右去年の考なれども、所存有て暫不奏之、今日奏畢云々、寛文九年十二月廿一日少曇、藤堂和泉守中略、使者之侍、仲人を以鳥扇のこと尋るに不分明答、故下官尋たる分計にて御用とは不申聞、非藏人丹波居合せ、其鳥扇とやらん申一幅所持仕候と申に付、晚刻一見の約を

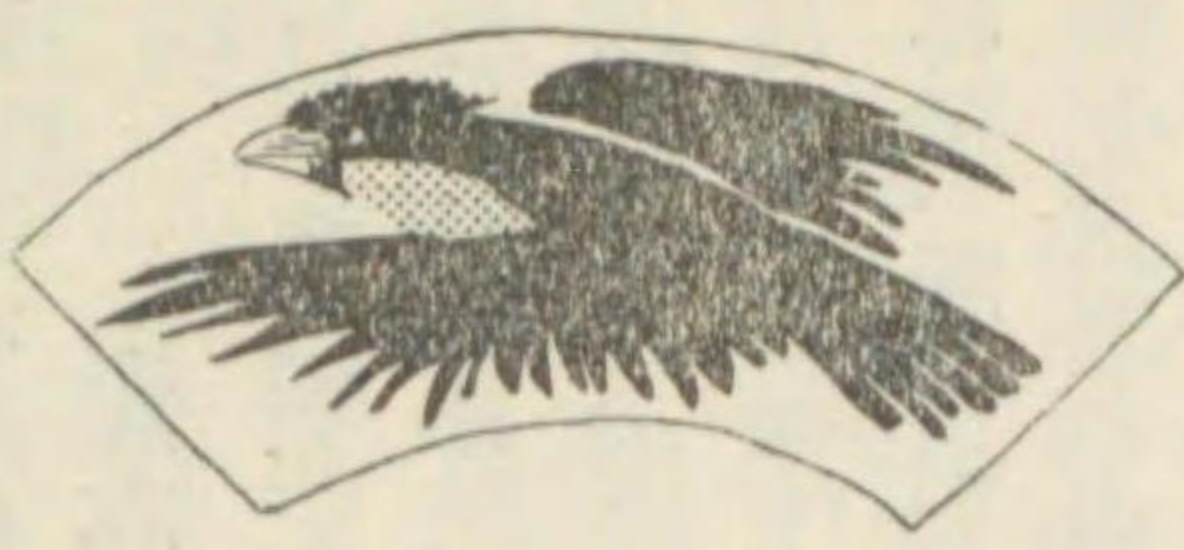
壹志郡

○狩野永真舊記

神入三月十二甲戌日、寶堅五月廿一壬午日、棟上馬之事、地頭殿二疋、御隱居一疋、忍田殿一疋、近習中一疋、禰宜在地一疋、杣手間三百廿餘人、大工手間七百餘人、大檀那雲林院工藤高均、奉施入鳥居一字、當郡惣社、按、雲林院村溝淵社にあり、

芝山傳奏日記曰、寛文四年十一月四日晴天、鷹司攝政、近衛亞相、廣橋儀同、葉室亞相、東園中納言等、院御所へ召し御茶被下之、鷹司近衛上壇、餘下壇高辻少納言等拜膳、院仰曰、御かけもの鳥一羽扇面に描、是鳥羽の覺融僧正筆の由、あまり見事故に御賞觀の由なり、廣橋恐ながら狩野元祖法眼と奉存、其子細は先年愚父申聞、御文庫に納りたる扇に墨畫の鳥は、勢州より獻じたき由所願の者候て執奏候が、狩野と申たるを覺候由申上らる、叡感不淺、下官に勅ありて吟味すべき由なり、未刻退出、折節藤堂主馬良一より下官方へ使者越候故、以長大夫尋さするに、不存子細云々、依之繪所のもの共尋遣了、寛文六年正月二日、法皇御方違修學院へ御幸、供奉の

なし申下刻退出、入夜丹波携來彼一軸、畫體御物に少も不違、裏に源顯統之銘あり、右有金岡卿巨勢氏昇大納言、妙畫拔群、一葉之遺世、資寶之加羅須、大歲社有卿之畫扇數枚、後世散已、小森氏貯一枚、余一看懷舊、感慨已浸襟、故使垂水信元模寫之、染翰于其背傳云々、しかれば永眞が先年申たる勸物、いぶかしくて、直に參院御慰にもと、右の子細申上るに付、御物を出され引合すに、似て不似各別なれば、御物は元信なるべし、



古鳥扇之圖

乍去金岡の古扇に見かはす繪の風に、扇一ぱいに畫たる、狩野さるものぞと御笑あり、退出及夜半過、丹波方へ一軸爲持返之、使右門、

に其古畫を得るを以、臨寫して梓に壽して、社司清政が許に貼り侍る、

○具方政勝舊案

當寺開山之事速成就、誠以歡喜不可過之乎、仍爲寺領三拾石貳拾貫寄進之、可被全寺務之狀如件、

文明十八年二月十日

政勝(花押) 具方(花押)

淨眼寺玄虎長老

○後土御門帝繪旨

勢州淨眼寺住持玄虎江、被免紫衣、宜奉祈國家安全、寶祚長久者、依 天氣執達如件、

文明十八丙午曆八月念八日 左少辨(花押)

○北畠材規舊案

當寺之事、愚老可爲牌所候、諸役等之儀免除申上者、於子々孫々不可有相違候、爲後證進懸龜候也、恐々謹言、 桂月十一日 免方(花押)

淨眼寺

○宮内少輔舊案

(花押)

淨眼寺住持職之事存知上者、知行不可有相違之旨、依仰執達如件、

永正拾貳年六月十九日

宮内少輔(花押)

令應藏主

○北畠具國舊案

爲榮種 舟堂般事、漸之進旨、諸浦一切無其役可被仰付候也、恐々謹言、

永正十六 六月十日

(花押)

淨眼寺東堂

按、右に載る所は、今淨眼寺に藏るところのものを抄寫して、其事實の殊なるを以列子あり、自餘式少輔國兼、北畠家歴世、住持職を任する舊案あり、其文同きを以略す、服部采女正一忠の寄附狀、或は本寺永平寺の文書等枚舉に違あらず、故にこゝに略す、

三國地志卷之九十五

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國 舊案

飯野郡

○國司北畠家舊案

半峯兩宮木事、在庄之家薪仁伐採事堅御停止候、其外材木等之儀、從是御所望之外不可伐採候、在庄家此旨可被申聞之由所候や、恐々謹言、

天文五 七月八日

國兼(花押)

堀口彦左衛門尉殿

同

當郷牛嶺兩宮社領夫役、其外諸事、跡々の御代に御判形不可有、若役蛸路江被仰聞候、恐々謹言、

七月晦日

津田小掃之助良(花押)

島 石見守滿榮(花押)

稻生因幡守氏俊(花押)

安保攝津守實寄(花押)

三國地志卷之九十四終

堀江彦五郎殿 御宿所

同

當鄉牛峯兩宮社領、延年人夫爲立料、祭以下退轉之由候、此兩宮之儀者、大神宮爲末社之祭、從前々別而御崇敬之上者、自今以後彼社領御寄進候、萬一爲御雇政所隆有申儀、不可有御許察候、永代不可有相違之旨、蛸路江可被申聞之由取候也、恐々謹言、

天正貳後十一月廿六日

(花押)

堀口彦五郎殿

同

追而被仰遣候、他國他所鑄物賣買錢、堅令停止候、可被得其意候、

一棟別貫別口錢傳御免之事、

一關駒口津料、諸賣買御免之事、

一時々追立傳馬人足、一切新儀御免之事、

一鑄物師同然喧嘩口論者、可爲相合之事、

一鑄物師之面々家來等同前、諸役一圓御免之事、

右條々御領掌之上者、於末代不可有相違候、此旨鑄物師之面々可被申聞候也、謹言、

元龜二 十二月十一日

(花押)

同

○天正古案曰

於黑邊阿和會蛸路鑄物師家來之者之事、諸役從先規御免之上者、上使口錢等之儀茂被成御用權候、得其意鑄物師之面々共可被申聞候也、謹言、

十二月五日

(花押)

垂水とのへ

同

於細波雲出屋甚三郎、他國之鑄物師申合、釜居置候由、阿和會蛸路之鑄物師之面々申上候通御存知候、御停止之儀候間、彼甚三郎許へ以色節申届、釜可拔置候、從權門方被申儀雖有之、不可有御許容候也、謹言、

八月十二日

(花押)

垂水とのへ

同

鑄物師御免除之事

一棟別貫別銀錢、

一雜用筆先指出、

一津料駒口 傳馬、

一糠葉追立 門次、

一關船賃新儀役、

一軍勢甲乙人監妨狼藉之事

一伐採山林竹木事、

一放飼牛馬之事

右條々堅被停止事、萬一相違犯之族者、速可被處嚴科之由、依仰下知如件、

天文二年八月

左衛門尉(花押)

右兵勝尉(花押)

按、高山寺ニ藏ム、

多氣郡

○嘉承二年太政官符

太政官符 伊勢國并齋宮寮、

應勘申齋宮寮雜物事、

右正三位行權中納言源朝臣基綱宣、彼宮所在雜物勘錄令申者、國寮宜承知、依舊相共勘申、符到奉行、

從四位上行左中辨

嘉承三年十二月四日

右大史正六位上朝臣

○同左辨官舊記

左辨宮下伊勢國、

應早速備伊勢齋王飯京輿事、

輦輿壹基、

腰輿壹基、

一喧嘩相合之事、

一諸商買役錢米、

一從他國鑄物師雖入商買、爲觸口可停止事、

右條々永代不可有相違者也、仍如件、

天正三十二年七月

信垂(花押)

垂水殿

按、蛸路村民家ニ藏ム、

○國司北畠家舊案

制札曰、初一行

板朽損、

右神山寺山林之事、

先年任御寄進之旨、可令領知者也、於此法度違犯之輩者、可被處嚴科之由、依仰下知如件、

延德貳年八月五日

式部少輔(花押)

○北畠政鄉舊案

定法度支

右神山寺山林之事、

先規任御寄進之旨、不可有相違者也、於此法度書違犯之輩者、可被處嚴科之由、依仰下知如件、

明應五年閏二月日

左衛門大夫(花押)

同

禁制

神山寺